



大東亞資料第一二號
昭和十九年七月

中共概說

極秘

永

441

大東亞省總務局總務課

機密圖書	圖書	內閣官房總務課
一七九		

302
159.

90652

凡 例

昭和五年共産軍が長沙を占領し、僅か十日間であつたがソヴェート政府を樹立したことに依つて、支那共産運動の重大性が世界的に認識せられるやうになつた。爾來ここに十五年、支那に利害關係を有する各國は競うてこの運動の研究・調査に従ひ、成就し得たところは決して尠少ではなかつた。すなはち本邦においても、独自の立場に基づき業績頗る見るべきものがあるが、微に入り細を穿ち過ぎたため、望洋の嘆なしとしない。本書はその缺を補ひ、中共の概貌を一目瞭然たらしめる意圖の下に、本課及び支那事務局總務課囑託が集體執筆したもので、分擔左のごとくである。

石塚壽夫(第一章第四節、附録一、二、三、六)、太田哲三(第四章第一節)、小口五郎(第二章第二節、第三節、第四節、附録四、五)、波多野乾一(第一章第一節、第二節、第三節、第五節、第二章第五節、第六節)、増田涉(第四章第一節)、山下信庸(第二章第一節)。

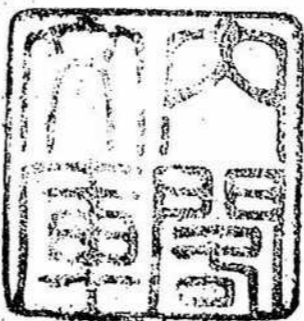
尙中共の對日態度に關しては、第二章において一節を設けて敘述する豫定であつたが、都合に依り別途處理することとなつた。記して讀者の諒恕を請ふものである。

昭和十九年七月

302
159

大東亞省總務局總務課

内閣文庫
九〇六五二号
初書
冊



目次

第一章 組織……………一頁

 第一節 黨……………一

 第二節 政……………六

 第三節 軍……………二二

 第四節 勢力分布狀況……………二六

 第五節 指導者……………三三

 第一項 概説……………三三

 第二項 列傳……………三四

第二章 政治……………三三

 第一節 指導理論……………三三

 第一項 新民主主義以前……………三三

 第二項 新民主主義……………三七

第三項 新民主主義以後……………	四三
第二節 中共地區に於ける政治……………	四七
第一項 中共地區……………	四七
第二項 陝甘寧邊區施政綱領……………	四八
第三項 行政制度の輪廓……………	五一
第四項 三三制の選舉……………	五三
第三節 中共地區に於ける民衆工作……………	五五
第一項 民衆團體組織……………	五五
第二項 宣傳工作……………	五八
第三項 擁政愛民運動……………	六一
第四節 湘平地區に對する施策……………	六三
第一項 中共の謀略宣傳……………	六三
第二項 日本側に對する工作……………	六五
第三項 國府側に對する工作……………	六七
第五節 國共關係……………	七〇

第一項 概説……………	七〇
第二項 カミンテルン解散以後……………	七三
第六節 國際關係……………	七九
第一項 蘇聯との關係……………	七九
第二項 米國との關係……………	八三
第三章 經濟……………	八六
第一節 基礎理論……………	八六
第一項 新民主主義の經濟……………	八六
第二項 土地革命の轉換……………	八九
第三項 根據地の經濟組織……………	九五
第二節 中共地區に於ける經濟施策……………	九七
第一項 序説……………	九七
第二項 土地政策……………	九九
一 抗日根據地に於ける土地政策……………	九九
二 敵對據點地の土地政策……………	一〇三

三 減租減息政策の實施過程	一〇五
四 土地所有關係の變化	一〇八
第三項 生産建設	一〇九
一 農業政策	一一〇
1 封建的搾取體制の改革	一一〇
2 富農生産政策	一一一
3 雜民移殖政策	一一二
4 勞働力の再編成	一一二
5 農業貸款政策	一一四
6 農業技術の改進	一一四
7 農民の組織化	一一五
8 結言	一一六
二 工業政策	一一七
1 陝甘寧邊區の公營工業	一一七
2 手工業・家庭工業及工業合作社	一一八
3 勞働政策・趙占魁運動	一一九
三 商業政策	一二〇

四

1 商業自由の原則	一二〇
2 統制經濟と公營商店・合作社	一二一
3 平糶工作	一二一
四 合作社運動	一二三
1 合作社の意義及任務	一二三
2 合作社の組織とその内容	一二三
3 合作社の普及状況	一二四
第四項 財政政策	一二四
一 財政制度	一二五
二 租稅政策	一二五
三 節約問題と精兵簡政	一二七
四 公營經濟	一二八
第五項 通貨政策	一二八
一 邊區券制度	一二八
二 邊區券の發展過程	一二九
三 邊區券の流通變化	一三〇

五

四 發行準備 雑誌 委託印刷費 寄附金	一四二
第三節 和平區に對する施策	一四四
第一項 對敵經濟圍撃の展開	一四四
第二項 經濟逆封鎖	一四七
第三項 食糧圍撃	一五一
第四項 和平區物資吸引工作	一五六
第五項 和平區建設事業妨害及便乘工作	一五八
第四章 文化	一六〇
第一節 教育	一六〇
第一項 黨軍政の教育組織	一六〇
一 黨の教育組織	一六〇
二 軍の教育組織	一六二
三 地方行政機關の教育工作	一六三
第二項 中共の教育と農村教育の傳統	一六四
一 民衆教育	一六四

本

二 普通教育	一六五
三 現職幹部教育と學習運動	一六九
四 青年隊	一七〇
第三項 幹部養成學校	一七一
一 中國人民抗日軍政大學	一七二
二 陝北公學	一七三
三 魯迅藝術學院	一七四
四 中國女子大學	一七四
五 其他	一七五
第二節 文化	一七五
第一項 文化理論	一七五
第二項 文化工作	一七五
一 陝甘寧邊區文化協會	一八四
二 各種文化工作狀況	一八四
三 最近決定された文藝政策	一八六

- 一 中國共産黨組織系統表……………折込
- 二 中共政權組織系統表……………折込
- 三 共産軍組織系統表……………折込
- 四 陝甘寧邊區施政綱領……………一九一
- 五 晋察冀邊區施政綱領……………一九四
- 六 中共年表……………一九八

第一章 組織

第一節 黨

中國共産黨以下単に中共とするの成立は一九二〇年であるが、組織の點においては記述に値ひしない。翌一九二二年の一大會で、黨はじめて正式の指導部を持つことになった。通説に據れば中央委員長に陳獨秀、副委員長に周佛海、委員兼組織部長に張國燾、宣傳部長に李達、廣東特派員包惠僧、長江同周佛海、日本同張太雷、北方同劉仁靜が選ばれたと云つてゐるが、出席者の一員陳潭秋の後年の手記に據れば、委員長制ではなく、『臨時中央局』制であり、中央局員として陳獨秀・張國燾・李達が、局員候補として周佛海・李漢俊・劉仁靜が選ばれたとなつてゐる。恐らくこの方が真相に近いであらう。尙、陳に據れば、黨の組織原則は入黨條件に關しては露西亞ボルシェヴィキ革命の經驗に習ふべきだとの決議を採擇し、以て『支那におけるボルシェヴィキ黨』組織の基礎を定めたといひ、『黨規』の確認をやつたといつてゐる。この『黨規』なるものが發見されるならば、黨の初期の組織狀況が判明するであらうが、筆者の察聞なる、未だ實目するに至らない。

二全大會は一九三二年七月廣東で開催、この時までに組織された支部は順直・廣東・湖南・江蘇・湖北・山東・浙江・安徽・四川・奉天各省であつた。二全大會は第三インターナショナルへの加入を決議し、大會宣言を發表したが、組織方面においても相當形を整へるに至つた。すなはち、全國代表大會を最高機關とし、大會開會中は中央委員會が最高機關となる。中央委員會に總書記一名を置いて最高領袖とし、陳獨秀、中央委員會の下に中央政治局を設けて政策決定の最高機關たらしめ、政



海防主席は總書記兼任、外に宣傳・組織・職工・農民・婦女各部長、黨報編輯委員會を置いた。地方組織として各區區委員會、地方委員會、支部、小組となり、小組が黨の細胞、支部が黨の基本組織である。

二、全大會から一九二七年五月一日開會の五全大會までは、大體この組織系統を踏襲してゐたが、五全大會では中央委員會、中央局、省委、市委、區委、支部、小組といふ組織系統になつた。周としては長江、北方、南方、瀋陽の四局があつた。

一九二八年莫斯科で開かれた六全大會は、立憲以來最大規模の大會であつたが、組織の面においても黨の修正があつた。すなはち十五章五十一條に及ぶ詳細なる「中國共產黨黨章」が採擇せられたのである。黨大會はその後際が居らず、従つて黨章にも修正なく、これが現行の黨章であり、黨の組織を檢討するには、これ以外に據るべきものがないのであるが、分地を採録出来ないで、概要を示すにとどめて置く。

先づ各章の標題を擧げる。——名稱、黨員、組織系統、支部、城郊區の組織、縣及び市の組織、省の組織、黨の全權會議、黨の全國大會、中央委員會、審查委員會、黨の紀律、黨の財政、黨團、共產青年團との相互關係。——右の順序に従つて左に重要な點を解説する。

(一) 組織原則。民主集中制であり、その根本原則は次ぎのごとくである。(1)下級黨部並びに高級黨部は、黨員大會、代表會議、及び全國代表大會から選舉する。(2)各級黨部はその選舉に關して定期報告をしなければならぬ。(3)下級黨部は必ず上級黨部の決議を遵守し、黨規を遵守し、共產國際執行委員會及び黨の指導機關の決議を迅速且つ確實に執行せねばならぬ。或る區域を管轄する組織は、該區域内の各部分の組織に對する上級機關である。黨員は黨内の問題に對して、權限ある機關の決議前においてのみ爭論することが出来る。共產國際代表大會、或ひは本黨代表大會、若くは黨内指導機關が

提出した決議は、無條件にこれを執行せねばならぬ。解説を述べ、一部の黨員或ひは一部の地方組織が、該決議に同意しない場合でも、これを無條件に執行せねばならぬのである。

(二) 組織系統。(1)各工場、作業場、商店、傳道、農村、小都市、軍隊の中に支部黨員大會、支部委員會を置く。(2)城郊或ひは城區内に區黨員大會或ひは區代表會議(黨員大會を含む)がある。(3)縣或ひは市の範圍内に縣或ひは市代表會議(黨員大會を含む)がある。(4)特別區(黨員は黨の一種を包摂するもの)に特別區代表會議(特別區黨員大會を含む)がある。特別區組織の必要ある時は、省委の決議によりこれを組織する。(5)省に省代表大會、省代表會議(黨員大會を含む)がある。(6)全國に全國代表大會(中央委員會を含む)がある。(7)各黨部の職務の指導を容易ならしめるため、中央委員會は、數省の範圍内に中央執行局或ひは中央特派員を設置する。中央執行局、中央特派員は中央に對してのみ責任を負ふ。

(三) 黨部機關。各特異の任務を遂行するため、各級黨部委員會の下に部或ひは委員會、例へば組織部、宣傳部、職工運動委員會、婦女運動委員會のごときものを設置することが出来る。部或ひは委員會は黨部委員會に隸屬し、その指揮を受けるとともに、所屬黨部委員會の承認を経て、その決議を實施する。

(四) 支部。黨の基本組織は黨支部に在る。黨員三、五以上を有する個所においては、新たに支部を組織することが出来る。但し縣委又は縣委組織に等しき區委の批准を受けねばならぬ。支部は黨と工農との聯繫をつくるための組織であり、その任務は次ぎのごとくである。(1)計劃的に主義の宣傳を用ひて黨外の勞働大衆中に黨のロードガンと決議を執行し、大衆を獲得すること。(2)黨の組織力に依り勞働大衆のあらゆる政治的經濟的闘争に積極的に参加し、革命的階級闘争の見地での要求を檢討し、大衆の革命行動を組織化し、勞働階級がすべての革命行動の指導的地位を取つるために闘争

し、労働大衆を獲得して以て一般中國の並びに國際的革命闘争に参加せしめること。(8)新黨員を募集・教育し、黨の出版物を頒布し、黨員及び無黨の大衆中に文化的・政治的・教育的運動を實行すること。

(五) 全國大會。黨の全國大會は黨の最高機關で、毎年一回開會する。その代表は省代表大會で選舉する。大會の任務は(1) 中央委員會・中央審査委員會報告收受並びに審査。(2) 黨綱上の問題の決定。(3) 一切の政治政策及び組織等の問題に關する決議案の決定。(4) 中央委員會・中央審査委員會等の選舉。

(六) 中央委員會。大會閉會期間における最高機關で、少なくとも毎三ヶ月一回全體會議を開かねばならぬ。中央委員會は黨を代表して他の政黨との關係を掌理し、黨の各種機關を設立し、黨一切の政治的・組織的活動を指導し、中央機關報の編輯を指定し、中央特派員を各省に派し、若しくは中央執行局を設置することを得るとともに、黨の財務及び黨勢を統整する。會はその委員中から政治局を選出し、中全會閉會中黨の政治的活動を指導するとともに、常務委員會を選舉して日常運動を進行する。會は各種運動部門を顧慮して各部・各委員會を設置する。その任務は中央の指示に従つて各その運動を遂行するに在る。部・會主任はなるべく中委を以てこれに任ずる。

以上の黨章に據つて一九三二年頃整備せられた黨の組織を概観すると、先づ第一に黨章第四十條に據る政治局があり、次に同第四十一條に據る部・會として秘書處・組織局・宣傳部・軍事部・労働運動部・共産青年團部・婦女運動部・農民運動部・ソヴェト區域部・諜報及反間諜課・檢察委員會があつた。更に第三十九條に據る中央執行局として滿洲・北方・長江・南方・江南・ソヴェト中央の六局があつた。現在の組織及び人的構成に關しては、附録一に示した通りである。

組織系統における若干の問題に關し説明を加へて置く。從來總書記なるものが黨首の地位と考へられてゐたが、黨章には

何等規定がない。さればといつて政治局主席といふやうな文字も見えない。適從に苦しむ次第であるが、すでに委員制である以上、必ず主席はあるべき筈で、中央委員會主席の椅子が黨首でなければならぬ。然るに中央委員會は常設機關でないから、今度は政治局主席の地位が重くなつて来る。黨首は當然政治局主席の椅子に求めなければならぬ。ところがこゝに秘書處なるものがある。文獻に依つてはこれが書記處となつて居り、書記が何人か居り、その主任格が總書記となつてゐる。政治局と秘書處との關係はどうか。どちらも中央委員會が選出(任命)し設置(設置)したものであるが、然し秘書處の方は「中央」の指示を受けることになつてゐる。この「中央」なるものは、中委會開會中は政治局であるから、結局秘書處が政治局の指揮を受けることになる。どうしても政治局主席の方が重くなる。そこで結局總書記なるものは、會つては黨首の椅子であつたが、今日ではさうでないといふ風に解釋せねばならぬ。

政治局と地方の各局との關係も同じやうに考へられる。中央委員會の分局的なものであつて、政治局の分局ではないのであるが、黨章第十四條に、「中央執行局或ひは中央特派員は、中央に對してのみ責任を負ふ。」とあり、この場合の「中央」は、中委會開會中は政治局であるから、結局、實際上において政治局分局見たやうなものになるのである。

常務委員會なるものが黨章に見えるが、中共文獻などには少しも出て來ないのである。存在してゐるのか否か、一向不明である。そこで想像を擴げると、政治局の構成に關して、二十數人説と九人説とがある。この九人といふのが或ひは常務委員會なのではあるまいか。

中央審査委員會なるものも存否不明である。尤も性質上チミな存在であるから、文獻に現はれる機會が少ないのかも知れない。

中央委員委員の人名に關しては、少なからぬ疑義がある。これは六全大會で選舉されたものであるが、當時これこれの人間が黨籍したといふ文獻が見當らないのである。現在傳はつてゐる人名は、一九三四年の第二回ソヴェート大會で選出されたソヴェート中央執行委員委員だともはれる。勿論實際では兩者共通ではあらうが。

第二節 政

こゝにはいはゆる「政」とは中共に依り、或は中共を主權として設定せられた「政權」を意味する。中共がこの意味の政權を樹立すべきであるとして最初に唱導したのは、ロミシテルンの支那通として知られたミンであり、唱導時期は一九二六年であつたといはれてゐる。二七年に入りてトロツキもこれを支持したが、スターリンは反對であつた。然し情勢の推移はスターリンをしてその持説を撤回せしめ、八・七會議はロミシテルン代表ロミナーゼ指導下に、ソヴェート樹立の方針を決し、これに基づいて十一月廣東省海豐・陸豐二縣に、中共農民問題の權威形に依つて、「南昌革命委員會」が設定せられ、四月間存続した。これが支那最初のソヴェートである。人に依つては同年八月一日の「南昌革命委員會」を以てソヴェートの濫用とする向きもあるが、同委員會は下記ソヴェート樹立の條件を具備せず、眞の意味のソヴェートと稱し難いのである。中共が取る地方を占領し、その占領が永續すべき見込が得た場合には、ソヴェート樹立を準備する。先づその政綱を編み、政綱施行の名の下に、並として資産階級等 に対して軍資金の徵收、財産の沒收、土地の均分等を行ひ、これが手段として階級掠奪、放水のテロ政治を併行させる。然る後工廠・兵太會を開いて人民委員を選舉し、右人民委員を以てソヴェート政府を組織するのである。ソヴェート政府を構成する人民委員は内務・財政・軍事・農民・經濟・教育・衛生・郵政・交通・司法

弊の各人民委員であり、人民委員會の下に總反委員會が置かれる例である。委員は表面は民衆から選舉せられることとなつてはゐるが、實際は中共の指定であり、ソヴェート政府は民衆代表者若しくは受任者たるよりも、中共の表現機關たる實質を備ふるに至る。政府成立を遂ぐるや、中共は豫め準備せる農業・財政・労働等の改革に關する各種法令を頒布實施する段階に進むのである。

(註) 鄉村における資産階級は、多くの場合地主にして高利貸を兼ね、農家地を地持し來つたために農民に白眼視されてゐた。すなはち「反動階級」であり、略して「階級」といふ。ソヴェート時代においては、農民は革命の柱となる階級と認められ、第一に排除すべきものとして扱はれた。従つて彼等を受け付けてゐた運命は、財産沒收・財産沒收・土地沒收・軍資金乃至身分沒收等であつた。然し今日ではやや情勢が異なり、無階級に放逐されるやうなこともなく、一應の存在が許されてゐる形である。どうしてそのやうな情勢になつたか。それを知るためには、中共の土地政策の變遷を追つて見る必要がある。何となれば、階級は畢竟地主であること、階級の編みであるからである。

これをコミンテルン中共文獻に徴するに、蘇聯の土地沒收が最初に規定したのは、コミンテルン執行委員會第七回擴大會議（一九二六・一一・一一）である。すなはちその第二十八回會議で採擇された「支那に於ける情勢の問題に關する決議」がそれである。中共は、プロレタリアートの農業階級の根本的要求として、土地所有の要求を提出しなければならぬ。とはいへ今日においては、支那各地の經濟的・政治的特殊性に順應し、農民階級を分化させなければならぬ。……國民政府領土内においては、農業革命の機關は具體的形態を採らねばならぬ。黨と農民とは、農民を革命の側に引入れるため、ただちにそのとき政策を實行しななければならぬ。(一) 小作料を極度に軽減すること。……(四) 寺院・教會・反動軍閥・官紳・國民政府に對し内戦を行ひつゝある一の所有地を沒收すること。これが該決議の概要の一節である。

これを發展として、翌一九二七年八月七日の中共緊急會議は、大中地主の土地を沒收してこれを貧農に分配し、小地主には小作料の引下げを行はしめることを決議し、つづいて同年十一月九日の擴大會議は、「すべての地主の土地は無償にて沒收し、一切の私有地は完全にソヴェート國家の労働人民の公有に歸する」と決議した。一九二八年七月の黨六全大會は、前開各決議の趣旨を綜合して「土地問題決議案」を採擇した（外務省情報部『支那共産黨史』二五二―二五三頁）。それは、「無代償で農民・地主階級の財産・土地を沒收し、農

一はいはゆる中華民国政府で、それは帝國主義の工具であり、軍閥官僚地主貴族階級が、用ゐるで以て工農兵士、勞苦農民を壓迫する國家であり、蔣介石汪精衛等の國民政府は、すなはちこの國家の反革命政權機關である。一は中華蘇維埃共和國で、廣大なる、剝削せられし階級政府を全中國に建立し、數億の工農兵士、その他被壓迫階級の利益のために奮闘し、全國眞心の和平統一のために奮闘するに在る。その基礎は、蘇區・非蘇區の、數億の、被壓迫、被剝削の工農兵士、貧民、農民の願望と擁護の上に建築せられてゐる。それは廣大の威權を具有し、國民黨軍閥政府を打撃して、崩潰から死滅に至らしめつつ、必ずや非常に速かに全中國の革命勝利を収得するであらう。

中華蘇維埃共和國中央執行委員會は、全國代表大會の付託を受け、全力を竭して大會制定の政綱・憲法・労働法・土地法等、一切の法令・決議を執行する。鞏固にして廣大なる革命根據地を建立し、大規模の紅軍を創造し、大規模の革命戰爭を組織し、革命をして一省或は數省において先づ勝利せしめ、以て全國の勝利取得に至らしめよう。現に政府の工作開始の時に當り、特に全中國工農兵士、貧民、及び一切被壓迫階級に佈告し、一體に明白ならしめるものである。

この佈告を單なる史料として視るのは誤まりであつて、情勢の推移如何に依つては、或ははこの再演を見ることがあるかも知れないのである。現在中共はいはゆる『新民主主義論』などを標榜し、社會革命の目標を陳述してゐるけれども、何時この假借はかなぐり捨てられるかも知れないのである。その時になつて彼等の樹立せんとする政權は、正にこの中華ソヴェート中央政府でなければならぬ。この意味において、その主張を必ずしも古證文ではないのである。而して況んや新民主主義論といへども、畢竟二次革命論乃至二段階革命論に過ぎざるに於ておや。

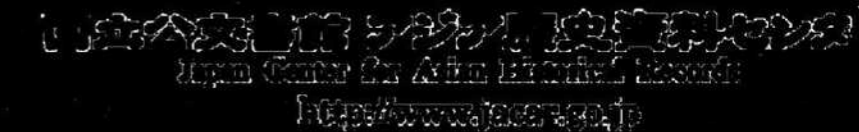
瑞金政府成立から一九三七年の國共第二次合作成立までは、結局ソヴェート政權時代であつて、その勢に消長はあつた。大抵ソヴェート隊六七、共産軍十萬以上を擁し、國民黨の統治に反抗して來た。然し一九三〇年に開始せられた蔣介石の討伐は、一九三四年に至つて大いに成功し、十一月瑞金陥落し、共産軍は江西の本據を拋棄して西邊の餘黨なきに至つた。

爾來一九三六年までは黨・區・軍の最盛期時代に屬し、西安事件前においては、魯豫の共産軍すべて陝西・甘肅に集中し、その數五萬を出でず、江西・福建等の七省に、殘留せるもの三萬五千を合算しても、到底十萬に達せず、ソヴェート政權としては僅かに陝甘ソヴェート一區を獨りに過ぎなかつた。

然し彼等は執拗にその努力を傾注し、陝甘ソヴェートを基礎として勢力を擴大しつつあつた。間もなく西安事件起ると、の結果國共第二次合作交渉が秘密裡に開始されると、中共はソヴェートを特區に改稱して國民政府の支配を受けるといふ條件を持ち出した。やがて支那事變となるや、共産軍の國民革命軍改編入軍に夾いで、九月六日國民政府行政院の批准を経て、陝甘寧特區政府を設立したのである。だがこれは中共側でいふところでは、蔣介石側ではこの九月六日の行政院批准を認めず、中共が勝手に陝北に割據したのだと稱し、兩者は機會ある毎に水掛論を繰返してゐる。

然しその論争はともあれ、陝甘寧邊區なるものは現存してゐる。その範圍は陝西北部、甘肅東部、寧夏南部の三省交界に位置し、包括縣數三十四縣(中共では二十五縣といつてゐるが、それは彼等が勝手に従来の行政區劃を變更してゐるのである)、中共中央の所在地、共産軍の總後方、支那赤化の根據地、抗戰の本據、而して何よりも事實上のソヴェート隊として、中共以外の何人にも、一指を染めさせない特殊地域になつてゐる。

中共の政權は、然しこの陝甘寧邊區にとどまらないのであつて、八路軍・新四軍の游撃するところ、何處邊區と稱する地域が層見層出、その數全支に亘つて約二十區と稱せられてゐる。その政權形式は抗日民族統一戰線の形式であつて、中共は蔣に隠れてヘゲモニーを握つてゐる。この種の政權中で歴史最も古く、典型的政權といはれるのは山西察哈爾・河北三省に亘る晋察冀邊區である。これは山西派の犧牲救國同盟會(簡稱牺盟會)、國民黨、中共の寄合世帯で、蔣介石・閻錫山・程潛(自立當時の



第一回区司令長の批准を経て設立せられたものであり、横盟の領袖宋勳文が主席となつてゐるが、宋はロボットに過ぎず、國民黨系統の勢力も微弱で、實権は中共の晋察冀軍司令張榮臻に握られてゐる。表面だけは桃色政權であるが、内實は赤色政權である。

華北赤色地區の政權は、大體右に述べた陝甘寧・晋察冀兩區の型に屬するが、華中のそれは純然たる共產軍である新四軍の游撃根據地たる性格を多分に持つて居り、赤色地區の第三種といへるやうである。現存赤色政權の詳細に關しては、本章第四節、及び第二章第二節で敘述せられる筈であり、本項はその序説として讀まれたらう。

第三節 軍

共產軍を持つてゐるといふことは、中共の最も顯著なる特徴である。事なくして中共は今日の猖獗を致し得たであらうか軍あつて黨の活動も盛んになり、政權亦隨つて起る。それは單なる戰鬥部隊でなく、共產主義の宣傳隊であり、民衆の組織者であり、一言にしていへば、中共の政治目標を實現するための武力、更に約言すれば政治的軍隊である。

このやうな武力を持つことは、中共立憲以來の意欲であつたが、黨勢微弱な間は勿論實現出来ず、僅かに北伐の過程において多少赤がかつた軍隊が出来かかつてゐたに過ぎない。一九二七年國共第一次分離後、南昌八・一暴動に参加した葉挺・賀龍兩軍がこのやうな軍隊であつた。然し眞の意味における共產軍はこれではなく、一九二八年四月成立の朱・毛軍が濫觴である。八・七會議後湘南で秋收暴動を起し、その經驗に依つて農民バルチサン隊を組織した毛澤東と、八・一暴動後國民黨

軍に混入し、廣東コムミュニオンに際し叛變した朱德との合體した「工農紅軍第四軍」こそ、共產軍の元祖である。

それはやがて成長して、一九三〇年の十四軍七萬五千となり、その游撃に依つて所在にソヴェト區が簇生した。一九三一年初頭四ヶ軍團二十萬、この年十一月瑞金に中華ソヴェト中央政府成立。三二年初頭六方面軍三十萬六六ソヴェト區。然し一九三〇年以來の蔣介石の討伐に依つて、三三年初頭十萬に減じ、三四年瑞金陥落、こゝに共產軍の西遷となり、踏破二萬五千支里、陝甘に落ち延びて殘局を支持すること二年、三六年十二月の西安事件は、十年對立の國・共關係を清算し、三七年支那事變後國・共再婚、共產軍主力は國民革命軍第八路軍に、江西等の七省に殘留した支隊は三八年五月新編第四軍に改編せられたのであつた。

三七年改編當時の八路軍の兵力三萬、三八年末八萬、三九年二十八萬、四〇年三十二萬に増加してゐる。編制は改編當時總指揮朱德、副總指揮彭德懷、參謀長葉劍英、第一一五師長林彪、第二二〇師長賀龍、第二二九師長劉伯承、旅長陳光、徐海東、張宗遜、王震、王宏坤、陳賡の三師六旅であつた。三九年第十八集團軍と改稱。總司令朱德、副總司令彭德懷、參謀長葉劍英、總政委王家祥、三師長六旅長の外に軍區司令として徐向前、張榮臻、劉伯承、河防司令として蕭勁光等の名が見える。現在の編制は附録三のごとくである。

新四軍三八年改編當時の兵力は五千、三九年七萬、四一年皖南事件に因つて五千の兵力を失つたが、今日では無論それを恢復し、十萬と見る向きもある。編制は改編當時軍長葉挺、副軍長項英、參謀長張雲逸、政主袁國平、第一支隊司令陳毅、第二同張鼎丞、第三同張雲逸、第四同高俊亭の四支隊で、一支隊は三團から成つてゐた。皖南事件當時は六支隊になつてゐた。同事件後中共軍事委員會は獨自の立場から同軍を再建し、軍長陳毅の下に粟裕、張雲逸、黃克誠、彭雪楓、李岷念、譚

森林・張開の七師制とした。現在の編制は附録三のとくである。

共産軍は單なる戦闘部隊でなく、中共の政治目標を實現するための武力だ。かかる軍たらしめるためには、中共は軍をして、常に黨のコースに沿はしめなければならず、従つて黨は軍に對して絕對的領導權を持つ必要がある。領導權の行使のためには、軍内に黨の機關と組織とがあり、これらの活躍に依つて、軍は黨のコース上に確保せられるのだ。政治委員・政治部・黨支部がそのいはゆる機關組織であり、これらは相互に緊密に聯絡しつゝ、軍内外及び民衆に對する政治工作を遂行し、軍の政治的任務を完成せしめてゐるのである。

- (一) 政治委員。軍内における黨の全權代表者。黨活動及び政治工作の指導者だ。集團軍・師・旅團には政治委員が配置せられる。委員は一切の軍事行動及び軍事行政に參加し、高級軍事指揮員に對しては監督者の立場を採り、軍事指揮員が黨に違反した場合は命令を停止する權利を持つてゐる。
- (二) 政治部。軍の政治機關で、同時に軍内部における黨機關である。集團軍に總政治部、師・旅に政治部、團に政治處、營・連に政治指導員、營・連に政治委員が配置せられる。旅政治部團政治處は軍事行動においては軍事指揮員の命令に服従せねばならぬ。營以下の政治工作員(政治指導員・政治委員)はすべて營長に服従せねばならぬ。
- (三) 黨支部。黨の基本組織で、連を單位として結成せられる。連内に黨員三名以上あれば支部が成立する。黨支部は團の總支部に屬する。團以上の黨工作は政治部に令せられる。連内に黨員三名以上あれば支部が成立する。黨支部は團の總支部に屬する。

軍内における黨の政治工作の第一は、軍内部すなはち將兵に對するものであり、部隊内部に民族的教育を浸透せしめ、民族意識を鼓吹し、指揮員と戰鬥員との團結を強化し、依つて以て部隊の戰鬥力強化、延いて戰團における勝利の確保に導くことである。第二は軍外部すなはち民衆に對するものであり、民衆に對し政治的宣傳、煽動をなし、民衆と軍との關係を密切ならしめ、依つて以て民衆を動員し、一方地方黨部並びに行政機關と聯絡して民衆武装を促進し、民衆を抗戰に参加せしめることである。第三に彼等から見ても、すなはち日本軍に對するものである。

共産軍の根據地には基本根據地と遊撃根據地との二種類がある。基本根據地とは豫定の總本據(共産軍の根據地)を以て、支那赤化の總據點、事實上のソヴェト國であつて、陝甘邊區がそれである。遊撃根據地とは、長期に亘つて游撃戰争の戰略的任務を執行し、自己を保存發展せしめ、敵を消滅、驅逐するための戰略的基地であつて、その代表的ものが豫東遼寧區だ。

遊撃根據地に關して補足する。四馬は力では占領せられぬが、その中間は占領せられぬ、一畝占領せられぬ復した地味、そのやうな地味は遊撃根據地だ。遊撃戰は開始されたが、對於強寇は占領するに至らず、遊撃隊が來ればそれを屬し、遊撃隊が去れば日本側に屬するといふやうな地區は、遊撃根據地ではなく「游撃區」だ。この游撃區に對して、民衆政治性の發動、抗戰民衆團體及び民衆武装の組織等に依つて抗日政權を建立し得た時、游撃區は變じて游撃根據地となるのであり、逆に根據地が游撃區になることもある。故に中共は、游撃戰指導者の責任として、極力游撃根據地・游撃區を擴大し、日本軍由領地域を縮小せねばならぬと規畫してゐるのである。

遊撃根據地建立の條件として、次ぎのことが具備せねばならぬと、中共ではいつてゐる。第一條件は、抗日階級を有し、これを用ゐて戰勝し、民衆を發動することである。出来るだけ多くの游撃部隊をつくり國争中においてこれを游撃兵團に發展させ、進んで正規部隊乃至正規兵團に發展させねばならぬ。第二條件は、武装部隊を使用し、民衆の協力動員に依つて戰勝することである。第三の條件は、一切の力量(政治的・經濟的・文化的)を以て、民衆の抗日闘争を發動することである。かかる闘争中において人民を武装し、自衛軍、游撃隊を組織せねばならぬ。かかる闘争中において労働者、農民、青年、婦



女・兒童・商人・自由職業者を組織し、民衆の政治的覺醒と闘争精神の昂揚などに依據して、それらを抗日團體中に組織し、それを漸次發展させねばならぬ。漢奸勢力排除も民衆に依據してのみ可能だ。特に重要なことは、民衆動員に依つて抗日政權を建立・鞏固することだ。——中共ではこのやうに意を企してゐるのだ。

游擊根據地の種類としては、山地・平地・河湖港灣の三種があり、山地が當然最も有利であるとし、あらゆる日本軍後方の山地に根據地を建立すべく中共は意を企してゐる。河湖港灣は山地に次ぐが、これはあまり利用されてゐない。平地は根據地建立上最も困難だが、小部隊の非固定的・臨時的・季節的根據地の建立は不可能でないとし、實際において幾多の平原根據地を中共はつくつて來てゐる。

第四節 勢力分布狀況

中共の現有勢力及びその分布狀況如何の問題は、これを確定することは殆んど不可能に近い程の困難事である。何となれば我が方の不斷の討伐に因つて、共產軍兵力及び勢力範圍に常に異動を生じ來つてゐるからである。だが、中共側の發表に據れば、例へば一九四一年五月の黨勢現況に「黨員八十萬、紅軍五十萬、邊區總人口合計一億」などといふ數字もあるが、これには多分に宣傳的效果を狙つた誇稱もあらうから、これをそのまま信するわけには行かないとしても、現に角第二次國共合作以後駁々乎として發展した中共の步驟には大いに注目を要する問題を含んでゐると思はれる。以下には支那事變進行中の或る一時期、即ち一九四四年初頭に於ける我が方の推定を基礎として、一應の情勢を左に述べるであらう。概説すれば、中共の特異性をなすその黨・政・軍・民一體工作の微證としての遊擊軍の現勢を見れば、我が方の推定では十八集團軍と新四

軍とを合計して正規兵力約二十三萬五千九百、配屬黨員七萬七百七十と見られる。以下には各種根據地に就き少しく細説するであらうが、その前に彼等の略稱の主なるものを少しく掲げておく。

陝||陝西||甘||甘肅||寧||寧夏||晉||山西||察||察哈爾||冀||河北||魯||山東||豫||河南||蘇||江蘇||皖||安徽||鄂||湖北||綏||綏遠||浙||浙江

先づ第十八集團軍の勢力下に在る華北から述べれば、その基本根據地なる陝甘寧邊區は東は山西省境、北は綏遠省境、西は甘肅省平涼以東、南は陝西省西安以北を占める地域で、包括縣數は三十四縣、人口約二百萬を有する。

延安・安塞・保安・安定・甘泉・鄜縣・旬邑・郿縣・淳化・耀縣・洛川・宜川・延長・延川・靖邊・吳堡・綏德・米脂・商縣・府谷・神木・榆林・橫山・靖邊・定邊・固原・環縣・鎮原・合水・寧縣・正寧・鹽池・鎮戎

遊擊根據地中最古の晋察冀邊區は山西省の太原以北、大同以南、察哈爾省の西南隅、河北省の保定以南、天津、滄縣以南、大名以北、河北、山西省境以東を含む大地域で、推定包括縣數は九十九縣、兵力約二萬九千八百を擁する。

繁峙・代縣・定襄・蔚東・五亮・沂東・東陽曲・北善陽・孟平・孟陽・孟定・廣靈・渾源・應縣・山陰・徐定・徐水・滿城・易縣・龍華・涿源・阜平・新樂・曲陽・定唐・唐縣・定望・完縣・靈鹿・井陘・正定・趙縣・手山・靈壽・行唐・北平定・涿水・昌冠房・房山・蔚縣・蔚縣・蔚縣・龍赤・龍廷懷・龍赤・南深東・東冀・慶正樓・趙元寧・涇城・趙縣・寧北・東晉・晉寧・安平・深北・安國・新樂・安南・晉深樓・慶無・任河・武強・獻縣・獻交・饒陽・交河・建國・河間・大城・青城・博野・清苑・之光・蠡縣・新安・安新・高陽・肅寧・任邱・雄縣・定新・豐潤・永興・青平・三縣・獻道興・承賢道・遷善平・遷善縣・昌昌縣・凌毅青・豐潤道・灤慶・昌樂・豐樂・豐玉道・豐玉軍・蘇樹三

晋察魯豫邊區は北は正太鐵路、西は同蒲鐵路南段、南は隴海鐵路滄池附近から東方徐州附近迄、東は徐州より津浦鐵路を北上して東光附近に至り、東光より石家莊を運ねる一線を北境とする地域内一帯である。包括縣數は約百六十二縣、兵力約七萬一百を有する。

淮陰・泗陽・宿遷・淮西・泗宿・泗五・泗南・宿東・宿遷・宿寧○南銅山・蕭縣・宿遷・淮賈

豫皖蘇邊區は行政的には淮上地區、路南地區、豫東地區等に分れるが、東方は津浦線徐州・蚌埠間以西、北方は略隴海線徐州蘭封間以南、南方は河南の商水附近南方より略蚌埠を結ぶ線を以て區切られた地域である。包括縣數二十、第五師

(淮上區) 懷遠・蒙城・渦陽・鳳台・大和

(路南區) 永城・夏邑・蕭縣・宿縣・鹿邑・商邱

(豫東區) 杞縣・太康・扶城・淮陽・通許・西華・寧陵・睢縣・民權

皖中區は蕪湖對岸地方の安徽內六縣、巢縣・無為・含山・和縣・廬江・繁昌

豫鄂邊區は行政的には鄂東地區、鄂中地區、鄂西地區、天漢地區、武鄂地區、信南地區に分れるが、總縣數三十、武漢三鎮をその中心として北は河南の信陽・橫川附近、東は揚子江岸の望江・彭澤附近、南は武穴より臨湘附近に至る一線、西は臨湘・江陵・遠安・棗陽を結ぶ内部地方である。第七師の勢力圏

(鄂東區) 黃陂・黃岡・黃安・禮南・安麻・安南

(鄂中區) 應山・鍾祥・安陸・雲夢・孝漢・隨縣・京山・應城・安北

(鄂西區) 淞水・靳春・黃梅・廣濟・宿松・太湖・靳水

(天漢區) 天門・漢川・漢陽・沔陽・當陽・荊門

(武鄂區) 大冶・陽新・鄂城・咸寧・武昌

(信南區) 信陽・羅山

浙東區は杭州灣南岸、滬杭鐵路兩側地域であるが、包括縣數七縣、三北區と南山區とに分れる。浙東遊擊隊がその實力をなす。

(三北區) 姚海・餘上・姚北・姚蕪・姚山

(南山區) 紹興・姚廣

以上は華中新四軍の遊撃する地であるが、この他に華南に蠢動する共產運動を統轄する南方局の存在を説く向きもある。併しその存否及び所在に就いては正確なところは知られてゐない。唯海南島には瓊崖赤色自衛隊が蟠居してゐて、これが南方局の指導下に在るのであると謂はれ、或は延安直接の指導に服してゐるとも傳へられてゐて、皇軍の島内開發に一大障礙となしてゐる。(最近の報道に據れば、海南島特別局及び厦門特別局が存在すると謂ふ)

その他曾つて存在したことのある滿洲局の存否に就いては確報を得てゐないが、その書記楊靖宇の死亡後は現在滿洲局の存在は疑はしいと思はれる。但し情報に據れば滿洲國內に中共の魔手が延びてゐることは確實であつて、嚴戒を要すること言ふを俟たない。

以上を總括してその結論を述べれば、中共の先達たる蘇聯邦共産黨は三百萬黨員を以て二億の露西亞民衆を把握し指導してゐるのである。中共影響下に在る邊區總計人口を約一億と見積ればこれを把握するには百五十萬の黨員を必要とするであらうし、語を換へて言へば六百萬黨員が支那を指導する日は支那が赤化した時であるであらう。一・五パーセントの指導者と云ふことはウエンデル・ウイスキーが今日の蘇聯の謎を解く鍵として指摘したところである。(本報に於いては附録一二三を參照せられたる)



第五節 指導者

第一項 概説

中共初期の指導者は陳獨秀であつて、可成り久しく家長的の勢力を振つてゐたが、一九二七年第一次國共分離の際、コミンテルンからその機會主義を攻撃せられて失脚、（一）一九二七年、黨總書記は瞿秋白の繼ぐところとなつたが、彼もその稱でなく、李立三等の推した向忠發が總書記となつた。李立三は向をロポットとし、一時黨を牛耳つたが、いはゆる李立三コースがコミンテルンから叱責せられるに及んで辭し、向の國民黨官憲に依る逮捕刑死後、李立三コース排撃の急先鋒であつた陳紹禹（二）が總書記を繼いだ。次いで秦邦憲（三）を経て、現在は張聞天（四）が任じてゐる。然しその間、ソヴェト區及び共產軍を根據とする毛澤東（五）が、李立三時代における黨の勢力が強大となるとともに、總書記の比重が軽くなり、今日では毛の任じてゐる政治局主席が、黨の首領の椅子となつてゐる。概言すれば、陳獨秀・李立三の兩時代を経て、今日では毛澤東の領導時代である。

毛は一大會以來の黨員で、黨の經歷古く、組織及び領導に秀でてゐるといはれ、血の肅清を経て今日の地位を保つてゐるが、一絲秀れぬ統制が行はれてゐるとはいへず、内部派別として次ぎの各派があるといはれてゐる。

- (一) 正統派（國內派）。毛澤東、彭德懷、賀龍、羅榮桓、葉挺、王震、李富春、劉少奇、任弼時、成仿吾、徐憲唐等。
- (二) 實力派。朱德、鄧伯承等。彭德懷等も本來はこの派に屬すべき筈であるが、或ひは兩雄並立せずの原則通り、彭が毛と結んで朱を排斥しようとしてゐるの派に屬する。

- (三) 元老派。周恩來、林伯渠、徐特立、董必武、吳玉章、鄧穎超等。
- (四) 留蘇派（國際派）又は青年派。陳紹禹、秦邦憲、張聞天、廖承志、艾思奇、錢俊瑞、沈葆九等。軍界の林彪、羅炳輝、鄧錚等もこの派に屬してゐるといふ。

正統派の勢力が最大であることはいふまでもないが、最近では朱徳の勢力が軍から黨に伸びて來てゐる傾きがあるといふ。理論及び宣傳の雄は留蘇派に集まつてゐる。この派に、重慶陳營における陳誠に比すべき林彪が加はつてゐることが眞實ならば、中共の將來は、或ひはこの派に歸するかも知れない。毛澤東の組織及び領導、朱徳、彭德懷の軍事指揮、鄧伯承の參謀、陳紹禹の理論、張聞天の宣傳、周恩來の外交、林伯渠の内政、これらはいづれも黨内における傑出した技術と稱せられてゐる。

少し古い調査（一九四〇年）であるが、中共領袖七十人の年齢、出身地、階層、留學地を調べたものがある。それに據ると、一九四〇年の七十人の平均年齢三十六歳、六十五歳の徐特立が最高で、二十九歳の康克清が最少、六十歳以上二人、五十代五人、四十代十五人、残り四十七人が三十代、二十代一人である。

出身地判明せる六十三名の内譯は左のごとくである。

湖南	一五	廣東	七	四川	六	安徽	五	湖北	五
浙江	四	江蘇	四	山西	三	江西	二	河北	二
福建	二	雲南	一	滿洲	一				

湖南人が歴史的に多く、これに廣東・四川を加へると半數になる。湖南人中中學生上りが三十六人で半數を占め、無産階級十六人、軍人十五人で各二割五分づつを占めてゐる。

教育あるもの五十人中、本國のみが二十一人、本國で教育を受け、更に莫斯科に留學したもの十八人、佛國が六人、日本三人、獨逸二人となつてゐる。蘇聯赤化工作の影響の顯著なことがこれで觀取される。

二四

第二項 列 傳

毛澤東 一八九三—。湖南湘潭。父は兵士あがりの中農。小學校を出てから或る新式學校に入り、康有爲・梁啟超等の著作を読んで影響を受けた。次いで長沙に行き、湘潭同鄉中學に入り、同盟會系の革命運動に關心を拂ふやうになつた。ここで辛亥革命に會し、半年間兵士生活をやつた。それから省立第一中學に轉じ、更に省立第一師範に入り、二十六歳の時卒業。在學中羅邁・夏曦・何叔衡・蔡和森等と『新民學會』を組織した。中共の橋梁の一つである。卒業後北京大學圖書館事務員となり、間もなく歸郷して『湘江評論』主筆、この時代完全なる共產主義者となる。一九二二年中共一大會に湖南代表として出席、湖南省委書記となる。一九二四年國共第一次合作成るや、國民黨中執候委に指名せられ、上海執行部組織部秘書。一九二六年二大會後中央宣傳部長代理、農民運動講習所長。一九二七年國共分裂後、湖南の農民暴動を指導し、その經驗に依つて農民バルチザン隊を組織、一九二八年朱徳の部隊と合して工農紅軍第四軍を結成、朱が軍長に毛が政治委員となつた。一九三二年中華ソヴェト政府主席。爾來抜目なき領導力を以て中共の總帥となつてゐる。

朱 德 一八八六—。四川儀隴。小作人の倅。雲南講武堂を出て、累進して雲南省會警察廳長。督軍唐繼堯驅逐の陰謀に與みし、失敗して四川に遁れ、上海を経て伯林に留學、一九二二年中共伯林支部で入黨した。一九二六年歸國、黨から四川における軍事活動の責任者に任命され、楊森の下で活動、一九二七年江西南昌公安局長、國共分裂後の南昌暴動に参加し、失

敗後第十六軍長范石生に投じて聯隊長になり、碇石鎮に駐屯してゐたが、同年十二月廣東コムニオン起るや兵變して湖南に入り、毛澤東と合して紅軍第四軍を組織した。爾來常に共產軍の總帥として今日に至つてゐる。現職は第十八集團軍總司令、中共革命軍事委員會主席。

周恩來 一八九八—。江蘇淮安。官吏の家に生る。天津南開大學時代學生機關誌主筆、學生デモを指導して入獄出獄後『醒社』を組織、後に彼の妻となつた鄧穎超もこの社員であつた。一九二〇年留佛、次いで柏林に轉じ、中共青年團支部に参加、一九二四年歸國して中共廣東省委書記、黄埔軍官學校政治主任、それから主として國民黨軍内における中共工作の責任者となり、更に中共中央軍事部長として黨軍内に實力を扶植してゐたが、一九三一年江西中央ソヴェト區に入り、共產軍の西遷に従ひ、西安事件の際蔣介石と接觸して世界的に名を知られ、爾來國共兩黨の聯絡者として重慶に常駐してゐたが、一九四三年コミンテルン解散後延安に歸つた。現に政治局委員、軍事委員會副主席。自づから奉ずること厚く、官僚といはれ、下級黨員から常に怨まれてゐるといふが、黨内游泳に巧みに、『不倒翁』の綽名がある。

陳紹禹 一九〇七—。安徽當塗の子。本名よりは華明王明ウミンの方が通りがよい。上海大學卒業後莫斯科中山大學に入學。その副校長で支那通であるミフの氣に入り、ミフがラヂックを繼いで校長になると、彼も共青莫斯科支部書記となり、ミフの支那乗込みの先鋒として秦邦憲・張聞天等二十七同志を率ゐて歸國した。これが中共史上有名な二十八宿である。やがてコミンテルン駐支總代表として赴支したミフの後援に依つて、當時黨の實權を握つてゐた李立三の政治路線の攻撃を開始してそれに成功し、一九三一年六月總書記向忠發逮捕刑死後その後任となつた。在任一年にして中共莫斯科代表團主席となつて赴蘇一九三八年歸國した。黨隨一の理論家で、抗日戦線理論は主として彼の組織したものである。黨内

留蘇派青年の首領。現に政治局委員。

彭德懷 一九〇〇。湖南湘潭の富農の出、毛澤東と同縣。兵士から果進して團長となり、一九二七年入黨、一九二八年湖南平江で叛變し紅軍第五軍長となつた。一九三〇年の長沙占領では彭軍が主力であつた。支那事變後共産軍が國民黨革命軍に改編せられると、朱德總指揮の下に第八路軍副總指揮となつた。あらゆる意味において朱の副將であり、ダキヤ手實力を扶植してゐる。

林伯渠 一八八二。湖南常德の小學教員の俸、常德師範、東京高師卒業。在學中黃興一派の革命會に入り、次いで同盟會に入り、その命令で吉林地方で小學教員をしながら秘密工作に當つた。一九〇九年歸郷して革命運動をやり、失敗後日本に亡命、一九一五年程潜の秘書長、一九二〇年上海で陳獨秀グループに加へ、一九二二―二三年は孫文の幕下に在り、一九二四年の國民黨改組に當つては毛澤東、張國燾等と並んで中執候委に指名され、農民部長に擧げられた。北伐時代第六軍(第四軍代表、武漢政府時代軍事委員會秘書長、國共分裂後莫斯科留學、一九二九―三二年ハバロフスクで華僑工大學校を経営し、一九三二年江西中央ソヴェト區に入つて財政人民委員、西遷後政治局委員、陝甘寧邊區政府主席、黨歴において毛澤東と雁行する元老で、内政においてはけだし黨の第一人であらう。伯渠は彼の字である。

陳紹禹 一九〇七。浙江寧波。筆名は博古、秦博古とも書く。陳紹禹二十八宿の一人、色んな意味を陳の副將である。父は縣長、江蘇省立工業學校出身、一九二五年入黨、上海大學を経て莫斯科留學、陳紹禹に隨つて歸國し、李立三コース打倒に努力し、陳を繼いで黨總書記となつた。紅軍西遷後一時西北ソヴェト主席だつた。現に政治局委員。妻は女工出身の關士劉群先である。

張聞天 一九〇一。江蘇南匯。カリフォルニア大學卒業後四川で教員をやり、一九二五年入黨、莫斯科留學二十八宿の一人として歸國、一九三四年の工農大會で中央ソヴェト人民委員會主席に選ばれた。現に政治局委員兼總書記である。元來文學批評家で洛市の筆名で知られ、『旅途』といふ長篇小説の作者、トルストイ、ツルゲネフの譯者でもある。宣傳においては黨の第一人で、過去における文藝的活動は極めて顯著であつた。近來鳴りを靜めてゐるが、恐らく毛澤東の代筆者となつてゐるのであらう。

林彪 一九〇八。湖北黃安。父は揚子江通ひの汽船の會計だつた。黄埔軍官學校出身、北伐時代は張發奎部下の軍官、一九二七年の八二南昌暴動では朱德に屬した。黨の經歷としては一九二五年共青加入、その後入黨、一九二九年紅軍第四軍軍長、三二年第二軍團司令、三七年抗日軍事政治學校校長、同年八路軍二二五師長、毛澤東と善く、共産軍中の陳誠又は胡宗南の役どころ。最近の報道に據れば、黨内青年派の領袖となつてゐると。

賀龍 一八八七。湖南桑植。二代続いた哥老會の親分である。一九二二年農民軍組織をはじめ、二二年頃には湖南で誰知らぬものはないくらゐの名を賣つた。二五年二萬の部下を率ゐて招撫を受け四川建國軍第二師長となつた。親戚は黄埔軍官學校出の中共黨員があり、その影響を受けて入黨。八二南昌暴動では葉挺と彼の軍が善幹であつた。南征後香港に遁れ、大嶼間アトリスキイとともに歸郷し、舊部を再組織し、周逸群を政治委員として鄂西・湘鄂西兩ソヴェト區を順次に建設した。一九三二年同氏が將の討伐で潰滅すると、彼は一千六百哩の遊撃線を描いて古来の鄂西ソヴェトに歸り、黨の命を受けて西遷、第二次國共合作後八路軍二二〇師長となつた。中共領袖中水滸傳的色彩最も鮮明な一人である。



董必武 一八八六。湖北黃安。武昌中學出身の同盟會員、辛亥革命後宜昌鹽稅局長。一九一三年東京法政大學に入り、卒業後武漢中學を起し、一九二二年湖北代表として中共一大大會に出席。各地で黨工作に従事し、二六年國民黨三大大會で中執候委、二七年湖北省政府工農廳長、第一次國共分裂後日本に亡命、二八—三二年莫斯科留學、三二年江西中央ソヴェト區黨校校長。現に國民參政會參政員。林祖涵と相似た經歷で、ともに元老派に屬する。

董劍英 一九〇三。廣東。父は商人。雲南講武堂第十二期生。卒業後陳炯明部に入り、次いで中共に加入、黄埔軍官學校教官として周恩來と親近した。北伐時代蔣介石直轄の第三師長、二七年廣東コム、ミューンに参加、失敗後莫斯科留學、三二年歸國して江西ソヴェトに入り、紅軍參謀長。後八路軍參謀參謀長。參謀型の軍人で、周恩來系といはれる。徐特立 一八七六。湖南長沙。貧農出身、はじめ私塾の先生、後湖南師範を卒業、江蘇教育會に關係長沙に歸つて女子師範校長たること八年、留佛苦學生となつて巴里に行き、巴里、里昂兩大學に學び、歸國後長沙第一師範學校校長(毛澤東の先任)。政治的には一九一一年同盟會、二三年國民黨、二七年中共に入黨してゐる。二八年莫斯科中山大學留學、三〇年歸國、秋白の後を承けて中央教育人民委員。中共領袖中の最年長者、五十二歳で入黨したといふ變り物である。

劉伯承 一九〇〇。四川人。兵士出身。全身無數の彈痕がある上に片眼である。一九二六年入黨、國民革命軍第二十軍國民黨代表兼中共湖北省委として湖北西部に黨の基礎をつくることに成功した。南昌暴動における軍事委員會參謀長。失敗後莫斯科軍官學校に四年留學した。三〇年歸國、周恩來の推挙で軍委會參謀、三一年江西ソ区に入り、彭揚軍事學校を改革して毛澤東、朱德に認められ、紅軍總參謀長に昇任した。西遷に當つては常にパイロットだった。紅軍改編後八路軍一二九師長。

任弼時 一九〇四。湖南。瞿秋白と莫斯科東方大學における同窓、中共青年團書記、賀龍軍の政治委員、湘鄂西ソヴェト主席、八路軍政治部主任、北方局書記等に歴任。

潘漢年 一八九九。四川重慶。重慶中學で學生運動の中心人物であつた。一九二〇年留佛苦學生、巴里大學で自然化學、白耳義大學で電氣學を修めた。次いで莫斯科東方勤勞者大學に入り二五年歸國、黄埔軍官學校政治部秘書として周恩來の副將、二七年葉挺師政治委員として南昌暴動、廣東コム、ミューンに参加、三〇年河北軍委會工作を主宰、三二年中央區第一軍團政治委員。支那事變後晉察冀邊境軍區司令として晉察冀邊境區の實權を掌握してゐる。

王稼祥 一九〇七。安徽無湖。本名は稼高であるが、最近の家祥と書いたのが多い。上海大學卒業後莫斯科留學。一九三二年瑞金政府の外交人民委員、後紅軍總政治部主任、革命軍事委員會副主席、八路軍政治委員を歴任、一九三八年負傷して一時隱退した。

蕭勁光 一九〇四。湖南。一九二〇—四年莫斯科留學、黄埔軍官學校を経て再度赴露、三二年江西ソ区に入つて第七軍團司令、支那事變後八路軍後方留守處主任兼河防司令となつてゐる。

何克全 一九〇七。湖南。筆名凱手、普通には凱豐と書かれる。莫斯科留學後一九三三—六年共青書記、三七年政治局委員兼中央宣傳部長、文獻的活動顯著である。

陳毅 年齢籍貫未詳、佛國留學生といふ。紅軍發生初期の第十二師長、紅軍西遷の際江西に残留し、新四軍成るやその第一支隊長となり、一九四一年同軍解散後再建に努力し、現に同軍長たり。

羅邁 一八九七。湖南。毛澤東の『新民學會』のメンバーであつた。一九一九年留佛苦學生、二二年中共巴里支部創立

に参加。三六年中央組織部長、三七年黨校校長に歴任。

徐向前 一九〇二。山西五寨。父は秀才。太原師範學校を出て小學校教員。一九二四年黃埔軍官學校、卒業後北伐に参加、二六年武昌軍事政治學校教官時代入黨。二七年張發奎軍參謀、廣東ヨムミンニに参加、失敗後海陸豊ソウエートに入り、同區潰滅後二九年鄂豫皖區に潜入し第三十一師長から紅第四軍參謀長。三二年同區潰滅するや、軍を率ゐて一千四百哩の游撃線を描いて四川東部に至り、川陝ソ區を創建した。後紅軍主力と合して陝北に入る。支那事變後主として山東を游撃してゐる。共産軍中屈指の猛將。

劉少奇 一九〇五。湖南。湖南中學卒業後莫斯科留學。一九三三年全總書記。支那事變後新四軍政治委員。
羅炳輝 一八九九。雲南彝良。中農出身。雲南軍に投じ、唐繼堯の衛兵から參謀まで果進。二九年入黨。江西吉安で部下一團を率ゐて叛變、彭德懷に投じて紅十二軍長、次いで第九軍團司令。解散前の新四軍第五支隊長。猛將で部隊行動の迅速で有名である。

趙容とも書く。別名康生。抗日人民戦線時代莫斯科に在つて陳紹禹の副となつて抗日理論の組織に當つた。現に政治局員としてゲ・ベウの統率者だといふ。

蕭克 一九〇九。湖南嘉禾。父は秀才。師範學校を退學して廣東に走り、蔣介石麾下の憲兵となつた。一九二七年小隊長の時入黨、歸郷して三百人の獨立游撃隊を組織して井冈山に投じ、朱德の下で團長、果進して三二年第九軍長。支那事變後一時滿洲國侵入の機を窺つてゐたことがある。

廖意 一九〇八。廣東。父は國民黨の元老廖仲愷。母は何香凝女士。假名何柳華。嶺南大學、早大に學んだ後莫斯科に

に入り、三二年上海に歸つて逮捕されたが、母親の運動で保釋、間もなく江西ソ區に入り、支那事變後黨機關紙編輯長。南方に潜入し、黨の工作責任者だつたこともある。宣傳に長じてゐる。

韓澤東 一九〇〇。湖北黃陂。陶工の子、二十三歳の時兵士になり、一九二七年小隊長の時入黨、二八年歸郷して農民自衛隊を組織した。これが鄂豫皖ソ區の武力の基本である。徐向前等が西遷した時、海東は二十五軍を率ゐて殘留し、三四年はじめて西遷した。猛將で身に八創を負つてゐるといふ。

韓蘭庭 一九〇七。四川。莫斯科に留學、歸國後第一軍政治主任、政治局委員、北方局書記等を歴任。陳紹禹二十八宿の一人である。

劉毅 一九〇五。廣東人。父は職工。汽船のボーイをやつてゐて労働者のリーダーとなり、一九二五―二七年の香港海員罷業の頭目の一人だつた。中共入黨後黃埔軍官學校卒業。江西ソ區時代政治保衛局長をもちだつた。

李立三 年齢籍貫不明。江蘇人と推定せられる。留佛苦學生出身。李立三時代その反對派なる何孟雄一派に屬してゐた。現に政治局委員。妻が女黨員の元老蔡暢で、巴里で結婚したといふ。

吳嘉平 一九一〇。浙江奉化。父は海軍師範校長。厦門大學、大夏大學に學び、學生運動の領袖。五・三〇事件の大夏代表。二六年共青加入、莫斯科留學、二九年歸國後『社會主義史』、『史的唯物論』等の翻譯を出した。三二年瑞金に入り經濟人民委員。英語に長じ、毛の翻譯に當つたりしてゐる。

戚仿吾 二八九七。湖南新化。祖父は清朝の大官。父は地主。東大造兵科出身。在學中郭沫若等と新文學運動を起した。卒業後長沙兵工廠に勤務、間もなく上海に歸つて郭等と創造社に據り、文藝批評に活躍した。創造社がつぶれると、彼

は廣州大學で物理を教へ、次いで日佛獨に游學、三二年社會科學作家聯盟をつくり、間もなく鄂豫皖區に入つて教育委員、西遷後陝北公學校校長、短編小説集『流浪』、批評集『使命』、『革命文學より文學革命へ』等。

蔡 麟 一九〇〇。湖南湘鄉。祖父は曾國藩麾下の軍官、父は地主。兄蔡和森は中共初期の領袖で理論家、その妻向警予も有力黨員だったが二人とも刑死。彼女は兄及び毛澤東の影響を受けた。周南女學校を出て附屬小學の教員、留佛苦學生として巴里に行き、李富春と結婚、中共巴里支部に参加、一九二八年莫斯科で開かれた六次大會に出席、三二年江西中央區に入り、婦女部長兼江西省委となつた。女黨員第一の元老。

鄧 穎 超 一九〇二。河北人。南開大學で周恩來と同學、一九二五年周と結婚した。周の地位の向上に連れ、彼女の活動も顯著になり、中共の宋美齡的存在となつてゐる。國民參政會參政員。

丁 玲 一九〇六。湖南臨澧。本名蔣冰姿又は蔣緯文。邊區主席林祖涵の従妹。曾祖父以來清朝の大官、一門に官吏・大地主・大商人が多かつた。母が新しい女性で、未亡人になつてから女子師範に入學したりしてゐる。同學に向警予がゐるその影響を受けた。周南女學校、嶽雲中學、上海平民女學、上海大學、北京大學と轉轉し、無名作家胡也頻と結婚。一九二六年處女作『夢珂』が小説月報に出て名を知られ、爾來一作毎に地步を築いた。一九三一年胡の刑死後中共に入黨、三三年南京に投獄、三六年破獄して上海に遁れ、同年十月男装して西北赤區に潜入し、爾來文化方面に活躍してゐる。現代支那女流作家の第一人といはれ、『水』等の邦譯もある。三七年には『意外集』といふのが出版されてゐる。

第二章 政治

第一節 指導理論

中共の最近に於ける政治指導理論は何かと問はれれば、一口に之を新民主主義であると謂つて妨げない。では新民主主義とは如何なる思想であらうか。それには先づ新民主主義が生れる迄に、中共が嘗めた様々な政治的經驗に一瞥を與へると共に、進んで新民主主義のその後の發展形態をも検討して見る必要がある。

第一項 新民主主義以前

中國共產黨は創成以來、政治指導理論に於て今日迄幾轉變を経て來た。その詳細はこゝに論ずる餘地を持たぬが極く表面的な所のみを述べて見ても、例へば民國十一年(一九二二)の中共第二次全國大會宣言は、無産階級は中國の民主主義革命を援助すべきこと、その援助行爲は資產階級への投降ではないこと、それは第二革命階級たるプロレタリアの獨裁社會に至る先鋒隊であること等を述べ、夙に中共現在の方向を示唆してゐるのであるが、翌年の第三次全國大會に於ては國共合作問題を中心に、陳獨秀の右傾論と張國燾の左傾論との對立を生じ、結局コミンテルンの指示に従ひ、無産階級運動の獨立性を保ちつつ、資產階級民主派と協力することに落ちつき、その結果翌民國十三年一月所謂第一次國共合作が成立した。勿論この場合共產黨が國民黨を支持したのは、當時國民黨がなほ革命黨としての面目を具へてゐたからである。然るに民國十六年

四月十二日蔣介石の北伐軍が上海に於て共産黨に彈壓を加へるに至つて中共は遂にその社會民主主義を擲棄し、ボリスツキイズムへと移行した。即ち此の間第五次全國大會が開かれ、コミンテルン新派遣員ロイの煽動も加はり、中共は従來の各階級聯合による帝國主義及び軍閥打倒を退け、工農小資産階級のみを結合により、土地革命を唱へ労働時間の短縮を期し、鄉村政治機關を樹立する等、政治闘争と並んで經濟闘争をも敢行することとなつたのである。而も同年八月七日には、所謂八月七緊急會議を開き、日和見主義の清算を策し、武装暴動とソヴェート政府建設のスローガンを掲げるに至つた。中共創立以來の領袖陳獨秀が失脚したのもこの時以來のことであり、これより中共は内外共に多難な時代に入つた。

かくて中共は民國十七年(一九二八年)には、モスクワに於いてコミンテルン幹部直接指導の下に第六次全國大會を開き、支那革命の性質を一面資産階級民主主義革命と規定しつゝ、他面その革命の指導者はプロレタリアートでありその方向は社會主義乃至共産主義であるとなし、そのためには土地革命と反帝國主義と武装暴動によるソヴェート政府並に紅軍の擴充こそ革命の任務であるとして、所謂十大政綱なるものを決議した。この大會終了後張玉潔李立三は漸次黨中に勢力を扶植し、やがて民國十八年(一九二九年)末中共中央政治局の實權を握るや、當時紅軍の形成、ソヴェート政權樹立の豫想外の成功に眩惑され、全國に總暴動による勝利の必要を指令した。

然るに之に對しかねて失意の裡に沈淪してゐた陳獨秀は、民國十八年(一九二九年)同黨より除名さるゝや、同年十一月上海に於いて一派を卒めて所謂解消派組織し、支那に於けるトロツキ一派として幹部派に對抗し、その所謂八大政綱を發表し、國會議の即時召集、民衆政權の樹立を期すると共に、幹部派の土地革命に反對し、ソヴェート並びに紅軍を以て土匪流寇的行爲となした。

所謂李立三、ヨリスの誤謬については、翌民國十九年(一九三〇年)十一月十六日附コミンテルンより抗議的指令が出、その結果彼は遂に中央政治局を退いたが、このことは別個に、國共分裂後ボリスツキイズムに移行した中共は第六次大會以降民國十九年末迄に漸次勢力を擴大し、紅軍十四個軍兵力約八萬と、各地にソヴェート政權が樹立せられ、民國二十年十一月七日には江西省瑞金に中華ソヴェート共和國臨時政府を樹立するに至つた。

茲に於いて國民黨政府は民國十九年十一月則共の軍を起し、前後五回に互り討伐を重ね、遂に民國二十三年十一月首都瑞金の陥落を見たのであるが、これによつてさしも頑強なりし紅軍も西北に向つて大移動を餘儀なくされるに至つた。この大西遷が中共の勢力に重大な打擊となり、その存立を多少なりとも危殆に陥れたことは云ふ迄もあるまい。茲に於て中共は一つの政策的轉換を試みねばならなくなつた。民國三十四年八月一日の所謂「抗日救國の爲に全國同胞に告ぐる書」(八一宣言)は即ちそのあらはれである。

これより先民國二十年(一九三一年)九月滿洲事變勃發し、翌年戦火更に上海に波及するや、中共は此の機に乗じて國民黨軍の銃刃を日本に向けて轉せしめんと圖り、盛んに抗日宣傳に努めつゝあつたが國民黨側の容れる所とならなかつた。そこで中共はロミンテルン第七回世界大會(一九三五年)七月が新路線として決定せる人民戦線理論の影響の下に、自己の理想を前記八一宣言の中に盛り込んだのであつて、八一宣言は抗日を利用して全滿全支の各種軍政權及被壓迫民族(朝鮮、蒙古)を共産黨のリードの下に一元とすることを目的とし、國防政府と抗日聯合軍の樹立を提唱せるものである。但しこの場合抗日に同じな國民黨をばブルジョア反動と呼んで居り、抗日と同時に反蔣を叫んでゐることは注意すべき點である。

中共の斯かる行き方に對し解消派も亦従來の一般帝國主義打倒より特定の日本帝國主義打倒の急務なることを認め、その

目的を以て改めて中共に合體を申入れたが、解消派の條件の中には國民會議を以て全國各階級の力量を聯合するといふ幹部派のソヴェート・スローガンと矛盾する點があり、更に解消派そのものが民衆組織を有せぬ無力なものであるといふ理由で、中共の拒絶する所となつた。

しかし乍ら中共はかねてから國民政府へ討伐の手を緩めしめるためには、是非共その「抗日反蔣」を「抗日擁蔣」に轉換せねばならぬと考へてゐたものの如く、民國二十五年(昭和十一年)十二月西安事件起るや、これを契機として終に第二次國共合作に成功し、翌二十六年支那事變勃發後は「抗日救國十大綱領」(八月十五日)「精誠團結一致抗敵宣言」(九月十五日)を發表し、これ迄中共の生命にも比すべき土地革命、勞働運動等の、經濟的階級闘争を完全に拋棄し、國民黨の指導理論たる孫文の三民主義の邊率を宣言し、ソヴェート政府の取消、紅軍の國民政府革命軍への改編をも聲明した。

之に對し解消派は國共合作による日支抗争を罵倒し、支那の現段階に於ては工農の武装暴動を拋棄し得ないとし、抗日と階級闘争とを同時に行ふ目的の下に所謂「十五項目抗戰綱領」を發表した。

中共幹部派と解消派の相剋はこれのみに止まるものでなく、兩者はその後も或は蘇聯を主體とする外援の問題に關し、或は陳獨秀漢奸問題に關し、幾度か論争を重ねてゐるが、概して幹部派の苛烈なる攻撃は、恰も當時第三インターの反トロツキ一派闘争の酷烈化に呼應して着々成功を収めたものの如くである。

かくて民國二十八年(昭和十三年)八月廿三日獨蘇協定成立し、次いで第二次世界大戰勃發するや、コミンテルンは直ちに政策の轉換を行ひ、「人民戰線」を再び「帝國主義戰争を内亂へ」の方向に復歸せしめたが、その場合に於いても獨り支那のみは「單一人民戰線戰術がなほ十分適用し得る」と認められ、中共の獨自性が改めて評價せられた結果、自然内外に對して地位

の重さを加へるに至つた。

第二項 新民主主義

以上述べたる如き情勢下にあつて、中共は民國廿九年(昭和十四年)一月十五日、中共發展史上劃期的とも云ふべき第一次邊區參議會を開き、新に共產黨の民衆動員法を決議し、大衆の團結強化、對日抗戰總動員、民主精神の昂揚、土地改革に對する具體的施政方針を決定したが、恰も時を同じうして毛澤東の「新民主主義論」(原名「新民主主義の政治と新民主主義の文化」)が脱稿したことは最も注目し得る事柄である。「新民主主義論」はその二月廿日中央領袖會議の審査に附し、添削訂正を経た上、四月廿日之を新テーゼとして採用することに決し、六月、中共の機關誌「中國文化」に「改造」等に公表されるに至つた。

これによつて吾々は、毛澤東の新民主主義は、國共合作下の民族統一戰線に處する爲めの中共の凡ゆる理論的實踐的基礎イデオロギーであり、何よりま先づ過去に於ける解消派其の他の異分子の思想に對する中共の最後の斷案であると共に、國民黨イデオロギーたる三民主義と中共イズムとの關係並びにその限界を明確にせんとするものであつて、謂はゞ中共の政治指導理論の集大成であることを推察し得るのであるが、以下その内容に少しく立ち入つて見ることにしよう。

中共がその黨發展の途上に於いて幾度かその指導理論を變化せしめ、その間時に異分子の發生對立を見た根因は何處に秘むかといへば、それは結局支那の社會構成上の特質の理解に於いて不十分なものがあつたからだといふことになるであらう。例へば解消派は、民國十六年の蔣介石の反共クーデター以後支那のブルジョア革命は完成され、封建的勢力は完全に崩

「壊し去り、残るはたゞ支那社會の半植民地性である」とし、そこからしてその後には於ける支那革命の性質は、ブルジョア的ではなく、プロレタリア的であるべきであると主張してゐるが、幹部派の見解は之と異り、支那社會の特質は半植民地であると同時に半封建的であり、従つて支那革命の性質は反帝國主義的反封建的なブルジョア民主主義革命であるべきであると見てゐるのであつて、此の問題が「新民主主義論」の中でも重要な部分を占めてゐることは決して偶然ではないのである。即ち毛澤東はそこで先づ「周泰以來、中國は一個の封建社會であつたが、外國の資本主義が中國を侵略し、中國社會も亦漸次資本主義的要素を生じて以來、」次に「次に一個の植民地乃至半植民地的半封建社會に變化してしまつた」と言ひ、そこからして「革命の現段階的意義を導き出す」としてゐる。曰く、「中國革命の歴史は之を二つの段階に分たねばならない、其の第一段階は民主主義革命であり、第二段階は社會主義革命であり、共に性質を異にする二個の革命である。而して所謂民主主義とは現在既に舊範疇に屬する民主主義即ち舊民主主義に非ずして、新範疇に屬する新民主主義を謂ふのである。」

「此の歴史的特徴（民主主義に對する態度）は決して阿片戰爭當時よりあつたものではなく、全くその後のもので、第一二次帝國主義世界大戰とロシア十月革命の後に初めて形成されたものである。即ち第一段階は一八四〇年の阿片戰爭以來のことであり、辛亥革命こそは「層完全な意義に於いて此の革命を開始したものである」が、この中國資產階級民主主義革命は、第一次世界大戰とロシア十月革命の結果一つの變化を惹起し、それ以前の民主主義革命が舊世界資產階級民主主義革命の一部分であつたに反し、それ以後のものは、寧ろ新資產階級民主主義革命の範疇に屬するものであり、「革命の陣營より謂へば、世界無產階級社會主義革命の一部分に屬するもの」となつたのである。何となれば、「かくの如き革命は帝國主義に對し徹底的に打撃を加へんとするものであり、従つて帝國主義の許容する所とならず」、「却つて社會主義の許容する所

となり、社會主義的國家と社會主義的國際無產階級とを援助する所となつた」からであり、「此の種の革命は必然的に無產階級社會主義世界革命の一部分に變ぜざるを得ないのである。」誠然に中國革命は世界革命の偉大なる一部分である。此の中國革命の第一段階の社會的性質は新式の資產階級民主主義的の革命である。それは未だ最新式の無產階級社會主義革命ではないが、夙に無產階級社會主義世界革命の一部分となり、且つその偉大なる同盟軍となつてゐる。」

「これ現時中國革命の最も根本となるべき特色であり、二十年來（一九一七）の一新なる革命過程であり、中國現時革命の生きた具體的内容である」と。

では中共は右の如き新民主主義を如何にして實現せんとするか。毛澤東は先づ革命の擔當者について述べる。

「中國資產階級は植民地・半植民地的の資產階級であり、帝國主義の壓迫を受けてゐるため、一定期間及一定範圍内で外國帝國主義に反對し本國の軍閥政府に反對する所の革命性を有し、その限りに於いて、「中國無產階級の任務はかかる資產階級の革命性を重視せぬことであり、随つて反帝國主義及び反官僚軍閥政府の統一戦線を建設する可能性を有する」が、同時に亦「中國資產階級は植民地半植民地的の資產階級なるが故に經濟上政治上極めて脆弱なものがあり、「革命の敵に對する妥協性を保有してゐる」。この「中國資產階級の『二人二役』の二面性は結局革命遂行の重責を、主として無產階級の双肩に」負荷せざるを得ないのであつて、「彼等は必ずや中華民主共和國の國家構成と政權構成の最も基本たるべき部分を占めるに相違ないのである」と。

ではその所謂中華民主共和國とは如何なる國家であらうか、彼は、

「現在建設せられんとしつゝある中華民主共和國は一切の反帝國反封建的な人々による聯合專制の民主共和國であつて、之を

を新民主主義の共和國であり、又眞の革命的三大政策に基く新民主主義共和國である。「この新民主主義共和國は一面舊式の歐米式の、資産階級專制の資本主義の共和國と區別される。」「又他面最新式の蘇聯式の無産階級專制の社會主義の共和國とも區別される。」「これは一定の歴史過程に於ける國家形態、即ち過渡的國家形態である。」「今日の中國に於いては斯くの如き新民主主義の國家形態は、即ち抗日統一戦線の形式である。それは抗日的のものであり、帝國主義に反対せんとするものであり、又數個の革命階級が聯合せんとするものであり、統一戦線的のものである」と言つてゐるが、その國家構成の主体（同盟の階級）については「反革命及び漢奸を除く革命的人民」の聯合專制を要求し、又政權構成の形式（政體の問題）については、「各革命階級の國家内に於ける地位を妥當ならしめる」所の民主集中制を主張することによつて、どこ迄も中共的意欲を中核とする強力な組織の樹立を目的としてゐる。

毛澤東の新民主主義革命が敘上の如きものであるとして、然らばこれと國民黨イデオロギーたる三民主義との關係は何。毛澤東は此の點に關し、「我々共產黨員は『三民主義は抗日民族統一戦線の政治基礎』なることを承認し、『三民主義は今日の中國にとつて必要かくべからざるものにして、本黨はその徹底的實現のために奮闘せんとする』ことを承認し、又共產主義の最低綱領と三民主義の政治原則が根本的に同一であることを承認してゐる。併し乍ら斯くの如き三民主義とは如何なる三民主義であらうか。斯くの如き三民主義とは何も變つた別の三民主義ではない。孫中山先生が國民黨第一次全國代表大會宣言中に於いて、新に解釋せる三民主義なのである。」と言ひ、三民主義理論發展史上特に國民黨一大大會に於いて採擇された解釋に限局してゐる。その故はなぜか。蓋し彼によれば「この宣言は三民主義を二個の歴史時代に區分した」のであつて、此以前の三民主義は舊民主主義の三民主義であり、舊三民主義であるに反し、此以後のものは新民主主義の三民主義であ

あり、新三民主義であつて、聯蘇、聯共、農工の三大政策を有ち、この點に於いて中國共產主義の民主革命段階中に於ける最低綱領と基本的に相一致するからであるといふ。

而も斯かる三民主義でさへも共產主義そのものとは完全に一致し得ない點を多々包含してゐるのであつて、例へば毛澤東はそれ等を次の四點に亘つて述べてゐる。即ち

- (一) 民主革命段階上に於ける一部綱領の相違——共產主義の全民主革命政綱中には八時間労働制と徹底的な土地革命綱領とがあるが、三民主義にはこの部分がない。
 - (二) 二個の段階の相違——共產主義は民主革命といふ最低綱領の外に尙社會革命といふ最高綱領があるが、三民主義綱領にはこの後の段階が認められてゐない。
 - (三) 世界觀の相違——共產主義の世界觀は辯證法的唯物論と史的唯物論とであり、三民主義のそれは、民生史觀若くは唯生論であつて、この兩者は相反するものである。
 - (四) 革命徹底性の相違——共產主義に於いては理論と實踐との一致、即ち革命の徹底性があるが、三民主義に於いては革命と眞理に最も忠實な人を除く外、この徹底性が缺けてゐる。
- 以上新民主主義を概観したが、之を要するに毛澤東の所論は、その支那社會の特色として民主主義に二階程を分けたことといひ、國民黨一大大會宣言を介して三民主義を自家藥籠中のものとしたことといひ、支那革命の現段階のマルクス主義的把握としては殆ど創作的とも見るべき自由な解釋をとつてゐるのであるが、既に中共の新テーゼとして採擇された以上、之を彼一個の見解に盡きるものとするべきではなく、中共幹部派の内外兩面に對する現在の勢力増大と關聯させて考へて見て

も「新民主主義論」として、中共の將來に對する集中的な指導理論の確立を意味するものとして、正に黨イデオロギイ發展史上の金字塔といふべきものであらう。

四三

第三項 新民主主義以後

新民主主義論が發表された翌年即ち民國卅年(一九四一年)は全世界を通じて歴史的な變動の開始された年である。即ちその年の四月には日蘇間に中立條約が締結されたが、六月には獨蘇開戦となり、更に十二月には大東亞戦争の勃發を見放すのであるが、この世界的激動が敏感な中共の動向に何等かの影響を與へずには置けず、即ち中共中央部は同年五月所謂五・一二綱領(新民主主義論)を發表し、そこで毛澤東の新民主主義論の具體化を圖り、黨員と黨員外の合作の義務、新土地政策、労働對策、上等の基本綱領(三三制)を邊區參議會選舉に實施すべきこと等を掲げたが、この趣旨に従つて七月初旬から各地で選舉を行ひ、十月六日には延安に於いて、支那政治史上初めてとも稱すべき民選代表參議員を一堂に招集し、第二次邊區黨代表會を開催してゐる。

いふ迄もなく、國共合作下に於ける中共は抗日民族統一戰線をリードしつゝ、國民黨勢力の覆食を試みんとするにあり、既に彼等の誇稱する所によれば八十萬の黨員と五十萬の紅軍を擁し、各根據地内の人口總和は實に一億にも達し、徹底抗戰と民主主義の勝利を謳歌し續けてゐる。

だがかかる表面的成功にも拘らず、中共は一つの大きな悩を有つてゐる。それは即ち黨員の増加に伴ふ素質の低下の問題である。後に所謂三風肅正運動とは、かくの如き黨員の素質を向上せしむることによつて、黨の組織を一層強力なものとする

る目的を有するものであるが、そこに至る途にも、中共は夙に幾つかの前擧の施策を講じてゐる。

即ち中共は先づその成立廿週年記念日(民國卅年七月一日)を期して「黨性増強に關する決定」を發表し、黨の統一性を破壞する宗派主義との闘争及び黨のボルシェヴィキ化の確立を強調し、次いで八月一日には「調査研究に關する決定」を發表して黨内外の注視主義に對する匡正を主張し、更に十一月六日の第三次邊區參議會に於いて、毛澤東は黨内の宗派主義者に對し斷乎たる制壓の態度を示し、「共產黨員なるが故に黨外人士を非難排斥する權利なく」、「黨外大衆の語る國事は國家を談ずる公事であるから黨員は先づ謙虚な態度で之れを聴き」、「人と共に善を爲すの態度」を強調して中共と大衆とのより緊密なる結合を要求したが、かかる内部肅正の方針は大東亞戦争後の我が方の強力なる「和平攻勢」の展開を豫想して一層深刻化し、翌民國卅一年(一九四二年)初にかけて教育行政學習制度の改革を目的とする「幹部學校に關する決定」、「現職幹部學校に關する決定」の成立し、二月一日に至つて毛澤東の「學風、黨風、文風の整頓」なる劇期的講演がなされ、新たに三風肅正なるスローガンを掲げて従来の黨内肅正運動を更に一段と高調するに至つたのである。

では三風肅正とは何か。毛澤東は三風とは學風、黨風、文風のことと、「所謂學風に正しからざるものがあるといふのは即ち主觀主義を指すのであり、所謂黨風上では宗派主義を謂ひ、文風上の正しからざるものとは外ならぬ黨八股をいふのである」と言つてゐる。

先づ學風肅正について彼の所論を聽かう。曰く、「眞正の理論といふものは世界上に一種しかない。即ち客觀的事實より抽出し來つたものであり、又客觀的事實に對して證明出來る理論である。マルクス・レーニン主義は客觀的事實より生産され、且つ客觀的事實に對して實證し得る最も正確、最も科學的、最も革命的眞理である。然るにマルクス・レーニン主義を

讀む多くの人は却つてこれを死んだ教條としてゐる。「同様にして實際の工作に従事してゐる同志が、若し「單に経験のみで満足してゐるとすれば、それも甚だ危険である。彼等は自己の知識が感性的或は局部的に偏つたものであり、理性的知識と普遍的知識を缺いてゐることを悟らねばならぬ」。「教條主義も經驗主義も共に主觀主義なのであつて、これは異つた二つの極點の發展して成つたものである」。「併しこの二種の主觀主義の中、現在我黨の内の缺陷の主要なるものは教條主義であり、最も危険なものである。教條主義はたやすくマルクス主義的面貌を装ふことが出来、而も工農出身幹部が彼等の面貌を觀破することは容易でない」。「我々は主觀的片面的の問題を見ることに反對し、必ず教條主義的主觀性と片面性を打破せねばならぬ」。「中國共產黨員にあつては、マルクス・レーニン主義の立場、觀點、方法を採つて、中國に應用し、中國の歴史的現實と革命の實際に關する眞摯な研究中から理論を創造して來ることがあるだけである」と。

次に黨風肅正について説く所を見るに、彼は先づ黨内に於いて「獨立性」を云々する者を指彈して「彼等はいつでも自己の管轄する局部的の工作を不當にも特に強調し、いつでも全體的利益が彼等の局部的利益に服従することを欲する。」「彼等は少數が多數に服従し、下級が上級に服従し、局部が全體に服従し、全黨が中央の民主集中制に服従するのだといふことを忘れて了つてゐる」と言つてゐるが、同様の關係を彼は外來幹部と地元幹部、軍隊工作の幹部と地方幹部、舊幹部と新幹部の間に就ても之を指摘してゐる。更に彼は黨外との關係に於ける宗派主義についても、「多くの同志等は黨外者に對しては譯もなく尊大に振舞ふことを喜び大衆を蔑視する。」「これが宗派主義であつて、これ等の同志は、……大衆の誤を責めるのみで自分が實際上「一知半解の徒なることを知らぬ」。「一切の、我々と合作を願ひ我々と合作の可能な人達に對しては我々は唯、彼等と合作の義務がある計りであり、彼等を排斥する如何なる權利もない」と言つてゐる。かくして彼は最後に「一切の宗派主義

思想は凡て主觀主義であり、凡て實際革命の要諦と符合しない。それ故宗派主義に反對するには同時に主觀主義に反對せねばならぬ」と言ひ、宗派主義と主觀主義の關係を指摘してゐる。

文風上の弊については、毛澤東は別に「黨八股に反對す」(民國三十二年九月)なる演説を行つてゐるが、彼はそこで先づ黨八股が主觀主義宗派主義の表現形式であり、それ等の隠れ家であることを指摘し、進んでその淵源について次の如く述べてゐる。曰く、

「歴史的に見れば黨八股は五・四運動に對する一つの反動である。」「五・四運動當時、一團の新人達は文語體に反對して口語體を提唱し、古臭い教條に反對して科學と民主とを提唱した。」「しかし五・四運動にも缺陷はある。その指導者達はまだマルクス主義的批判精神を有たず、彼等の用ひた方法は一般にまだ資產階級的方法即ち形式主義的方法であつた。この方法は「その後のこの運動の發展に頗る影響を與へた。」「即ち、一部の人は五・四運動の科學と民主的精神とを繼承し且つマルクス主義の基礎の上に立つて修正した。」「別の一部の人は資產階級の路線を走つた。」「併し前者にあつてもまた一樣でなかつた。その中の一部の人は極端に走り、マルクス主義をしつかりと把握せず、形式主義の錯誤を犯した。これ主觀主義、宗派主義、及黨八股であり、とりも直さず形式主義と左と右への發展である」と。

かくて彼は結局この黨八股は主觀主義や黨派主義と同じく、黨内に於ける小資產階級的思想の反映であるとなし、その「八大罪狀」として、(一)空言を羅列し少しも内容のないこと、(二)虚勢を張つて鬼面人を脅かすこと、(三)的なきに矢を放ち對象をよく見ないこと、(四)言語が無味乾燥であること、(五)問題に對し甲乙丙丁、A B C Dの如く形式的に分類する以外に解答が出来ないこと、(六)文書や言説が無責任で人を害してゐること、(七)全黨に毒を流し革命を妨害してゐること、

(八)自己の惡風を傳播して國を禍し民を殃ふこと、のハゲ條を數へ上げた上、「黨八股といふこの形式は、たゞは革命精神を表現することが出来ぬのならず、いとも容易に革命精神を窒息させてしまふ、革命精神を獲得しようとするには、必ず黨八股を揚棄し、生氣潑刺として新鮮なる力の節つた言葉、文字の形式を探らねばならない」と断定してゐる。

以上三風肅正の思想の概略を傳へたが、之を中共の指導理論の發展史上から見る時、如何なる意義をもつてあらうか。惟ふに中共二十年の経験は、支那社會の特質として、ヨーロッパに發達した固有の共產主義の公式的適用を困難ならしめるものがあり、自己が一個の政權組織として存立するためには、よかれあしかれ民衆の素朴な民族感情や鄉村保衛の意識等に依據せざるを得ないことを知つたのであらう。新民主主義論は即ちかかる要請を合理化する理論的構成であり、マルクス主義の中に變通性あることを前提として之を支那社會の特質に適應せしめることにより、黨勢の擴大を圖つたのである。然るにその目的が著々實現するに伴ひ、意外にも黨員素質の低下といふ好ましからざる現象を生じた。そこで中共は、その對策として、黨員の思想の肅正を考へたのであが、彼等は之を主觀主義の克服、支那社會の現實に立脚する思想の把握といふ形式の下に實行したのであつて、その意味に於いて三風肅正はと迄も新民主主義の徹底運動であり、又マルクス主義の中國的實踐の一形態であるといふことが出来る。

元來中共の黨員構成は、都市の小資産階級出身者及び知識分子、農村の小生産者出身の者が歴史的比率を示し、自然主義主義發生の温床をなしてゐるが、それだけにこの肅正工作は下手をすれば亡黨の危険を孕むものといふべく、この危険を冒して迄も遂行せんとするところにこの運動の深刻性と指導者の自信の程が窺はれるのであつて、運動は内外共に他を省みる暇なき世界的動亂の最中に實行されたことによつてとに角一應成功を収めつゝあるかの如くである。而も民國卅二年(自稱)八月

五月には、コミンテルン解消の事あり、少くとも表面上、中共は爾後これにより益々独自の行動を執る自由を得たこととなり、彼等が多年經營苦闘の結果考案したマルクス主義の中國的實踐は、茲に端なくもその眞價を發揮する時を得たかの如くである。このことは當時中共機關紙「解放日報」に發表せられた中共中央のコミンテルン解散に関する決定の中に、「中共の革命力量は外力に頼らず徒手空拳以て之を創造せるものなるに付、コミンテルンの解散は黨員の自信と創造性を強め、その戰鬥力を高め更に抗日戦の最前線に立ちて國民黨及一切の抗日黨派、無黨無派と合作し、國民政府の抗戰措置を支持し、戰勝以後獨立民主新中國を建設すべし」とあることにもあらはれてゐる。勿論ここには中共的宣傳が多分に含まれてはゐるであらう。だがそれにして三風肅正運動の進展は、そのまゝ中共今後の實勢力、従つて又その發展の方向を明示するものとして、吾の最も深き注意を要する點であるといはねばならぬ。

第二節 中共地區に於ける政治

第一項 中共地區

中共側が抗日民主根據地と自稱する中共地區、即ち中共の勢力圏ともいふべき地域は、大體三種に分類することが出来ると思ふ。

その第一は、重慶政權がある程度まで特殊地域として認めたと、中共側でいつてゐる地域で、陝甘寧邊區がそれに該當する。この地域には、國共第二次合作成立前までソヴェート政府が樹立されてゐたが、合作實現とともに中共自づからこれを

改組し、『陝甘寧特區政府』と改稱、一九三七年九月六日の重慶行政院會議でその存在が認められたと中共側では稱してゐる。その範圍は陝西省の北端、甘肅省の東部、寧夏省の東南部に亘り、行政区劃上三十四縣を包括してゐるが、中共では勝手に區劃を變更し、二十三縣と稱してゐる。

その第二は、山西省の太原以北、大同以南、察哈爾省の西南隅、河北省の保定以南、天津、滄縣以西、大名以北、河北、山西省境以東を含む晋察冀邊區がその最も適切な例と見られる。即ち抗日民族統一戰線形式の政權を有する地域であり、その成立は重慶の正式の認可を経てゐる。いはゆる桃色政權であるが、實際の領導權は中共が握つてゐるので、これを中共地區の中に入れるのである。

その第三は、重慶が抗戦上に於いてすら中共の活動を許容してゐない華中各地に於いて、事實上中共の勢力下に在る地域である。即ち新四軍の影響下に在る地方である。新四軍は曾つては國民革命軍の一部であつたが、一九四一年解散後は、純然たる共產軍として中共に依つて再建された軍隊で、重慶は全然これを認めてゐない。従つて新四軍の游撃に依つて成立した華中各區は、中共が「新取つた」地域である。

第一章第四節で示したやうに、中共地區は大小約二十區に及んでゐるが、性格上からは右三種のいづれかに歸するのである。但しその各區が、正確に何種に屬するかに就いては、資料不足のため斷定は不可能である。

第二項 陝甘寧邊區施政綱領

中共地區に於ける施政の表面的根本方針は、二十一項から成る陝甘寧邊區施政綱領(附註)に明示されてをり、この綱領を掲

載した小冊子「新中國の路」の中に「單に陝甘寧邊區に施行さるべきのみならず、華北、華中の各抗日根據地にも施行すべきである。」と述べられてゐるやうに、中共側ではその性質上これを一般中共地區の施政に適用すべく、陝甘寧邊區に限るべきではないと稱してゐる。この綱領は邊區當局が第二屆邊區參議會議員の選舉を行ふに當り、中共中央政治局の決議を経て、民國三十年五月一日附で發表したもので、非常に重要な政治的意義があるといつてゐるが、彼等がかくいふ所以は、その内容が抗日行動の強化、國民黨の一黨專制制止、蔣介石の獨裁牽制、大衆獲得のための人心收攬、資産階級の反感緩和、抗日軍民優待、善政の豫約、蒙回民族の好感獲得、等々を直接または間接に表現し、それを通じて中共の勢力を擴充しようとするものであるからである。

そもそも中共は滿洲事變を好機として捉へ、國民黨との武力抗争を停止して新にな進路を取るべく轉進の第一歩を踏出し、執拗にその運動を繼續して遂に對日開戦の目的を達成した。その轉進の理論的基礎は、人民戰線を經由して共產主義社會を實現せしむるのが順序であるとするにあつたので、それが滿洲事變以來の支那人の抗日心理利用による人民戰線結成に邁進した理由である。しかし人民戰線は抗戦の端緒を得たにとゞまり、この單なる抗日行動に力を用ゆるだけでは、共產主義社會の實現に向つて前進することは出来ないが、さりとて今直ちに本來の共產主義に立歸ることも出来ない状態に陥つた。そこで桃色の新民主主義なるものを案出し、一方に於て抗日戰爭を繼續し、自己の指導下に民族的團結を謀らうとすると共に、他方に於ては新民主主義が萬民の幸福を齎らすものであるかの如くに吹聴して、國民を共產黨の主張に賛成せしめ、輿論を通じて國民黨及び蔣介石に對抗し、更にこれを屈服せしめようとしてゐるのであつて、これは中共の主要文獻を通じてその行動を熟視すれば直ちに判明するところである。かゝる意圖を以て立案せられた施政綱領に表裏兩面の存在するは

當然の歸結で、例へば大衆獲得のための人心收攬を目標として「一切の抗日人民（地主、資本家、農民、労働者等）の人権、政權、財權及び言論、出版、集會、結社、信仰、居住、遷移の自由權を保證す。」（施政綱領第六項）と述べ、この立場から重慶政權側の取締、拘束等々に對しては、民主政治に反するものとして、直接間接攻撃したことは度々であつたが、中共地區に於てもそれと同様の措置が採られてゐる。即ち「一切の『抗日』人民でなければ、自由權を保證されないであつて、抗日人民か否かを判定する場合に自由裁量の餘地が存し、反共色彩を帯びた者は抗日人民でない」と斷定せられて自由權が剝奪せられ、結局重慶政權が自己の施政方針に屈せざる者を拘束するのと、何等の差異もないのである。また「邊區施政の中心問題は、抗日民族統一戦線を鞏固にすることである。」と中共側はいつてゐるが、この「統一戦線を鞏固にすること」も「中共の主張通り」といふ條件附であつて、同じく統一戦線の鞏固を目指すものでも、中共に不利であれば假令それが客觀的に合理的なものであるにせよ、三百代言式抗辯を以て反對する。邊區の獨立國然たる政治軍事上の地位を取消し、地方政權本然の姿に歸れ、と主張する重慶側の要望を斷乎排撃して、政治上では邊區は民主政治の模範であるが故に、これに倣はせるためにその存在を擁護すべきものである、と嘯いてゐる有様である。また軍隊の統率權一元化問題に關しても、再合作の條件中にその項目はなかつた筈だ、といつたやうな冷淡な態度で應對するに過ぎずして、重慶軍事委員會の新四軍解散令が全く問題にされないのみならず、自力更生した新四軍は發展擴張の一途を辿つてゐるといふが如き、命令に逆行した皮肉な現象が發生してゐる。萬事がこの調子で、施政綱領の文字の表面的解釋は、決して施政方針の眞の姿でないことを類推に難くないであらう。要するにこの施政綱領を簡單明瞭に解説するとすれば「抗日を基本とする運動に於て、共產黨を中心とする團結を強化し、大衆を獲得するために共產黨の政策行政が最善のものである」と思はせ、抗戰途上に於て同志友軍であるべき重慶政權

と重慶軍に對し國民の多數をして不滿を懐かしめ、抗戰時期を通じて國民の指導權を獨占し、最後の目的達成に便利な地歩を築くための人氣取政策を主眼とする策略の結晶」とでもいふべきであらう。

第三項 行政制度の輪廓

中華ソヴェト共和國より陝甘寧邊區政府となつた後のこの地區の行政制度は、形式に於ても實質に於ても非常に變化した。それは共產主義から新民主主義への變化による當然の歸結で、従つて機構も大々的に改組された。邊區政府が出来た當初の管下は合計二十一縣であつたがその後清澗、綏德の二縣を加へて次の如く二十三縣となつてゐる。

- 一、直屬縣（北山區域） 延安、安塞、甘泉、安定、延長、延川、古臨、保安、神府計九縣
- 二、關中分區 新正、淳耀、赤水、寧計四縣
- 三、慶環分區 曲子、環、華池、固北計四縣
- 四、三邊分區 靖邊、定邊、靖邊計三縣
- 五、統一戰線區 清澗、綏德計二縣

（民國二七・六・五日の新華日報記事より）

邊區政府は省政府に似た機構を以て組織され、政府主席、政府委員の下に秘書處、建設廳、教育廳、財政廳、民政廳、保安司令部、法院、審計處が設けられ、分區には行政專員公署が設置せられて邊區政府と縣政府との中間に立ち、聯絡機關となり、その下に縣政府、區政府、鄉政府が組織されてゐる。しかしして邊區を民主政治の模範と自讃する中共では、宣傳を目的とする意味を多分に含ませて邊區參議會、縣參議會を組織し、これが民意機關であり民主政治の線に沿つた機構である

第二章 政治

と、機會あるごとに外部に向つて吹聴してゐる。

五二

陝甘寧邊區政府は重慶政府の指揮監督外に逍遙し、中共の指令に従つて独自の行動を取り、外蒙の如くでないにしても西藏と同じやうな存在である。しかも中共には西藏以上の特色があるから、行政制度上に於て重慶と異つた種々の特異性をもつてゐることはいふまでもない。それは教育、經濟、司法、民衆運動等に「赤色根據地」の相貌が多々發見されるが、茲にはそれを取上げて書くだけの紙面がない。

中共地區では華北華中に多くの政權を樹立し、黨勢擴張のための黨、政、軍、民四位一體の一環としてその強化に努めてゐるが、管下の地域が陝甘寧邊區の如き安定性をもつてゐないために、兵站と宣傳を主要目的として活動してゐるかの感が深い。陝甘寧邊區と同格式をもたせた晋冀魯豫邊區政府の如きも、皇軍の掃蕩工作で地盤は殆んど全滅し、亡命政權の狀を呈して一般的な行政は紙上の論議に過ぎず、主として政治上のゲリラ攻勢に努めてゐる有様である。その他の各地に在る政權は陝甘寧邊區の行政專員公署格くらゐのもので、時と所とに應じて兵站工作と民衆獲得運動に主力を用ひ、これらの機關は十八集團軍や新四軍のその地方に於ける消長と正比例して、その活動が或は強化し或は弱化するを常としてゐる。華北では皇軍の絶えざる治安工作展開により、共產黨各地政權が立直りかけても幾何もなく叩きつけられる有様であるが、華中ではこれに反し重慶部隊の弱化及び敗退に乗じて漸次擴大強化の一路を辿りつゝあることは、單に重慶側の地盤侵蝕といふことばかりでなく、新中國の將來に重大悪影響を招來する點から見て多大の關心が要求されるところである。

第四項 三三制の選舉

この數年來中共は「新民主主義」と「三三制」について頻りに宣傳し、國民黨が三民主義を救國主義と稱すると同様以上に、新民主主義と三三制に關してその效能を吹聴し續けてゐる。新民主主義に對する解説は別の項でなされてゐるから茲では省略し、三三制がどんなものであるか、それが實際にはどういふやうに運用されてゐるかにつき、簡単な説明と批評を加へてみよう。

三三制とはいかなるものか。中共中央の指示に基けば、各级政府における民意機關及び執行機關の委員及び官員は共產黨を以て首魁は、すべて無産階級及び労働者農民を代表する共產黨員がその三分の一を占め、小資本家階級の進歩的分子が三分の一を占め中産階級の知識層、名流學者が三分の一を占めるべきことになつてゐる。ただ漢奸・親日派とその他の反革命分子はこの種の政權に参加する資格はない。換言すれば、凡そ抗日に賛成し、又民主的各黨派、國民黨、共產黨、機盟會、救國會、第三黨、その他の抗日黨派に賛成する階級階層にはすべて選舉權、被選舉權がある譯である。」と彭德懷は「民主政治と三三制政權の組織形式」中に於て述べ、三三制の輪廓を説いた。また彭德懷は同一の解説中に於て「新民主主義は同志の天才毛澤東の創作であり、三三制は中共の決定したものであつて、我々共產黨の現段階の闘争綱領である」ともいつてゐる。さらに同人は「以黨治國、一黨專政の劣悪思想を克服せよ。以黨治國、一黨專政は大地主大資本家階級專政の影響を反映してゐるものであつて、我々共產黨内では以黨治國、一黨專政の方法には賛成しないのである。もし國民黨の一黨專政に傳染してゐるものがあるとも、敵の背後の抗日民主根據地に於てはその存在を許さないから、必ずこれを克服しなければならぬ。共產黨

はたゞに現段階に於て一黨專政に賛成しないのみならず、社會主義社會になつても以黨治國は否定する。共產黨の一切の政策は完全に群衆の擁護によつて實現するものである。故に我々の政策は多數人の利益を代表するものであり、それ故に多數人の擁護を取ることが出来なければならぬ。一黨專政は人民を壓迫するもので、人民から離脱した國民黨の一黨專政の方法は我々の取らざるところである。國民黨多年の一黨專政の結果は善くないのである。」と國民黨の一黨專政を非難した。

右彭德懷の所論を通じて、三三制實施に對する共產黨の期待が想像されるであらう。しかし中共は果して三三制を忠實に實施する意志をもつてゐるであらうか。中共中央が新四軍當局に宛て、發出した民國三十一年四月七日附の「關於建立根據地的指示」の中に於て、中央は華北抗日民主根據地の建立とその鞏固化の經驗に基き、特に華中根據地の建立と鞏固に關して、次の意見を提示する。と冒頭に述べ、次で「華中に於てはこれらの經驗に注意し、三三政權の實行に着手するに當りては、在來の大地主階級專政の舊政權を數個の革命階級の抗日民族統一戰線的政權に改造するに、極左的または極右的錯誤を防止して、抗日民主政權の社會的基礎を縮小するのを避けねばならぬ。その具體的表現は各級民意機關(縣政府、縣政府公署、縣政府等)には努めて進歩分子と中間分子を吸收するやうにし、同時に黨はその領導するところの工農小資產階級の政權中に於ける優勢を保證し、區長と村長は必ず黨員もしくは進歩分子たることに注意を要する。…」と命令してゐる。これを見れば共產黨は意中の人物を多く入れ、それを操縦して黨の意のままに政治を行つて、といふ意向を解釋し得べく、眞に民意を尊重して眞の普選を實施しようとするものではなく、重慶側の公然たる「一黨專政よりも悪性の偽裝民主の一黨專政と評すべきであらう。

彼等は「抗日民族統一戰線」と「民主政治」とを巧みに解説して、これを中共の政策と結びつけ、抗戦を煽ると同時に人民をして國民黨を排斥せしめ、中共を中樞とする政治を狙ひ、一石二鳥の成果を期待してゐることが判明する。しかしこれを單なる甘い夢だと過小評價して樂觀し、彼等の執拗なる突撃を看過し、彼等の目的達成に向つての苦心策策を見通すが如きは、必ず大患を將來に貽すものとして大いに戒めなければならぬところである。淺慮の青少年や、眼前の生活苦を逃れようとする貧農の多くが、中共の甘言に操られてその影響下に集まつてゐる現状を、吾人は正視しなければならぬ。

第三節 中共地區に於ける民衆工作

第一項 民衆團體組織

民衆獲得に最大關心を拂つてゐる中共が、民衆の組織特に民衆團體を中共の外廓の如くに組織しようとするはいふまでもない。彼等が「邊區(陝甘寧)の文化が如何に封鎖され、經濟が如何に落後してゐるとも、民衆運動工作の緻密さと健全さは、既に全國各地の注意を惹いてゐる。」と自稱してゐるのは必ずしも誇張とはいへない。現在の中共による民衆組織は事變前のそれに比し、形式に於ても實質に於てもすべて基本的な變化を見せてゐる。例へばソヴエート時代の共產主義青年團は現在青年救國聯合會と改められ、貧農會は農民會に、女工農婦代表會は婦女聯合會に改められた。

また邊區の民衆運動は従前境界外の地域との聯絡は極めて淺かつたが、それは共產黨の運動が地下に潜つてゐたからで、國共再合作成立後中共が地上に浮び上ると共に、中共の民衆運動も公然と行はれ易くなり、その運動を全國的に展開することとし外界との聯絡を密にして、民衆運動を統一しようとしてゐるのである。

中共系統の民衆運動の中心指導機關は抗敵後援會であつて、各民衆團體はすべてこの組織下に統一されて工作の推進に努力する仕組になつてゐる。抗敵後援會は「抗敵後援會工作綱要組織原則」に基き、邊區の情勢に適應するやう組織せられたものである。邊區抗敵後援會の規定によれば「本會は邊區各界民衆が更に團結の鞏固に一步前進し、民族統一戦線を擴大して、中央政府及び蔣委員長の堅決せる徹底抗戦を擁護し、抗日自衛戦争の最後の勝利争取を促進するを趣旨とす。」「本會は民衆團體が共同發起し、當該地黨政軍機關の許可を得、または政府に提案を差出してこれを設立す。」「本會は黨政軍各機關各民衆團體より、それぞれ代表三名を出してこれを組織す」とある。本會は代表大會によつて執行委員を選出し、執行委員會の内部に常任委員會を設け、常任委員會の下には秘書處、組織部、宣傳部、職工部、農民部、青年部、商民部、婦女部、武裝動員部、锄奸部を設けてゐる。

陝甘寧邊區の主なる民衆團體名及びその組織は、大要次の如きものである。

一、農民聯合會 各民衆團體中で農民會の人数が最も多い。ソヴェート時代は貧農のみ加入し得たが、改組後は富農中農も貧農と同様に参加の権利がある。農民聯合會は郷を單位として村を小組とし、一切の農民の組織を包括し且當該地の郷政府と聯繫を保つてゐる。郷政府の一切の施設と政策は先づ農民會で討議し、民衆に採決された後に施行する。農民聯合會は農民の工作を指導し、農民に困難な問題を解決してやり、農村民衆を動員して抗戦に参加せしめ、抗日軍人の家族を優待援助し、荒地の開墾を奨励し、生産競争を舉行する。また農産物は商人の手を經ず直接合作社を通じて賣却し、商人の搾取を免かれしめる仕組になつてゐる。

二、工會 工會の任務は労働者の労働力を向上せしめ、國防建設に参加し、労働者の政治文化教育を強化し、民族解放

闘争中に労働者の積極的精神を發揚せしめるにある。工會の幹部は農民會同様労働者の自選である。工會の會員は民國二十九年末頃の統計で四萬五千人、その七〇％は雇農、二〇％は手工業者、一〇％は産業労働者である。故に邊區では工會の基本的な力は農村労働者即ち雇農である。この雇農は中共の施策により少しばかりの土地を得た者が相當にあり、その關係から邊區政府を熱心に擁護し、抗日工作に對しても熱心であると宣傳されてゐる。工會が創設した生産合作社は手工業労働者間の排斥と競争を除去し、その分業合作を促進したといはれ、當初労働者は合作社に加入するを欲しなかつたが、二、三年來頻りに自發的に加入するに至り、生産能率が非常に向上したと傳へられる。

三、青年救國會 過去の共產主義青年團は共產主義の信徒の青年のみが加入出来たが、現在の青年救國會は凡そ抗日青少年は七歳乃至二十三歳まで悉く加入する資格がある。民國二十九年末頃の會員數二十四萬人、邊區青年の八〇―九〇％を包括してゐた。青年救國會を將來中共擁護の有力な勢力たらしめようとしてゐることは勿論だが、さらに注目すべきは會員青年兒童に軍事體育訓練を施し、大量の體格健全にして軍事の素養ある者を養成して抗戦に参加させることである。會員中十四歳以上の者はすべて武裝動員に参加し、抗戦中の後衛隊とし、將來は第一線に送り出す計畫であらう。その人数は會員の六〇％以上を占めてゐる。

四、婦女聯合會 本會は邊區各階級の婦人民衆を組織したもので、婦人を動員して一切の政治的、經濟的、軍事的、文化的的工作に参加せしめ、また婦人を指導して封建的束縛から解放しようといふのである。政治方面では婦人も選舉權被選舉權を附與され、延安には二十餘名の議員(纏足してゐる者もある)がおり、政府の科長の席子についてゐる者も相當數に上るといはれる。

因に邊區では婚姻離解は非常に自由で簡単に出来るやうになつてゐるが、抗日軍人の妻の離婚要求は、その夫の同意を得なければならぬが、その他は男女何れかの一方が堅く要求すれば、登記の手續を経て離婚出来ることになつてゐる。軍人の妻とせず抗日軍人の妻と規定したところに中共地區らしい特異性がある。

五、自衛軍 本軍は民衆の抗日武装力で、邊區の武装保衛の責任を負ひ、勤奸剿匪その他一切の地方治安の維持、後方を鞏固にする工作及び抗戦、運輸、擔架等の任務に當ることになつてゐる。邊區のあらゆる鄉村にはこの組織があり、凡そ十八歳以上四十五歳までの壯丁はすべて自衛軍に参加しなければならぬ。彼等の中の優秀なものは教育訓練を施こされ、後に、武器を與へられることになつてゐる。婦人も自衛軍に参加することが出来、婦女部隊が編成されてゐる。

六、右の外に、商會、邊區文化界救亡協會、學生會、兒童團等々の團體があり、何れも多少とも抗日の任務を負はされてゐる。これらはすべて民衆團の自發的に組織したものでなく、中共の外屬團體として組成せしめられたもので、背後に於て中共が操縱者の役割を演じてゐることはいふまでもない。
なほこれと軌を一にする民衆組織が漸次華北、華中に於ても推進されてゐる。

第二項 宣傳工作

「中共の巧妙なる宣傳」といふ言葉が、日本の新聞人や重慶側その他の支那人の言論を通じて、盛んに用ひられてゐる。事實、中共は時、事、所と人に適應するやうな宣傳をやつてゐることは、中共を研究する何人もが肯定するところである。しかしてその巧妙な宣傳は偶然に出来たのではなく、周到な用意と熱心な検討の産物であることを知らねばならぬ。それは中

共に宣傳部があるとか、十八集團軍や新四軍にそれを擔任する人物が配置してあるからといふやうに簡単に結論をつけ得るものではない。中共が蔣介石の共產軍討伐を避けて蔣と握手するに至るまでの苦心が、今日の巧妙なる宣傳技術を獲得せしめたのであつた。人民戦線の結成に成功し、張學良や楊虎城等を傀儡にし、蔣介石をして國共再合作を餘儀なくせしめるまでには宣傳運動に全力を傾注したのであつた。かくしなければ中共は浮び上れないといふ境地が、中共にその面に於ける絶大の努力奮闘を要求し、この關門を通過した中共は、その間に民衆獲得に必要な言論について大いに會得し、その體驗の效果をも十分に尊重して、更にこの有利な方法を用ひようと衷心から考へてゐるからであると信ぜられる。誰でも苦心研究によつて大なる成果を收めれば、その味を忘れることは出来ないからである。

支那は長年政治の不良が續き、知識層は政治的轉換を要望し、農民もまた政治の不良に煩はされて生活苦に悩む者が非常に多い。故に國內の民衆を操縱すべき重點があり、對外的には滿洲事變以來の支那民衆の抗日心理を利用すべき機會が発生したのであつた。この二つを手際よく結びつけて自己の新進路を開拓しつつあるのが「中共の巧妙なる宣傳」である。即ち中共は貧民の眼前の要求と知識層の判然たる目標なき新鮮味への欲求とに或程度の満足とを與へる呼吸を知つて、それを適當に處理するだけのことで、無論根本的治療に役立つ良藥を提供してゐるのではないが、氣分の悪い時に仁丹を服用するくらゐの效能はあり、兎に角相手を相當に喜ばせ得るのである。

中共の宣傳に關する最高機關は中央政治局の宣傳部であり、その下に黨報委員會があつて、報道、宣傳、出版を統一指導してゐる。延安で出版する解放日報、延安に本據を置く新華通訊社、重慶で發行される新華日報の三つが直接宣傳部の指揮下に活躍する三大言論機關で新華通訊社は社内に五〇ワットの放送機一臺を備へ、波長五十米、毎日支那語と英語の放送を



行ひ、時事問題を捉へて巧妙に宣傳し、そのレシーバーは重慶黨部の機關通信中央社、タス社、ロイテル社、及び我が同盟通信社のニュースを集めてゐる。また延安では黨報委員會指導下に雜誌叢書、パンフレットなどを刊行し、壁新聞をも發行してゐる。壁新聞には多色刷のものもあつて時事情報、生活の検討、生活の素描、論文、詩歌、小説、戯曲等が掲載されることである。また話劇は管下の各郷區にまで及んでおり八路軍の戦績、漢奸驅逐、敵の暴行などといふ題のものをこれによつて宣傳し、民衆の抗戰意識を挑發しつゝあると傳へられ、更に「救亡歌」を各地で流行させて同目的の宣傳資料にしてゐる。

六〇

華北や華中でも幾多の小さな新聞雜誌パンフレット宣傳ビラを發行して大衆を相手とする活動を続け、根據地を失つてもこの方面の運動は何等かの方法を講じて中止しないよう努めてゐる。この點は彼等が長い潛行運動によつて得た經驗と忍苦十年の持久力の成果と見るべきであらう。

これを要するに中共は新民主主義や三三制の如き理論や政治制度を案出して、民衆を満足せしめようとする議論解説を行ひ、大所高所より、國家民族の振興救済には中共と行動を共にするが最善であると思はせ、中共に對する信頼感を深からしめようとすると同時に低級の農民階層に對しては、中共は農民の生活改善に最も適當な方法を講じてゐるから中共のこの政策に協力せよ、といふやうな宣傳をなし、同時にこの工作の妨害になる日本の攻撃防止に協力を求め、重慶側の反共工作をも含む統一戦線破壊は亡救工作の敵だと宣傳し、日本やそれらの敵と戦ふために中共の陣營に投じて、眼前の生活改善及び將來の子孫の繁榮幸福の爲めに努力しなければならぬ、といったやうな宣傳をやるためにあらゆる手段を取つてゐる。

第三項 擁政愛民運動

昨民國三十三年以來主として陝甘寧邊區を舞臺とする、軍隊の擁政愛民運動なるものが展開されてゐる。この擁政愛民運動なるものは文字に表現せられてゐる如く、政府の政策を擁護し、法令を遵守し、政府の職員を尊重すること、人民を愛護することを意味するものであるが、要は黨、政、軍、民四位一體の強化を基礎とし、特に軍民の協力を一層緊密にして、共產軍と民衆との關係を不可分状態にまで發展せしめようとするものゝやうである。この運動展開の動機が那邊にあるかにつき、まだ信頼すべき情報に接してゐないが、國共摩擦の進行と關聯して民衆を確實に獲得することの吃緊事たるを、中共が痛感した結果ではないか、と一應想像される。

擁政といふことは今のところ單に觀念的なものに過ぎないが、愛民に關しては已に實踐に移され、第十八集團軍總司令朱德が本年一月元旦の幹部會席上で試みた「擁政愛民運動の展開」と題する講演の中に、それに關する具體的な資料が挙げられてゐる。その資料の一部を拾つて見ると次の如きものがある。

民力の節省並びに人民の生活の援助 軍隊が強大なる勞働力と嚴格なる組織を有することは、たゞに自身の生産力を可能ならしむるのみならず人民生産援助の力量をも存せしめるものである。軍隊自身の生産の發展と彼等による人民生産の援助とは、擁政愛民の主要工作である。(A)軍隊自身の生産による人民負擔の軽減 留守兵團では計二十萬六千畝の荒地を開墾し、三萬一千石の糧食を收穫した。三五九旅の如きは既に全部自給の域に達しており、その他の部隊でも糧食、野菜、食肉及び各種費用の全部自給を見るに至つてゐる。中隊を例に取るならば、三五九旅七團二中隊が模範中隊である。彼等は昨年

一、七二五畝の土地を耕作し穀物四四三石、馬鈴薯三〇、〇〇〇斤、野菜四三、八二〇斤、乾草三三萬斤、薪二四萬斤、運鹽利益二十餘萬元、自家生産工具一、三五九個の成績を挙げたが、これは相當巨大な數量と稱し得る。(B)糧食、乾草の自己運送、多くの部隊の糧食、乾草は全部或はその大部分を自ら運送した。三五九族では戦闘員を動員して糧食を運送した。一回に三百石の糧食を負ひ、人民の三千頭の役畜、一千人の労働者、十一萬元の旅費を節約した。各單位に貯蔵してある糧食は大部分自己運搬によるものである。昨年上半期の統計によれば、人民の代運は僅かに十二%に過ぎず、自運は八十八%を占めており、推計によれば動員せる大車に於て三千二百餘輛の減少、人民による運糧費四百五十餘萬元の節約を見てゐる。(C)労働力による人民生産援助 例へば昨年三五九族の如きは全體を平均して一人當り民衆三人分の義務労働を援助してゐる。春耕、秋收、除草、麥刈の期間には各隊も人民の援助に従事した。再び三五九族の模範中隊を例に取るならば、春耕時に於ける人民援助は、熟地耕作三十畝、開墾五十畝、除草二百三十畝に上り、秋收に於ても少なからざる助力をなした。各部隊の労働援助は一般に良好であつて、その一般的成果は次の如くである。イ、民衆の一碗の飯をも食はず。ロ、糧食は自ら擔ひ、野菜はこれを自ら運んだ。ハ、工作は極力迅速に行つた。ニ、民衆の工具を愛護した。

前線の部隊も除草、麥刈の援助に盡力し、九族の如きは一個中隊當り數十畝の援助をなした。これに對して人民は「貴方は誠に立派な兵隊であり、役人としても立派な役人である。貴方達の長くここに駐屯し、他處に移動しないことを希望する。」といつた。

さらに本年一月元旦、晋察冀軍區政治部制定の擁政愛民公約が發表された。同公約は下の如きものである。邊區の人民は邊區の主人であり、邊區の八路軍は邊區の子弟兵である。我等軍區子弟兵は更に團結を加強し、以て日寇に戰勝し、中國フ

アツシズム實現に反對して新民主主義の新中國を樹立するために、以下の公約を堅く履行することを誓ふ。(1)政府の政策並に法令を實行し、政府の工作人員を尊重する。(2)積極的に政權保衛に作戦し、人民の生命財産を保護する。(3)民兵を訓練して作戦を援助する。(4)人民の生産を援助しその困難を解決する。(5)人民の利益を愛護し、人民から一針一線も没收しない。(6)民力を尊重し、抗戰勤務條例を徹底的に實行する。(7)民意を接受し、人民の抗日團體を保護する。(8)人民には和氣を以て接し、人民の風俗習慣を尊重する。

第四節 和平地區に對する施策

第一項 中共の謀略宣傳

宣傳を得意とする共産黨が、次第に安定する和平地區に對し、黙して語らざるが如きことはあり得ざるところである。即ち中共はあらゆる方面、あらゆる方法を講じて和平地區擾亂、日本や國民政府を不利に導き、居住民をして抗日に協力せしめ、和平政權の職員軍隊を非難し或は動搖せしめようとする種々様々な謀略宣傳に、日も是れ足らざる盲動を續けてゐる。これらの宣傳には、中共地區に於けるが如く新聞、雜誌、宣傳ビラ、その他の印刷物による他、刺繍、歌詠隊などを動員して、目的の達成を期しつゝあるが、ある程度の効果を収めてはゐるものの事實の前には如何に巧妙なデマでも、黑白を全く顛倒し得る筈なく、彼等のゲリラ戦同様になるさといふに過ぎない。中共側からいへばその勢力範圍内で行ふ宣傳は總ての點に便利であり、殊に陝甘寧邊區の如く和平地區を遠く離れたところでは、デマが事實として受入れられることも、現地

ではそれが全く無意味である點に、彼等のより、大なる苦心が要求される。それだけに特に有能な宣傳隊が派遣されたり、特殊な宣傳方案が立てられたりする譯である。なほ茲に一寸附け加へておきたいことは、極めて数多い中共の言論機關は論調に於て一元的に統制され中央の主張に歸一してゐる點で、この點は特に注目に値する。

また宣傳事項にしても自己の把握してゐる地盤では、單に共產黨の善政とか信頼するに足るとかいつたやうな事により民心の離反を防ぐとか、更に進んで一層確實に民心を收攬するとかいふやうな正攻法で事足りる場合が多いが、和平地區に對してはそのやうな簡単な方法では到底目的の一半をも達し得るものではない。更に和平地區に接近した地方では、蔣介石側との間に現に存したは將來發生すべき問題に關しても、有利な打開策を考慮しなければならぬ事情があつて、工作上の複雑性は到底陝甘寧邊區のそれと比較すべくもない。したがつて新民主主義や三三制の效能を述べた程度では到底問題にならない。こゝに於て一方に日本軍の悪事を捏造し、汪精衛氏その他の國民政府大官やその有力な部隊長が賣國的行爲をやつてゐるかと思はせる工夫をしなければならぬと同時に、他方では蔣共摩擦に關して、重慶側部隊が如何に無理無法な態度行動に出てゐるかを、輪に輪をかけて誇張しそれを憎ませるやう考案しなければならず、それらを手を換へ品を換へてやることの如何に困難であるかは想像に難くない。それでも低級な農民や感情に左右される青少年を可成り動かしてゐるといはれるから彼等の手腕には驚かざるを得ないであらう。新政策を斷行して積極的に乗出した日本側としては意外の感なきを得ないが、我が方としては更に十分の検討を加へてこの成行に對する善後策の考究に一層の努力が要請される。この點に關しては國民性を異にし國情が異なることを十二分に計算に入れて熟慮しなければならないと考へられる。國民政府軍隊、保安隊、警察、自衛團等の反轉事件が漸増の傾向を示してゐるとの最近の情報に、吾人は心を痛めざるを得ない。

第二項 日本側に對する工作

民族統一戦線による救亡を表面の看板として、敵本主義的行動に出る中共の各側の工作を、これは日本側に對するものであり、これは國民政府側に對するものである、と一々正確に區別することは、極めて困難なるのみならず更に相手として重慶側を包含したものもあるからだが、便宜上これを前記二種に區分して述べることにする。したがつて區別に随分無理があるが、記述の都合により適宜にこれを取扱ふことにした。

一、中共が近來特に力を入主として華北に於て展開しつゝある施策に中共側のいはゆる「兩面政策」なるものがある。その兩面政策なるものは和平地區もしくは準和平地區の村落奪取を目的とするもので、中共側の村落分類法に従へば、抗日一面、抗日兩面、中間兩面、親日一面、親日兩面の五種となつてゐる。抗日一面とは抗日政權のみと關係を有し、抗日の一面あるのみといふのである。抗日兩面は抗日親日の兩政權と關係をもつてゐるが、抗日政權との關係深く、親日政權との間柄は表面だけのことで、實質は抗日的性格のものをいひ、中間兩面は兩政權に同程度の關係をもつもの、呼稱である他の二者は第一、第二の逆を行つてゐる村落をいふのであつて、抗日一面に對してはその關係を一層強化し、抗日兩面は抗日一面化へ、中間兩面は抗日兩面へ、といふやうに日本側または親日政權と村落との關係を中共側に一階段階、深くして行く目的の下に行はれる政策である。

この目的を達成するために種々の方案が研究されてをり、その前提として某村落がどの種類に屬するかの正確な調査を行ひ、それによつて適當に策動するのである。

二、支那事變後、中共は種々の方法を以て日本軍民に對し、厭戦反軍思想を抱懐せしめて、我が方の内部崩潰を招來せしめようとして來たが、この運動は昨年五月日本共産黨中央代表岡野進が延安に赴いて以來一層活潑になつた。これは無論軍民兩方面に向つて行つてゐるが、實效の點を考慮してか、主力を兵士の方に向けてゐる。その方法として部隊にピラを送付したり、個人宛に書翰を出したり、小冊子を送つたりして、皇軍を動搖せしむべくかなり執拗にやつてゐるらしい。在華日本人反戦同盟擴大執行委員會議は去る一月十五日より延安に於て開催、反戦同盟を解消して日本人民解放聯盟を組織し、この運動を強化しようとしてゐるやうである。

六六

この外十八集團軍や新四軍は或は負傷して抵抗力を失ひ敵軍に俘虜となつた兵士、及び謀略を用ひて拉致した兵士を優遇して、これをこの方面の工作に利用してゐる形跡がある。中共軍や前記左翼關係者の配布するピラには『家族の者が火の氣のない冷たい火鉢を圍んで青息吐息だ』『家族の者は三度の食事にありつけず飢へに泣いてゐるぞ』『お父ちゃんはいつ歸つて來るんだい』『家に残る可愛い坊やは毎日あなたの歸りを待ち惚びてゐる』などといふやうなものがあつて、その狙ひがどこにあるかはこの字句により一見明瞭である。なほ中國共産黨及び軍の宣傳文中には『支那事變は日本軍閥と財閥が私利私慾のためにする侵略戦争で、兵士はその犠牲となるに過ぎない。』といふが如き反軍反財閥思想を煽らうと企圖してゐるものが少くない。

三、機會ある毎に日本軍及びドイツ軍の不利な形勢を大袈裟に報道し、日本及びドイツの必敗を宣傳し、これに關聯して中共軍が徹底抗戦の情に燃えてゐることを強調し、同時に反汪抗日の宣傳を行ひ、國民政府の信頼すべからざるを説き、國民政府と民衆、中國と日本の離間を謀つてゐる。

四、經濟關係のものでは、糧食の和平地區移入禁止、日本側及び和平政權側の糧食收買妨害、和平地區からの糧食奪取など食糧を繞る工作が最も盛んに行はれてゐるが、奥地に缺乏して困つてゐる綿糸布、燐寸、石鹼、蠟燭等々の日用必需工業製品の密移入にも相當力を注ぎ、また食糧、物資の缺乏は日本側が奪取した結果だと、日本軍及び日本人を恨ませるやうなデマ宣傳をやつてゐる。また軍票が出てゐた頃は、軍票を悪用したり軍票の信用を傷つけるための施策も講じてゐたであつた。今やこの方策は聯銀券や新法幣に向けられてゐる。

五、不逞鮮人を煽動してその獨立運動に援助便宜を與へると共に、徐州その他北部江蘇各地に於て商社を經營中の實在鮮人名を利用し、相互の通信の如く装偽せる反戦ピラが、昨年末我が方の手に入つたといふ事實があつた。この種の文書の中には在華日本人反戦同盟加入手續を説明したのもあつた。また朝鮮獨立同盟華中分會の署名ある『朝鮮獨立の太陽は昇つた』と冒頭せる獨立運動煽動に關するピラもあつた。

六、皇軍の行動妨害を目的とする電線電柱の切斷、鐵道公路橋梁の破壊、放火、暗殺、拉致などが繰返されてゐる。華北に於ける鐵道事故で列車關係のものとしては、主として貨物列車軍用列車を目標とし、旅客列車襲撃破壊は極めて稀であるが、これに對し、同胞を不必要な犠牲に供するやうなことを八路军はやらぬ、八路军は民衆の味方であるからだ、と宣傳してゐるといはれる。彼等はこのことにも民衆獲得の心構へを見せてゐる。

第三項 國府側に對する工作

次の時機を指して民衆の歡心を買ふべく自動してゐる中共は、この點から抗日戦線上の同志重慶側に對してさへ、あら

ゆる非難攻撃を敢てしてゐるからであるから、和平反共親日を旗幟とする國民政府側に對して、あらん限りの知識を揮り、民衆をして反感を懐かしめようとするのは言を俟たない。彼等は先づ傀儡、漢奸の名に於て國民政府及汪主席等と民衆との接近を妨害し、舞文曲筆の極を盡くしてゐる。かゝる立場の中共が指揮する八路軍や新四軍のことだから、勿論手段を採らず國府側の不利な行動を探るが故に、自然にその工作の面は廣く事項も多い。固よりその数は文字通り枚舉に暇ないところであるが、その一端を列挙して見れば次の如きものがある。

一、反汪宣傳文　これは汪主席を政界から擯り去らんとすることを主張するもので、中共中央から出たもの、中共幹部が個人名義を以て草した論文、八路軍や新四軍の政治部から出たもの等々があり、それらによつて政治外交上から反共和平建國論を攻撃し、また個人の行動を罵倒せんがために虚偽の前提と虚構の事實とを以て、民衆をして唾棄せしめようとなつたものであつた。要するに彼等がいはんと欲するところはそれによつて既に十二分に盡くし果てゐるのであるが、しかも絶えず悪罵を目的とする文章を作り續けてゐる。

二、反轉謀略　中共側は國民政府の軍隊、警察を和平陣營から抗戰陣營に反轉せしめるために、民族意識昂揚に立脚した口頭文章を用ひて働きかけ、相當の効果を収めつゝある。この手段は華北華中共に絶えず施こされてゐるが、近來歐洲の情勢や太平洋方面に米英軍の進出した状況解説を加へて盛んに策動し、低級の兵士警官を動搖せしめるに成功し易いやうな措置を講じてゐる。最近の情報によれば華北華中の兩地域でこの謀略にかゝり、反轉した者や共匪討伐に極めて消極的となつた軍隊、乃至は敵との遭遇戦に於て困難ならざる場合にすら降伏して武裝を解除されたといふ實例がある。

また華北では教育界にも攻勢が展開され、本年二月豊潤縣小學校閉鎖、昌黎縣立中學校校長辭職事件が発生した。これは

共産黨側が恐喝した結果であつた。すなはち河北北部の偽豊潤縣長が游擊地區の各區長に對して一律閉鎖を命じ、改めて寺小屋式學校を開いて晋察冀邊區政府發行の教科書を使用せしめようとしたことと、前記中學校長を拉致しようとした結果、前者は難を恐れて閉校し、後者は辭表を提出して保身の舉に出た。この他華北の官吏に反正勸告の書翰を送つたことや、家族を拉致して日本側との不合作を強要としたといふが如き例が少くない。華北ではさらに民衆團體の抗戰意識昂揚宣傳に努めた結果、それらの團體が抗日團體に轉じたものもあつたのである。

三、反清鄉　國民政府の清鄉工作は南京以東の揚子江沿岸地區から新四軍を一掃し、國府強化の基礎的地盤としての役割を演じつゝあるが、共産黨側から見ればこれは厄介千萬のことに屬する。この清鄉が蘇北、浙東にまで推進せられるに及び、従前から展開してゐた反清鄉運動を一層強化し、清鄉工作員、鄉保長、連絡員などを拉致、暗殺、道路通信網の破壊等直接行動に出で、極力清鄉の進捗を妨害しようとしてゐる。なほ一般民衆に對しては反清鄉公約十要（十項目、すべし）十不（十項目、すべし）遵守の宣傳を強ひ「反清鄉期間内緊急治罪條例」を公布して逆反者を嚴罰に處することとし、反清鄉の徹底を期してゐる。

四、食糧貨幣關係事項　食糧貨幣に關しては前項でも少しばかり述べたが、追加の意味でその二三を布告その他から拾つて見よう。

(1) 民國三十二年十月豫鄂邊區行政公署布告（イ）敵偽偽國紙幣は絶対に邊區内に於て使用することを禁ず。（ロ）接敵地區の人民にして敵偽の紙幣を所持する者は期限内に當該地方銀行或は縣政府、物資統制局、合作社に於て兌換すべし。

- (2) 民國三十二年十一月十三日豫鄂邊區行政公署布告 (イ)米穀の敵地區への移川を嚴禁す。(ロ)糧食の密藏を獎勵す。(ハ)糧食を確保すべし。同上十月十二日布告糧食を密藏し、空室清野を實施することは、敵僞の掠奪に反對する有效の方法なり。
- (3) 晋察冀邊區司令聶榮臻は軍、政物資貯藏確立を企圖し、邊區行政主任、冀西工商管理局長、實業處長等を召集して會議の結果、次の對策を決定した。(イ)經濟封鎖實施(冀北政務委員會)の滯貨が相當額に上るので、我が方の經濟封鎖を逆用して物資蒐集工作を強化する。(ロ)民衆組織を利用して物資を蒐集する。(ハ)收買價格を高めて蒐集を容易ならしめる。(ニ)蒐集した物資は縣、區で保管し適時冀西へ輸送する。
- (4) 冀西第四專員公署に於ては、我が方の經濟封鎖對策として、我が方市場の操作權を獲得し、治安地區市場——接敵地區市場——敵地區市場と、市場の順次開設を繼續的に實施せしめ、物資の獲得運搬に努めてゐる。

第五節 國 共 關 係

第一項 概 説

中共成立の時期に關しては、一九二〇年の黨創立發起人會から起算する説と、一九二二年の黨第一回大會から起算する説との二つがあるが、私は一九二〇年説を採る。中國國民黨一大大會は一九二四年に開かれてゐるが、而も同黨はその以前から存在してゐるのである。同様に、中共の場合においても亦、一大大會以前までに若干の黨的活動をしてゐるのであるから、強いて一大大會を起點とする必要はない。

一九二〇年九月の創立發起人會から、一九四四年六月まで滿二十三年十月。その間、國民黨と聯合戦線を張つたことが二回ある。第一次合作は一九二四年一月から一九二七年七月まで、滿三年七月に亘つたそれであり、第二次合作は、支那事變後の一九三七年十月から今日に及び、すでに滿六年九月を経てゐる。通算すると、合作した期間が滿十年四月、對立した期間が滿十三年六月となる。對立したといつても、黨成立から第一合作までの滿三年四月は、ほど友好關係に在つたのだから、それを差引くと、尖銳に對立した期間は滿十年二月となり、友好・合作期間が滿十三年八月となる。

中共の成立から、第一次國共合作までは、中共の潜伏時代ともいふべく、黨勢は微弱であり、同時に國民黨も亦消沈時代であり、相互に相手方を敵視する必要がなかつた。むしろ同病相憐れむやうな關係であつた。友好關係であつたといひ得られる。

然しいよいよ合作が成立し、中共が國民黨の傘下に入りやがて傘上に舞ふの専念をほしきまゝにする(國共合作の圖を畫す、國民黨内部から反共の機運が起り、摩擦を生ずるに至つた。先づ感情的な反共派である極右派及び右派が發生し、次いで確固たる理論を持つた理論的右派又は新右派が起り、それらの大同團結としての西山會議派が出來た。さうしてその影響が中間派乃至實力派である蔣介石一派に及び、蔣が漸次反共的立場に移行した。情勢の推測を誤つた中共が、實力派の勢力を輕視したことが因となつて、蔣の清黨となつた。中共の背後の指導者たるコミンテルンが最後の方策として持ち出した農民武裝案が左派を反共に追ひ込み、中共の武漢政府退出となつた。労働者農民の組織に成功してゐたが、軍隊共產化に立遅れ、僅かに葉挺・賀龍・朱德三軍を擁するに過ぎなかつた中共は、國民黨實力派の壓倒的な武力に抵抗出來ず、ひとたまりもなく崩潰

したのであつた前記は、かうして第一次國共合作は破れたのである。

第一次合作がこのやうにして破綻したことを知つてゐる我等は、支那事變以後の第二次合作も亦、案外容易に分裂が實現するのではないかといふ先入觀念に捉はれ勝であるが、この觀念は是正されねばならない。共產運動練習の積りで、民主主義革命聯合戦線に参加した中共と、高々北方軍閥の掃除を目標とし、蘇聯の武器軍需利用を目的として容共した國民黨との結びつきであつた第一次合作と、その後十年間の闘争の試練を経た中共が、蘇聯國策の絶対絶命の指令下に、抗日戦争の長期化を目標として國民黨と携手した第二次合作とは、その結びつきの程度において同日に語る事が出来ない。換言すれば國共兩黨ともに、共同戦線の必要を感じることにおいて、第一次合作と第二次とは、隔段の差異があるのである。單に力の點から見ても、中共今日の實力は、第一次合作當時に数十倍してゐるのであるから、僅かに上海クーデター（一九二七）や、唐生智武力の抱き込みくらゐのことで、處理出来ないのである。分裂が簡單に行かないのは當然である。

國共分裂後中共は地底に没し去り、暫らくは世人の耳目から遠ざかつたが、やがて共產軍結成せられ、その游撃に依つて所在にソヴェート區を簇生せしめ、蔣介石及び國民黨との間に、滿十年に亘る對抗戦が行はれた。蔣介石の五回に及ぶ討伐は、共產軍を江西の本據から逐ひ出し、大舉西遷せしめることに成功したが、然し中共の唱へ出した抗日人民戦線政策意外に奏效し、西安事件の一幕は蔣の對共屈服を招來し、次いで支那事變勃發するや、急轉直下第二次國共合作となつた。

第二次合作の成立したのは一九三七年九月であるが、それから僅かに二ヶ月後に、もう摩擦が起つてゐる。さうして一九四〇年までの三年四ヶ月間に、四十何件かの衝突事件が発生した。この四十何件といふ數字は最少限度の數字であつて、事件の内容が多少なりとも記録に残つてゐるものを拾つたのである。實際に生じた事件は百件にも二百件にも達したであら

う。

これらの事件を詳説することは、篇幅の関係上不可能であり、又その必要もない（本報、附録第一〇號一九四一―四二號）。要するに、合作性質の解釋に關する争執、兩黨黨部の衝突、中共機關紙壓迫、中共系出版物の發禁、中共系民衆團體の解散、中共内部新崩し、反共小組織の成立、國民黨側の中國トロッキースト利用に因る摩擦、中共側の赤化意圖露説、國民黨側の防共措施の嚴重化、軍事衝突等の諸容相において、大小の衝突が行はれたのである。然し、十年に亘る生死の闘争を一應清算して、兩黨を合作せしめた原因である對日抗戦の存続が、終に兩黨の分裂を阻止したのである。

但したび一回、或ひは分裂を招來するかとおもはせた事件があつた。一九四一年一月の皖南事件（新四軍解散事件）である。すなはち第三戰區司令長官顧祝同が共產系新四軍に對してクーデターを執行し、新四軍をして五千の兵力を失はせた事件である（本報、附録第一〇號一六二頁參照）。正に第二次合作における最大の摩擦事件であり、兩黨の争執半年に及んで決しなかつたが、一九四一年六月の獨蘇戦の勃發で餘燼が消え、龜裂は彌縫せられて少康時代に入つたのであつた。

第二項 コミンテルン解散以後

彼上のごとく、獨蘇戦及び大東亞戦に因つて兩黨關係は少康時代に入り、一九四三年に及んだのであるが、その五月、中共の國際的背後力であるコミンテルンが突如として解散を決定したことに因つて、再び波瀾を生ずるに至つた。

コミンテルンの解散は、防共を以て結ばれてゐる樞軸國の紐帶を破るとともに、同盟國たる米英等の猜疑心を除かうとしたものであることは勿論であるが、同時に大戦は終末に近づいたと觀じ、國際戦争を變じて國內戦争たらしむべきことを、各

國共産黨に指令したものに外ならない。すなはち各國共産黨に對し、その各自の環境に應じ、大戰結束とともにたゞちに社會革命に移行すべく、萬全の準備をなすべく指令したのである。この見地に立つ時、コミンテルン解散は決して世界赤化の陰謀拋棄を意味せず、却つて進一步の危険なる意思表示であつたと觀られるのであり、從來コミンテルンを通じて行つてゐた領導を、蘇聯共産黨直接の領導に變じただけのことである。コミンテルンといふ電話機を廢しただけのことに過ぎない。

コミンテルン解散の意義をこのやうに把握した上で、解散の中國共産黨に及ぼした影響を見よう。當時の情報を回顧するに、中共中央は逸早く聲明を發してコミンテルン解散決議を支持したし、蘇聯側は蘇聯側で、コミンテルンが解散されても、従來の關係に變化はない旨を申し入れた。一方重慶側情報は延安の混亂を傳へ、國際的背景を失つた中共の衰頹を豫斷したのであつた。

この、相反する二様の情報の、いづれが真相に近かつたか？そのことを判定するためには、相當の時日が必要であつた。然し、油断なく情報を追跡することに依つて、我等は終に中共の地位がコミンテルン解散に依つて變化を受けなかつたことを知るに至つたのである。蘇聯と中共との關係は依然密切であり、中共機關紙は蘇聯の意圖を鮮明に反映し、遺憾なく二者一體化を具現して來てゐるのである。加之、閻野進等の延安入り等に依つて知られるやうに、中共に負荷せられた任務は單に支那にとゞまらないやうになつたものごとくである。中共の比重は、むしろ加はつたとも見られるのである。延安の混亂を傳へ、中共の頹勢を豫斷した情報のごときは、畢竟重慶側の希望的觀測の域を出でなかつたのである。

だが、現實においては、このやうな希望的觀測が全部とはいへないまでも、重慶の一部を支配したことは、争はれない事實であつた。コミンテルン解散直後の一九四三年六月から八月頃まで、陝甘寧邊區周邊で起つた事態がそれを裏書きする。

少しく回顧して見よう。

コミンテルン解散約二十日後の六月十二日西安文化界座談會で反共決議が採擇された。音頭取りは『勞働營』訓導處長で、兼ねてこの地區の藍衣社特務隊長である張濂非である。決議の内容は、『第一次歐戰において第一國際が解散され、第二次歐戰において第三國際が解散されたのは、マルクスレーニン主義の破産を證明するものだ。第三國際を解散して同盟國との團結を強化したと同様、中共を解散して中國の團結を強化すべきだ。即時中共を解散し、邊區を國府に返納せよ。』七月六日これを傳單にして飛行機上から陝甘寧邊區に撒布し、同じ趣旨を毛澤東宛に打電した。この報道は、即日重慶中央通訊社に依つてキヤリイされた。

これと歩調を合せて、邊區監視の實力者たる胡宗南が行動を開始した。西安座談會後六日の六月十八日、洛川に軍事會議を開いて部署を決定した彼は、張濂非の傳單撒布の翌七月七日、麾下第八十軍第六十五師をして、陝甘寧邊區關中分區耀縣の瀟勁光陣地を攻撃せしめた。これが第一回の武力行使であり、その第二回は七月十六日洛川においてであつた。

この外、七月十四日には西安で反共民衆大會があり、同月下旬から八月下旬にかけて、各地民衆團體(金縣三、渭南二、渭南黨部各一)の中共取消決議があつた。

以上は國共關係を惡化せしめる施策であるが、一方この趨勢を阻止しようとする動きもないではなく、馮玉祥・郭沫若・梁寒操等の聯蘇容共派三十八名は、七月十五日内戰停止要望宣言を發出し、毛澤東宛國共合作會議開催提議の電報を發した。重慶側の反共活動に對する中共の措置を見よう。先づ六月二十八日の『解放日報』が『中國共産黨と中華民族』と題して、重慶の全體主義化を攻撃、次いで七月二日發出の黨中央『七・七宣言』で中共壓迫に抗議したが、張濂非・胡宗南の發動を見るや

七月七日及び九日、朱徳の名を以て蒋介石・胡宗南に宛てて胡軍の行動制止方を要求するとともに、民衆大會の開催、機關紙の一齊宣傳を以て、彼等のいはゆる『正義的立場』を國內外に訴へる態度を採つた。實力において重慶に對抗し得ないことを知つてゐる彼等は、軍事的には極力全面的衝突を避けつゝ専ら宣傳に主力を傾注した。その論理・聲調・語氣は頗る激烈で一九四一年の新四軍解散事件當時を彷彿せしめるものがあつた。主要なる論點及び對重慶要求は次ぎのごとくである。――

(一)胡宗南・張濬非等の行動は日本及びヒットラーの第五列の挑撥によるものである。(二)彼等の團結及び抗戰破壞の陰謀はその極に達してゐる。(三)吾人は中央軍の邊區周邊よりの撤退を要求する。(四)政府抗戰陣容の再整備。(五)内亂挑撥の禍首たる日本第五列の嚴罰。(六)中共邊區取消等の漢奸言論の禁絶。(七)南京に投降した三十三將領の制裁。

コミンテルン解散を機とする國共衝突の容相は以上のごとくである。然らばその原因は何であらうか。これに就いては三説がある。第一説は、コミンテルン解散に因る重慶反共派の態度の硬化だとする。彼等は解散に因る中共の弱体化を見越し、この際一舉に邊區を斬断すべしとなし、三民主義青年團に據れる陳立夫・朱家驊・陳布雷・賀衷寒・康澤等が中心となつて反共工作を推進し、西北に賀衷寒・張國燾を、江蘇・安徽に康澤・李樹森を派遣した。西安における張濬非の反共活動の背後には、賀衷寒・張國燾がゐたであらうといふのである。

第二説は、邊區監視者たる胡宗南の獨斷的行動だとする。曾つて共產軍討伐の第一線に在つた張學良が、中共側の『士兵工作』に遭つて赤化し、終に西安事件を惹起した先例を遂うて胡軍の一部が赤化し、胡麾下の一ヶ師が中共側に寝返つた事實がある。そのため胡は蔣に叱責せられたので、彼は中共を恨むこと甚だしく、獨斷を以て反共的活動を開始したといふのである。

第三説は、蔣の方寸に出でたとする。一九四三年二月、蔣は胡宗南に中共處治の全權を與へ、三月、胡はその準備として中將某を延安に派し、渝・共合作の能否を打診せしめた。復命は合作不可能といふに在つた。胡はこれを蔣に取次ぎ、その許可を経て行動したのだといふのである。

以上の三説はともに相當の根據があり、併せ採つて差支へない。然しそれにも拘はらず、上に記したやうに、武力衝突は結局二回に過ぎず、何時の間にか下火になり、今日になつて見ると、一場の空騒ぎでしかなかつたやうな觀があつた。原因が充足してゐながら、發展がこれに伴はないのはどうしたものであらうか。

三つのことが考へられる。一は抗戰に對する影響である。これは説明するまでもない。内亂が抗戰に影響を及ぼさないわけはないからである。二は米國の牽制である。三は蘇聯の眼みである。

米國は傳統的に國・共合作支持論者である。彼は由來其譽を高く評價し、抗日戰線を固めてゐるセメントが中共だとおもつてゐる。それには前駐支大使ジョンソン、赤色支那通のジャーナリストであるエドガー・スノウ、ニム・ウエールズ、蔣介石の政治顧問であつたオウエン・ラティモア等の力が與かつて力があらう。ともかく支那をして抗戰を繼續せしめるためには、國・共合作が絶対必要であるとする考へは、最初からの米國の態度である。従つて國・共の紛争がある度に米國は常に重慶を牽制した。而して『抗戰支那』において米國の有する壓力は、結局いかなる場合でも蔣介石を聽従させずにはおかないのである。故に従來屢次の反共活動は、例外なく反共派の腰くだけに終つてゐるのである。

このやうな趨勢は、カイロ會談前後からますます強くなつた。米國が對日決戦を欲すれば欲するほど、重慶に依存せざるを得なくなる。在支米空軍の擴大強化は勿論、動員力三千萬と彼等が期待してゐるところの重慶の人的資源を米式に訓練裝

備して、對日決戦に使用しようと考えてゐる米國である。米蔣關係は最初は蔣の對米依存であつたが、今日では逆に米の對蔣依存に變じた。いはゆる重慶重視論である。最近重慶の國際化に對する米國の世評が新聞紙上に散見するが、これは重慶重視論の修正ではなく、重慶重視論の堅持に過ぎない。かくてカイロ會談においては、米蔣共闘合作戰、その必要からの當然の歸結である國・共の合作強化が米英から蔣介石に對して強く要請せられたのであり、その結果起つたのが國・共西安會談、中共代表林祖涵の重慶入りである。最近の事象はこのやうに理解せられねばならない。

蘇聯の眼目は相當に利いてゐる。その對蔣援助は長鞭馬腹に及ばない憾みがあり、中間に中共といふものが挟まつてゐて、重慶の蘇聯に對する感情は對米感情ほどシツクリは行かないが、然し重慶は、蘇聯の國力に對して傳統的に畏怖の念を懐いてゐる。特に『亞細亞における蘇聯』といふことを切實に考へてゐる。東亞の戰局は蘇聯の態度に決するといふのが、重慶の以前からの迷信である。換言すれば、日蘇をして相闘はせるといふことが、米國利用と相並んで重慶の對戰對外交基調である。大東亞戰爭前、日本の南進北進が論議せられてゐた時代、重慶新聞紙の大部分が日蘇戰爭を豫想してゐた事實をこの際回想する必要がある。

敘上三重の理由があり、蔣介石は否でも應でも反共派を抑へて、對共關係改善に留意せざるを得ないのである。中共側林祖涵、重慶側王世杰・張治中を代表とする西安會談の内容はなほ不明であるが、大體においてこれは豫備會談と見るべく、それを終つて林祖涵が重慶に乗り込み得たといふことは、國・共交渉の或る程度の進捗だと認めざるを得ない。

國・共分辯はわが既定の國策ではあるが、現實の事態は敘上のごとく、わが方の期待と正反對に、國・共黨化の一途を辿りつゝあると斷ぜざるを得ないのである。

第六節 國際關係

第一項 蘇聯との關係

中共と最も密切な關係を持つてゐる國は蘇聯である。蘇聯邦共産黨——コミンテルンといふ系統に依る指導がなかつたらば、支那における共産運動は決して今日のやうな猖獗を見ることはなかつたであらう。數十人の會員を擁するに過ぎなかつた微微たる啓蒙團體を育成して『中國共産黨』に成長させ、それと中國國民黨とを提携させ、金錢・武器・知恵（人）の三段援助を與へて、民族革命聯合戰線を結成させる一方、労働争議を指導しては五・三〇事件や沙基事件のやうな大規模な罷業を勃發させ、聯合戰線が破れると、赤色バルチザン隊の組織、ソヴェートの建設を教へ、終に中國ソヴェート政府の樹立に導き、蔣介石の討伐に依つてソヴェート區が潰滅し、共産軍が西遷を餘儀なくされると、抗日人民戰線などいふ新手段の戰術を案出し、支那事變を勃發させる等、コミンテルンの効果的な指導振りには、まことに面憎きものがある。コミンテルンこそは支那共産運動の父たり、兄たり、且つ母を兼ねるものである。一九四三年に至り、コミンテルンは解散したが、前節において指摘したやうに、聯共——中共の指導系統には何等變更なく新任務さへ負荷せられてゐるのである。

蘇共關係はこのやうにも密切であり、これを詳述することは、二十數年に亘る中共史を敘することを意味し、本稿の能くするところでない。依つて走り書き的に回顧して見る。

(一) 中共黨組織指導。露西亞革命の報を入れた支那インテリゲンツィアは、所在に共産主義研究グループをつくつたが、當

時新文化運動の中心であつた北京では、北京大學教授李大剣を首唱者とする「マルクス研究会」が生れた。この會を指導したものに、同學露講師イワノフ(?)なるものがあつたといふが、その詳細は不明である。次で來支したのがワレーインスキーである。彼はコミンテルン極東部長であり、蘇聯の對歐赤化運動意のごとくならず、東方迂回政策を採るに際し、支那赤化の第一選手として來支し、先づ北京に李大剣と會し、その紹介に依つて南下し、陳獨秀等と謀つて一九二〇年九月上海で黨を成立せしめたのである。彼のこの工作は、マリーリンに引繼がれ、マは翌一九二一年の七月黨一全大會を指導した後、十一月廣西省桂林に孫文を訪問し、國共提携の濶路みを行ひ、一九二二年七月の二全大會、八月の中委全體會議で民主主義革命聯合戦線の結成、中共黨員の國民黨加入を決議せしめたのであつた。

(二) 中國國民黨との提携斡旋。中共黨勢の微弱なる間、民主主義革命聯合戦線を張り、依つて以て黨勢を擴大することは、コミンテルンの植民地革命の原理であり、マリーリンはそのために來支し、「ニコルスキー(?)」とともに中共説服に當つたのであるが、同じ目的を以て、國民黨側に働きかけたのがヨッフエである。彼の本來の使命は蘇支國交開始交渉に在つたのだが、その役をカラハンに譲り、一九二三年一月孫文と會見して有名な孫・ヨッフエ共同宣言を發出、熱海で廖仲愷と同宿して蘇支提携の細目を協議し、その推薦に依つてボロディンが國民黨最高顧問として廣東に着任し、前後して文官顧問としてマイエフ等、軍事顧問としてガレンツァツェハ、後に廣東軍司令等が着任した。

(三) 蘇支國交開始への努力。中共育成と併行して、蘇支國交開始交渉があつた。その出發點は一九一九年七月二十五日、一九二〇年九月二十七日兩回のカラハン宣言であるが、これを背景としてユーリン、アガリエフ、バイケス、ヨッフエが相繼いで來支したが目的を達せず、最後に外務人民委員カラハン自づから出馬するに及んで成功し、カが初代駐支大使と

なつた。これら一連の人物は、表面の使命は國交開始に在るが、裏面においては黃白を散じて青年學生を買収し、支那赤化運動を助成しつゝあつたのである。その證左としては、一九二七年四月六日の蘇聯北京大使館手入事件を擧げることが出来る。張作霖を首腦とする北京安國軍政府は、外交團の諒解を得て同大使館を手入れし、陸軍武官室から中共領袖李大剣路友子等を探し出して逮捕したのである。ヨッフエは赤化の一手段としての舊軍閥利用を案出し、ウスマフを顧問として馮玉祥の許に入れ、武器軍需を供給した。又一九二七年十二月中共に依つて起された廣東コムミュニンの最高指導者が、蘇聯駐廣東領事 *Enssle* であつたことは、リットン調査團への支那側アセツサー顧問の報告に據つても明かである。

(四) 國民革命軍建軍への援助。ヨッフエ廖仲愷談合の一項目として國民革命軍建軍があつた。そのために蔣介石が蘇聯に派遣され、歸來黃埔に軍官學校が出來、蔣が校長になつた。蘇聯はこれに武器を送つて援助した。「銃は八千挺で、外に十挺ほどの拳銃があつた。銃一挺毎に五百發の彈丸。皆は欣喜雀躍、革命の基が出來たから心配無用だ。」と騒ぎ立てた。流石は革命の友にしてはじめてこのやうな援助をして呉れるのだと、蘇聯に對して心からの感謝を示さざるを得なかつた。』と、軍官學校初代の教頭王柏齡が述懐してゐる。

(五) 外廓團體の結成。コミンテルンは中共を創立した外、その活動補助機關乃至外廓團體として幾多の左翼團體を結成した。青年共產主義インターナショナル(簡稱キソ)支部としての中共青年團、プロフィンテルン系の中華全國總工會、革命陣士救援協會(簡稱モツソ)支部としての中國革命互濟會、對外文化聯絡協會(簡稱ソオク)系の左翼作家聯盟、社會科學作家聯盟等がそれである。これらは後の抗日人民戦線の素地である。

(六) 勞農運動。コミンテルンが眞先きに手を着けた分野は勞働運動であり、中國勞働組合書記部は中共より先きに成立

し、幾多の争議を指導した後全國總工會内に發展的解消を遂げた。全總はすなはち一九二五年五・三〇事件の指導者である。それは反帝闘争としては成功したが、労働争議としては失敗した。その原因を探究したコミンテルン及び中共は、農民運動の不振に氣付き、爾來農民運動に全力を注いだ。中共今日の猖獗は、總人口の八割を占むる農民に着目したことに端を開いたといつても過言でない。

(七) 共産軍の組織。中共自身の軍隊を持つといふことは、コミンテルン及び中共の最初からの希望であつて、一九二六年の北伐にボロディンが乘氣でなく、陳獨秀が機關誌上に反對論を發表したのは、當時黨自身の武力なく、北伐が成功したならば國民黨軍を基礎とする蔣の権力が増大して制し切れないやうになるだらうと思惟したからである。爾後の経過はその杞憂ではなかつたことを證した。こゝにおいて彼等は國共分離前後から躍起となつて共産軍組織に努力し、幾多の経緯を経て、終に今日の八路军、新四軍を見るに至つてゐる。

(八) ソヴェート區の設定。最初に支那ソヴェート設立の必要を唱へたのはミフであつた。それは一九二六年で、翌年トロツキーこれに賛し、ラデツク、ジノヴィエフも同じてゐる。スターリンは反對だつたが、國共分離後は意見を變へた。かくて一九二八年十一月支那最初のソヴェートたる海陸豊ソヴェート、十二月廣州ソヴェートが出来た。これは間もなく潰れたが、爾後共産軍の増大に連れ、その游撃に依つて各地にソヴェートが簇生し、一九三一年中央ソヴェートが成立した。今日各地に在るいはゆる邊區は、實質上のソヴェート區に外ならない。

(九) 抗日人民戦線の組織。蔣の討伐に因つてソヴェートが潰滅し、共産軍が弱化する、コミンテルンは抗日人民戦線の組織を中共に命じ、この新戦術を以て局面の收拾を謀つた。その謀略圖に中り西安事件、支那事變となつて國共第二次合

作の現段階を開くことが出来たのである。

(一〇) 人的援助。重複を避けず、蘇共關係に活躍した人名を挙げて見る。國交開始交渉に當つたのがユーリン、アガリエフ、バイケス、ヨツフエ、カラハン。中共創立に奔走したのがワテインスキー、マトリン、ニコルスキー。國共合作に盡力したのがヨツフエ、マリーリン、アレキセイエフ、ストイアノヴィツチ。コミンテルン代表又はプロフィンテルン代表として活躍したのが、ワテインスキー、マリーリン、ゼームス、ヤンソン、オゾール、ミフ、ヌーラン、ダイクロス、ロイ、ロミナーゼ等。國民黨最高顧問ボロディン、中央銀行監督マイエフ、廣三鐵道技師オーソイ。軍事顧問ガールン、ローフ、テイツマイーフ、イリーン、マコイエフ、テイツタニー、ハツビー、リトロフ等。

このやうに、考へ得られる限りの部門に手を伸ばし、力の及ぶ限りの援助を中共に與へて來た蘇聯及びコミンテルンである。その關係の緊密なるはいふまでもなく、コミンテルンの解散の意圖に依つては前項を顧みくらむに因つて、決して變化があるべき筈がない。今日も今後も、蘇共關係は依然たる緊密さを繼續するものと理解すべきであらう。同時に、中共の黨としての態度が常に蘇聯に依つて規制せられて來た事實から推して、將來も蘇聯の方針なり國際地位なりが、たゞちに中共に反映するであらうことを、併せて理解せねばならない。この觀點からする時、いはゆる共産主義中國化のごとき、單なる標語以上の何物でもないといへるのである。

第二項 米國との關係

これまでの中共と米國との關係はいふに足りない。ほとんど無關係といつてもよい。然し今後はやや趣きを異にするに至

るであらう。一應検討して置くことも無意味ではあるまい。

先づ、中共はどんな態度であつたか？一九四一年獨蘇戦のはじまる一ヶ月前、五月二十五日附の中共機關紙『新華日報』重慶紙上に周恩來の國際情勢分析が載つた。その要旨は、『支那が英米と日本との間の矛盾を利用し、英米からの援助を得ることは差支へないが、英米に全面的に引きずられ、いはゆる帝國主義大戰に参加することは禁物である。』といふに在つた。これは必ずしも周一人の意見でなく、中共はそれまで屢次同様の趣旨を發表してゐたのであつた。

中共がこのやうな態度を表明したのは、いふまでもなく蘇聯の意向を反映してゐるのであつて、中共はそのために『抗戰支那』の外交路線と背馳し、苦境に立たされたのであるが、六月二十二日勃發の獨蘇戦は彼等の苦境を救ひ、公然と英米蘇支同盟を主張するに至つたのである。而してこれ亦蘇聯の意向の反映に外ならない。——中共の態度は、畢竟蘇聯の對米態度である。

次に米國の對共態度はどうか？在支米官憲及び支那通ジャーナリストは、概して中共に對して同情的であつた。駐支大使ジョンソンは、國共摩擦の度びに重慶を責難し、重慶にして對共態度を改めないならば、米國は重慶を捨てて中共と結ぶであらうと威嚇したことさへある。ゼームス・パートルラムの赤色地區視察は、ジョンソンの示唆・資助に依るといふ。エドガア・スノウの『レッド・スタア・オーヴァ・チャイナ』その妻ニム・ウエルスの『インサイド・レッド・チャイナ』いづれも中共に對して同情的であり、オウエン・ラティモアの諸論文も同様であつた。これら一連の人物の言説が、米國朝野に影響を及ぼしたであらうことは想像出来るが、然し最初の間、すなはち大東亞戰前までは、大なる評價を中共に與へてはゐなかつた。

今日では大いなる變化を生じてゐる。彼は對日決戦に焦せる餘り、中共の北支における實力を高く買ひ、對日作戰の一單位として認めるに至つた。その間の事情に就いては、前節『國共關係』で述べた通りである。魚心あれば水心である。中共の側にも往年の冷淡さを一掃して、米國に對して援助を請ふ傾向さへ現はれて來た。周恩來はウイスキーとの會談において、米の對蘇援助の分配を要請したといふ。根本は蘇聯の對米態度に規制されることは勿論であるが、ともあれ明日の米共關係は、可成り注目し値ひするとおもはれるのである。

第三章 經濟

八六

第一節 基礎理論

第一項 新民主主義の經濟

毛澤東の「新民主主義論」によれば、中共の目前建設せんとする國家は新民主主義共和國である。それは支那の如き半植民地的半封建的國家には一定の期間缺くことの出来ない過渡的國家形式であつて、その國體は一切の革命的階級聯合の專政であり、その政體は民主集中制である。然らば新民主主義の經濟とは何か。「新民主主義論」其他中共側文獻によれば、大要次の如きものである。

(イ) 新民主主義の經濟は基本的には資本主義的經濟である。現段階に於ける中國革命は、資産階級民主主義革命である。この革命の任務は、私有財産制度を消滅し資本主義を消滅して社會主義社會を建設するものではなくて、帝國主義と封建的殘存勢力の壓迫を消滅することにある。この革命の直接任務は、たゞ資本主義發展途上に横たはる一切の障礙を徹底的に肅清することであり、いはゞ資本主義發展のための清掃夫たる役割を果すものである。

(ロ) 併し、新民主主義の經濟は、舊き範疇の資本主義經濟を建設するものではない。その相違は公式的な民主主義革命が完全に資産階級に指導され、以て資本主義社會と資産階級專政の國家の建設を目的とするに對して、新民主主義革命が新

しき無産階級に領導された一切の革命階級の聯合專政の國家の建設を目的とするものであることに基く相違である。新民主主義社會は無産階級專政の社會主義社會ではないし、また資産階級專政の資本主義社會でもない。新民主主義は決して歐米式な資本主義社會を建設してはならないのである。

(ハ) 以上の基本方針から演繹される經濟政策は、「新民主主義論」によれば、第一に孫文の所謂「資本節制」即ち「私有財産制度をして國民の生計を操縱せしめない」ことである。故に大銀行、大工業、大商業はこの共和國の共有とする。併し新民主主義は私有財産の否定を行ふものではない。小企業や、國民の生計を操縱することのない産業は、過度の資本主義的搾取を行はざることとを條件として、その發展を許容するものである。何となれば、中國の經濟は未だ十分に發達してゐないからである。

(ニ) 第二の經濟政策として孫文の「耕者有其田」のローガンを實行し、必要に応じて一定の方法により大地主の土地を沒收し、土地無き又は少き農民に分與する。所謂「地權平均」の方針である。併しそれは社會主義農業を建設するものではなく、土地を農民の私産たらしめ、農村の富農經濟の存立も、労働者の生活を適當に改善するといふ條件の下に、之を容認するものである。

以上が新民主主義の經濟の要點であるが、中共根據地に於ける經濟政策の實踐に於て、「資本節制」の原則は「公營經濟」と稱される新式國家經濟、群眾團體組織としての「合作經濟」、土地政策に於ける減租減息政策、社會政策に於ける労働保護政策（雇農及工場労働者に對する）として現はれて居り、「地權平均」は減租減息政策、統一累進税、漢奸の土地沒收等の諸政策を通じて結果的に實現されてゐる。

更に『富農經濟』に關しては、特に一九四三年生産増強政策として『吳滿有運動』が展開されたが、その理論的根據は新民主主義經濟理解の上に、極めて示唆に富むものである。即ち次の如し。

『吳滿有は延安郊外の一富農である。彼は過去の封建社會に於ける舊式富農とは異り、曾て半封建社會の壓迫を受け、樹皮を喰ひ、糠秕を嘗めた生活から逃れて邊區に到り、革命闘争に参加した難民であり、「全村民が吳滿有家の鶏が啼くと起きる」習慣となつた程の模範的勤儉力行によつて今日を築いた革命的富農である。かゝる革命的富農は、邊區が反封建革命を經過し、資本主義發展の障害を除去したが故に、出現せる者である。この資本主義的富農經濟は雇傭勞働を搾取するものではないが、而も封建的地主經濟に比すれば一步の進歩であり、この進歩がなければ革命を更に一步前進せしめることが出来ない。全邊區の農民が彼を模範として之に續くならば、必ず更に多くの中農貧農或は雇傭農さへもが、吳滿有のコースに沿つて富農中農たることが可能である。舊資本主義下に於ける農民の分化は、小部分を中農富農に發展せしめ、大部分を反對に貧農、雇傭、都市無産者たらしめる。併し乍ら新民主主義の條件下に於ては、一日一日中農或は富農に發展し、一日一日豊衣充食への道を走り絶對に退歩する者はない。かゝる富農生産の獎勵は、既に土地分配を終り、元來の雇傭の大部分が貧農となり中農となり、現在の雇傭は外から來た難民であつて彼等と雖も一、二年の勞働により土地を取得すべく保護されてゐる邊區の政策と何等矛盾するものではない。邊區は富農生産を獎勵するけれども、又雇傭の保護に對しても決して之を忽せにしてゐない。

而して半封建半殖民地社會に於ける富農經濟の發展は往々にして彼の封建的方面の發展であるが、土地分配或は減租減息運動を經過して封建的搾取を廢止又は制限した新民主主義政權下に於ては、封建的地主經濟は促成されず、資本主義的富農

經濟の繁榮のみが保障される。併し富農經濟は、資本の制限と土地集中の制約を受けて、米國式な農業トラストに發展することは出来ない。彼の唯一の可能なる發展の前途は、ソ聯式な社會主義集體農場である。それは中國の新民主主義社會が歐米式な資本帝國主義社會になれず、最後には必ず社會主義社會に發展するのと同じである。』

第二項 土地革命の轉換

農村にその活動の基盤を置き、農民の利益を代表する黨を以て自任する中共にとつて、重地問題の重要性は實に決定的である。抗戦の前後を通じて行はれた中共の土地革命の放棄の過程を検討することに依つて、新民主主義經濟の性格を更に明瞭ならしむることを得るのである。

中共の土地問題解決に關する本來的な政策は、言ふまでもなく土地私有制の全面的な否認にある。第一次國共分裂直後の南昌暴動失敗の後を承けて九江に開催された八・七緊急會議（一九二七年八月七日）は、現下の民主主義革命段階に於ける核心的課題は土地革命の斷行であると認めた。そしてそれは具體的には、大・中地主の土地を沒收して貧農に分配し、小地主には小作料の引下げを行はしめ、或る一定の時期に達した場合に、『耕者有其田』のスローガンの下に、土地の國有並びにその新たな分配を實現せんとするものであつた。その實踐の一端としての所謂「四省秋收暴動」は完全な失敗に終つたが、その苦い體驗の上に立つて開催された同年十二月九日の擴大會議は、八・七會議の精神を更に發展せしめ、『凡ての地主の土地は無償にて沒收し、一切の私有地は完全にソヴェート國家の勞働人民の公有に歸す』ることを基本條項とする「土地問題綱領草案」を議決し、八・七會議が許容した小地主の土地所有をも否認せる徹底的な革命を企圖した。

超えて一九二八年七月の六全大会に於ても、支那革命の中心は農民革命であり農民革命の目的は土地革命であるとの立場に於て、

- 1 無償且つ即時に豪紳地主の土地を没收し、没收せる土地は各種の官公有地と共に、農民代表會議の管理に移し、これを分配して農民に使用せしむること。
- 2 一切の高利貸借及び小作契約その他農民の搾取契約を破棄すること。
- 3 一切の苛税及び徴收制度を廢止して單一的農業累進税を設けること。
- 4 國家は土地及び水利の改良、天災豫防、内國移民、農業金融、幣制及び度量衡の統一、森林河川の國家管理等を實行して農業經濟を援助すること。

を黨の土地政綱とし、土地國有制度の確立と、商品經濟の消滅とを目的として徹底的に社會主義革命のために闘ふべきことを規定した「土地問題決議案」を採擇した。

其後數年の闘争を経過して、瑞金に中華ソヴェト臨時政府が樹立されるや、第一回全國ソヴェト代表大會（一九三二年十一月）は、土地の沒收及び分配に一の統一的制度をもたしめ、土地問題解決の最良の保證たらしめるために、「中華ソヴェト共和國土地法」十四條を議決公布した。この土地法は中共の土地政策を全面的に法文化せるものであり、その趣旨は勿論、八・七會議以來の土地革命政策に基根するものであるが、併しこの土地法に於ては土地沒收の範圍並びに方法がかなり緩和されてゐる。即ちその第一條は「凡ての封建地主、豪紳、軍閥、官僚及びその他の大私有主の土地は、自己の經營たるに賃貸たるを問はず、一律に何等の代償をも給付することなく之が沒收を實行す」ることを規定してゐるが、中小地主に

ついでには全然觸れてゐない。また第三條に、「中國富農の特徴は地主又は高利貸を兼ねる點にあるが故に、彼等の土地は當然沒收するが中農階級の土地は沒收せず」と規定し、土地を沒收された富農に對しては、「自己の勞働を以て其の土地を耕す」といふ條件の下に、「比較的に劣等な土地の分配を受けることを得」と附記してゐる。而も土地の沒收分配は、「基本的農民大衆が之を希望し支持する場合」にのみ實行すべきものであつて、「ソヴェト政府の威力を以て實行し」或は「上より命令」によつて強行することを得ず、となし、^{第五條}凡ての祠堂廟宇その他の公共土地の場合に於ても、農民の自發的大多數的贊同を條件とし、農民の宗教的感情を妨害せざることを原則^{第六條}としてゐる。

土地革命に於ける中共の態度の斯くの如き緩和は、農民の武装暴動による既存諸勢力、制度の破壊を當面の目標としてゐた一九二〇年代の後期と、勞農大衆の武装及び組織による正規の紅軍の編成並にソヴェト共和國建設を主要なる努力の焦點としつゝあつた一九三〇年代初期とに於ける、中共の立場の相違、及びこの過渡期に於ける幾多の苦き體驗を通じての支那農民層に對する認識の深化に基くものと解すべきであらう。かゝる緩和の傾向は、紅軍の西遷を経て、一九三五年の「八一宣言」によつて具體的に表明された中共の抗日救國に名を藉る所謂民族統一戰線の結成の提唱と共に更に助長され、特に富農の反感を買つてゐた各種過激政策の修正が行はれた。併し軍閥、官僚等をも含む大地主の土地を沒收して之を土地なき貧農に分配し、農民層の間に鞏固なる地盤を擴大せんとする中共の土地革命の行動は、その後の數年間——西安事變による國共闘争の休止まで繼續されたのである。但し、土地革命に對して絶えず批判と再檢討を加へつゝ、國共第二次合作の基礎は攷々として築かれつゝあつた。

一九三七年二月十日、國民黨三中全會宛に送られた中共中央の通電に於て、中共は、國民黨が中共の提案たる内戰停止一



致當外五ヶ條を國策として決定するならば、團結禦侮の誠意を表すために、地主の土地沒收政策の停止等の四ヶ條を實行することを保證するに至つた。民族統一戦線の結成を口實として、從來反革命的存在として敵視して來た民族ブルジョア及び之と不可離の關係にある軍閥官僚と妥協提携するためには、彼等の恐怖反感的である革命的な土地政策に假令一時的にでも修正を加へなければならなかつたのである。併し、その後對日抗戰の開始に依つて國共合作が實現されるに至つても、中共側には未だ具體的な土地新政策は現はれず、中共の支配地域及び遊撃區に於ては依然地主富豪の財産及び土地の沒收が頻々として繰返され、特に華北平原に進出した中共は、ソヴェート時代の地味不毛人口稀薄な地理的環境とは比較にならない程豊饒であり、地主資本家の農村勢力も強く、自作農も割合に多い北支農村に、その土地革命を行はんとして意外の反抗と抵抗に逢つたものの如くである。かゝる體驗を通じて、抗日民族統一戦線の土地政策即ち減租減息の新土地政策が醸成されつゝあつた。

中共の新たな土地政策の原則は、先づ一九四〇年毛澤東の「新民主主義論」に公示された。即ち、彼は新民主主義の二大經濟政策として、『資本節制』と『地權平均』とを擧げ、國民黨一全大會の宣言を援用して之が説明を試みてゐる。即ち『經濟組織の不均等を釀成する最大の原因は、土地權が少數の者によつて壟斷せらるゝところにあるが故に、國家は土地法、土地使用法、土地徵收法、地價稅法等を規定すべきであり、個人の私有地は地主がその價格を見積つて政府に呈報し、國家はその價格に照して徵稅し、必要なる場合は呈報せられた價格を以て之を買收し得る』といふ國民黨一全大會の宣言中の地權平均に關する主張が中共によつて採擇されたわけである。而も、右の一全大會宣言中の土地問題に關する項は、孫文の所謂地權平均政策の趣旨を摘出したものに他ならない。それは一面に於て地主の恐怖を抑制し得ると共に、他面に於てはもし國家が

土地の國有を希望する場合には合法的手段によつてこれを敢行し得る途を開くものである。それは土地國有といふ中共本來の目的にも合致する所以であつて、中共の土地革命と孫文の地權平均との間にある相違は、沒收によるか收買によるかといふ方法論上の問題に歸するわけである。従つて中共が土地革命を放棄して新民主主義の土地政策即ち『地權平均政策』を採擇したことは、國共關係を圓滑に保持すると共に、孫文主義の名に於て、自黨本來の目的達成に近づかんとしたものであらう。

中共はこの『新民主主義的土地政策』の實踐に當つて、『減租減息』を基幹とする土地政策を採用して、地權平均を實現せんとした。この方法は抗戰の進行を通じて既に各根據地に部分的に實施されつゝあつたのであるが、一九四二年一月二十八日中共中央政治局會議を通過した『中共中央の抗日根據地土地政策に關する決定』十二ヶ條『同附屬文件』二十五ヶ條に於て極めて明確化された。それは抗戰以來の土地政策實踐の結論であると共に、將來の方向をも規定した極めて重要なものである。而して本決定の趣旨は、最初の三ヶ條によつて闡明されてゐる。

(一) 農民は抗日と生産の基本力量であることを認める。故に黨の政策は農民を扶助して地主の封建的收取を輕減し、減租減息を實行し、農民の人權、地權、政權、財權を保證し、以て農民の生活改善、及び農民の抗日並に生産に對する積極性の向上を計るにある。

(二) 地主の大多數は抗日を要求し、一部の進歩的紳士も亦民主的改革に賛同しつゝあることを認める。故に黨の政策は單に農民を扶助し封建的收取を輕減せんとするに過ぎず、決して封建的收取を完全に絶滅せんとするものではない。故に減租減息の實行後は、小作料及利息の支拂を實行しなければならない(交租交息)。農民の人權、地權、政權、財權を保證し

たる後は、更に地主の人権、地権、政權、財權を保證し、以て地主階級とともに一致して抗日しなければならない。但し絶対に改革を欲しない漢奸に對しては、その封建的收買完済の政策を容赦なく實行する。

(三) 資本主義的生産様式は現在の中國にとつて比較的進歩的な生産様式であり、又資産階級就中小資産階級と民族資産階級とは、現下の中國に於ては、比較的進歩的な社會構成分子であり政治力量であること、更に富農的生産様式は資本主義的性質を帯びて居り、富農は農村に於ける資産階級であること、小資産階級、民族資産階級並に富農は凡て抗日を要求しつゝあるのみならず、更に民主制をも要求しつゝあることを認める。

故に黨の政策は、資本主義並に資産階級を弱めんとするものでもなければ、富農階級並に富農生産を弱めんとするものでもなく、労働者の生活を適當に改善するといふ條件の下に、資本主義的生産並に富農との聯合を奨励せんとするものである。(富農的封建的收買の面については)(X)の原則が適用され資本主義的様式を以て土地を經營する一部の地主——所謂富農地主の階級は富農の場合と同様である。

以上三項の基本原則は、中共の『抗日民族統一戦線及びその土地政策の出発點である』。中共は『年來の經驗により、これらの原則を堅持する時にのみ、抗日民族統一戦線を鞏固にし、土地問題を正確に處理し、全民衆と聯合して民族抗戦を支持し得るのであつて、『あらゆる極左的或は極右的傾向を以てしては決してこの目的を達することは出来ない』となしてゐるのである。(第四節)

この新土地政策は、農民地主双方の立場を適當に調整し、減租減息による農民の生活改善を重視すると共に、減租減息の條件下に於いて地主資産階級の私有財産權及び封建的搾取をも容認し、資産階級・富農階級の資本主義生産を積極的に擁護し、かくて全民衆を一致抗日に動員せんとする處の『抗日民族統一戦線の土地政策』である。と同時に、減租減息による地主資

産階級の『資本節制』を要求し、また減租減息によつて結果的に『地權平均』を實現せしめて封建的搾取體制の消滅を期待し、更に資本主義的富農生産を積極的に奨励する點に於て、極めて『新民主主義的』な土地政策である。かくて新土地政策は抗日動員性と新民主主義的性質とを併せ持つのである。

かくの如くして中共の土地政策は抗日戦の過程に於て、土地革命より新民主主義的土地政策に轉換を行つた。而して中共の言ふ處に従へば、この『減租減息政策』によつて(土地革命ほど徹底的ではないが)、資産階級民主主義革命を完成し、中國を半封建的社會より資本主義的(新民主主義的)社會に轉せんとするのである。そしてその農村に於ける直接効果は、農業技術の改進と、生産の空前的發展とであり、間接的には社會主義革命に轉入する經濟條件の準備を完了することである』といふ。この新土地政策の實施状況については第二節に譲る。

第三項 根據地の經濟組織

中共側文獻に依れば、根據地に於ける經濟組織は大體次の如くである。陝甘寧邊區は人口稀薄、土地曠曠、文化幼稚な邊陲の地であるが、中共はここを比較的安定した基本根據地としてその政策を自由に行ひ得る状態にある。中共自身の語る處によれば、ここでは、(一)國際的帝國主義勢力は完全に驅除され、(二)民主主義的土地政策が實施されて『耕者有其田』が普遍的に實現され、(三)高利貸は禁止され、封建的苛捐雜税も廢除され、封建勢力と結託する商業資本も既に致命的打撃を受けてゐる。(四)近代化せる工業の基礎がないために、主として半自給的な農業生産が營まれ、商品經濟も僅少な發達しかしてゐないが、併し平和にして且つ民主的な環境の下にその發展が約束されてゐる。と述べてゐる。そしてその經濟機構



は、次の如く種々の程度のもが併存して發展する、極めて複雑な機構であつて、かゝる現象は全支に於ても否恐らくは世界に於ても類例を見ないものとしてゐる。即ち、

(イ) 農業部門に於ては、1 尙ほ殘存せる封建地主經濟、2 消滅の過程にある家長的自給經濟、3 最も普遍的な様式であり、資本主義様式の生長にとつて最も有望な地盤をなす農業小商品經濟、4 農村に於ける資本主義因子である富農經濟、5 代耕制に代表される合作經濟、6 軍隊、機關、學校の營む公營經濟。

(ロ) 工業部門に於ては、1 發達の極めて遅れた小手工業、2 工業合作社、3 政府、軍隊、機關の公營工業。

(ハ) 商業部門に於ては、1 最も程度の低い市集(集鎮)、2 集團的な消費合作社、3 政府公營商店。

右のうち、軍隊及び各種の機關、學校の營む「公營經濟」は、「生産要具は極めて原始的な手工的農具であり、土地は荒地であり、種子も劣等品に過ぎないが、併し工具は凡て公有であり、生産組織と文化娛樂組織と研究組織が完全に融合し、従つて精神労働と肉體労働とが完全に統一された共同労働と共同消費との生産様式」であり、富農經濟及び合作經濟と共に、極めて進歩的な「新民主主義經濟」であるとなしてゐる。

經濟機構に關する右の記述は、程度の差こそあれ、他の抗日根據地にも當てはまるものと思はれる。「抗日根據地經濟」は政策的には戰爭の必要に應じて既に種々の改善が加へられ、植民地化する運命に抗し、且つ半封建的經濟關係よりの離脱を目指して奮闘してゐるのであり、その點完全植民地經濟であり、同時に半封建的性質を持つ「被占領地區經濟」、及び未だ本質的に半植民地半封建的經濟の域を脱し得ない「奥地經濟」に對して明確なる差異を有する」と彼等は説くのである。

第二節 中共地區に於ける經濟施策

第一項 序 説

中共の戰時經濟政策としていち早く現れたものは、廣東漢口の喪失を目前に控へた一九三八年八月、中共擴大六中全會に毛澤東に依つて提出された十項目に亘る新政策である。それは(一)抗日部隊の給與、民需物資の確保、對敵經濟圍爭敢行を目的として、(二)國防工業の建設、(三)農業手工業の發展による自給經濟の確立、(四)個人的工商業の自由經營と合作事業の發展、(五)「有錢出錢」の原則に基く統一累進稅の施行及び苛捐雜稅並に攤派の廢止、(六)政治動員と政府法令の配合による救國公債救國公債の徵募、(七)敵の紙幣發行及び法幣破壞に對する圍爭と、隔離地域に於ける銀行の設立並に紙幣發行の許可、(八)廉潔運動の勵行と俸給制度の改訂、(九)國家銀行の低利資金融通、(十)郵電並に交通の恢復等を内容とするものである。我々はこれに依つて、當時の抗日支那が、既に財政經濟の面に於ても重大なる難關に直面することを知り得ると共に、中共が廣汎なる農民層に根據を置く奥地の自給自足經濟の確立を志しつゝ、その政策が既に從來の性急なる社會主義的なものより所謂民族統一戰線の上に立つ民主主義的なものへ轉向してゐることを認め得るのである。例へば、その第二の國防工業の建設に關する項に於ては、「政府民間外國の資力を吸收すると共に、政治的に労働者を動員し、その最低限度の物質的條件を保障し、更に工場管理制度を改善し、以て生産率を増大せしむる」と述べてゐる如くである。

かゝる抗日民族統一戰線の經濟政策は、その後一年餘を経て一九四〇年一月、同じく毛澤東によつて提示された「新民主

主義論」に於て明確に新民主主義の性格を賦與された。即ち新民主主義は私有財産制度を維持し、小規模なる個人企業の自由を保證し、富農經濟の存続を容認せんとするものであり、その無産階級的要求は、孫文の所謂『資本節制』と『地權平均』を以て満足するものであること、第一節に見た如くである。それは即ち大資本による國民經濟の操縦を制御し、統一戰線を破壊せざる限度内に於て、農村經濟の發展を抑制する半封建的諸要因を改革せんとするものに外ならない。「新民主主義論」はこれによつて、その民主革命段階に於ける國共合作の可能性を理論的に基礎付けてゐるのであるが、之を抗戰途上に於ける經濟政策の立場より見るならば、彼等の戰略基地充足の最大條件たる財政經濟建設（民生經濟）のために、階級闘争を一時中止し、各階級の利益と立場を調和せしむることに依つて、所謂『全民的抗戰』の經濟建設を行はんとせるものと見得るのである。

ついで一九四〇年八月、典型的『敵後』抗日根據地たる晋察冀邊區に於て、その『施政綱領』所謂『二十綱領』が公布せられ、『減租減息』の土地政策を提示した。この新土地政策は、一九四一年五月の『陝甘寧邊區施政綱領』を経て、一九四二年一月の『中共中央抗日根據地土地政策に關する決定』に發展し、新民主主義的な『抗日民族統一戰線の土地政策』の確立を見たのである。

「晋察冀邊區施政綱領」「陝甘寧邊區施政綱領」(其他の根據地も各同様のものを有する)等は、政治經濟文化の全般に亘りその施政方針を掲げ、經濟政策に於ては絃上の土地政策の外、財政、生産、労働、通貨の各部門に亘つて原則的規定を提示してゐる。それは擴大六中全會に於ける十項目の新政策の線に沿うて之を敷衍せるものである。本節に於ては中共側文獻によつてその各の實踐を見ようとするのであるが、多分に宣傳的な誇張も含まれてゐるものと思はれ、それについては嚴に注意を拂はねばならない。

現在の中共の經濟政策は社會主義的經濟政策ではなく、新民主主義的なものである。試みに實踐に現はれた新民主主義的要素を拾ふならば、土地政策の外『公營經濟』及び『合作經濟』の發展、『労働保護法』の緩和、及び『統一累進税』の制定等を擧げることが出来る。そしてその各を貫くものは、餘りにも厳しい戰時經濟の要請であり、『生産増強』の欲求である。

かくして中共は、彼等の黨が階級的黨であるに拘らず、無産階級の利益を強力に主張し得ず、對立的社會勢力に對して表面的には闘争手段を封ぜられてゐる。而も減租減息、統一累進税等にその姿を一部實現せんとしてゐる。かゝる矛盾撞着と、これに末端に於ける『右傾的偏頗』や『左翼小兒病的偏向』が加つて彼等の政策を非重點的不鮮明ならしめてゐる。彼等の民衆工作の根基は『善政』である。善政による民心の收攬であり、自己勢力の擴大である。末端には理想の美しさに對して現實の醜さを物語る事實もあれば、法令のきびしさに比して實行の甘さを思はしめる事例も幾多報告されてゐる。併し、二十年の民衆運動の實踐を通じて獲得した支那農村社會に對する深い理解と農民に對する把握力を持ち、抗戰中國の客觀的情勢に嚴正なる批判を加へつゝその戰術を轉換しゆく中共である。我等は中共の『衣の下に隠された鎧』を見誤つてはならない、と思ふのである。

第二項 土地政策

一、抗日根據地に於ける土地政策

抗戦勃發を契機として、中共が内戦期に於ける土地政策——地主階級の土地沒收分配政策——を放棄し、抗日民族統一戦線の土地政策を採用せることは第一節に見た。それは、(一)一面に於て中共の最も基本的なる地盤としての農民層の不平と不満とを、『減租減息』のスローガンによつて抑制しつゝ、(二)他面に於て、減租減息されたる小作料及利息の支拂を保障することに依り、地主、高利貸階級の私有財産権を肯定して或る程度の封建的搾取を容認するのみならず、(三)更に富農の資本主義的生産様式並に經營様式を進歩的なるものとして肯定し、この三原則によつて農村の全階級を一致抗日に動員せんとするものであつた。

さて、以上三原則の具體的内容を、『中共中央抗日根據地土地政策に關する決定』の附屬文件「小作料及小作權の問題について」十二ヶ條、債務問題に就て「六ヶ條」特殊なる土地の處理問題について「七ヶ條」の規定するところに依り、その要旨を極めて簡単に述べれば左の如くである。勿論事情の異なる各根據地に於て劃一に施行を強制するものではなく、中共中央の許可を受ければ變更實施も可能である。

- (イ) 二五減租 公有地、私有地、小作地、入會地の區別なく、また金納、現物、分益、定額の別なく、一律に抗戦前小作料の二五%を減額せしめる。而して二五減租した地主の所得額は、一定の最高限度(各地の事情により十分の四乃至十分の六、晋察冀では三七・五%と規定してゐる)を超過するを得ない。金納の場合は紙幣價值下落を考慮して、一部又は全部を物納に代へて減額する。過去の累積せる滞納小作料は一切免除せしめる。尙ほ、遊撃區及被占領地區近傍に於ては八割減乃至五割減を實施して、農民の積極的抗日性を動員する。
- (ロ) 小作權の保護 減租減息の強行から豫想される小作地引上げ等の土地紛争に備へたものである。現在の永小作權は

勿論保護され、地主は永小作權なきものについても可及的長期の契約を結ばねばならぬ。土地所有權確認に基いて地主は契約満了の土地の處分權を有するが、その場合三ヶ月以前に小作人に通知するを要し、小作人は地主の土地處分について、借入、受質、購入の優先權を有する。永小作權又は契約満了前の土地を地主が賣却せる場合、引續き小作人は耕作權を有し、また、小作人は、自ら耕作せず小作地を轉貸せる場合、減租後故意に小作料も支拂はざる場合、借地後二年を経るも之を耕さざる場合の外永小作權又は契約満了前の土地を引上げられることはない。

(ハ) 一五減息 抗戦前に成立せる貸借關係は、年利一割五分單利の形式に變更し、此の基準に照して、既に利息の支拂が元金の額を超過してゐる場合は、利息の支拂を停止して元金のみを返済し、利息の支拂が元金の二倍以上に達してゐる場合は、元利共に支拂を停止する。債務者は利息引下後利息の支拂を拒むことを得ず、債権者は利息引下を理由として契約を解除するを得ない。注意すべきは、以上は抗戦前に成立せる債務の整理であつて、抗戦後成立せる貸借には適用されないことである。その理由は、抗戦以來の困難によつて農民が新たな借金借借を必要とする場合、利率の低下によつてそれを不可能にさせないためであつて、この場合は當該地の社會經濟關係に基いて民間の自律に委ねられる。尙ほ債権者は、債務者が期限到來後元利を支拂はざる場合の擔保物處分權を認められる。

(ニ) 特殊なる土地の處理

A 惡埒なる漢奸の所有地は、これを全部沒收して政府が管理し、農民に貸與して耕作せしめ、以て懲罰を明らかにする。但しその家族が右の漢奸の賣國行為に加擔してゐないか、或は清狀の酌量餘地ある場合例外とする。

B 事情萬止むを得ずして漢奸となつた者の所有地は、これを沒收せずして寛大に取扱ひ、その改過遷善を爭取する。土

地の管理者なき場合は政府之に代つて管理に當り、農民に貸與して耕作せしめ、所有者が歸宅し抗日に盡力するを待つて土地を返還する。

C 逃亡地主の所有地は、その逃亡先が何處たるを問はず之を没收しない。管理者なき場合は政府が代つて管理に當り、農民に貸與して耕作せしめてその小作料を保管し、また公租公課も政府が代つてこれを納入し、所有者の歸宅を待つて土地及び保管せる小作料を返還する。

D 荒地(地稅契稅を納入しない脱稅地)も唯單に沒收することなく、先づ期限付きで所有者に地稅契稅の納入を督促し、期日に至り尚ほ納入しない場合に然るべき措置を講ずる。

E 族地、社地、學田、宗教結社の所有地は原則として變更しない。

この特殊土地の處理に關する中共の態度は、逃亡地主は勿論情狀酌量の餘地ある限り漢奸の歸來をも優待條件を以て懲罰し、社會主義が最も蔑視し敵視して來た宗教團體に對してさへ全然手を觸れないといふ、著しく妥協的溫情的なものであつて、抗日民族統一戰線の土地政策として極めて特色を有するものである。

一言こゝに付加ふるならば、中共の抗日根據地たる華北一帯華中の揚子江以北(江南は事情が異なる)は大體に於て自作農の比較的が多い地方であり、かゝる地域に向つて、中共の本來の主張たる土地革命を強行せんとすれば、その猛烈なる反對を蒙つて中共は抗日戰の指導者たるの地位から忽ちにして顛落するの落ちであらう。中共の土地政策の轉換は、抗戰四ヶ年に亘る農村工作の幾多の苦い體驗から刻出された巧妙なる戰略と言ひ得るのである。

二、陝甘寧邊區の土地政策

陝甘寧邊區には、抗戰以前既に土地革命を實行して土地の配分を完了せる區域と、然らざる區域とがある。抗戰後土地沒收を停止すると共に、土地所有權登記に關する土地條例を公布(一九四二年五月)した。其後一九四二年五月公布の陝甘寧邊區實施綱領第十條に於て『すでに土地を分配せる區域に於ける一切の土地取得農民の土地私有制』及び『土地未分區域に於ける地主の土地所有權』を保障し、後者の場合小作料を引下げ、小作農は一定の租額を納入するものなる旨規定したが、土地私有制決定以來、土地の境界、主權、地主の土地回收等に關する紛争は頻々として絶えなかつたもの如く、翌一九四二年三月『陝甘寧邊區地權條例』の公布を見ることとなつた。本條例の要點は左の如し。

(イ) 凡て土地の私有權を取得し得る者は、其土地に對し完全なる自由處分使用及收益の權利を有する。

(ロ) 未分區域の土地は原所有者に復歸し、既分區域の土地は配分を受けたものの所有に歸する。土地所有權は、既分區域に於ては政府の發行せる土地所有權證、又は合法的な委託契約書、未分區域に於ては合法的な土地取引契約書を以て根據とする。書類を遺失せる場合は、近隣者又は年長者及邊區政府の證明によつて所有權を認める。

(ハ) 土地革命の時期に外地にあり其後邊區に歸來居住せんとする者の土地が、未だ沒收配分されてゐなければ、その土地の所有權を復歸できる。既に沒收配分を完了した地權は配分を受けた者の所有に歸するが、元所有者は政府に對し代り土地の下附方を申請することが出来る。

(ニ) 外來の移民難民にして邊區に於て農業に従事せんとするものは、政府の公地、公莊に對して地權を取得することが

出来る。移民が抗日傷兵軍人もしくは抗日軍人家族なる場合は優先権を與ふる。

(ホ) 尙ほ民政廳財政廳に於ては『土地登記辦法』を草案して居り、之に依つて土地登記工作を展開し、新土地證を發給する計畫である。

本條例の意義は、(一)土地紛争に對して明確なる解決を與へたのみでなく、(二)施政綱領公布の影響によつて増加した歸來地主に土地を與へて、抗日團結を強化し、(三)移民難民の優待により、之を生産及抗日に動員し、(四)土地登記工作によつて統一累進稅實施の基礎を定むること等にあつた如くである。特に土地政策の變更により、自己の配分を受けた土地が再び舊地主に返還を要求されるのではないかと、既分區域に於ける農民或は八路軍兵士等の不安動搖を一掃し得たことは、生産及抗日のために好結果を齎したと稱されてゐる。言ふまでもなく、本條例は『抗日根據地土地政策に關する決定』とその精神を同じくし、土地所有權を邊區特殊の事情に即して明確ならしめたものである。

かくて國共の再合作を中核體とする抗日民族戰線の結成を契機として革命的手段——地主の土地沒收——を放棄した中共の土地政策は、爾來四ヶ年に亘る邊區及游擊地區に於ける實踐の結果こゝにきはめて明確にされ、全く新たな形態を採るに至つたのである。かくの如きは實に中共の誕生以來の大轉換であり『反動化』であるところであるが、これはひとり、土地政策に於てのみ見られるのではなく、少くともその所謂新民主主義經濟政策の全般に亘つて具體的に表現されつゝある事實である。而して中共は斯くの如き政策の轉換を以て『全民的抗戰』の實踐に不可欠の條件であると説明してゐるが、それはあくまでも表面的な大義名分論であつて、中共の土地政策の大變革の中心的目标は、單に貧農及び中農のみならず富農地主資本家をも含む廣大なる民衆の獲得によつて、その黨、軍、政、經各部面の實勢力擴充を計り、延いては

將來に於ける抗日支那の支配權奪取の準備を強化するにある、とされてゐる。

三、減租減息政策の實施過程

中共の新土地政策は以上見た如く、地主資本家の利益を保障しつゝ、これとの妥協勾合を行はむとするものであるが、その政策の中心がやはり減租減息にあることは極めて明瞭である。中共の説くところに依れば、減租減息の長所は、(一)この工作を選舉工作と配合することに依つて、民衆を政治的に動員することが出来、(二)民衆の生活を向上せしめて、生産熱潮及び抗日意識を昂揚せしめ、(三)各階級の利益を調和することによつて反目鬭争を解消しその團結を促進し得るとならずが如くである。また『抗日根據地土地政策に關する決定』の冒頭に於て次の如く述べてゐる。

『中共は抗日開始以來減租減息の實行に努力して來たが、これが比較的普遍的徹底的且つ眞面目に實行された地區では、民衆の抗日戰爭並びに民主建設への参加は比較的昂揚されて根據地も比較的鞏固であるが、これに反する地區は、遂に敵人の掃蕩に堪へ得ずして軟弱無力なる地區となつて了ふ』と述べてゐる。晋察冀邊區はその成立直後の一九三八年一月に『減租減息單行條例』をいち早く公布し、一九四〇年の双十綱領に於ても、『普遍的に二五減租を實行し、地租は總額の千分の三七五、利息は一分(二割)を超過するを得ず』と規定し、比較的減租政策の徹底した地域である。が、爾餘の根據地に於ては『その實行は尙ほ一部に限られ、他の一部地方では、單に一種のスローガンに止まり、法令も發布しなければ又實行に着手する模様もない。或は法令を公布しても、實際は眞面目に實行してゐない。』かゝる事情こそが中共中央として該決定を採擇せしめた理由である。併し近代的一國家の形態をなしてゐない中共支配區域に於て而も抗戰中に採擇された一片の決定

のみでは、決してその実施は約束されてゐない。ましてその事業は從來中共が寧ろその尖鋭な對立を使喚して來た兩階級の關係を調整しようといふのである。然らば、中共は如何にして減租減息政策を貫徹せんとするか。

該決定第五條至第十二條に示される中共の新土地政策の方法論は次の如くである。

(イ) 政府の法令に於ては一方、地主の小作料利息引下の義務を規定すると共に、他方、農民の小作料利息の支拂の義務を規定しなければならぬ。一方、地主の土地所有權に財産所有權は依然として地主に屬し、地主は法により分譲、入質、抵當權設定その他の處置をとる權限を有することを規定すると共に、他方、地主がこれらの處置をとるに當り必ず農民の生活を考慮すべきことを規定する必要がある。要するに双方を考慮して規定すべく、一方的偏重があつてはならぬ。

(ロ) 黨及政府の工作人員は右翼的偏向や左翼小兒病的錯誤を去り、内戦期の土地政策と抗日民族統一戰線的土政策の根本的相異を、黨内及農民大衆中に於て明瞭ならしめ、目前の利益を將來の利益に局部的利益を全民族の利益に聯繫せしむるやう勸告せねばならぬ。各根據地に於て減租減息交租交息の徹底せざる理由は、地主や農民の反抗や無理解によるものでなく、黨並に政府の工作人員の無關心、無理解、及び官僚主義的態度に基くものであることを反省せねばならぬ。

(ハ) 地主農民間の紛争に當つては、黨及び工作人員は、基本原則に基き公平に双方の利益を調整し、双方は共に全民族抗戰の利益に服従せねばならぬ。三々制による政權はこの場合各抗日階級の内部關係を調整する合理的政治形態であつて、それが單に黨外人を購着する辦法に過ぎないと認めらば、その見解は誤謬である。

(ニ) 農救會の任務は小作料利息の引下に關する政府の諸法令の實施への協力であり、實施後に於ては政府の農村紛議調停並に農業生産發展への協力であつて、斷じて自己の決議を以て政府の法令に代へたり、或は農救自體を政府に代替せしむ

ることではない。農村紛議調停に付ても仲裁の形式をとるべきであつて、決して專斷なる方式を採つてはならない。

以上の如く減租減息の實行方法は、調和的であり勸懲的であり民主的であつて、命令強制的でなく、農村民衆團體の壓力をも抑制してゐる。こゝに晋察冀豫邊區に於ける村落末端に於ける實狀を見るならば、減租減息工作は、秋收後公糧徵收工作に聯繫して展開され、凡そ次の如き過程によつて行はれてゐる。

縣區より工作に關する指示——鄉鎮政民幹部會議に於ける檢討——同幹部會より民衆會救國小組會、小作農會等へ宣傳及説明——各戸に對する調査工作——小作農會及び地主會議を召集、討論——不同意の場合は減租減息評議會の裁斷を仰ぐ——更に不服なる場合は區公所に於て解決——契約書の書換——總決算を區公所に報告。

右の減租減息評議會は、鄉鎮の民政委員會委員長、農救會秘書並に各級の進歩的分子によつて組織される。尙ほ、地主及小作人に不同意のもの多し時は、その中の有力者に對して先づ工作し、順次他に及ぼして行く。その場合、決して命令をもつて強制してはならぬとされてゐる。

之を要するに、中共の土地政策に於ては、減租減息を實施する場合、その工作を地主小作農或は債權者債務者の双方が満足し、大なる紛糾を起さないことを限度とすることが、嚴に要請されてゐる。だが併し、幾十年來尖鋭な對立を續けて來た小貧農小作農と地主富農資本家との關係に想到する時、『民主的』といふが如き方法を文字通りに勵行して、双互の大なる紛糾もなく上よりの強制もなくして、中共の志す如き減租減息乃至之を基幹とする各種土地政策が、満足に實施されるとは到底考へられない。現に晋察冀邊區に於ては、双十綱領によりて確認せられたる土地所有權を藉にして小作契約を破壞せんとする地主、その壓迫により文書契約以外に口頭契約を結び前者によりて一應減租を裝ひ、一定の時日を置きて後者による從

來通りの重租を納入する小作人、農救會を背景とする小作人側の小作料納入拒否運動等々が傳へられてゐる。陝甘寧邊區に於ても、未だ普遍的に減租は實行されてゐず、減租法令に對する地主の反撥壓迫に對抗して、民衆は積極的に大衆的減租闘争を展開すべきことが提唱されてゐる。また逆に、地主の擁護政策の實行の面に於ても、『惡埒』なる漢奸なりや否やは中共の主觀的判斷によるものであつて、無辜の地主に『惡埒』の烙印を押すことの可能性も容易に想像される處である。

四、土地所有關係の變化

減租減息が抗日動員性と共に、新民主主義的性格を具へたものなることは第一節に見た。その實施過程に於ける以上の難點にも拘らず、その目途とする『地權平均』の結果はすでに中共農村に現はれ始めてゐるが如くである。即ち一方に於て小作農家及負債農家が、高率小作料や高利の債務の桎梏から解放されると共に、他方、地主高利貸階級は租息收入の減少を來し、また合理負擔や統一累進税の實施に伴ふ租稅政策の壓迫を受けて、中共根據地に於ては土地の賣却及買入、或は分家が一般的傾向となつてゐる。其他、荒蕪地の開墾、漢奸不在地主の土地沒收等一聯の政策と相俟つて、中共農村に於ける階級關係は、零細なる自作農に統一平均化される方向を辿りつゝある。晋察冀邊區十二縣三十二ヶ村の調査統計によれば、この六年間に於ける階級關係の變化は左表の如き趨勢を示してゐる。(人口に對する百分率)

	戰前(一九三七年以前)	抗戰後(一九四一年)
地主	三・六九%	二・五六%
富農	六・六九%	六・(不明)%
中農	三一・五七%	四四・四一%

貧 農

四六・六(脱字)%

三九・五五%

雇 傭

二・九(脱字)%

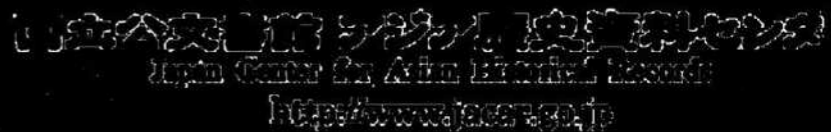
かくの如くして、減租減息の斷行及び統一累進税の制定は、直接的には新民主主義の所謂『資本節制』を目標としてゐるものであり、結果に於ては『地權平均』をも實現しつゝあると見ることが出来る。而して増加傾向にある『中農こそは、中共の新民主主義政策が農村に於て依頼すべき基本的力量であつて、中共は新民主主義社會がかゝる方向に向つて發展することを要求する』のである。

第三項 生産建設

『長期戦は人的物的資源の消耗と破壊とを誘致する。邊區人民の蓄積極少なるに加へて、水旱疾疫の災甚しく、數年來の收穫は殆ど微少である。抗戰最低限度の需要は即ち人民の最高限度の負擔と化した。』かくて抗戰の進行と共に、今や生産増強が經濟建設最高の命題として強調されてゐる。毛澤東は一九四三年十一月延安に於ける勞働英雄模範工作者大會の席上で次の如く述べてゐる。

『余は寧ろ諸君が百分の九十の精力を以て、民衆の『救民私量』を解決すべきことを要求する。然らば『救國公糧』の問題の如きは、残り百分の十の精力を以て解決されるであらう』と。

即ち彼は財政偏重主義を揚棄し、財源の開拓を生産の發展そのものに求めようと云ふのである。而して彼は、經濟を公營經濟と民營經濟とに別ち、公營經濟に於ては各邊區政府による工業生産活動、軍隊・機關・學校による農業生産活動を展開



し、或る程度の自給自足を圖ると共に、民營經濟に於ける民衆の増産運動を強化し、此の間『公私兼顧』なる形式による兩部門の相互扶助を實施して、全般的自給經濟を確立せんとしてゐる。
以下中共の生産政策を中心とした經濟建設について分述する。

一、農業政策

農業の發展は毛澤東によれば、『邊區に於ける經濟と財政との全方針』である。農業生産の増強は、(一)邊區百分の九十以上を占むる『農民の民生を改善し、(二)農民をして糧食稅納付の餘裕あらしめ、(三)農民をして小作料を納付するの餘裕を持たしめ以て地主との團結を固め抗戰に協力邁進せしめ』んとするにある。

さて中共の農業政策は、現段階にあつては右の生産増強を最高の命題とする。而してその政策は、(甲)増産の基礎的條件に關するものと、(乙)増産の具體的辦法とに別たれる。即ち(一)封建的搾取體制の改革(二)新民主主義的富農經濟の擁護政策は前者であり、(三)雜民移殖政策、(四)勞働力の再編成、(五)農業貸款、(六)農業技術の改進等は後者であり、更に之等の諸政策は、(七)合作社、農教會等農民組織に依つてその實施を保障される。

(1) 封建的搾取體制の改革

先づ減租減息の果敢な實行である。これは農村の過半を占める小作農家の負擔軽減によつて農民生活の安定と餘利を齎らし、その蓄積が施肥、役畜、種子の購入となつて現はれ、農業生産の増加を招來せんことを期待する。第二に統一累進稅の實施である。この結果は負擔軽減のために地主より分家するもの多く、新たな自作農の創設に役立ち、この新自作農の耕作

收穫への希望と努力が、増産となつて現れるのを期待する。更にこの稅制は貧中農の負擔を軽減し餘利を再生産に投下せしめるであらう。第三に土地革命を停止したと言へ、荒蕪地の開墾、或は不在地主・漢奸の土地沒收等によつて、土地なき農民の土地への欲望を充足せしむる方策を積極的にとりつゝあることは留意しなければならぬ。

(2) 富農生産政策

生産率の増進を目標とする勞働英雄運動は、既に晋察冀邊區に於ては、一九四〇年頃より行はれてゐたが、一九四三年初頭『吳滿有運動』(又は吳滿有の方向とも稱す)として、更に新たな意味を持つこととなつた。即ち富農經濟の擁護である。吳滿有は一九四二年度生産競争の最高記録保持者であり、經營面積六十畝、所有役畜成牛二、仔牛二、馬一、驢一、勞働力は家族勞働力三の外に、長工三、短工一、牧童三を雇傭する延安郊外の一富農である。中共中央は一九四三年初頭、生産増加運動のスローガンとして、『吳滿有に續け、彼の勞働精神及公民模範の點を學習せよ』と叫び、中農貧農或は傭農さへもが吳滿有のコースに沿つて富農中農たらんことを提唱した。新民主主義經濟は富農―資本主義生産を許容するのみでなく、寧ろ支持するものである。中共が小農經濟を維持する政策を採りつゝある農村の現状から見ても、かゝる農民の富農化は少數の選ばれた農民が克ち得る榮譽であるとしても、それは農民に農業生産に對する強き執着と希望を與へるものであり、増産の拍車ともなるものである。『左傾的誤謬の拂拭、増産への躊躇の一掃である』。かゝる中共支配下の新しき富農は、單に後方荒蕪地のみならず、前進根據地にも現はれて居り、吳滿有主義は普遍化の傾向を示しつゝある。

全邊區の勞働英雄(工業英雄を含む)は既に七千餘名に達し、一九四三年度陝甘寧邊區に於て決定を見ても一八五名である。昨年末第三回生産展覽會に共に、延安に於て開催せられた第一回勞働英雄大會には、農業英雄吳滿有工業英雄趙占魁

以下三百餘名の労働英雄出席し、最終日には此等労働英雄の内二十五名に對し、特賞として各三百元を與へたる外、毛澤東、朱德、林伯渠、高崗、賀龍等の自筆の題字を與へ、また高崗は「四千年來奴隸の地位に置かれたる中國農民は今や労働英雄の名によりて全邊區民衆の尊敬を一身に集むるに至つた」とアチ演説を行つたと傳へられる。

(3) 難民移墾政策

難民移墾政策は、事變以來、重慶及中共の採用せる耕地増加方策であつて、併せて淪陷區よりの難民救済の効果を窺ふものである。この政策は、人口稀薄にして土地廣大なる陝甘寧邊區に於て特に推進され、「深耕よりも開荒」のストロガンによつて移民組織による開墾を企圖してゐる。同邊區の「移民難民優待條例」によれば公有土地開墾の場合には所有権供與、公糧一年間免除、地租三年間免除、播種又は施肥用の若干の既耕地の提供、家屋の貸與、農業貸付の優先、二年間支差の免除、雇農となる場合の雇主紹介等の凡ゆる特典が與へられてゐる。同邊區への移民入植数は一九四一年より一九四三年までの三年間に二〇、九三七戸、六二、一八〇人の上つてゐる。又一九四三年度の入植によつて得た労働力は八、八〇〇餘であつた。未耕地の少ない地區に於ては、例へば「津浦路西墾荒條例」に見らるゝ如く、逃亡地主の放置せる熟荒地開墾に重點を置く等、現有耕地の最大限利用に努めてゐる。所有権又は永小作權の保障、公糧、小作料の減免等、同様である。

陝甘寧邊區に於ては、新戸(移民)・老戸(移民に對して在來の農戸をいふ)軍隊・機關の協力によつて、一九三七年より一九四二年の六年間に合計三〇〇萬畝の荒蕪地を開墾し、これが増産高、少くとも粗糧五〇萬擔(精白せざるもの、細糧一精白にして二五萬擔)に上り、之は邊區全收穫高一九四二年度一五〇萬擔(細糧)の六分の一に當ると稱せられる。

(4) 労働力の再編成

農民の徵兵、死亡率の増大(例へば一九四一年北嶽區の死亡率一〇〇人中一二五人、労働力減少七・三四%)、戰禍災禍による流徙等のため、中共地區は労働力の欠乏の一般的傾向が看取され、この面に於ける中共の政策は増産運動中極めて重要な意義を持つものである。

(イ) 労働力の動員

軍隊、教員、學生、及び黨政工作人員を總動員して生産に参加せしめる。(一)農繁期に於ては「生産休暇」が與へられ(二)軍隊の農民に對する協力は特に積極的であつて、何等の報酬を受くことなく、而も食事持參で、駐屯地附近の農家に出勤する。之は擁軍愛民運動の中核をなすものである。(三)精兵簡政による兵士工作人員の農村復歸はその一層徹底せるものである。(四)其他婦女、兒童、二流子弟(不良分子)も剩すなく生産に動員される。

(ロ) 労働互助組織

動員された労働力は、春耕・夏收・秋收運動等に於て、労働互助を目標とし、組織的に編成される。「代耕隊」はその代表的なもので、抗日軍人及黨政工作人員の家族が労働力の不足に悩める場合これに代りて耕作をなすために編成されたものである。其他「春耕突擊隊」「春耕互助團」「婦女生産學習小組」「兒童義務隊」等々。「墾荒團」「開墾隊」は土地なき者又は罹災民に政府の命により荒蕪地開墾を行はしめるものであり、「墾荒團」は地主が故意に耕作せず放置せる土地を政府の命により集團耕作なましむるものである。

一九四三年三月中央西北局並に陝甘寧邊區に於ては農村に於ける労働力を最も有效的に配分する方法として、所謂「變工」「扎工」なる新制度を設け急速實施方を指令した。「變工」は人力三、畜力一の比率に労働力を交換してその手不足を

補ふ労働互助の制度であり、『孔工』は一種の請負的性質を有する移動労働班であつて、農民と日傭人夫より成り、統率者は工得主と呼ばれ、その下に工頭、書記の幹部がある。

かゝる労働互助組織は、要するに村及村内各小組を單位とし凡ゆる労働力、半労働力及畜力を組織し、必要に応じて相互に農耕を援助するものであつて、豫め労働價值算出の標準を決定し置き結果的に之が等價交換を行はんとするものである。中共は之を『集體労働』(合作農)と稱し、新民主主義生産形態の偉大なる特徴なりとしてゐる。

(5) 農業貸款政策

陝甘寧邊區に於ては、農民の三分の一は耕牛農具種子の不足に悩んでゐる。移民が特にこれを懸望してゐること勿論である。邊區政府は一九四二年耕牛農具購入資金三一萬元、植棉及棉花青苗資金一五三萬元を邊區銀行より貸出さしめ、農民の手持を加へてその結果は耕牛二、六七二頭、農具四、九八〇件の購入、荒蕪地開墾一〇萬餘畝、増産高糧二萬六千擔、棉花作付三萬一千畝増、増産高八十七萬斤と稱してゐる。一九四三年は二、〇二一萬元(内五〇〇萬元貸付)、一九四四年豫算は一億元(耕牛農具貸付六〇〇萬元、農民貸付二〇〇萬元、農家改良貸付二〇〇萬元)である。其他各邊區に於ても、農業貸款による増産政策が推進されてゐる。

(6) 農業技術の改進

農業技術の改善、經營の多角化のために行はれてゐる施策には、水利の興修をはじめ、肥料・種子・農具に於ける耕種方法の改善、秋耕冬耕運動、副業獎勵(免稅されてゐる)等があり、これが促進策として農工業展覽會開催、既述の生産競争、労働英雄運動、及び小中學に於ける生産教育(農業實踐の點)等が施行されてゐるが、この方面に於ける中共の努力は、常に戰場

化する根據地の環境と、封鎖された後方の經驗・資材・技術・資金の貧困により見るべき效果は擧げてゐないけれども、精密な實地調査の上に立つ、徹に入り細に亘つた指導は看過し得ないものがある。尙ほ邊區に於ける家畜特に耕牛の減少は著しいのであるが、之に對しては養牛合作社及耕畜合作社の設立、耕牛買入資金の貸付、邊區外より耕牛を購入せる者の公糧一年間輕減等の諸方策が行はれてゐる。

(7) 農民の組織化

農民組織として農民救國會がある。農民救國會は民衆組織の中で最も重要性を持ち、全農民の組織化を意圖してゐるものであるが、華北農村の社會機構と農民吸收の努力が中貧農層に置かれてゐる結果として、中貧農層の團結と利益追求とに大なる役割を果してゐる。かゝる組織の代表者が政府に對する發言權を持ち、中共政策の側面的實施促進機關としてその實踐を保障しつゝある處に、中共政策の浸透力と徹底力がある。中共側一文獻は『民衆團體工作は國民經濟の發展を主とし、合作社と密接に配合し、その生産運銷計畫を中心とすべし』とも言つてゐる。統一累進稅も減租減息も中共の指導層からの命令だけでなく、かゝる民衆の組織的壓力が側面から加へられてゐることに依つて、その實踐が約束されるのである。また『春耕運動』といひ『秋收運動』といふも、かゝる農民組織の大衆動員による集中的な農業増産活動の季節的表現にすぎない。而して中共の採りつゝある民衆組織は當初の職能的な、農民救國會、工人救國會、青年救國會、婦女救國會等の獨立組織形態から、各民衆組織の聯合組織形態——抗日救國聯合會(救國會)に移行しつゝあり、民衆團體は民衆自體の利益維護機關たることから、中共政策の側面的實施機關特に生産事業の有效なる遂行を負責される機關となる傾向を特に強めてゐる。



では、かゝる農業政策の推進によつて何を増産しようといふのか、勿論糧食である。糧食問題は中共の財政經濟を通じて最大の問題である。併し糧食のみではない。例へば、陝甘寧邊區に於ては糧食以外に棉花の増産政策が採られてゐる。邊區の棉花需要高は三〇〇萬斤(前年三〇〇萬斤)であるが、栽培面積は一九四〇年の一萬五千畝から一九四三年の十五萬畝に増加し、生産は一七〇萬斤乃至二〇〇萬斤にまで漕ぎつけた。そのためには上述の農業貸款の外棉花栽培地の三年間公糧免除、糧食栽培との差損補助、不足打掃機の解決、棉油搾油方法の普及による收益増加等の諸方策が採られたのである。

(B) 結 言

さて、かゝる農業政策の効果如何といふに、必ずしも中共の意圖するが如く實現せられてゐると見ることは出来ない。減租政策の如きは未だ全面的に實施されてゐるとは言へず、各處に於て猛烈な地主の反撥を蒙りつゝあり、吳滿有運動の富農擁護政策も理論的には新民主主義より導き得るとしても、中共の社會革命の進行によつて、次に來るべきものは富農の否定であるとの農民の危惧は、その効果を著しく弱め、吳滿有がロボット化されてゐるといふ説さへある。毛澤東のいふところによれば、『移民の増加も半面移民の増加によつて解消しにされ、耕地の増加も一九三九年の百萬畝を頂點として激減しつゝある(陝甘寧邊區の二、一九四一、一九四二年合計六十萬畝)。公糧徵收に於ても一九四一年の如き甚しい攤派現象を生じてゐる。陝甘寧邊區の「變工」「扎工」の如き労働互助組織も、僅かに延安縣等の一部に確立されてゐるにすぎない。凡ての獎勵政策も工作人員の官僚主義、無理解食汚等によつて著しく遅延してゐる。』中共の生産建設は依然として苦悶の連續である。併し乍ら、中共は農業生産(農業生産のみに限らないが)の増大を、演説と机上計畫に基いてのみなさんとするのではなく、紋上の缺點について、常に前烈な批判と反省を加へつゝ、その打開に苦慮してゐる。その執拗な努力は輕々に看過してはならないであらう。

う。中共地區農業増産の隘路は結局、耕牛、農具、労働力及び食糧の不足に歸結し得ると思ふのであるが、中共の農業政策が、獨特の組織力による労働力の再編成を以て現有耕地の最大限利用といふ初步的にして有效な手段を採りつゝある點は特に注目し得るものである。

中共はかゝる『民營農業』に於ける生産増強運動を推進すると共に、一方軍隊機關學校による農業生産活動を展開しつゝあり、之は『公營經濟』と呼ばれ、最近に於いて特に顯著なる動向であるが、財政政策の項に於て述べることにする。

二、工業政策

中共の工業建設は『荒野の上の建設』である。何等現代工業の基礎とてはなく、手工業・家内工業(油房磨房紡績等)の段階に止つてゐたものから、ともかくも工業らしいものを築きあげて來た。その生産は紡績・製紙を主たるものとし、石鹼、皮革、農具、藥品等で、最近漸く機寸の製造に成功して狂喜してゐるほどの状態である。而して陝甘寧邊區の例を見ると大體に於て鹽、煙草、食用油、石鹼等は一〇〇%、綿布土布類は七三%、紙の自給率も漸増しつゝありと言はれる。最近邊區外よりの物資搬入も甚だしく困難となり又種々なる惡條件の累積によつて公營工業の生産量も選減しつゝあるため、邊區に於ける日常輕工業品の不足は相當甚しいもの様である。華北華中の根據地に於ても事情はほと同様であり、日用雜品は全力を擧げて治安地區よりの吸收工作に依ちつゝある。尙各地に兵工廠存在し、小銃の修繕及びゲリラ戦に必要な程度の小銃、小銃彈、手榴彈は自給しつゝあるものの如くである。

(1) 陝甘寧邊區の公營工業

陝甘寧邊區に於ける政府直營工場は一九三六年の三個から一九四二年二十餘工場を算するに至つた。現在邊區の比較的大



規模の工場は全部政府、軍隊等の公營工場である。その中政府直營のものが大體七〇%（布五五%、紙七〇%、石七〇%）を占めてゐる。軍隊も紡績工場製紙工場を設立してゐる。公營工業は原料、交通、需要の三點より分散經營を趣旨とするが、主要なる工場は延安と綏徳にある。延安の雜民工廠の生産する毛布棉布は相當精緻なものである。製紙工場の歴史は古く、紅軍が陝北到着直後に開始されたものであるが、古い破れ布、紙屑、麻の根、桑の皮等を原料とする手工業的な生産方法である。皮革も半機械化の過程にある。農具工場は極めて小規模で原料（皮革）に困つてゐる。其他印刷廠、衛生材料廠、等々。公營工業生産はこゝ一、二年間に政府の需要を満足せしむべきことを當面の目標とし、人民の需要の解決までには程遠いとされてゐる。尙ほ一九四三年に於ける政府經營工場の工業生産高は、石炭五八、九三四個、羅紗其他毛織物一、一七七疋、綿布三、四八六疋、土布七、一九五疋、タオル一三、二八三枚、毛布三七九枚、鹽六〇〇荷であつた。將來の公營企業として發展の可能性あるものは鹽池をはじめ七ヶ所の産鹽地を持つ鹽業、延長の石油、陝北安定の石炭及び邊區牧地の羊毛等である。公營企業は、廣大なる民衆の生活に直接に役立つものでなければならず、（尙ほ日用必需品の手工業でも）獨占的であつてはならず、また個人資本と利を競うてはならないとされる。更に修路、開墾、及重工業等個人資本の回避しまた不可能でもある事業が、政府の資本と能力に期待されてゐる。かくて、中共の「公營經濟」こそは、「新民主主義論」の所謂「或は獨占の性質を有し、或は規模過大にして私人の力を以て經營し得ざるもの、例へば銀行、鐵路、航空の如き」ものに、平しく相當するものであると考へられるのであつて、この新國家經濟は新民主主義の經濟に在つて、極めて進歩的な要素をもつた重要なものであるとされるのである。

(2) 手工業・家庭工業及工業合作社

工場工業以上の如く、「空前の發達」を見たが、併しまだ「一塊の處女地」に等しいのである。従つて手工業・家庭工業の重要性は、根據地の自給自足經濟の建前上、些かも減少するものでなく、凡ゆる施政綱領、方針にその獎勵政策が繰返され、特に紡績に重點が置かれてゐる。工業合作社については、合作社運動の項参照。

(3) 勞働政策・趙占魁運動

中共の勞働運動は一九二〇年の「中國勞働組合」の創立によつて組織的活動に入り、一九二五年の「中華全國總工會」の成立を経て、六全大會に於て眞の中共的な勞働運動の指導方針が確立されたが、支那經濟の實狀に於ては勞資の對立が全般的に尖鋭化しない爲大體に於て不振であり、諸産業が外國資本制覇の下に在る關係から、主として反帝國主義的民衆運動のツールをかぶつてゐた。一九二七年の國共分裂以後、國民黨の彈壓によつて完全に抑壓され、特に一九三〇年李立三コースが失敗してからは、その組織網も殆ど消滅して了つた。併しソヴェト區に於ては、一九三二年十一月の中蘇一全大會に於て「勞働法」が制定せられ、勞働者は「ソヴェト政權の主人公であり、農民の大家を指導してソヴェトを鞏固にし發展せしめる偉大なる責任を負ふ」として、その保護政策が採られてゐた。

抗戰以後、一般的方向に従つて、ソヴェトの勞働政策も改變を見、勞働保護法の代りに政府の指導下に一種の仲介制度を實行し、勞資の契約を訂定し、各地の相異なる生活條件を根據として勞働者賃銀の増加、勞働時間が酌量されてゐる如くである。「工業生産を發展せしめ、私人企業を獎勵し、その私有財産を保障し外地よりの投資を歡迎」することは、その工業政策であり、「勞資關係を調節し、十時間勞働制を實行し、勞働生産率を引上げ、勞働者の生活を適當に改善」することはその勞働政策である（蘇聯憲法附則第十一、十二條）。尙ほ「晋察冀邊區施政綱領」では八時間勞働制を採用してゐる。

中共一文獻によれば、公營工場の技術職工の工賃は邊區に於ける唯一最高の俸給であり、工人と工廠とは利益を同じくし、工人は自覺的民主的に労働時間を延長して抗戦のために服務してゐるといふ。中共根據地に於ける無産階級は (一) 雇農小作農 (二) 手工業工人 (三) 店員 (四) 公營企業工人の四部分であるが、其の中公營企業工人は根據地無産階級の中堅をなすものとされてゐる。

一九四三年初頭、生産増強運動が特に強化さるゝに當り、農業生産に於ける吳滿有に對するものとして、工業英雄趙占魁が選ばれ、「趙占魁運動」なる能率増進運動が活潑に展開された。

三、商業政策

(1) 商業自由の原則

一九四一年中共北方局決定「經濟建設要綱」と示す商業貿易に關する根本方針は次の通りである。

『貿易は今日の社會に於ける商品分配の必然手段であつて、敵後地區の貿易政策は敵の封鎖及びその『以戰養戰』計畫と闘争する重要武器である。貿易政策の原則は對外貿易統制、對内貿易自由の二大綱に外ならない。對外貿易統制の目的は根據地内の輸出品を計画的に輸出せしめ、抗日根據地の必需品に交換するにあり、又敵のダンピング操作を打破して、敵經濟勢力の侵入を防止するにある。對内貿易自由(糧食及び其の他の必需品はこの限りでない)の目的は、根據地内の商品流通を發展せしめ根據地内の工業生産を刺激するにある。官辦營業を以て自由營業に代へんとするが如き幻想は必ず經濟をして萎縮不振に陥らしむるであらう』

對外貿易政策は第三節に譲るとして、中共の國內商業政策は、私有財産の保障を前提として、その自由なる發展を認め、且つ之を援助する方針をとり、外地(邊境外の資本及び諸島)よりの投資を歓迎し、『投資條例』を設けてゐる。(但し投資額は之を前に放棄することになつてゐる。)之は商業政策の政治性を表示してゐるものであつて、中小資本家を抗日民族統一戦線に驅り立て、併せて商業資本の動員を巧みに行はんとするものである。

最大商業都市は言ふまでもなく延安であり、曾ては荒果れて見るかげもなかつた街並も面目を一新し、商店数は一九三五年の二七から一九三九年の一四七に、店員は同じく二二七から五六九に、蓄積資本は五・一六倍に増加したといはれる。市集制度は晋察冀邊區に於ては、大市場主義を排し、移動的な村内小市場主義が採られてゐる。軍事的に大集市の發展が皇軍進撃の目標になるといふ理由に基くのであるが、大集市の發展又之に伴ふ自由交易の發展によつて商人階級を強化することは、何か中共にとつて都合が悪いのではないかと思はれるのである。

(2) 統制經濟と公營商店・合作社

以上の如く、中共は抗戰基礎である富力の培養のため農民の自由交易を許し、随つて商人のある限度の發展を默認せざるを得ないのであるが、邊區の物資自給統制の現状と、『對敵經濟闘争』の絕對性は、中共をして統制經濟の方向に向はしめずには置かない。公營商店は工商管理局(晋察冀邊區の邊境)の直屬機關であり、その支配を受けて物資の獲得(食料及び布)及び、獲得物資の配給に當る。公營商店は延安の光華商店を最大として各地に發展し、北嶽區に於ける公營商店は三〇ヶ所、その貿易額一九四三年度二五、〇〇〇萬元に達したと言はれる(第三節參照)。合作社は群眾組織であつて、工商管理局の指導を受けて主として對内統制に當り、一部對外統制をも代行する。(本項の四及び第三節の第一項參照)



以上の外、主として糧食の統制を行ふものに平糶局がある。平糶局は不明である。各市場に平糶局が設置され、軍糧徴収後の餘剰を對象として收買を行ひ、民食偏在の調節、物價調整、配給統制を行ふものである。半官半民を原則とし、その收買は「第二次救國公糧」たる性質を帯びてゐる。

四、合作社運動

(1) 合作社の意義及任務

中共に於ける合作社運動は、小農經濟を基礎として、之が協同組合化、合作化による合作經濟の建設を目指すものであつて、個體經濟よりソ聯式な集團經濟に至る過渡的段階にあるものとして、正に新民主主義の經濟に對應するものであるとされる。毛澤東は中共邊區の農業生産合作社がソ聯の集團農村（コルフオーズ）と異なるところは、私有財産（個體經濟）の基礎の上に立ち、自願加入（強制しなし）による新民主主義的集團互助機構である點にあるとしてゐる。この場合彼のいふ農業生産合作社とは、變工隊、扎工隊、唐將班子及び各種互助社を指稱し、數千年來の一家一戸の經濟生産單位の踏襲は農民を永遠に貧苦ならしむるものなるを以て、邊區百數十萬の農民は全部これによつて「組織」さるべきものとなすのである。彼はその外に合作社として綜合合作社（生産、消費、運輸、信用等所生産人員經濟生活全般を綜合する）、選擇合作社、手工業合作社を挙げ、更に政府、軍隊、機關の行ふ公營經濟も合作社とは言はないが、一種の合作經濟であるとなしてゐる。

而して、現段階に於ける、特に敵後根據地に於ける合作社の任務は次の如く重要である。即ち政治的には、(一)民衆組織

の手段であり、(二)民主政治促進の手段であり、(三)漢奸活動防止の手段であり、經濟的には (一)生産力發展の有力手段であり、(二)金融を牽化する重要な手段であり、(三)商業を組織化して所謂「對敵闘争」を敢行する有力機關である。その他民生にとつては (一)中間搾取を排除し、(二)高利貸を肅正し、(三)積極的に民生を改善する。「晋察冀邊區農民合作社簡章」は合作社の目的を産業開發——民力培養——經濟國防線の確立——抗日逆封鎖にありとし、「合作社は經濟戰の堡壘にして、對敵作戦の支點なり」と明記してゐる。

(2) 合作社の組織とその内容

晋察冀邊區の「合作社組織條例」(一九四三年五月改定公布)によれば、次の如くである。合作社は村合作社を以て單位組織とし、村合作社を社員として區聯合社を組織し、區合作社を社員として縣聯合社を組織する。專區以上は合作社聯合會を組織し各級政府指導の下に合作社、聯合社を指導する。かく上下一貫的に整備され、その命令系統、指導調整は極めて整然としてゐる。邊區一切の抗日人民は、民族、階級、性別、年齢、職業の區別なく社員となることが出来る。社員は七人以上なるを要し、一社の社債は最低五角以上なるを要し、最高は總額の三分の一を超ゆるを得ない。業務によつて、信用合作社、消費合作社、生産合作社、運銷合作社に別れ、全部を兼營することを原則とするが減營することも出来る。右の中信用合作社の業務は低利農業貸付を行ふものとして、減息政策遂行の側面的援助の任務を果すものであり、生産合作社は春耕運動と關聯して、農地の開墾、修濬、前地をなすと共に、養鶏、牧畜の副業、更に手工業生産を行ふなど、生産増強運動の一環を擔ふものであり、運銷合作社は工商管理局領導の下に「對敵經濟闘争」の重要機關であると同時に、消費合作社と共に根據地内經濟統制の任務をなすものである。此等合作社の重要部門には、優秀なる共產黨員を配して、工作の實踐部面を擔當せしめ、工作地區

の經濟勢力の利用については極めて巧妙で、民族統一戦線の立場から巧みに土着中小資本家を操縦しつつある。

(3) 合作社の普及状況

陝甘寧邊區に於ける模範的合作社として、延安南區綜合合作社がある。これは一九三六年より數年の苦闘を経て、今では消費、生産、融資、運輸の全部門に亘つて事業を經營する。右のうち、生産に於ては、紡織、榨油、製糖等六種の生産合作社を組織し、運輸は主として運鹽であつて、運鹽用役畜百餘頭を擁してゐる。加入者は南區戸數の八〇%に當る千百十二社員、資本金二百萬元、一九四二年十月間の利益金百六十二萬元であつた。同合作社は一面政府機關たる性質を帯ぶるものであつて、公糧の徵收保管及運輸、難民移入植事業にも協力してゐる。政府は本合作社に類するものを全邊區に普及せしむる計畫であり、一九四三年度三百萬元を物資局より各地合作社に對して供給した。運鹽合作社は同邊區に於ける特殊重要な地位を占むるものであつて、鹽業公司之が統制に當り、建設廳は運鹽道路修築、車輛滑道設備を擔當し、黨委及び縣區、鄉政府は隊員の指導訓練、隊員留守中の家族保護に任じてゐる。手工業合作社は特に發展の跡著しいものであつて、一九三七年の一家計(社員七十八人、資金六三三〇元)より、一九三九年既に一四六社(社員二八、五三一人、資金四三三、三四元)に達した。内譯は紡紗一一四社を主として、其他榨油、紡織、採鹽、製粉、毛織、化學、木炭、磁器、豆腐、製靴、被服、染織、製紙、運輸等である。尙延安縣に於ける一九四二年の統計は、綜合一二七、消費七五、運輸一九、生産一六、信用一合計三二八社に及んでゐる。一九四三年に於ては定邊に牲畜保險合作社が設立され、その將來を注目されてゐる。

晋察冀邊區に於ては、河北省が事變前に於て華洋賑義會系、棉花改進會系、舊國民政府農村復興委員會系の三系の合作社の最も普及した地方であつた傳統を受けて、中共の合作社も亦最も發展を示し、一九四〇年六月既に全邊區五、〇六九社、

(社員五〇八、六八八名、資金八七、三五〇九元)を示してゐる。こゝに於ても、合作社の主流は、消費合作社より生産合作社に移行しつつある。

晋冀魯豫邊區に於ける合作社の代表的なるものには、邊區政府貿易局の管理する利華合作社(分社を有し資本合計十三萬元)合計三五〇社を始め、八路军一二九師が軍給養を目的として司令部及各分區獨立旅毎に設立した八つの合作社があり、これは燐寸、文房具等の日用雜貨運輸及び紡績生産事業を經營する。

其他中支新四軍地域に於ても合作社は普遍化してゐるものと見られる。

第四項 財政政策

一、財政制度

中共の財政制度の特徴とも言ふべきものは左の四點である。

(イ) 各根據地毎に獨立制である。

中共は每一個戰略根據地毎に、統籌統支(會計統一)を基本方針とし、金庫制度、豫決算制度をとることとなつてゐる。それは各根據地が隔離されてゐることに基くのは勿論であるが、皇軍の掃蕩によつて根據地の政府自體が流徙彷徨しなければならぬ現狀に於ては、一根據地の崩壊を以て他に及ばしめない深謀遠慮にも依る。それが爲、例へば國內貿易の自由を標榜する建前ながら、晋察冀邊區より冀南區への物資の輸出入にも課税が行はれてゐる。政治的經濟的條件の相



漢、根據地の鞏固の強弱によつて中共の指向する財政政策の實踐にも遲速があり、その標榜する豫法實際の如き到底完全には行はれてゐないのである。

(ロ) 糧食問題が財政の最大問題であり、現物徵換現物支給を建前としてゐる。

毛澤東は財政問題を『數萬の軍隊及工作員の生活資料、事業費並に抗日經費の供給問題なり』と規定してゐる。抗戰勃發と共に抗日軍の食糧に當てるため徵收を開始した救國公糧は、勿論物納を原則とするものであり、それは各生産地の鄉村に分散貯蔵され作戦又は工作の要求によつて隨時支出せられる。公糧には公柴公章が附隨して徵收せらるゝ場合が多く、その他衣料油料等の輕工業生産品も物納の對象となる。この租税の物納部分の評價は極めて困難であり、全體の財政を特に曖昧ならしめてゐる。

(ハ) 財政の重點は部隊、機關の生産運動による自給自足に移行しつつある。

中共の財政は抗戰の當初より苦難に満ちたものであつたが、軍及黨の擴大による財政の膨脹の結果、極度の節約が要求せられ、精兵簡政による冗員を淘汰して生産に復歸せしめると共に、部隊機關學校自体も農工商業を營み財政的に自活せんとする傾向が兩三年來顯著となつた。その最大なものは陝甘寧邊區の政府の工業經營であり、これらは『公營經濟』なる言葉を以て呼ばれてゐる。

(ニ) 通貨の財政上に存する意義は従つて寡少である。

中共の財政収入としては租税、官業收入、公營收入、官產收入、救國公債の發行及其他公債の發行があるが、赤字の場合には救國公債の發行及び紙幣の發行を以て賄はれてゐる如くである。併し乍ら物の財政を主とする故に、通貨の財政上の地位

はさほど重要でない。財政的インフレなども永い間問題とならなかつた。通貨は寧ろ對和平地區(乃至對重慶)經濟闘争上の意義が重大である。通貨は各根據地毎に發券銀行を設けて、邊區券又は邊幣、邊票、邊票を持つことを建前としてゐるが、今尙ほ法幣は勿論舊時代の雜券も雜然として通用し、縣政府等で發行する代用券も流通し、その價值も區々であり、金額で示されたる財政的數字も凡そその實體を示してくれないのである。

二、租 税 政 策

租税は財政収入の大宗、抗日軍の軍食の給源であると共に、租税政策は農民土地政策と相俟つて、中共の自途とする民生改善、民主建設——新民主主義社會建設の重要な手段である。抗戰以前ソヴェト時代に於ける中共の財政は、その主要財源を一切の封建搾取者からの沒收及徵發に置き、租税としては(一)統一累進的農業税(二)統一累進的營業税(三)關稅(一回限りにして釐金税を廢止す)等規定されてゐたが、その額は極めて小さいものであつた。抗戰勃發後地主富家の財産沒收手段は封ぜらるゝに至り、而も急激に膨脹しゆく戰費調達のために先づ救國公糧の徵收を開始した。そのスローガンは所謂『有錢出錢、有力出力』である。この『合理性』は中共の租税政策を貫く一本の線であつて、特に『隨時徵收』無制限徵收が抑制された。爾來數年中共の行つて來た租税政策は次の如く要約され得るであらう。

(イ) 軍食確保のための物納制の採用。

(ロ) 田賦を整理し、統一累進的なる農業税制の確立。

(ハ) 田賦附加を始めとする所謂苛捐雜税の撤廢乃至制限。



(二) 對敵經濟闘争を目的とする輸出入税制の整備

(1) 田 賦

金納を原則とする土地税である。過去の田賦は兩單位又は畝單位の面積比例税であつて、土地の良否を區別せず、中間搾取、脱税地も多く極めて負擔不均衡なるものとされてゐた。八路軍地域ではいち早く田賦を取消し、合理負擔(公平負擔)を採用し、更に之が統一累進税に切替へられつゝあり、金納は物納制に變つた。併し新四軍地域では今尚ほ田賦が普遍的に行はれて居る。その理由は重慶勢力、和平勢力が特に錯雜して居り、中共のみの税制を強行し得ないことに基くものであらう。但し査田工作、土地登記工作を行つて、その整理を行ひ、地區によつては物納に改められ、或は累進制が採用せられてゐる。金納の田賦には物納の救國公糧が併課されるのが普通である。

(2) 救國公糧

最も抗日經費らしい名目を持つ救國公糧は、抗戰開始以來抗日軍の軍用食糧に當てんがため、各根據地に於て徴收されたもので抗戰後における物納制の嚆矢をなすものである(救國公糧は一九四一年田賦の物納制を採用した)。一九三七年陝甘寧邊區に於ける「戰時救國公糧條例」、一九三八年晋察冀邊區政府の公布した「徵收救國公糧條例」は、すでに「有力出力」の合理性に基く免稅點(陝甘寧のは家裏一口四百斤、晋察冀は同一石四百斤)と累進率をもつてゐる。それは田賦が土地税なるに對し、凡そ收穫のあるものは地主、自作農、小作農の如何を問はず賦課された農業税であり、同時に商業收入工業收入利子收入をも對象とした(救國公糧)一種の抗日税である。赤貧者以外の一切の人民は累進原則によつて抗日經費を政府に納付すべきことは、「抗日根據地土地政策に關する決定」の第八條に規定せられ、各邊區の實際は負擔せざる戸數が百分の二十を超過せざることを目標としてゐる。救國

公糧は現在新四軍地域に金納の田賦と併課され、陝甘寧邊區にも行はれてゐるが、田賦と救國公糧とを統合單一化した晋察冀・晋冀魯豫邊區の統一累進税に於ても、その物納部分はやはり救國公糧と呼ばれてゐる如くである。即ちこゝでは統一累進税は救國公糧の徴收を對象とする負擔の形式である。新四軍地域のある地區は環境によつて比例税に止まるものがあり、接敵地區に於ては運搬の不可能のために金納をも認めてゐる。救國公糧は抗戰初期の土地政策の混亂期に於て、急激に増大する軍費の要請にのみならず、更にその特色は巧妙な保管支給方法にある。即ち徴收せる公糧は該村の、集鎮に接近せず公路に接壤せざる農家を選んで保管せしめ、軍・政の必要の都度引出されるのが普通である。「千里軍を遣るに糧を送る」式の方法ならば、游撃軍は往々餓死せねばならぬこと必然であらうから。

(3) 合理負擔

晋察冀邊區に於て、一九三九年頃、各縣に於いて行はれた「抗戰時期內縣村合理負擔」(晋察冀)「村合理負擔實施辦法」(冀魯豫)「土地累進税法」(冀中)等を指稱するものであり、一九三八年の「徵收救國公糧條例」より、一九四一年「統一累進税暫行辦法」の公布施行を見る迄の過渡的辦法である。本制度は一九三五年、共產軍の侵入に直面した閻錫山が、地畝數のみを課税對象とした舊税制を改めて、資産雇傭勞力を考慮した綜合課税の方式をとり、若干の累進率と免稅點を規定し、租稅負擔の合理化を企圖したのが濫觴であり、事變後共產軍によつて踏襲されたものである。

(4) 統一累進税

先づ晋察冀邊區に於て一九四〇年十一月公布、一九四一年の麥作より實施されたのを始めとし、晋冀魯豫邊區は一九四三年度太行區に於て實施し、太岳、冀魯豫、冀南に於てその準備を開始した。陝甘寧邊區に於ては、一九四三年一月農業累進

稅籌備委員會を組織して、先づ延安、綏德、慶陽三縣に試験し、一九四四年度より全面的に實施する計畫である。

今晋冀魯豫邊區の「統一累進稅暫行稅則」について述べれば、本稅法は七章三十條附則六十二條に及ぶ綿密詳細なもので、土地及び農工商業の收入について「富力」換算を行ひ、富力に累進的な稅率を乗じたる分數を計算徵收單位とし、一分數の價を定め糧食又は金錢を以て徵收するものである。土地は六十市斗の穀物を産する土地毎に二十一富力とし、農業收入は十市斗穀を二富力とし、自作地、小作地には一定の控除を行ふ。工業收入は時價を以て數に換算し毎十五市斗穀を二富力とする。累進率は農業稅は七級工商業稅は四級である。免稅點は全戸收入を人口で割つたものに對し一・二富力乃至一・五富力であつて、民生の實狀に依つて各地毎に決定せられる。かく計算は極めて複雑であるが、それ故にこそ極めて明確であつて轉嫁や各徵稅機關の不正の介入する餘地がない。錯雜した土地財產稅と各種收益稅をたゞ一個の稅に統一綜合せるもので、累進率は合理負擔よりも更に合理性に徹底し、反封建性に於て更に前進し、眞に抗戰と生産の兩目的を同時に満足せしむる有機的統一階級稅制で、新民主主義に呼應せる近代的稅制であると誇稱してゐる。その新民主主義的稅制たる所以は次の點に求められる。

- (イ) 土地及び收入にのみ課稅し、土地以外の資産たる糧食、貯金、商品、家屋等に課稅しない。之は資本家及び勳勳階層者優待するものであつて、「吳滿有」方向と完全にその精神を同じうする。
- (ロ) 自作農は毎畝一市斗及總量の一割を控除して富力を計算し、小作農はその以外に小作料を控除して計算し、負擔は極めて明確になつた。またその收穫とは戰後一般平常收穫即ち八割收穫を指稱し量外増産の獎勵に資してゐる。
- (ハ) 工商業と農業稅率を區別し、特に工業を優待してその發展を圖つてゐる。

(ニ) 新開墾地、合作社收入、勞働賃、家庭副業及畜養については免稅規定を設けてゐる。等々。

本稅制を先づ實施した晋察冀邊區(舊分には以上のものと異つて)の成績について我方の調査は次の如く述べてゐる。

「頗る近代的で、一見合理的に見ゆる統一累進稅法も、村落末端に於ける現實の狀況は必ずしも規定通りの統一性を持つてゐるものではなく、抗戰が絕對である以上軍は必要な場所に必要な糧食と補給を要求するので、それは本質的にやはり封建的徵收である。それは完全な國家體系にして始めて實施可能な近代的稅法を不完全な補給體系の下に而も後進的な中國農村に而も抗戰中に適用せんとするところから起る矛盾である。残るところはその累進性即ち階級性だけである。」と。

即ち、その「統一」の方面はともかくとして、新民主主義の主張する『地權平均』の要求は豫期以上に推進せられつゝあるやうに思はれる。減租減息の實施と共に統一累進稅は、中共影響下に農村に新たな階級の分化を促進しつゝあるのである。

(5) 通過稅(輸出入稅)

以上の四つは所得稅とも言ふべきものであり、主として軍權の徵收を目的とせるものであるに對し、通過稅は貨物輸出入稅として各根據地の財政收入の重要構成部分である。支那には從來釐金稅なるものがあつて、各軍閥各地方政府の關門通過の度毎に課稅せられ、商品の價格を雪達磨式に増嵩せしむる典型的惡稅とされてゐた。中共は先づ之を一回限りの課稅に改め、納稅證貨物通行證等を發行して爾後に於ける免稅を補償した。その財政上の意義は、八路軍地域ではさまで重要でないが、物資の移動繁盛を極むる中支新四軍地域では、通過稅は抗戰の初期に於ては、財政收入の殆どを之に仰いでゐたのである。現在に於ても尙ほ田賦と共に二大財政支柱をなしてゐる。

通過稅は本來對外的のものであり、初期の單に日貨排斥を主義とした時期から、經濟封鎖逆封鎖の段階に入り、根據地内の

物資の一層の窮迫に伴つて、通過税の税工作には財政収入の立場の外に、その所謂『敵經濟闘争』の手段としての使命が附加された。これは要するに、生活必需物資軍需必需物資の輸入税の減免、非必需物資餘剩必需物資の輸出許可制、資敵物資の輸出禁止、非必需物資の輸入禁止を目的とする。併し極力輸入を奨励すべき日用雑品に課税せざるを得ないのもその財政収入の立場であり、絶対に輸出を禁止すべき資敵物資に重税を課してその輸出を許容せざるを得ないのも、また、主として財政上の要請に外ならない。

(6) 其他の税

苛捐雜税の廢止も重要な中共の租稅政策の一である。陝甘寧邊區は抗戰前に四十二種の苛捐雜税を廢止し、殘存するものは鹽稅、營業稅、酒烟稅、羊子稅の數種に過ぎず、これも一次徵收のみで一切の附加税を廢止したと稱してゐる。晋察冀邊區は抗戰後三十餘種の雜税を廢止したが、統一稅制の完備につれて屠殺稅、牧畜稅等も整理され、殘存せるものは、輸出入税の外は酒烟稅のみであると言はれる。
新四軍地域に於ても、淮南蘇皖邊區は區鄉經費、保甲經費、戶口稅、牛頭稅等の雜税を取消し、蘇北に於ては五十餘種の苛捐雜税を廢止した。但し牙稅は苛捐に非ずとして依然徵收され、その他、鹽稅、屠殺稅等は普遍的に行はれ、路西區に於ては釐造稅、土地買賣稅等を縣稅に充てて居り、蘇南に於ては、新四軍の軍用被服の不足を補ふため綿衣稅(現物又は代金)を徵收し、治安稅と稱して各鎮に對して現款を割當て徵收してゐる事實がある。

三、節約問題と精兵簡政

實物調辨と實物支給とを實施してゐるため、財政の數字的內容は之を窺ふことが出來ないのであるが、中共の政府が世界に類例のない貧苦の政府であることは否み得ないであらう。例へば抗戰の初期陝甘寧邊區の政府の支出する經常費は月約十萬元(内官給費代約八萬元)に對して、収入は一萬元に過ぎず、蔣政權より八路军に對して補給された軍費月五十萬元(六十萬元とも言はれ)は百萬元になつたと言はれる)の中から補助を受けてゐた。國共關係の變化によつてその外援も途絶え、一方支出は一九四一年には千三百萬元に膨脹した。苛烈なる戰闘を繰返してゐる華北華中の各根據地が直面せる困難は、更に遙かに深刻である。かゝる財政難の解決は結局財源の開拓か節約による外はない。毛澤東も財政問題として糧食問題、稅收問題、と並べて節約問題の重要性を説いてゐる。

(1) 軍・政費の支出方針

中共財政支出の方針として、軍事費は三分の二、行政費は三分の一を占むべきことが主張されてゐる。それはやがて、軍人は全人口の百分の二、政府群衆團體の工作人員學校教員は同じく百分の一を占むべしとなせる方針に符合する。行政費は極めて縮減されてゐるが、その困難な中でも教育費や經濟建設費には惜まらずに支出され、政府經費の占むる割合は極めて少ない。軍政を通じて人件費は極度に節減され、俸給制度でなく手當制度を採用してゐる。食事は現物支給としても、政府主席や軍司令官も月五元で縣長二元五角兵は一元に過ぎない。軍官の指導者が克己耐乏を以て貧窮民衆と起居寢食を共にすることは民衆の同情を得る所以であり、黨軍勢力擴大の根柢たるものとなされてゐる。『廉潔政治』は中共の特に強調する點であつて、食汚浪費は『一文の食汚も氣節の喪失』、『一錢の節減も抗日事業』なりとして嚴重な『食汚懲治條例』に依つて取締つてゐる。靴なき兵隊衣なき官吏——『世界中かくも貧苦な政府もないが、内容に於て斯くも理に叶ひ節度ある政府もその比

を見ない」と、一中共政府報告書は自讃してゐる。

一三四

(2) 精兵簡政政策

一九四三年頃より唱道された精兵簡政政策は、三風肅正運動と相俟つて謂はば中共の戦國配置政策である。即ち抗戦以來放漫な膨脹と機構擴大を續けて伸びきつてゐる黨勢を強く緊しめ、黨性に弾力あらしむるために、正規軍を最少限度に止め一切の人力を生産部面に當てることとし、行政機構を明確簡易化して餘剩人員を同じく増産方面に廻すこととしたものである。そして本政策の財政的意義は、『消費性支出を減少し、生産による収入を増加せしめ、單に直接財政に好影響を與へるのみならず、人民の負擔を軽減しその経済にも好影響を與へるものである。』とされた。毛澤東は一九四三年初頭延安の高級幹部會議に於て、華北華中各根據地の打開は一に精兵簡政に依るべきことを強調してゐるが、晋察冀邊区は精簡の實行によつて經費の四分の一を節減し得たと稱され、昨年冀中作戰に附隨して行はれた我方の調査に依れば、中共の縣政府の官吏數は新政權縣政府のそれに比して二十三分の一に過ぎなかつたことが報告されてゐる。

四、公營經濟

公營經濟は謂はゞ官業であり、各邊区政府の工業生産活動、軍隊機關・學校の農業生産活動による財政的自活運動である。

公營經濟は先づ陝甘寧邊区に開始された。人口稀薄土地墾闢、加ふるに、嚴重なる封鎖に遭つた邊区は、その財政的困難打開の策として自給自足の方途を採らざるを得なかつた。一九三八年、先づ陝甘寧邊区留守部隊は經費の不足を補ふために野菜栽培家畜飼養被服製造等を開始した。一九三九年これを大規模に展開して、邊区政府は工業經營に當り、軍隊機關學校は主として農業生産に従事し、邊区人民と協力をして、この年百萬畝の荒蕪地が開墾された。爾來五年、一九四三年十一月毛澤東は、陝甘寧邊区労働英雄模範生産工作者大會に於て、『軍及び公共機關の自給率は駐屯地、所在地の情形如何により一律には行かないが、昨年は略五〇%、本年は殆ど完全自給に達し、財政的に重慶、邊区政府、人民何れにも依存するを要せず、政府、軍、及び各機關の營む公營經濟の收入は人民の全納稅額(公糧を含む)を超過し、國民黨の封鎖壓迫加重により財政困難を極めたる邊区も面目を一新するに至つた。』と誇稱してゐる。

而して、かゝる公營經濟の建設を以て、毛澤東は『一つの新式なる國家經濟の模型』であるとなし、この模型が新式である所以は『それがピスマルク式の國家經濟でなければ、ソ聯式の最新式の國家經濟でもなく、新民主主義に基く國家經濟である點にあるとなしてゐる。』

今少し具體的に陝甘寧邊区の公營經濟の内容を見れば左の如くである。

陝甘寧邊区に於ては、經濟を公營民營に二大別し、公營經濟は、(一)邊区政府財政經濟委員會管下に經營する工業(主として紡績・製紙・石鹼・鹽業(生産及運輸)商業、と、(二)部隊・機關の經營する農業工業運輸商業、に別れる。政府は工業經營に主力を注ぎ、公營工業年産額の中紡績五六%、製紙七〇%、石鹼七〇%を占め、部隊・機關の工業も三回の經濟建設計畫を経て漸く基礎確立し、必需品自給成績良好である。但し現在未だ全政府の需要量を充すには至らず、人民の需要を解決することは到底不可能である。農業は政府に於ては公營しないが、部隊・機關に於てはその生産労働の第一位を占める。商業は邊区經濟建設の永久的基礎を定むるものに非ず、當面の必要に應ずるための補助的事業たるに過ぎない。かくして民營經濟と

しては農業、牧畜業、手工業及び合作事業が凌されてゐる。民營經濟は「邊區人民の生活を維持すると同時に、租税といふ形式を以て政府並に軍隊を授け神聖なる事業を支持するもの」である。

屯田工作・兵工政策による軍隊の生産事業こそは、公營經濟中の最も重要なものである。朱徳は一九四三年三月「吳瀟有」運動の民間側増産計畫に呼應して、部隊内に於ける生産競争を展開するに當り、『銃を執つては戰場に、鋤を執つては田園に赴く』八路軍の傳統を充分に發揮せんことを要求してゐる。即ち邊區軍隊は工業農業運輸各方面の生産工作を展開し、その豊富な労働力を有効に活用して人民負擔を軽減し、部隊生活を改善し、軍民關係を密接にし、邊區の建設に協力せんとするものである。朱徳はその前年南泥灣開拓工事を指揮した、當時の南泥灣は人煙稀なる荒蕪地であつたが、三五九旅は旅長王震より下は炊事夫に至るまで生産小組に加入して積極的に労働に参加、幾多の開墾記録と労働英雄を出現せしめた。屯田政策が爾後「南泥灣政策」と呼ばれるに至つた所以である。

かゝる部隊或は機關の農業經營、或は合作社經營、或は兵工廠、紡績廠、煙草廠の經營は、華北華中の各根據地に於ける普遍的傾向であり、豊富なる例を擧げることが出来る。例へば、晋察冀邊區に於ては、一九四四年度に於て次の如く行ふことを指令してゐる。

- (1) 黨 組織を把握し、全體の模範となり領導す。各村に除奸團を臨時組織し、生産運動を妨害する者を防止す。
- (2) 軍 民衆の春耕工作を武装保障す。訓練と共に生産に努む。幹部士兵を問はず、各人一畝半の土地を耕作す。(民衆より借用又は開墾す)。畑地の耕作不能状態にあるものを軍隊は強制的に耕作す。各人三ヶ月の糧秣を自給自給するものとす。連隊には生産團を組織し、團級は生産隊を組織し、生産運動の中核たらしむ。連を單位として代耕團(助耕團)を組織し、無料にて民衆に耕作の協力をなす。
- (3) 政 各村の生産運動を統一領導す。幹部、工作員を問はず一人一畝を耕作し、各人二ヶ月の給費を自給自給するものとす。區には

生産助理員を臨時増加す。
(4) 民 民衆團體は生産運動の中軸となり、民衆の生産に對する興味を昂揚に努む。

第五項 通貨政策

一、邊區券制度

中共の通貨政策は戰略根據地單位の、單一地方本位幣制度であつて、根據地毎に一發券銀行を持ち、各の邊區券を發行することを原則とする。通貨は言ふまでもなく、金融を調節し、商業を發展せしめ、生産を刺激するところの根據地經濟建設の『血液』なのであるが、中共の通貨政策は、更に我が治安地區の經濟攻勢から根據地經濟を防衛する重要任務を背負ふものである。従つてその根本方針は、邊區券によつて法幣を擁護し、『敵偽幣』(我方の軍票、聯銀券、儲備券をかく指稱す)の流通を絶對的に禁止することにある。

中共地區に於ける現在の發券銀行は左の如くである。邊區券は邊區幣或は邊幣とも呼ばれ、新四軍地域では抗幣と呼ばれることもある。

根據地名	銀行名	設立年月	備
陝甘寧邊區	陝甘寧邊區銀行	一八三八年秋	
晋察冀邊區	晋察冀邊區銀行	一九四〇年五月	農幣と略稱される。
晋西北區	晋西北農民銀行		

第三章 經濟



晉冀魯豫邊區	冀南銀行	一九三九年十月
山東地區	北海銀行	一九四二年四月
蘇北區	淮海銀行	一九四二年七月
蘇中區	蘇中銀行	一九四二年七月
蘇南區	蘇南銀行	一九四二年七月
淮北蘇皖邊區	淮北地方銀號	一九四二年七月
淮南蘇皖邊區	淮南銀行	一九四二年七月
皖中區	大江銀行	一九四二年七月
豫鄂邊區	豫鄂建設銀行	一九四二年六月

開封地區にある。冀南銀行に合併されたとの説が事實らしい。
 その外に蘇北に江北銀行があるといふ説もある。
 東農銀設立前には滙業銀號なる小額補助紙幣發行銀行があつた。
 津浦路西地區に路西分行(一九四二年九月設立)を持つ。
 消波説あり。

二、邊區券の發展過程

中共の通貨政策が邊區券制度をとるに至つた経緯は次の如くである。

(1) 補助貨幣の發行

中共の發券行爲は、奥地一般の小額紙幣掃底の事情によつて、先づ二角、五角程度の小額紙幣の發行より始まるが如くである。陝甘寧邊區に於ては、國共再合作と共に、ソヴェト時代に政府銀行より發行せる約二百萬元の紙幣と硬貨とを回收し法幣を流通せしめてゐたが、やがて一九三八年春補助貨幣の缺乏を口實として、光華商店に小額の代價券を發行せしめて軍費に充當した。これは當時法幣破壞行爲として國共摩擦の一因をなしたものであるが、逐次公然と大額紙幣を發行し、邊

區銀行を設立し、やがて公債を自ら發行するに至るのである。通貨政策が先づ補助貨幣の發行を以て始まることは、ずつとあつて一九四一、二年頃の第四軍地域にも見られるのであつて、例へば蘇南地區に於ては惠農銀號流通券の出現(一九四二年七月)に先立つて、五角二角一角の小額の滙業銀號流通券が先づ現はれてゐる(一九四一年四月)。津浦路西に於ても、聯防辦事處は先づ一九四一年四月一元五角二角の小額流通券を政府より發行し、同年九月之を回收した後、淮南銀行路西分行を設立して新券を發行してゐる。また、一九四一年六月設立の豫鄂邊區建設銀行は、その當初一元以下の補助貨幣の發行を目的としたものである。

(2) 法幣停用と邊區券一元化(北支)

かくの如く、邊區券の出現は補助貨幣の不足を第一の契機とするものであるが、やがて根據地の強化と軍費の増大に伴ふ財政の膨脹は、獨自の通貨を持ち、自己の經濟圈確立とすることを要請する。かくて、一九三八年の秋には晉察冀邊區銀行が設立され、一九三九年十月には冀南銀行の成立を見た。そしてこの時期に於ける邊區券の任務は既に財政上のみのものではなく、聯銀券の進出と法幣の暴落から邊區經濟を防衛する積極的なものとなつた。即ち我が方の通貨政策に對する中共の解釋は「聯銀券を以て外國爲替取組の可能な法幣を吸収し、武器を輸入して侵略戰爭を續行する」『吸収せる法幣又は偽造法幣によつて根據地から物資を獲得し。法幣の信用を失墜せしめる』といふにあり、また中共財政の基礎を前途崩落の一途を辿る法幣に置くことは危険でもあつた、かくして法幣の使用停止は必至となり、邊區券による法幣の兌換(當初は等價兌換であつた)が各地に於て行はれた。かゝる段階は特に北支に於て妥當する所であり、法幣防衛措置としての邊區券の發行は條件を附して重慶から認められてゐたやうである。以上に見るやうに邊區券發行の建前は法幣の擁護であるが、中共は法幣

の相つゞ暴落の機を巧みに捉へて邊區券に兌換せしめてはその流通を圖り、民衆の價值規準を法幣より邊區券に移行せしめて邊區への依存性を強化すると共に、獲得せる法幣は重慶勢力圏物資の吸収に利用し、更に將來の國共分裂に備へる底意さへ見せてゐる。

(3) 新法幣との通貨戦(中支)

我が方の法幣に對する通貨攻勢は大東亞戰爭勃發後、儲備券による法幣の全面的交換となり、新展開を見せるに至つた。進駐の歴史も淺く、重慶勢力の壓迫も強い新四軍地域に於ては、之れまで華北中共ほどその通貨政策を自由に行ひ得なかつたのであるが、かゝる新情勢に基く法幣混亂——物價高騰——民生不安、及び舊法幣の流入——物資流出——新法幣進出に備ふるために新たな通貨政策を必要とするに至つたのである。即ち一九四二年六月、蘇南區に於ては新法幣の流入及び舊法幣の流入を防止せんがため、糧食搬出の禁止及びバーター制を強化すると共に、惠農銀號券を以て地區の通貨と定め、舊法幣二元對抗幣一元の交換率を以て舊法幣を回收するに至つた。かゝる措置は華中一般に見らるゝ所であつて、たゞその交換比率が江淮銀行一對一(一九四二年六月)、淮南銀行は惠農銀號と同じく二對一(一九四二年六月)、淮北地方銀號も二對一、鹽阜銀行五對一(一九四二年六月)等まちまちである。邊幣使用促進に關する淮南銀行路西分行の佈告の中に次の如き言葉がある。『發行は一九四二年十一月發給額を三元に引上げてゐる。』

『邊幣を以て法幣を兌換し、此の法幣をもつて邊區より物資を購入すれば、法幣下落による我々の損失は些かもない。……邊幣は法幣と共に暴落しない。現在邊幣一元を法幣三元に兌換してゐるが、將來法幣が下落するならば、五元、十元、二十元に兌換率を高めるから。』

併し、舊法幣に對する民衆の信頼は依然として強く、華北に於ても邊區券と共に今尚ほ盛んに流通してゐる模様である。

特に華中中共地區はやはり昔ながらの法幣の世界であつて、こゝでは抗幣は一地方雜券に過ぎないとも言へるのである。

三、邊區券の流通鞏固策

- (イ) 流通鞏固策 として行はれてゐるものは、(一)強制兌換、(二)貸付(返還はその一部又は全部を物資を以てさせる)、(三)生産事業に對する投資、(四)邊區券による納税、(五)武裝經濟宣傳等であり、その強制使用には武力權力が發動される場合もある。根本的に財政上の收支の平衡、生産増加、貿易入超が邊區券の價值増大強化策たることは言ふまでもないであらう。
- (ロ) 法幣對策 個人の法幣保存には干渉しないが、法幣そのまゝでは使用を許さないのが中共の根本方針で、使用するには必ず邊區券に兩替しなければならぬ。治安地區又は法幣地區より必需品を購入するもの、又は巴むを得ざる旅行を行ふものは、邊區券を銀行その他に持参すれば該地區に通用する貨幣に兌換することができる。
- (ハ) 偽幣對策 民衆の所持する『敵偽幣』は期限を定め價值切下を行つて兌換し、其後は一切流通保存を禁止した。軍隊の作戦によつて獲得したものは邊區券に兌換して使用させる。『敵偽幣』の使用者はあくまで追求して沒收處罰する。蘇北地區の規定によれば、一千元以上の使用者は死刑に處してゐる。敵偽幣の製造者や販賣者がより以上の嚴罰を受くることは言ふまでもない。兌換若くは沒收した『敵偽幣』は治安地區よりの物資取引に利用される。
- (ニ) 雜幣對策 一切の從來の雜幣及び合作社票等の雜票は存在を許さず兌換率を定めて回收する。地方下級政府又は私人企業の發行は認めない。併し之は言ふべくして行ひ得ないことであつて、接壤地區の調査によれば、法幣は勿論、



山西票、河北省紙幣、察哈爾票、山東省庫券等の雜券が雜然として通用してゐる如くであり、華中に於ては縣政府の代用券も發見されてゐる。津浦路西聯防辦事處が、一九四二年十二月商店及び合作社に一角、二角、五角の補助紙幣發行權を認め、該地區の淮南銀行路西分行が成立直後のことではあり、商店合作社の有する信用を邊區券の流通策のために利用せざるを得なかつた特殊事情に基づくものとしても、通貨政策の劃一の困難性と物語るものとして興味深いものである。

四、發行準備・發行高及貨幣價值

(イ) 發行準備 既出の淮南銀行路西分行の規定によれば、百分の六十を實物準備(硬幣、地金銀、農工產品、其他流通紙幣)、百分の四十を保証準備(有價證券或は手形)となす旨規定してゐる。が併し邊區券は一種の管理通貨であつて、準備などといふ近代國家の發行制度を持たず、財政上の必要を邊區幣の發行又は公債の發行を以て無難作に補ふものであるとすれば、それは不換紙幣たるの性質を有するものと考へるのが常識である。が併し、強ち所謂不換紙幣を以て簡單に片付けることも妥當ではないであらう。何となれば中共は通貨工作にも獨特の組織力を活躍させて居り、この組織力を『準備』としてゐるとも見らるゝからである。

(ロ) 發行高 凡て不詳である。但し中共の文獻によれば、華北に於ては、大都市を持たない地方は一人當り三元當りを以てその飽和點となすとして居り、これを根據とする推定は晉察冀邊區二、三千萬元、晉冀魯豫邊區五千餘萬元である。冀南銀行副主任が晉冀魯豫邊區臨時參議會に於て『邊區券の發行高の保持は政府に於て收支計畫を確立せぬ限りは完全に不可能である』と報告してゐる如く、この發行最高限度は守るに由なきものであるが、財政が物の財源を確保する以上、

財政商からのインフレ現象は問題とならず、一九四二年頃までの懸念は寧ろ聯銀券に對して打撃を持つてゐる懸念である。一九四三年に於ては濫發により相當のインフレを示し、之に製造紙幣の増加が加はつて、邊區券の混亂を來し、たゞに邊區經濟を危殆ならしむるに至つたと言はれてゐる。晉察冀邊區の如き十億元説が傳へられ、最近建國銀行の新設による邊區券切下の噂がある。一九四三年十二月の西安通信によれば、陝甘寧邊區の紙幣發行額は三億四千九百萬、簡公債發行額二億二千萬元としてゐる。

(ハ) 聯銀券法幣との交換率 地區により差があることは勿論である。一九四三年秋に於ける調査によれば、冀西地區に於て聯銀券一圓に對し五元、陝甘寧四、五元、山東地方に於ては二十五元乃至三十元の安値を示してゐる。山西省連絡部の最近の報告によれば、次の如き割合である。(一九四四年)

聯銀券	晉法幣	邊區券	關金票	現大洋
一〇〇	三、〇〇〇	九〇〇	一〇〇	五五
運城	一〇〇	一、六〇〇	一	一
臨汾	一〇〇	一、六〇〇	六〇〇	八〇

(ニ) 物價 中共地區の物價は地場生産の過少、輸入超過等の影響を受けて、逐年昂騰の一途を辿り、殊に大東亞戰後其傾向特に著しいやうである。その昂騰ぶりは治安地區の拋物線上昇に對し、中共地區の上昇率は頗る亂脈を呈してゐる。普通物品で和平區との價格差は二、三割高から三、四倍に及び、綿布の如きは一九四一—四二年の一年間の上昇率は治安地區の五割に對し約七割、價格差は二倍以上である。晉冀魯豫邊區涉縣に於ける一九四三年十一月より十二月に至る一ヶ月間の物價騰貴の狀況は左の如くである。



品名	單位	十一月	十二月
粟	斗	三三〇	六八〇
豆	斗	一九〇	四八〇
麥	斗	三〇〇	五九〇
胡	斤	三〇〇	五〇
鹽	斤	八	一六
油	斤	八	二八

中共は『物の經濟』を建前とし、通貨工作に對しては動もすれば、之を輕視した傾向が看取されるのであるが、今や逆に『金の經濟』が中共の經濟を根底よりゆすぶりつゝあると言はれてゐる。

第三節 和平區に對する施策

第一項 對敵經濟闘争の展開

中共の和平區に對する所謂『對敵經濟闘争』の直接の動機は、我方の經濟封鎖を打破せんとしての困難克服策であつた。従つてその目的は單に我方の經濟建設に對する破壊擾亂にあるのではなく、寧ろ逆に根據地經濟建設の困難の打開を對敵經濟闘争の展開に求めたのである。その意圖するところは次の如き經濟闘争の具體的手段を検討することによつて、明白である。

イ、食糧並に抗日軍需資材を可及的に自給自足するため、匪區内農工生産を擴充し、之を確保する。(土產物資の保衛)

ロ、我方の軍需並に治安工作資材となるべき物資、及び中共の抗日軍需物資、根據地民衆の生活必需物資を我方に搬出することを禁止する。(經濟逆封鎖)

ハ、不要なる物資、奢侈品の流入を禁止又は制限すると共に、自給自足上必要なる抗日軍需物資、並に根據地民衆生活必需物資を凡ゆる手段方法を以て和平區より獲得する。(物資吸引工作)

ニ、和平區經濟施設乃至建設事業を妨害すると共に、出來得れば之に便乗逆用する。(建設事業妨害便乗工作)

中共の對敵經濟闘争は長い間、その政治理論の華々しきや民衆工作の巧妙さに比較して、立廻れた弱い一環とされてゐた。その理由は中共自身の批判するところに從へば、貿易管理の不充分と貨幣闘争の敗北にある。即ち、貿易管理の力量不十分で受動的地位にあり、低價を以て土貨を輸出し高價を以て外貨を輸入する不等價交換を続け、そのため貿易入超は相當重大となり、物資上の損失も少くなく、従つて始め順調の一途を辿つてゐた貨幣の一元化も、遂にその主動的地位を失つたといふのである。この状態を克服するため、中共は鋭意根據地の生産建設を行ひ、自給自足體制の確立を企圖すると共に對敵經濟闘争の組織を強化整備することによつて逆に攻勢に轉移せんとしたのである。

中共の對敵經濟闘争の組織は左の如くである。

晋察冀邊區に於ては、對敵經濟闘争領導の機關として、邊區、專區、縣各級に經濟委員會が設立された。各級の黨軍政の代表に、工商管理局長、抗聯會、合作聯合社の代表を加へて組織され、(一)對敵經濟闘争、並に國民經濟發展の方針及び工作計畫の確定、(二)作戦との配合、並に各部門工作との緊密化等を行ふ。實動部面は各級の工商管理局長が之に當る。工商管



理局は一九四二年七月、貿易管理局及工鑛管理局を統合して成立したもので、合作社、商會の指導、工場商店の管理、支配地區内の物資の調整、外部に對する物資流出入の取締及徵稅等、對内統制對外統制を一元化した強力な機關である。その傘下に公營商店がある。公營商店は專區毎に總店を有し、獨立分店、分店、支店の上下系統を持つ。各級の合作社は工商管理局の指導を受けて對内統制に當ると共に、一部分對外統制をも代行する。かゝる經濟闘争機關に協力するものに、都市及び鐵道沿線に於ける黨工作を任務とする點線委員會があり、我方經濟破壞略及物資、人、技術の獲得に狂奔しつゝある。

かゝる對敵闘争の一元化は他の根據地に於ても見らるゝのであつて、冀東地區に於ては『對敵糧食闘争委員會』が組織され、山東地區も略同様の形態を採りつゝある。中支、新四軍地域に於ては、未だかゝる組織化にまで至らず、主として貿易局(又は貿易管理局)が對外貿易統制に當り、對内的には糧食合作社又は運銷合作社の活動により、主として糧食の統制に努力してゐる模様である。

今や、對敵經濟闘争は、生産増強運動と共に、現段階に於ける中共の經濟政策の二大焦點を形成するものである。特に北支和平地帯に對する中共の政治攻勢は最近に於て一段と強化されつゝあり、縣城を離れての農村には強弱の差をそれれ中共側の勢力が伸びてゐる。新政權側の政治力の不足と農村からの避難により、我方の農村把握は偏へに精強なる軍事力に依存するものであり、建設事業さへもが軍事力の背景なくしては伸長し得ない。農村に戦はれつゝあるものは、實に我方の軍事力と中共の政治力との角逐である。村政權の両面性の問題はその具體的表れに外ならない。中共の經濟闘争はかゝる環境を巧みに利用しつゝ、熾烈化の傾向にある。而して彼我共經濟の弱點は糧食である。中共は糧食を中心とする經濟地帯封鎖に重點を置き、以て我が『以戰養戰の企圖を破滅』せんとするのであり、かくて農村をめぐる彼我の經濟闘争は特に食糧争奪戰としての性格を帯びるのである。

第二項 經濟逆封鎖

抗戰初期の混亂と破壊から漸く中共勢力の東漸を見るに至つた一九三八、九年頃に於ては、中共はその抗戰力維持のために、日本側占領地區の工業品を、農村の土産品と城市に於て漠然と交換するに止つてゐた。尤も一九三八年秋には晋東南其他に於て既に輸出入徵稅を始め、一九三九年には太行運銷合作社等の合作社による對外貿易統制を開始したが、何れも確固たる方針を持つものでなく、その効果も小さいものであつた。一九四一年四月、晋東南と冀南に於て貿易方針として、(一)、すべて出でて敵を利し、我を損ふものは出さず、入りて敵を利し我を損ふものは入れしめず、(二)、すべて出でて我を利し敵を損ふものは出づるを奨励し、入りて我を利し敵を害ふものは入るを酌量す、(三)、すべて出でて敵を利し我を利するものは出づるを酌量し、入りて敵を利し我を利するものは入るを酌量すとの統制方針が闡明せられたが、實際的には、その貿易機關は對外貿易統制も對内工商管理も有つてゐなかつた。

貿易闘争が深刻となり統制が強化されたのは、一九四一年秋以後である。この時期は恰も、日本側の物資統制・配給制度が實施され、第三次治安強化運動が推進された時期に當り、中共は之に對抗して、『特權輸出統制暫行辦法』を公布した。その内容は、『輸出特權は登記を了した輸出商に限り、輸出商は縣貿易局の採購證なくしては輸出商品を購入することが出来ず、出境證なくしては縣境より移出することが出来ず、更に貿易局の輸出證なくしては輸出することが出来ない。輸出證を得るには銀行で外貨を登記するか、或は輸入物資と兌換する保證書を差入れる必要があり、この保證書は輸入物資によつて回

收される」といふのであつた。やがて一九四二年七月工商管理局の成立を見るに至り、貿易統制も強力に推進することとなつた譯である。

一四八

一、北支に於ける貿易統制

北支の貿易統制は工商管理局の統制の下に行はれ、末端に於ける取締は嚴重を極めてゐる。各村落は哨所を設置し、遊撃小組、抗先隊、兒童團等之が檢問に當り、人及物の監視に當る。和平區人民の邊區への出入は勿論、邊區商人と雖も村外への旅行は村公所、縣外への旅行は縣公所の「通行證」を要する外、その所持者も前記の檢問を受けなければならない。それは一種の鎖國政策である。

普通に「經濟封鎖」なる言葉が使用され、本項の標題にも之を使用した。が併し、中共の貿易統制は單なる封鎖ではない。對外貿易統制の本質は強力な物資の獲得策であり、對敵闘争の進展である。經濟逆封鎖は我方より見たその重要な一つの面に過ぎないのである。北支に於ける貿易統制の實狀を見れば大要左の如くである。

(イ) 封鎖物資は主として食糧棉花等の農産物であつて、これに對しては單に經濟封鎖網により搬出を取締るのみでなく、或は武力による收穫保衛工作、或は高價收買工作、或は堅壁清野戰術等、積極的に收穫工作を實行して我方の手に落ちることを妨げてゐる。

輸出禁止商品 糧食、布類、棉花、麻、鋼、鐵、木材、木炭、牛馬、騾、羊、動物油、植物油

(ロ) 果實類(胡桃、杏、棗等)、煙草、羊皮等彼等の非必需品にして、又我方にとつても價值少きものは、その輸出が寧ろ獎

勵されてゐる。それは見返として敵側必需品を獲得する意圖に基くものであり、或る場合にはより以上の必需品を獲得する目的をもつて封鎖物資たる食糧其他の必需品を謀略的に我方に流すことがある。従つてこの取引はパーター制であり、

我方より見返物資を輸入する者にのみ輸出が許可される。パーター制は聯銀券の域内侵入を防衛する手段でもある。

稅率一〇%課稅雜出品 羊皮、各種野獸皮、各種藥材
稅率一五%課稅雜出品 羊毛、煙草、糖、黑羊毛

(ハ) 非必需品、奢侈品、及び自給可能物資は搬入を禁止するか、又は徵稅により制限してゐる。これは貿易入超従つて邊區券價值下落による邊區經濟の混亂を防止する意味のものであり、北支に於ける禁止品及び課稅雜入品は左の通りである。その中、「軍需品を除く日本貨物」の輸入禁止は、抗日意識昂揚の意味を持つものであるが、邊區物資窮乏の現在之が文字通りに實行されるや否やは疑問である。

輸入禁止商品 軍需品を除く日本貨物、鴉片、燒酒、菓子、海產物、罐詰、ナイター、首飾、化粧品、骨董品、玩具、靴、ゴム製品、絲織物、草織物
稅率二〇%課稅雜入品 瓦斯精、ボタン、手袋、靴下
稅率三〇%課稅雜入品 時計、砂糖
稅率五〇%課稅雜出品 傘、扇子、毛織物、棉織物

(ニ) 武器彈藥等の軍需品、石油、マッチ、ローソク、文房具等の生活必需品は、凡ゆる手段をもつて和平區より之を獲得せんとしてゐる。勿論免稅なるべきものである。(參三項參照)

二、中支に於ける貿易統制



新四軍地域は目前に大工業都市上海を持ち、廣大なる大後方を後ろに控へ、無數の水路を縦横に巡らして由來物資移動の極めて旺盛な地域である。新四軍は交通の要所に貨物検査所、税局等の關門を設け、この貿易を安全に保護することを名目として課税を行ひ、抗戦の初期に於ては新四軍の財政的基礎は専らこの通過税に置かれてゐた如くである。併し一九四〇年秋頃から我方の經濟封鎖政策が強化せらるゝに及んで物資の移動が重大な阻害を蒙り、その財政収入も漸減するに至つた半面、新四軍も重慶の經濟逆封鎖政策に倣つて被占領地區に對する逆封鎖を實施するに至り、各根據地に於て様々な物資搬出禁止の辦法が相ついで布告せられた。併しながら、貿易依存の財政的立場は依然として廢棄さるゝに至らず、華中中共の經濟閉鎖の主流は我方に對する逆封鎖よりも、寧ろ上海地區の工業品や、沿岸一帯の産物を目的とした物資獲得と、これへの課税による財政収入の期待にある。大東亞戰後、國民政府の幣制改革により舊法幣による物資の大量獲得の危険が豫想さるゝに至り、糧食の統制が漸次強化されたが、それすら和平地區の物價高騰に誘惑さるゝ奸商の搬出取締を主眼とする消極的なものに止まるのであつて、華北に於けるが如く強力な食糧封鎖政策は今尚ほ之を見るを得ないのである。

新四軍地域に於ける貿易統制法規の典型的なものに、一九四一年七月蘇北行政委員會財政經濟部公布の「蘇北戰區搬出物資徵稅暫行規定」があり、現在まで各地共大體之に依つて貿易統制を行つてゐるが如くである。蘇北地區は南に上海を控へ北は山東八路軍との連絡に成功し、將來新四軍民主根據地の根幹たるべき重要地帯であり、中共の交通路は蚌埠附近に於て津浦線を横切り豊かなる淮河の水系を利用して遠く奥地に達するものであるといふ。従つてその貿易統制は以て全般の方向を示唆するものである。即ち、本規定の趣旨は北支の貿易統制と同じく利敵物資の運輸及輸出の禁止、非必需品の輸入禁止を目標とするものであるが、それと同時に、「戦時の税捐の損失を補ふため…輸出入税を徵收す」ことを目的とする

ものなることを、その第一條に明記し、その精神は全規定に貫かれてゐる。

該規定附屬の稅率表によれば、統制物資の大半は左の如くである。

- 免稅輸入品 地金銀 及各種硬貨、銅、鐵、鑄鐵、鉛、錫、電話機、時計、藥品、醫療機械、稻米及雜糧、家畜、馬、農具、棉花、石炭、磚、瓦、鐵釘、石油、自動車、桐油、書籍
- 徵稅輸入品 一、棉布、絹布、ラシャ、二、紙類、三、土貨（砂糖、茶、四、西洋雜貨、五、棉毛製品、六、靴、帽子、七、織物、食料品、果物、八、顏料、九、化粧品、十、煙草
- 徵稅搬出品 一、蛋類、二、油類、三、其他之類、花生、棉子、麻、ハム
- 輸出禁止品 牛、馬、驢、騾、生漆、桐油、燃料、松香、稻米、麥、高粱、蜀黍、赤豆、綠豆、甘藷、酒精、染料、電器材料、西藥及器材、石灰、汽油、煤油、柴油、桐油、煤瓦、石灰、セメント、金屬礦貨其他
- 輸入禁止品 鴉片、煙土、香煙末

第三項 食糧 鬭争

經濟逆封鎖の目的は、利敵物資の流出を防止して和平區經濟を破壊し、自らの必需品の流出を禁止して根據地經濟建設を確立するにあるが、それには、以上の如き單なる末端機關や接壤地區に於ける貿易統制のみでは不十分である。殊に北支に於ける農村の現状は、和平地區赤色地區と截然と色別け出来る程のものでなく、參差錯雜する兩面性農村全體が、國境である。故に土產物資を積極的に中共側に統制確保することによらなければ、經濟逆封鎖を完璧ならしむることが出来ない。而して、利敵物資も自らの必需品もその第一は糧食である。かくて廣漠たる北支平原に中共の徵糧工作及び我方の收買に對する中共の妨害工作が展開され、北支中共の和平區に對する經濟鬭争は、食糧鬭争として現はれるのである。



中共の北支に於ける徵糧工作は凡そ次の如きものである。

(1) 公糧征收と收穫保衛工作

中共の統一累進稅徵收は、具體的には公糧を納入せしめる。公糧は普通には粟であり、小麦、高粱、玉蜀黍等は所定の換算率を以て粟に換算される。先づ、區公署には糧秣助理員があつて、商工管理局の指令を受け、各村の状況に應じ徵收量を割當てる。この徵收量は統一累進稅の分數によつて、各戸に負擔される。征收された公糧は村内に分散貯藏され、軍隊及び黨政工作人員の必要によつて隨時引渡される。これが一般中共地區に於ける公糧征收の普通の方法である。

和平地區接壤地區に於ては、中共の兩面工作によつて、我方へ納稅すると共に中共側へ納糧してゐる村落も相當な部分に上ることと思はれる。村幹部拉致によつて割當額の糧食を要求する強硬策をとることもあれば、日本軍駐留のため直接糧食の徵收困難な村落に於ては、その村の割當量を隣村より徵收し、日本軍側の徵收の際隣村の分を當該村に負擔せしめる方法をとることもある。或はまた謀略的に離脱せる村落より徵糧を行はず、我方の維持村のみより徵收し維持村の離脱を誘惑する場合もある。

總じて日本軍の襲撃を受くる可能性ある村落に於ける公糧の征收には、武力による收穫保衛工作が行はれる。即ち、武装力を以て村落を保衛し豫定の割當量を指定地點まで運搬させるのである。この場合日本軍の據點に比較的に近い村落では、村民を使用せず、根據地より帶同せる民夫をして之を根據地へ運搬させる。

彼等のかゝる公糧征收の「スロガン」は「快收・快打・快藏」である。即ち、全民衆を動員して收穫をする（快收）、充分に乾燥

させる必要がなく打穀を行ふ。要すれば、穂を切り安全地帯に運搬せる後打穀を行ふ（快打）。五穀の堆積は最も危険である。打穀が終れば速かに貯藏するか、または安全地帯に運搬する（快藏）。

(2) 收買工作と集市の統制

公糧征收のみならず、收買も亦武力の支援により半強制的に實施される。例へば、各村の食糧は搬出を嚴禁し、游撃隊員をして之を監視せしめ、收買工作人員には如何なる困難をも克服してその任務を遂行するやう指令し、我が軍討伐の際と雖も收買工作を繼續するやう命じて居り、接壤地區に於ては特に武力の發動による強制收買を實施してゐる。公糧にせよ、收買にせよ、武力を使用する際には中共一流の宣傳工作民衆工作を之に配して、農民の反感を惹起せざるやう慎重に考慮してゐる。

游撃地區接壤地區より我方への流出を阻止し之を中共側に獲得するために、集市の統制が行はれてゐる。集市管理機關としては市鎮に工商局を設置することもあり、特に區公所審計助理員・合作社代表・村公所代表・方紀（取引人）代表・商店代表をもつてする集市管理委員會を組織する場合もある。我方の攻撃を受ける處ある地域に於ける集市に對しては、分散政策を採用しつゝある。收買機關は巨額の資金を有し、收買ブローカーを通じて農民を操縱する。更に我方の威力圏内の集市に對しては、四周に流動的集市を臨時開設し、農民の販賣せんとする整物類を流動市場にて吸收してゐる。かゝる場合、意識的に市價の二、三割高の高物價政策が採られ、支拂は農民の希望する紙幣を以て支拂はれる。また、見返物資として、奥地又は我方より獲得せる布、鹽等が、合作社や公營商店を通じて販賣され、我方見返物資に對する魅力を減殺させることもある。

中共支配地区内部に於ける集市の統制のみならず、我が勢力圏集市に對して敵の統制が伸び、農村に於て重要地位を占むる流通機構がその機能を喪失し、敵の我が方に對する逆封鎖に利用せられつゝある事實は最近特に顯著を著してゐる。

(3) 堅壁清野戰術

堅壁清野(又は空室清野)は中共の微量工作の結論である。征收又は收買された糧食は、普通には適當な民衆を糧源とし、糧食を貯蔵するが、我が方の襲撃の虞れある地域に於ては、堅壁の地洞を掘つて貯蔵し、之が守衛には堅壁隊や監視隊を置かば、之に當らせてゐる。彼等の獲得工作熾烈なる地区に於ては水壩を利用して地下に埋蔵する。かくして「野に一物も利益を遺さざる」等の企圖が完成せられる。但し一九四三年秋の冀中作戦に於て、彼等の隠匿せる糧食の大部分が我が方にばつて燬滅せられ、中共の意圖は完全に失敗に歸したと報せられてゐる。

(4) 我方收買工作の妨害

直接的な收買妨害工作の事例をあげれば左の如くである。

(イ) 冀中冀東地区に於ては、我方の強力な收買工作に對し、『少交、遲交、不交』運動を積極的に展開してゐる。即ち強壯者を逃亡せしめる等の工作を行つて、我方の收買量を減少、遲延、不可能ならしむるのである。

(ロ) 武装部隊又は民衆武装を以て、計畫的に我方收買工作隊、輸送隊を襲撃し、或は購入組合を襲撃して糧食を強奪する。

(ハ) 我方の收買工作に對して逆宣傳を行ふ。その一例を示せば左の如し。

『日本強盜は吾々の生存を許さず、最後の一碗一粒の飯をも強奪し、その大部分を東京に、一部は北京、南京、濟南に

囤積し、以て中國の對日反抗に準備せるものにして、收買工作を妨害せざれば農民は餓死するに至らん(花柳病)等々。かゝる中共の宣傳は農民の一部に眞實として受取られてゐるが如くである。

中支に於ける食糧闘争は北支に於ける程強力ではない。蓋し、新四軍地域が北支中共根據地糧食に困難を感ぜぬないこと、重慶軍との相剋のため自由に中共の政策を發揮し得ないこと、それにも況して新四軍が、和平地區よりの物資の輸送及びそれへの課税による財政収入の確保に専念してゐること等の諸理由に基くものと思はれる。従つて、その和平區に對する糧食封鎖は未だ單に商業資本の跳梁を抑制する程度であつて、華北に見る如く商業そのものの統制に及んでゐず、積極的な徴糧工作なども實行せられてゐない。

一九四一年七月蘇北行政委員會で公布した『糧食密輸買賣取締辦法』によれば、中共の糧食統制の内容は左の如くである。

(イ) 搬出を嚴禁し、利敵を防止す。糧食を密搬出した者に對しては、その糧食及び一切の運送器具を沒收し、その情狀に應じ禁錮又は罰金刑に處し、數量十石以上の時は死刑又は無期懲役に處す。軍政人員の密輸庇護は一切死刑に處せられ、また密告者は沒收糧食の三割を賞與せられる。

(ロ) 免稅搬入を奨励し、民食を充實す。食糧搬入は一切免稅とし、密かに徵稅すれば濫竽充數である。濫竽は責任を以て保護し、運輸を支援する。

(ハ) 需給を調節し、流通を固る。その趣旨は計畫的に糧食移動を行ふにある。従つて、區域外の搬出には、縣政府、縣境外搬出には縣以上の政府の内地販賣通行證がなければ運送することが出来ない。



(ニ) 囤積を嚴禁し、投機を消滅す。糧食三十石乃至五十石以下を買占たるものは政府が市價の四分の一で買上げる。百石以下は沒收。百石以上は沒收する外懲役に處し、五百石以上は死刑又は無期懲役に處す。密告者には沒收の場合に三割、買上の場合は買上額の五分を賞與する。

かゝる糧食統制に關する辦法は、新四軍各根據地に於て、一九四〇年頃から相ついで公布され、特に一九四二年の國民政府幣制改革以後は、其の改訂公布が盛んに繰返されてゐるが、殆ど大同小異であり、辦法公布による商業資本の抑制が思ふまゝにならないことを示してゐるに過ぎない。最近に於ては逆に寶應・高郵地區等の糧食過剩地域及び南通・海門・如皋・東台等の棉作地帯に於ては、その禁輸が民生へ與ふる打撃大なるため、之に課税してその搬出を認めざるを得なくなつたと傳へられる。但し、棉花については一九四三年八月の蘇中區行政公署の「糧食管理辦法」が、棉花及び薄荷の作付を禁止してこれを糧食に轉換せしめんとしてゐることは注意されねばならない。

第四項 和平區物資吸引工作

物資吸引工作は、彼が自給し得ないものに對する止むを得ない獲得企圖であつて、我が方の經濟封鎖及び物資配給統制そのものに對する挑戰といふことが出來、その特徴として極めて計畫的であり、且つ謀略的である。その物資は武器彈藥、兵器材料、電話器、軍用藥品、醫療機械等の軍用品、及び鹽、石油、燐寸、蠟燭、縫針、文房具、印刷用具、鐵類、生産資材、其他の生活必需品である。

物資吸引の機關は工商管理局、公營商店、合作社、貿易局、貨物検査所等であつて、貿易統制即ちバーター制(不銀貨品及び他

る場合は銀貨品をも賤格的に買方に譲り)によつて輸入を圖るもの外、計畫的に工作員を和平區都市に潛入せしめて取引を行ひ、或は和平區奸商、新政府側諸機關を買収懐柔し、或は民衆(婦女兒童も含まれる)を利用して縣城又は集市にて購入せしむる。而して我方物資收買のために使用する貨幣は、根據地に於て儲備券聯銀券の流通禁止によつて沒收獲得せるものを用ふる外、或は和平地區の襲撃によつて強奪し、必要の場合には邊匯券法幣との兌換によつて入手する。最近に於ては日本軍の撤退(聯銀券(儲備券)の無價値化を宣傳することに依つて、その換物化を奨励しつゝある。

更に近來、工作員を鐵道従業員及び苦力等に潛入せしめ、輸送中の軍民用資材を抜取つてゐるとの情報が傳へられてゐる。次に物資の和平區よりの搬出手段は次の例に見る如く、巧妙を極めてゐる。

- (イ) 大口扱は大體鐵道船舶により物資集積站まで送られ、之より各種方法によりリレー式に搬出する。
- (ロ) 縣城や鐵道沿線より離れたる地區に於ては、我方トラック運轉手を懐柔し、輸送途中より下して搬出する。
- (ハ) 中間迄郵便を利用し、監視緩慢なる地區に於て封鎖線を突破する。
- (ニ) 和平區の緣故者に證明書發行を依頼して搬出する。
- (ホ) 市場を利用し、取引のため參集せる商人の如く装ひ、多數を以て携行搬出する。

その最も常套的な手段は『蟻盜工作』である。砲樓や封鎖線の嚴重な環境では、貨物運搬は仲々困難であり、特に大量の急速運送は不可能に近い。そこで中共は多年の經驗により、貨物を零細に分割し、民衆に少量づゝ運搬せしめて搬送の目的を達するのである。支那に於ては人の肩こそ最も有效なる運輸手段であり、かゝる巧妙な手段による搬出は、到底我方の經濟封鎖の現状を以てしては防止困難なりとされてゐる。

最近物資獲得に關聯して「點線工作」なる言葉が現はれてゐる。この場合の點工作とは人、商人、倉庫を中心として計畫的に物資を吸收し、線工作とは運輸組織により游撃隊に於ける貨物を運搬することを意味するのである。
新四軍地域に於ては、かゝる工作による物資獲得が、經濟密封鎖よりも、根據地に於ける自給工業の確立よりも當面重點を置かれてゐることは既に前節に見た。一例を擧ぐるならば、これは中共のみの工作ではないが、中支に於ける産鹽六十萬噸のうち、私鹽として流失する量は、その五十六%三十七萬噸に及ぶと推定されてゐる。

第五項 和平區建設事業妨害及便乘工作

糧食問題を除く經濟面は、勿論壓倒的に我方が優勢である。特に北支に於ける道路、水利事業、農事改良施設等の近代的諸建設は到底中共の企及し得ざるところのものである。かゝる我が地方建設事業の進展に對する中共の施策は、最初妨害破壊のみを其の方針としてゐた。鑛山炭礦に對する襲撃、鐵道破壊、通信線破壊、建設人員拉致傷害等が頻々として繰返された。而るに最近に於てはかゝる妨害工作を續行する半面、寧ろ之に便乘之を中共側に利用せんとする便乘工作に寧ろその重點を指向してゐる。即ち、

(イ) 妨害工作 我が治安圈及び中共の民衆把握困難なる地域に於ける建設事業及び軍用道路、鐵道工事、電信工事等、中共の軍事乃至政治工作上障害となるべき建設事業に對しては、依然として工事の破壊、民衆出工の妨害、苦力頭或は監禁者の拉致殺害、遊宣傳等の妨害工作を續行し、建設事業を通じて民心が新政権に悦服せんことを極力阻止せんとする。

(ロ) 便乘工作 而るに、中共の民衆把握の可能なる地域に於ける水利事業、農事改良施設等に對しては、これに反對して民心を離反せしむるの愚を避け、寧ろ之に便乘して、その成果を中共側の農産物増産、糧食確保計畫に逆用せんとする謀略工作にその方針を轉換してゐる。例へば、表面的に助成應援を行ふと共に、之によりて受くる民衆負擔苦力動員の苦勞を利用して民衆と新政府との離反を策し、建設事業に附帶し勝ちな新政府の貪汚行爲、民衆壓迫の事實を捉へて相互諷を行ひ、或る場合には、密かに苦力賃を支出して民衆の對共依存を強化し、工事完成の時に於ける農産物收穫を中共側に納入せしめんと畫策するのである。



第四章 文 化

第一節 教 育

第一項 黨・軍・政の教育組織

一、黨の教育組織

先づ黨内部の教育と、黨外部に對する教育とに分け、前者を更に日常一般の廣義の教育と、特殊な機關による狹義の教育とに分けて述べる。

黨内部一般黨員の廣義の教育は黨中央宣傳部の管掌に屬し、宣傳工作全般と關係する故廣汎であるが、茲には三風肅清運動の一環としての日常學習強化と現職幹部教育の二項だけを挙げる。中央宣傳部の一般的指示に基き、地方黨部に於て地方事情を加へた具體案を建て、實施は黨支部が主體となり、縣委、區委級の地方黨部が之を指導する。宣傳部委員が中心となる。教育部委員は一般學校教育關係者が主である。學習強化とは周知の通り「學習、學習、再學習」を標語に黨員の不斷の向上を圖るもの、現職幹部教育とは其の具體的實施案の一つで、幹部が日常工作の職場を離れず、所屬機關主顧者の指導の下に、所定の課程を毎日少くとも二時間づゝ學習し、一定の標準によつて之を考査する、といふ學習強化の制度化である。その内容は後に述べる。

「學習は机上よりも實際工作を通して叩き上げる方針なる故、學習の關係範圍は全工作に亘つて廣いわけで、地方黨部は宣傳委員のみならず全委員がそれぞれの工作に従事する黨員の指導に當る。支部の中心人物は支部書記で、その下に各種の委員が居る。その種類は支部の状況に應じ必しも一定しては居らぬ。支部書記は重視せられ、有能の人物が配せられる。支部中心に農抗會、救抗會等々の所謂「黨團」が組織せられ「非黨群眾中への黨的勢力扶植」(黨章)が行はれる。支部の重要性は周知の通りで、教育から言つても「新黨員の基本的教育機關」(黨章)である。新黨員は必ずいづれかの支部に編入せられ日常工作に参加し、工作と先輩とを通して、革命觀の黨化といふ基礎教育を受ける。其の上で更に特設の訓練機關に送られる。

なほこゝにいふ幹部教育とは「能幹」なる人材の意であり、必しも舊黨章の嚴重な規定で狭く限るわけではない。所謂「非黨幹部」をも含む。つまり黨の工作に参加する能幹の人材であればよい。之は共產國際、中共いづれも聲明してゐる通りである。共產國際の幹部養成指示にも「公開黨校と秘密黨校」とあり、中共の幹部養成學校の著名なるものは多くは前者である。但し非黨幹部が特別の監視と教育を受けて黨化せられ狹義の幹部になることは勿論である。

黨内部狹義の黨員教育、即ち日常でなく特設の機關による教育としては中央及び地方黨部管下の各種幹部學校、訓練班があるが、内容は後述。

黨の對外的教育活動は民衆工作中的教育工作に該當するわけであるが民衆工作は黨・軍・政と分けて行はれるのではない。三機關一體となつて打込むのである。故に併せて後に述べる。

二、軍の教育組織

一六三

純粹の軍事教育は茲に除外する。その他に軍政治部を通ずる政治工作の一としての教育工作がある。こゝに共産軍の特質がある。周知の如く共産軍は武力専門の「軍隊」ではなく老百姓の軍、民衆の組織者と謂はれ、武力と政治工作とが相伴ふて相互にその作用を強め合ふのが軍の強味で、同時に黨全體の強味である。尤も軍の中に黨部組織を有することは共産軍には限らぬが、とも角、黨領導下に於て、軍は民衆工作の中核であり、政の如きは之に附隨する行政にすぎぬ。故に軍の教育は同時に民衆工作幹部の教育である。軍人たると同時に最尖鋭の民衆工作幹部が養成される。これが「軍政幹部」である。新黨員も有能な者は先づ軍系統の教育機關に送られる。故に教育の面から軍を研究することは、共産軍に於ては寧ろ必要味くべからざることである。

軍政治部の組織の詳細は茲には觸れぬ。要するに政治委員の下に宣傳、教育、青年、民運等々の黨務委員があり、それぞれ廣義の教育を指導する。實際の活動は連隊支部である。軍内に樹立せられた黨組織である。黨の項で述べた如く、連隊支部の直接指導下に連隊支部が教育工作の實際を擔當する。

連隊支部の政治教育工作は如何なる形で行はれるか。共産軍といふも必しもババロウの黨員ばかりで組織せられてゐるわけではない。殊に軍區軍は地方土産軍、土匪軍を再組織、教育して包圍せねばならぬ。土匪式軍隊は支那農村の癥である。之を誘育して彼等の所謂進歩的軍となし懐柔する。それにはその軍内に黨支部の細胞を扶植する。更に對外的に民間に廣げて民團兵指導、軍民融和工作、政治教育工作を行ふ。この種の地方工作に關係の深いのは特に軍區軍である。第十七集團軍

政治工作條例」を見ると正規師は正規師たるの建前から、政治部工作はやゝ狭く軍内に限られざるが軍區、軍分區軍に於ては頗る廣汎である。とも角も正規師の密接なる連絡と指導の下に主として軍區軍が地方軍、民間への政治教育工作に當る。その管下には基幹部隊の他に基々獨立團、支隊、游擊隊等々の地方軍、獨立作戰部隊、或は教導隊(新兵教育隊)、教導營(軍管下の一種の特務訓練班)、各種隨營學校、技術養成訓練班等が附隨する。

軍内の一種の教育部隊として注目すべきは「青年隊」である。前記の「政治工作條例」にも舊共産青年同盟を改編せるものと明記され、軍士として軍の統制下にあると同時に青年團として中央青年部の管掌下にある二重管掌下の突撃隊である。(詳しくは後述)。青年隊の中にも支部組織が扶植されてゐる。

軍人クラブは課外活動の教育機關で尤したものでない。軍管下の特設教育機關は抗日軍政大學總校及び分校、各級軍政治部に附屬する軍政幹部養成所(軍分區に短期訓練班、師と軍區に中下級幹部養成の隨營學校、野戰軍政治部に中上級幹部養成所)がある。二三のものを後述するが、要するに名稱は堂々たるものでも實は短期訓練班が多い。八路軍直轄の醫科大學(在延安)と稱するものも實際は六ヶ月の短期訓練である。

三、地方行政機關の教育工作

邊區政府より行政督察專員公署、縣、村公署、保甲長に至るまでの各級行政機關の行ふ教育工作。之にも廣狹二義がある。教育處、教育科の關與する方面は狹義で、一般の小中學校教育が主である。廣義の民衆教育には他の各種形態の機關費

る。高等教育に關しては晋察冀邊區政府の管掌する華北聯合大學、陝甘寧邊區政府の財政によつて賄はれる陝北公學、其他二三の地方政府管下の高等教育機關がある。

廣く社會教育の面を見ると民衆教育工作の全般が關聯してゐるわけで、之は項を改めて述べることにする。

第二項 中共の教育と農村教育の傳統

前節に於て教育工作の組織を概観した。本節に於ては其の中より二三の項目を取上げて、中共教育の特質を窺ふ。

一、民衆教育

彼等は民衆の無組織と無教育を最も恐れる。荒廢する戰區農村に手入れの第一着はこゝである。教育は組織への捷徑である。而して教育工作の第一歩は民衆學校の設立である。元來、民衆學校とは國民政府の規定では特に成人のための識字、補習教育を目的とする簡易な學校であるが、共產黨の作る民衆學校は一般文化の提高よりも、先づ端的に民衆動員、軍事訓練、及びその幹部養成、徵兵工作、政治宣傳の機關である。冬學とか合作社運動と結合して成人文盲救済の民衆學校運動も行はれるが、先づ第一歩は「教育を以て喉舌となす」が原則である。先づ常用の手段で地方政權をロボット化する、戰地總動員委員會とか抗聯等の名目で中心地區に民衆學校を設け、幹部を養成しつゝ迅速に各地に普及さすといふ順序。軍政治部が主導、土地のインテリが驅り出される。編成は幹部班、普通班、流動班等。農閑時、夜間等を利用、期間は普通班で二週間より二ヶ月位まで、主な課程は游擊戰術、漢奸防止訓練、政治宣傳等で、所謂「戰地非常教育」を行ふ。

右と進行して實際の民衆武装たる自衛隊訓練が行はれる。鄉村自衛教育の面と大いに關係はあるがこの事は他項に譲り、こゝでは唯、教育の軍事化に就て一言する。一般的に中共教育の特色如何といへば、「教育の生産化と軍事化」が非常に早期、且つ、自然に行はれたことである。この二大教育政策は毛澤東が嘗て六中全會で發表したが、實はその時に創つたのではなく、支那農村傳統の長所をよく活用して既に紅軍の昔から實施して居たといふべきであらう。「教育の軍事化」とか「全國學生を武装化せよ」といふ最近の口號を聞いて先進國の「軍事教練」を想像してはならぬ。中共の教育軍事化とは農村の傳統と教育とを結合させることである。茲に共產黨教育の一つの根本問題があらう。共產黨は何故に強力に農村を支配するやとは屢、提出される問題であるが、之に對して單に彼等の土地政策や主義が合理的だからと考へ、或は政策や制度だけで支那農村が處置できるやうに考へることはいかゞなものか。政策も勿論必要であるが政策や階級よりもつと強い支配要素は「武力」であるとは嘗て「階級革命論」に對抗する有力な輿論であつた。だが武力だけでは足らぬ。土匪式武力は最も不可である。合理的政策も必要である。然しより以上必要なことはそれが兩々相伴ふて發動することである。茲に鄉村教育の傳統と結びついた中共教育の根本問題（新しい問題ではない）があると思ふ。即ち軍事と民衆生活と教育とを巧妙に融合させる、といふよりも必然に融合してゐるといふことである。それが支那農村の傳統であり、この傳統を共產黨はよく把握してゐるといふことである。

二、普通教育

各邊區政府が年度の發表する一般小中學普通教育政策を綜括すると、曰く、義務教育推行、普通教育の正規化、教員養

成機關増設と教員待遇の向上、地方教育經費支出の改善、私塾私學改善、實驗小學、中心小學増設、教科書整備、客學制廢止、教育の軍事化、生産化等々。要するに多年の懸案ばかりである。農村の要求に二途はないから如何なる政權の施策も字面は同一である。

民生に相當の餘裕が生れぬと一般普通教育は振興せぬ。殊に小學校の恢復は地方政治のパロメーターである。中共も減租減息、民衆生活改善の宣傳のため、小學校の恢復を公表するが信憑するに足らぬ。之は地域によつて甚だ違ふと言ふ他ない。陝甘寧邊區、晋察冀邊區の中心地たる山西省の一部、或は特殊な地方實力者の善政地區の如きは相當の成績を擧げてゐる。嘗て共產國際第七次大會の直前發表せられた中共現狀の報告公文には、「優良區に於ては學齡兒童の九二%を國民學校、即ちレーニン學校に就學せしめたり」とある。眞實ならば實に驚くべき成績である。「中國見聞録」「延安訪問記」等には同邊區小學教育恢復を賞賛し、「科學教育の不足、政治教育の過多といふ不満はあるが、其の他の點ではすべて正規教育であり、中國の如何なる地區よりも進歩してゐる」と稱するが、之は中共の宣傳文書である。其の數字を引用再録する價値はない。中等教育に關しては最近の邊區政府施政方針に「中等教育と司法制度は邊區に於て最も遅れてゐる方面である。小學教育の劃期的轉換に備へて中等教育の改善を圖らねばならぬ。それにはこの方面の黨部組織を充實することが必要である」と稱してゐる。中等教育にまで改善の手が伸びたことが知られる。

敵後地區は當面の政治工作が急務で普通教育にまでは實際は手が及ばぬ。前掲の中共教育政策はどの一つの題目を拾つても多年の大事業で、簡単に實現できる問題ではない。中共の善政宣傳報告は左まで珍重するには足らぬが、唯、次の點は注意を要する。民國初年、革命の基礎定らず、地方荒廢せる頃、五四運動の民主的傾向も加はつて、鄉村自救、平民教育、民衆教育、職業教育、生活教育、鄉村自治建設教育等々の名稱の重疊教育風潮が全國を風靡した。消長はあるが、これが事變直前まで續いたのである。この運動には支那農村教育の傳統が活かされてゐる部分が多い。却つて國民黨政府の教育政策は先進文明國制度に追隨して實際から遊離した點が多い。共產黨の教育政策は正に右の傳統を繼承するものである。簡易、實際的で簡明に農村の要求に適合する。

義務教育の推行 之は先づ農閑期利用の各學その他の各種の簡易教育機關、學齡兒童の組織化「兒童團」等より着手し、更に正規の簡易小學の普及充實に進む。これだけでも大事業であり、「教育の正規化」がそこまで達することもなか／＼容易でない。それには免費が必要である。そのためには地方教育經費支出の改善、其の他の財源捻出が必要である。義務教育推行の有力なる方法として實驗小學、中心小學がある。定縣の「平民學校」等は之である。實驗小學とは民國二十一年の「義務教育實施法」に基く「義務教育實驗區小學校」で、特に學齡兒童の就業啓蒙と目的として一定の實驗區に先づ模範的に實施せしめ逐次地方に及ぼすもの。中心小學とは全般的な教育改善を先づ中心地區小學校に實施せしめ逐次他に及ぼすもの。教育の清鄉工作である。補助的方法として私塾、私學の改善がある。中共の得意とする私學は生産合作社と教育との結合である。眞正農民に即せる非營利的合作社ならば、一村の合作精神、公共精神を提高し、生産活動以外に大きな副産物を伴ふ。合作社が訓練班、學校を附設し、社職員の指導で、先づ識字から入り、生産技術訓練と結合して、極めて簡明實際的な義務教育を推し進める。其他、舊式私塾も手取早い點に於て農民に歡迎される。これへの着手はさまざま困難な仕事ではない。或は又資力家有力者を糾合して校董會を組織し「平民學校」を興す。

教員養成機關の増設 教員待遇の菲薄、教員缺乏、師範教育の不振は既に一般的事實である。支那の師範學校は大部分は中

學に附設で、中學より程度が低い。中共の師範學校は更に短期訓練である。併し彼等は皆て國民黨に閉鎖を命ぜられた陳莊郷村師範學校の傳統をつぎ、學生は二、三ヶ月の短期訓練をうけると直ちに郷村に派遣される。所謂「義務教師」である。そこで「兒童工讀團」を組織し、兒童の日常生活を離れず、日常生活をそのまゝ教育指導する。「教學做合一」「生活即教育」が彼等の傳統である。兒童のみならず、農村全般の娛樂、衛生、自衛、生産をも指導する。教員の待遇向上、一般公務員同等待遇等は和平側教員の誘致策でもある。教員赤化は知識分子工作の第一歩として彼等の重視するところ。

教科書の整備 現下の事情では稱號にすぎぬ。晋察冀邊區政府編「抗戰時期初級小學國語課本」(民國二十九年版)を見ると卷三(初小二年前期)から抗日教材は勿論、民主政權、社會主義の生硬極まる教材で埋められてゐる。編輯大意には堂々と「本課本は兒童心身發達順序を顧み」と言つてゐるが、少しも兒童本位でない。高小課本は華北聯合大學教育研究室編、邊區政務發行で、幾分讀物の體裁は備へてゐるが内容は同断である。初小卷四あたりから「頑固分子」、「國共合作」、「張蔭梧」、閻錫山を揶揄する「二國王」(新編第二師)、「吃米隊」(山西一區保安隊)、「毛澤東」、「馬克思」等々が見え、要するに彼等の政治宣傳そのまゝである。勿論これは兒童に讀ませるよりも一般向けの宣傳文書と見るべきで、如何に共產黨の教育でも、これでは兒童には受容出来難いやうだ。科學、情操等は全然顧慮されて居らぬ。

然し右の如き亂暴な教材を除けば、他は殆ど全部、兒童が抗戰、生産、軍事、自衛等の兒童周囲の切實なる日常生活に參加する教材ばかりである。之は「兒童本位」の教育でないとするのは寧ろ短見ではあるまいか。小學教育は「兒童本位」たるべしとは先進國の通念であり、國民黨も皆て之を基本的教育政綱に掲げた。併しこれは兎角、現實を遊離したものになり易い。共產黨の「兒童本位」は寧ろ兒童の特質を積極的に活用し、兒童なりに、切實なる身邊の現實生活に參加せしめ、現實を通じてきかせる宣傳効果には大人以上のものがある。

三、現職幹部教育と學習運動

中共六中全會に於て幹部の大量養成とその機關の増設が決議された。既にソ聯共產黨第一八次代表大會(一九三八)に於ても同一方針が決議せられ、多數の非黨幹部を吸収するために黨章が修正せられた。「社會主義革命の勝利によつて工人、農民と知識分子との矛盾消失せらるにつき、従來工農出身者以外に對して苛酷なりし黨章を修正する」と聲明せられ、同時に地方黨部に、組織部とは別に、幹部管理處を設置し、新幹部の監視と教育とに當ることになつた。この方針が民族統一戰線の必要から中共六中全會にも現れて、前記の決議となつたのである。

現職幹部教育は民國二十八年六月、延安に於て試行せられ、これに基いて「現職幹部教育に關する決定」(民三二・二二八)となつた。いま延安試行の實況を略述すると、方法の要領は既述の如く、幹部が日常の職場を離れず、所定の課程を毎日少くとも二時間づゝ學習し、所屬機關主腦者が之を指導し、所定の標準によつて考査するのである。課程は初級、中級、高級の三段に分れ、學習小組による自習、集體討論による相互啓發を原則とし、各人の工作實務に重點を置く。初級は「書報閱讀不可能者」とある。その程度を推察できる。課程は、(一)初級。黨の建設(必修)、中國問題(革命史、革命基本問題、抗日民

族統一職級、三民主義等、游藝藝術、社會科學常識（發展形式）、（二）中級、黨の建設（必修）、近代世界革命史、簡明算術（布）黨史、馬列主義、軍政治工作、（三）高級、聯共（布）黨史（必修）、政治經濟學、馬列主義、共產國際綱領、軍事學等、要するに逐次高級理論に進む。尚ほこの課程は中共の各種幹部養成機關、學校等に於ける標準ともなるが、茲に一括して擧げて置く。學習小組、集體討論は中共独自の學習方法、抗日軍政大學でも誇るべき學習法など稱してゐる。度々「括して一種の黨的教育になるが、全國に分散施行せられる實際が果して宣傳ほどに計劃的に進行するや否やは疑る疑問である。」「已に對しては學んで厭はず。他に對しては諱へて倦まず」が黨員學習の一標語である。黨員の教育を重視することは共產黨の本質から言つて必然の政策である。勞農出身者を中樞とするが故に不斷に自學向上を計らねばならぬ。「西に對しては學んで厭はず」である。又民衆爭取を生命とするが、それには説教、信賴で行かねばならぬ。命令主義官僚主義では民衆はついて來ない。即ち「他に對しては諱へて倦まず」である。とも角、黨自體、強力な教育機能を發揮することは右の黨の本質から言つて必然である。教育方針は、現實に即し民衆を離れぬ靈活なる、マルクス・レーニン主義の實踐主義である。すべて黨教育の性格は之によつて決定される。毛澤東は常に黨員の教育主義の弊を戒め「中國老百姓の傳統を離れるな。諸君の周圍の勞働者、農民、小資産階級、地主、日本帝國主義、世界等が諸君の學習の生きた目標であり教師である。常にこの現實に入り込み、それから學びとれ」と指導する。

四、青年隊

軍の教育組織の項にも觸れておいたが、「青年隊」は黨の青年運動を軍政治部中に於て構立せる形のもので、従つて黨中央

青年部と軍との二重管掌下にある。第十八集團軍政治工作機構には「青年隊は共產青年團を基礎とし、一層廣大な組織性を組織となせるもの」と明記されてゐる。レニン青年團と同じく中共黨軍にも「共產青年團」の規定がある。昔では學生の非合法團體「民先隊」等を操縦してゐた。蔣介石は民先隊等を解散せしめ、三青團によつて青年運動を統一した。併し大部分は中共に滲行して「青年隊」となつて現れた。右條件によつてその組織を見ると、「本軍を籍にあり、二十歳以下の自願參加者で成つて組織す。大隊、中隊、小隊に編成す（軍の團營、連に當る）。軍の一般訓練の他に特殊の教育を受け、連隊の執行する各種工作に参加せしめ、敵探、奸細、破壊分子、惡劣傾向、落後意識、紀律破壞者に對し突撃力量を發揮せしむ。地方青年隊、非黨民衆との聯絡をなし、黨の非法的後備軍となす」とある。之は明に三青團に對抗する特殊隊で、ソウエト大百科辭典第三卷「支那共產青年同盟」の項に「特に軍隊軍隊に對する特殊工作、一般青年運動工作を擔當する若き總隊隊に於て極めて強烈なる活動をなす」と報告されてゐるものである。西境、山西等の膠揚地區に突撃隊、先鋒隊等の名稱を以て活躍し、主として重慶勢方の切腹しと青年團、知識分子工作を擔當する尖鋭なる勢力である。

第三項 幹部養成學校

各種の幹部學校の内容現狀に關しては情報が少い。茲には極く通俗的なものを拾つて古い資料によつて概要を述べ、地方所在の學校や訓練所は本項によつて類推して就きたい。「赤色支那の内幕」等に既に紹介されてゐる事項は本文には採録せぬ。教員の人名等も一切省略した。

一、中國人民抗日軍政大學

一七二

在延安の後方總校によつて述べる。十八集團軍直轄の公開學校で、學生は必しも黨員ではない。毛澤東は同校に關して、「本校は某々黨派の私校ではない。抗日民族統一戰線的學校である。非黨員學生の思想、信仰は自由である。唯、抗日でありさへすればよい。但し共產黨員は共產思想を宣傳し、且、宗教を信ぜぬ。之は當然のことである」と言つてゐる。彼の領導下に黨、軍、政の實際家が協力することを同校自慢の一つとしてゐる。招生簡章によれば、入學資格は初中卒以上、但し勞農出身者はこの限りに非ずとあり、文盲や小學未了者が相當に居る。識字教育も行はれる。女子には女生隊、白區青年には白區隊がある。軍の地方辦事處を通して全國より學生を募集し、手續極めて簡。一定の期日もない。學費、膳宿費免。重慶大後方學生の悲惨なる生活に乘じ、延安學生の恵れたる物質生活を宣傳して盛に吸引を試みてゐる。編成は軍隊式で、軍事隊、政治隊の區別あり、期間は豫科二ヶ月、正科六ヶ月と明記されてゐる。短期訓練である。地方分校の如きは一層である。學生々活は軍隊式で嚴格であるといふ。沿革は過去の紅軍大學を繼承し、第二次國共合作で現名となる。支那事變勃發で失學せる青年學生は徒歩で陸續と本校に集つた。胡宗南は之を途中に要して西安の集中營に叩き込んだといふ。急に膨脹して校舎難、財政難、教員難に當面したが、財政難は學生の勤勞、合作社、募捐等で克服し、教員難は實際家の協力と學生の相互教育、自習で克服し、校舎難は民國二六年一〇月、全學生の決議を以て、スタハノフ運動を興し、二週間で密洞一七〇、大講堂等と掘りあげて解決した。實に「世界を震撼せしめた壯舉」と自慢してゐる。學生數は後方總校二千、山西の分校だけで八千。毎年一萬人を送り出すといふ。華中その他の分校を合すれば莫大な數に上るわけである。延安の後方總校よりも八路

軍前方總司令部と共にある前方總校の方が本校の主體である。現地服務と、重慶の學生拉致を避けるためと稱して學生は前線各地に分駐せしめられる。華中に總分校、其他軍の主要根據地に分校ありて計十數校に上る。多くはその軍長を校長とし軍政治部の領導下に該軍の軍政幹部を養成する。學科課程は現職幹部教育の項に述べた編成と大同小異、學習時間は一課目最多四十八時間といふ短期であるが、「少而精」主義で、抗日に必要な事項は悉く叩込むと稱する。「文盲と高校教授が席を並べる」と自稱する。共產主義は決して難行苦行主義でなく能ふ限り豊富な生活を欲するが、現状はそれに達せぬので、學生の衣食住は極めて簡素な「寒而均」の孔子主義であると自稱する。卒業後は學校によつて前線に配置されるが事情ある者は此の限りに非ず、それぞれの特技を以て後方の文化工作に従事して差支なし、要は抗日にあるのみと。勞農出身者は特別班で識字教育より始め獨特の教育を施す。之も同校自慢の一つであるが、各種の軍技術者として、又純無産階級出身者として、蓋し獨特の教育が加へられるであらう。凱豐作詞、呂驥作曲の校歌には「我等は人類解放、救國の先鋒だ……日寇を驅逐し新社會に向つて前進！前進！」。成仿吾作詞、卒業生を前線に送る歌には「學問は完成を求めぬ。實際工作で叩きあげよ。困難は既に眉尖に迫つた。誰が長期研鑽を望まうか。日寇を除かずば二度と會ふまい。いざ、前線で又會はう」とある。

二、陝北公學

黨中央教育部管掌。公開黨校。經費は陝甘寧邊區政府から支出される。法文系行政學院。民國二八年、晋察冀邊區に遷り、華北聯合大學の母胎をなした。延安にはその後再建の議ありとも、女大と合して延安大學となりたりともいふ。京津學生を目的とする華北聯合大學の方が注意を要する。抗大、陝公、魯藝は並んで兄弟校と稱せられ、延安學生間では「不進抗

大、就進陝公、不進陝公、就進魯藝」と言はれてゐる。つまり最優秀が抗大、次が陝公の順序であり、抗大への進学の連絡はある。「公學」とは清、光緒二十三年、上海に請奏開辦せられた南洋公學が元祖で、之は日本の師範學校制度を模し、高校、附中、簡師、附小を合せた一種の七年制高等學校、法文系で、行政人員養成の出発學校であつた。陝公も同型である。華中の洪山公學もこの類の行政學院である。延安に集る青年の中の歸屬定め難いものを一應こゝに收容する。國外、南方の學生も居る。社會、師範の二系を主とし、抗大が軍事七分、政治三分なるに對し、陝公は政治七分、軍事三分。學生生活は抗大同様嚴格で六ヶ月の短期。高級研究班が自慢である。行政、文化幹部養成。

三、魯迅藝術學院

文學、音樂、戲劇、美術の四系。中共が魯迅の藝術を宣傳する理由は最近の延安に於ける文藝家座談會席上の毛澤東談話に明かである。「延安訪問記」には本校には戲曲、音樂廳、畫堂すべて無い。皆露天で行はれる。世界で一番困苦な美術學院。學生生活は稍「散漫」とある。在學中盛に農村工作に入込む。帶て寸粉が本校生を中心に組織した戦地服務團を引率して前線を宣傳行脚せる報告文書を見るに、農民、兵士に與へる宣傳効果は相當なものである。殊に戲劇の効果は甚大であると。

四、中國女子大學

『中國見聞録』によれば、世界無二の女壯士大學。學生は小學未了二〇〇以上、中學程度二二九、大學程度四一、二〇歳以下六〇%、二〇歳—三〇歳四〇%、三〇歳以上五%。内一名は四一歳の著名なる工廠勞動者組織幹部。編成、課程は嚴字

班より高級まで、幹部教育の儼と大同小異。志願者は千名を超えて收容しきれぬ。卒業後は多くは前線や郷里で教育、民衆組織、合作社等々に活躍する。抗大に進み軍務に服する者もある。經費は七〇名の教員の俸給を加算しても月三千元。教員は生活を實物で保證せられ、俸給は五元程度。大部分の經費は募捐と南洋華僑の討助。學生の學費、膳宿費免とある。婦女工作、女子教育の本場として注目すべきもの。

五、其の他

其の他には馬列學院(中央學院。最高理論幹部養成)、中央黨校(高級純黨員幹部養成)等は秘密黨校である。中央黨校附設の少数民族學院は回民、喇嘛教等の工作幹部を相當大量に養成し西北各地に遣入せしめる。華中に中央黨校分校がある。自然科學學院は工業合作社と連続し技術員を養成する。毛澤東青年幹部學校を始め多くの青年訓練班がある。

以上は黨中央領導の主なるもので、他に軍系統、地方行政機關系統のものもあるが、省略に従ふ。また日本工藝學校、朝鮮青年革命學校等の敵工部の工作に屬するものも除外しておく。

第二節 文化

第一項 文化理論

中共今日の指導理論は所謂「新民主主義」である。そして中國革命の現段階に於ける新文化は新民主主義文化であるといふ。これを具體的に論じてゐるものは毛澤東の「新民主主義論」である。而してこの論文はもと民國二十九年一月延安で開かれた「陝甘寧邊區文化協會第



「一次代表大會に於ける報告」を雑誌『中國文化』に登載したもので、最初「新民主主義の政治と新民主主義の文化」と題されたものであるだけに、彼等の文化に対する理解の爲方と取扱ひを知る上に極めて重要な文献であり、根本資料だと思はれる。いまこの論文を根據として、中共は文化をどのやうなものとして理解してゐるか、またどのやうにそれを推進せんと意圖してゐるか、そして新民主主義文化とは畢竟、どのやうなものの謂ひであるか等のことを檢査してみよう。

文化は政治經濟を離れ得ず

先づ毛澤東は文化といふものの本質的性格について、マルクスの「社會意識が社會存在を決定するのではなく、社會存在が社會意識を決定する」との言葉を引用して次のやうに云ふ、「一定の文化（觀念形態としての文化）は、一定の社會の政治經濟の反映であり、またそれは一定の社會の政治經濟に偉大なる影響を與へる、而して政治は經濟の集中表現である。これは文化と政治經濟との關係、及び政治と經濟との關係に對する我等の基本的觀點である。かくて、一定の形態の政治經濟は先づその一定の形態の文化を決定する、然る後にその一定の形態の文化はまた一定の形態の政治經濟に影響を與へるのである。」このやうな見方を基本とし、且つそれに加ふるに一定の變革の目的の下に事物を解釋するといふ方法をとる。即ち「從來の哲學者はたゞ色々様々に宇宙を説明するのみであつたが、しかし重要なことは宇宙を改造することにある」とのマルクスの言葉こそ、人類歴史あつて以來第一次の、意識と存在の關係の問題を正確に解決した科學的規定である」とする。かくて「我等は中國の文化問題を討論する場合、この出發點を忘れてはならない」と云ふのである。

「上が彼等の『文化』を見る時、及び論じる時の基本的な態度となり、方法となる。即ち彼等は文化を革命一般と結びつけることによつてのみ理解するのである。所謂『新民主主義文化』といふ場合もまたこの範疇を用ゐるものではない。」

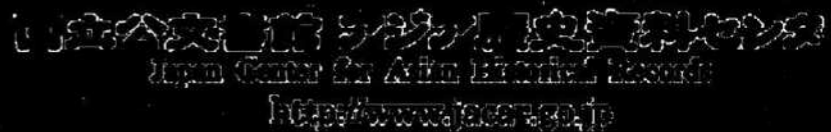
文化領域に於ける目的

「我等共產黨人は多年來、たゞに中國の政治革命と經濟革命のために奮闘したのみならず、且つ中國の文化革命のために奮闘した。而して一切のこれらの目的は、一個の中華民族の新社會と新國家とを建設するにある。この新社會と新國家とは、たゞに新政治、新經濟をもつのみならず、且つ新文化をもつ。…中華民族の新文化を建立すること、これが取りもなほさず我等の文化領域に於ける目的だ。」

この引用文の如く、文化の領域に於ける彼等の目的は中華民族の新文化を建立することだとするが、而してこゝでもまた「我等がこのやうな中華民族の新文化を建立せんとする場合、それは中華民族の新政治と新經濟とから離れ得ない」と繰り返されてゐる。然らば何が中華民族の新政治、新經濟であり、また新文化であると彼等は言ふのであらうか。それを規定する前に毛澤東は先づ次のやうに現時中國社會の特質を分析する。

現時中國社會の特質

- (1) 「周秦以來、中國は一個の封建社會であり、その政治は封建的政治であり、その經濟は封建的經濟であり、そしてこのやうな政治、經濟の反映である文化は即ち封建的文化であつた。」
- (2) だが「外國資本主義が中國を侵略してから、中國にはまた次第に資本主義の因素が生長するやうになつた、即ち鴉片戰爭から日支戰爭まで一百年來、中國は次第に一個の殖民地、半殖民地、半封建的社會に變成した。」
- (3) かくて「現在の中國は、淪陷區は殖民地社會であり、非淪陷區も基本的には半殖民地社會である。そして淪陷區と非淪陷區とを問はず、すべて封建制度が優位を占めてゐる社會である。これが現時の中國社會の性質であり、これが現時の中國の國情である。」



一七六
而してこのやうな社會を統治してゐるものは、政治は殖民地半殖民地半封建的政治であり、經濟は殖民地半殖民地半封建的經濟であり、かゝる政治經濟の反映である文化は即ち殖民地半殖民地半封建的文化であるとし、「かゝる統治的政治經濟文化形態こそ我等の革命の對象である」と認める。そして「我等の建立せんとするものはこれと相反するものである、即ち中華民族の新政治新經濟及び新文化である」と斷じる。

新範疇の民主主義

現時中國社會の性格だと彼等が見るところの殖民地半殖民地半封建的なもの、これと「相反するもの」として建立されるものが彼等の所謂新政治新經濟新文化だといふ。そのやうなものは中國の歴史的な革命過程としてどのやうに理解されるか。先づ毛澤東は、

「中國革命の歴史進程は必ず二歩に分たれねばならない、その第一歩は民主主義革命であり、その第二歩は社會主義革命である。これは性質の異つた二つの革命過程である」とする。さうしてこのことは現時の中國社會の性質が決定するとして次のやうに云ふ、

「中國現時社會の性質は、既に殖民地半殖民地半封建的性質を有する、このことが即ち中國革命を二つの程序に分れるべきことを決定するのだ」と。そして「第一歩の段階ではこの殖民地半殖民地半封建的社會形態を改變して、一個の獨立の民主主義社會たらしめ、第二歩の段階では革命を更に前進發展せしめて、一個の社會主義社會を建立するもの」と見れる。その見解に基づいて毛澤東は「中國現時の革命は第一歩を行ふにある」とする。

「この第二歩は一八四〇年鴉片戦争が起つてから、即ち中國社會に封建社會より半殖民地半封建社會への改變が始まつて

以來開始され、太平天國運動、清佛戦争、日清戦争、戊戌政變、辛亥革命、五四運動、五卅運動、北伐戦争、土地革命、一二・九運動を経て、直ちに今日の抗日まで続く」もので、一百年に亘つてゐるとする。

「だが中國の資産階級民主主義革命は一九一四年第一次帝國主義世界大戰が爆發し、また一九一七年ロシア革命が社會主義國旗を建立して以來一個の變化を起した」とする。かくてそれ以前は舊い世界階級民主主義革命の範疇に屬してゐた中國資産階級民主主義革命は、それ以後は新しい資産階級民主主義革命の範疇に屬するものだと變化した、そしてこれを「革命戦線上から云へば世界無階級社會主義革命の一部分に屬するものだ」とする。この新範疇に屬する民主主義が即ち「新民主主義」と云ふのである。

中國文化革命の歴史的特點

毛澤東は中國資産階級民主主義革命は鴉片戦争以來今日まで一百年に亘つてゐるとするが、なほ「五四運動を境界として前の八十年と後の二十年との二つの段落に分れるとする。而してこの二つの大段落にはそれぞれ基本的な歴史性質の特點があるとし、前の八十年は新範疇に屬する舊民主主義であり、後の二十年は新範疇に屬する新民主主義であるとする。」「このやうな區別は政治上に於いてさうであるし、また文化上に於いてもさうである」と云ひ、さして「文化上にはどのやうにこの區別は表現されてゐるか」と自問して、次のやうに云ふ、

「『五四』以前に於ける中國文化戦線上の闘争は、資産階級的新文化と封建階級の舊文化との闘争であつた。『五四』以前の學校と科擧との争ひ、新學と舊學との争ひ、西學と中學との争ひはいづれもこのやうな性質を有するものであつた。舊來の輸入したダーウインの進化論、アダム・スミスの古典經濟學、ミルの形式論理學及びフランス啓蒙學者モンテスキュー等の

社會論をその代表として、これに當時の自然科学が加つたものが『五四』以前の所謂新學の統治思想であつた。ところが『五四』以後に中國には完全に嶄新な文化生力軍が出て來た。即ち中國共產黨人の領導するところの共產主義の文化思想である。即ち共產主義的世界觀と社會革命論である。『五四』運動は一九一九年であり、中國共產黨の成立及び労働運動の眞正の開始は一九二一年であつて、ともに第一次世界大戰と十月革命の後である、即ち民族問題と殖民地運動とが世界に於いて過去の面貌を改變した時である、このやうな中國革命と世界革命との聯繫は非常にハッキリしたものであつた。

(註) 五四運動を共產黨人が領導したといふのは毛澤東はじめ中共一派分息の『五四文化運動的特點』にもこのやうに云ふの、我田引水論で、毛自身も云ふやうに五四運動は一九一九年を頂點とし、中共の成立は一九二一年である。而して五四運動の實際の開始は一九一七年の『文學革命』からとされる。『文學革命』の指導者の一人であつた陳獨秀は、なるほど共產黨人となつたが、彼の共產黨加入は一九二〇年であり、當時は共產黨人ではなかつた。重慶側でも五四運動を共產黨が領導したといふ中共の見解は同様にありてゐる。王大中の『中國共產黨的教育與文化』(反共文獻)に云く「五四運動の中華革命史上に於ける意義は極めて偉大である。然し五四運動は絶対に共黨の領導するところでないことはまた事實の證明するところだ。然して共黨は五四運動に對し極めて同様の能事を盡す云々。

現在新文化の本質

「國民文化としての方針から云へば、現在はまだ社會主義文化ではない。もし現在が社會主義的國民文化であるとか、或はなければならぬとかいふなら、それは間違ひである。それは共產主義思想體系の宣傳を、行動綱領の實踐と見なすものであり、共產主義的立場と方法とを用ひて問題を觀察し、學問を研究し、工作を處理することを、中國民主革命段階上の國民教育及び國民文化の方針と見なすものである。社會主義を内容とする國民文化は、必ず社會主義政治經濟を反映してゐるのであるが、我々は現在まだこのやうな政治經濟をもつてゐない、故にまたこのやうな國民文化をもち得ないのである。」

右のやうに現時の中國國民文化は社會主義的であるとか、或はなければならぬとかいふのは間違ひだとするが、然しそれはやはり共產主義によつて領導されるものでなければならぬと説く、云く、

「現時の中國革命は世界無産階級社會主義革命の一部分であるから、従つて現時の中國新文化もまた世界無産階級社會主義新文化の一部分である。但しこのやうな一部分は社會主義文化の資格を以て参加するものではなく、人民大衆の反帝反封建的新民主主義文化の資格を以て参加するのである。現時の中國革命は中國無産階級の領導を離れ得ないから、従つて現時の中國新文化もまた中國無産階級文化思想を離れ得ない、即ち共產主義の領導を離れ得ないのだ。」

然しながらこの共產主義の領導といふ意味は「人民大衆を領導して反帝反封建的政治革命及び文化革命をなさしめるもの」であつて、彼等を領導して社會主義的政治革命及び文化革命をなさしめるものではないとする。

「かくして現在の新文化(國民文化とも云つてゐる)の本質は新民主主義的であつて、社會主義的ではない」と斷じ、而してその區別をハッキリしなければならぬとして、「我々は共產主義の思想體系及び社會制度に對する宣傳と新民主主義の行動綱領に對する實踐とは區別しなければならぬ」と云つてゐる。

新民主主義文化の三つの特性

(1) 「この新民主主義の文化は民族的である」といふ、「それは帝國主義の壓迫に反對し、中華民族の尊嚴と獨立とを主張するものである。それは我等自體の民族的なものであり、我等民族の特性を帯びるものである。」

この「民族的」でなければならぬといふことから外國文化を丸呑みにしてはならないと説き、マルクス主義に對しても中國的民族形式として受け採るべきだとする。云く、

「中國は大量に外國の進歩した文化を吸収して、自己の文化食糧の原料とすべきであるが、しかし一切の外國的なものは、食物の場合と同じやうに、必ず自己の口腔の咀嚼と胃腸の運動とを経て、唾液、胃液、腸液を送り、それを精華と糟粕との两部分に分解し而る後その糟粕は排泄し、精華を吸収してこそ、はじめて自己の營養分となり得るのであつて決してそれを丸呑みにし無批判的に吸収してはならない。形式主義的に外國文化を吸収して、それがために中國は過去に於いて莫大な損害を蒙つた。中國の共產主義者がマルクス主義を中國に應用する場合もこれと同じで、必ずマルクス主義の普遍的眞理と中國革命の具體的實踐とを適當に統一しなければならぬ、即ち民族形式を取得してこそはじめて有用である、決して主觀的公式的にそれを應用するのであつてはならぬ。中國文化には自己の形式があるべきだ、即ち民族形式である」。

(2) 「この新民主主義の文化は科學的である」といふ、「それは一切の封建思想と迷信思想とに反對し、實事求是を主張し、客觀眞理を主張し、理論と實踐との一致を主張するものである」。

この「科學的」といふ言葉で以て、民族的だからとで自國の過去の文化を一切のまゝに承けつゞのやばなく、その中の封建的なものと民主的なものとを辨別すべきことを明かにしてゐる。曰く、

「中國の長期封建社會の中に燦爛たる古代文化が創造された。それで古代文化の發展過程を整理して、その封建性的糟粕を剔除し、その民主性的精華を吸収すること、これが民族の新文化を發展せしめ、民族の自信心を提高する必要條件である。……中國現代の新政治新經濟は古代の舊政治舊經濟から發展して來たものであるし、中國現時の新文化もまた古代の舊文化から發展して來たものである。故に我々は必ず自己の歴史を尊重すべきであつて、決して歴史を判斷することは出來ない。但しこの尊重とは、歴史に一定の科學的地位を與へることであり、歴史の辨證法的發展を尊重することであつて、そ

れは古を頌し今を非とするのではない、一切の封建的毒素までも贊揚するといふのではない」。

(3) 「この新民主主義の文化は大衆的である」といふ、「それは全民族中百分の九十以上を占める工農勞苦民衆の爲めに服務し、且つ逐次に彼等の文化を成就するものでなければならぬ」。

「大衆的」でなければ革命文化としての力がないとし、大衆と結ぶためには文字及び言語の改革にまで進むべきことを説く、云く「一切の進歩的文化工作者は自己の文化軍隊をもたねばならぬ。この文化軍隊は即ち人民大衆である。文化人と文化思想とがもし民衆に接近しないならば、これは『空軍司令』であり、或は『無兵司令』であつて、その火力は敵を倒すことは出來ない。この目的を達するために、文字は必ず一定條件の下に改革を加ふべきであり、言語は必ず民衆に接近すべきである。民衆こそ革命文化の無限の豊富なる源泉であることを知らねばならぬ」。

(註) 新文化(即ち新民主主義文化)の要素として毛澤東は彼上の如く (一)民族的 (二)科學的 (三)大衆的であるべきことを挙げてゐるが、然しこの内容の規定は毛が創出したものとは考へられない。毛の『新民主主義論』即ち『新民主主義の政治と新民主主義の文化』はもと民國二十九年一月四日より九日間、延安で開催された「陝甘寧邊區文化協會第一次代表大會」に於ける報告であり、それを更に雑誌『中國文化』(第一期、同年四月發行)に登載したものであつて、同じく右の大會に於ける張聞天(洛甫)の報告で、また『中國文化』第一期に登載された『抗戰以來中華民族文化運動の今後の任務』にも「新文化」の要素として(一)民族的 (二)民主的 (三)科學的 (四)大衆的でなければならぬとの四項をあげてゐる。これは毛の三項と全部一致してゐる外に、民主的といふのが一つ多く加つてゐる。張が「新文化」(張は「新民主主義」といふ言葉は使つてゐない)の要素としてあげた「民主的」が毛の三要素に入つてゐないのは、毛は「新文化」を「新民主主義文化」といふ言葉に置きかへてゐるから、初めから「民主的」の要素あることは言ふまでもなく、特にあげる必要がないわけだ。従つて毛澤東の中國の新文化、即ち「新民主主義文化」といふ概念の内容はそっくり張聞天の「新文化」と一致する。張の報告は大會の第二日に行はれ、毛の報告は第六日に行はれてゐるし、従つて「新文化」の概念内容の規定は毛の創出とは考へられない。

かくて毛澤東は新民主主義文化を次のやうに要扼する。「民族的科學的大衆的文化は即ち人民大衆の反帝反封建的文化である、即ち新民主主義的文化である」と。そしてこれが「中國革命の現段階に於ける新文化」だとするのである。

第二項 文化工作

一、陝甘寧邊區文化協會

文化運動指導中樞としては中共中央に「文化運動委員會」があつて、その轄下に「陝甘寧邊區文化協會」(或は「邊區文化界救亡協會」)また略して「文協」といふがある。民國二十六年十月に成立し、會員は團體會員、個人會員、及び名譽會員に分れてゐるが、邊區に於ける各種文化團體はいづれも團體會員の資格で参加してゐる。(當初は「社會科學研究會」、「國防教育研究會」、「國防科學社」、「戰歌社」、「海燕社」、「音樂界救亡協會」等を包有し、その後「世界語者協會」、「新文字研究會」、「民衆娛樂改進會」、「抗戰文藝工作團」が、更にまた「文藝界抗戰聯合會」、「文藝突擊社」、「詩歌總會」、「新哲學會」、「戲劇界抗戰聯合會」等が成立して傘下に糾合された)。その組織原則は各團體會員の全體大會より執行委員會を選挙し、且つ執行委員會が正副主任及秘書各一名を委任し、領導の負責者とする。また邊區内各地(綏德、慶環、鄜縣等)にその分會が設置されてゐる。いま邊區文化協會の簡章を見るに、その趣旨は「全邊區文化工作者を結合し、且つ全國の文化工作者と通力合作して、中華民族の新文化を建立し、民族解放のための闘争を爭取す」とある。即ち邊區文化協會はその工作範圍を所謂「邊區」のみに限らず全國的に普遍せんと企圖してゐるものなることが明かである。

民國二十八年十一月、艾思奇、丁玲、周揚等は「陝甘寧邊區文化協會第一次代表大會」の開催準備委員會を組織し、二十九年一月同大會が正式に舉行された。而してこの會議の第三日目に艾思奇は「邊區文化協會成立以來の工作」報告を行つたが、それによつて協會の活動は凡そ次の如きものであつたことが知られる。

- (一) 「邊區文化協會」の下に各種の文化團體が組織された。音樂、戲劇、美術、文學、エスベラント、新文學、青年記者工作、哲學、自然科學、教育等の文化各部門はいづれもそれぞれの共同組織を建立した。或は該部門全國總團體の分會(例へば文藝界抗敵協會某支分會)となつて、或は該部門總會との聯絡を取得して(例へば新哲學某支會と重慶中國學術會と)、相當の工作を建立した。
 - (二) 文化人士の前線工作を組織した。例へば文協の抗藝工作團は前後二十餘人、五組を派遣して前方部隊及び群衆の中に入つて工作し、文藝作品及び通訊を創作した。
 - (三) 部隊、工場、農村、學校の文化工作を組織して、文藝小組及び民衆劇團等を作つた。
 - (四) 『中國文化叢書』を出版し、『文藝突擊』(後に『大衆文藝』と改む)、『文藝戰線』を作つた。
- 以上の如く工作成績を報告する共に、なほ未だ工作には改進の餘地があるとして、
- (一) 邊區各地へ深入して工作することが未だ足りない、民衆劇團がやつてゐる外は、各地の工作は殆ど行はれてゐない。
 - (二) 組織が不健全であり、適當な幹部がゐない。
- 以上の二項を擧げた。

また大分第二日、張開天は文化政策の報告（抗戦以來中華民族文化運動の今後の任務）に於いて「中華民族新文化の内容と性質」に關し、「新中國は新文化を必要とする」とし、新文化の要素として、（一）民族的でなければならぬ、（二）民主的でなければならぬ、（三）科學的でなければならぬ、（四）大衆的でなければならぬと云ひ、この四つの要素はいづれも有機的な關係を有してゐると述べた。また「中華民族新文化運動當面の具體的任務として、（一）抗日文化統一戰線の擴大強化に全力を盡す。（二）新文化の各部門各方面、例へば文學、藝術、科學、哲學を更に發展せしめ、抗戰建國に適應せしめる。（三）農村、工場、軍隊、大衆内に於ける文化の普及を深化する。（四）多數の抗戰文化幹部を召集養成し適當な個所に配置する。（五）全國的に新文化運動の先鋒となり模範たり得る文化根據地を建設する。（六）マルクス・レーニン主義をより廣汎に宣傳する、以上六項をあげた。そして中國新文化運動の基本部隊は青年知識分子である、一切の文化工作は先づ廣大な青年知識分子を通して廣大な民衆内に傳達され、始めて成就するとして、青年知識分子の獲得に努力すべしと説いた。

なほ大分第六日に毛澤東の『新民主主義の政治と文化』の報告があつた。（その内容は第一項「文化理論」に解説した。）以上三者の他、大會に於ける主要な報告には王明の「文化統一戰線問題」、周揚の「兩年來の邊區國民教育工作」、吳玉章の「中文拉丁化問題」、蕭山の「蘇聯文化と中國への影響」、李初梨の「邊區新聞事業」、孟廣の「婦人の文化運動中に起せる作用及び負ふべき責任」、楊松の「マルクス・レーニン主義中國化問題」、丁玲の「文藝大衆化問題」があつた。

二、各種文化工作狀況

邊區に於ける一切の文化工作の統一的領導機關は前述の「邊區文化協會」であるが、その領導の下に展開されてゐる各種文化工作狀況を見る。

- (一) 抗戰文藝工作團 文協は屢、「抗戰文藝工作團」を組織した、その目的は計劃的に作家を戦地へ送つて彼等に實際の抗戰生活を體驗せしめ、材料を得せしめるにある。また鄉村工作團は暫時文筆を捨て、邊區農村の實踐運動に参加し、民衆の生活に對する理解を深め、而る後に文藝制作に當るのである。
- (二) 文藝小組 豊富な實際經驗を有しながら、これを文筆に現はし得ない者を、大衆の中から引き上げて、文藝の基礎的知識を與へ、これを教育し技巧を鍛練せしめて、大衆的文藝の工作者に養成せんとする組織である。各員の出身身分、知識程度はもとより區々であり、各工場、農村、學校、機關等に小組が建立されてゐる。
- (三) 文藝顧問委員會 邊區に於ける作家及び文藝に素養ある者を委員とする新作家指導機關である。また文藝講座を設けて講演會を開いてゐる。
- (四) 『大衆文藝』及『新詩歌』 「文抗分會」の機關誌『大衆文藝』（前の『文藝突擊』を改題したもの）は邊區に於ける最も主要な文藝雜誌で、毎號八路軍總政治部は千五百部を豫約して前線各部隊に配布する。また詩の雜誌としては晴寫版刷の『新詩歌』があり、邊區の全詩歌團體及び詩歌人がこれに結合してゐる。
- (五) 戲劇及歌隊 邊區に於いて最も活動してゐる文藝的工作は戲劇である。民衆及び兵士を對象として農村及び八路軍の留守部隊を巡廻する、「烽火劇社」、「抗戰劇團」、「民衆劇團」等が組織され、對話劇、活報、舊形式の「秦腔」、舞蹈等種々なる形式を演じる。なほ延安には魯藝實驗劇團、餘暇劇團、青救劇團、抗大劇團、陝公劇團等があつて學習或は工作の餘暇に練習し、時には上演してゐる。なほ「舊劇研究會」もあつて舊劇の上演も屢、行はれてゐる。歌詠も種々の新作が行はれ、歌詠班が各地を巡回し、音樂協會は聲學、ハモニカの餘暇訓練班を設けてゐる。

(六) 新文字運動及エスベラント運動 邊區文協代表大會が開催された後「中國新文字運動委員會」が成立され、文協主任吳玉章が指導してゐる。漢字學習の困難を打開し、學習の容易な文字によつて大衆教育を擴大せんとするものであるが、その方法は發音制によるもので、二十八個字の拉丁字母(中、六個字は母音、二十二個字は子音)を以て中國各地の方言に照して文字を作るといふのである。抗大、女大、邊師等には新文字課が增設されてをり、邊區政府では將來村郷等の政府の工作報告は一律に漢字と新文字とを併用すべく決定すると云つてゐる。

新文字運動と共にエスベラント普及運動も推進されてをり、中國エスベラント協會延安分會は「延安世界語者」を發行し、邊區文協はエスベラント講習班を設け、また中國女子大學にはエスベラント選科が設けてある。

(七) その他「新哲學會」があつて艾思奇、周揚、范文瀾、陳伯達、何思敬が會員として参加し年會を催して報告と討論とを行ふ。「自然科學研究會」は各機關内に「自然科學研究小組」を設けて科學研究の普遍化を圖つてゐる。また時事問題の研究を領導するものに「時事問題研究會」がある。

三、最近決定された文藝政策

中共中央宣傳部は民國三十一年十一月七日「黨の文藝政策執行に關する決定」を發佈したが、これは毛澤東の延安文藝座談會に於ける講話(十月十九日『解放日報』發表)を以て、中共の現段階に於ける中國文藝運動に對する基本方針を規定したものであるとし、全黨の文藝工作者に正確なる認識を獲得すべく右文獻を研究することを提唱したものである。而してこのことは單に文藝のみに限らず、「一切の文化部門に適用される」としてゐるから、中共が今日、一般文化政策をどのやうに推進し、どこにその重點を置いてゐるかを知らるべき恰好のものである。

この「文藝政策に關する決定」に於いて中共が「戲劇工作」と「新聞通訊工作」を中心とすべきことを強調してゐることは特に注目に値する。即ち「目前の時期に在つては根據地の戰爭環境と農村環境とに基づいて文藝工作各部門に於ける戲劇工作と新聞通訊工作とが最も發展の必要性と可能性とを有してをり、其他部門の工作も放棄或は輕視するを得ずとするも、畢竟この二種の工作を以て中心とすべきである」と云つてゐる。

戲劇については「その内容は人民の感情、意志を反映し、その形式は上流し易く理解し易い話劇及び歌劇とする」と規定し、「これは戲劇、文學、音樂、舞踏、乃至は美術等一切を融合せる藝術として民衆を抗戰と生産とに動員する上の最も有力な武器である」としてゐる。

新聞については「今日根據地幹部と群衆との最も主要にして最も普遍的、而も最も恆常的な讀物」であるとし、「新聞に掲載される現實の闘争を反映する種々の記事は、緊迫せる戰爭局面下に於いて、作者の讀者に對する最もよき貢獻であるのみならず、作者自身の學習と創造の準備にとつても裨益するところ大であるから、新聞工作を輕視したり、或は自ら新聞工作に従事しながら何等の積極的態度を有せず、事實と遊離して空論のみを並べるが如きことは嚴に慎まなければならぬ」と諷めてゐる。

次に一般的な工作方針の重點はどこに置かるべきかに關して下の如く指示してゐる、「從來根據地の文藝運動は徒らに内容の向上のみが叫ばれてゐたが、今後は寧ろ一般化、通俗化に重點を置かねばならない。即ち、戲劇工作者は地方及び部隊の群衆劇團或は群衆戲劇活動を指導することに全力を注ぎ、新聞通訊工作者及び一般文學工作者は工農通訊員を養成すること、工農及び工農幹部の記事を書くことを教へて、新聞工作を一つの群衆運動化することに全力を注ぐべきである。」として

この方面に於ける従来の工作态度には缺陷があつたことを指摘して「この點に關し専門化する文藝工作者は自己の過去に於けるこの任務に對する認識の缺陷或は認識の不足が、今日重大なる損失を造成するに至つたことを痛切に自覺し、今度は十分の熱意と根氣とを以て文藝の普遍化に従事しなければならない」と反省を促してゐる。

附録四

陝甘寧邊區施政綱領 民國三〇・五・一發表

- 一、邊區内部の各社會階級各抗日黨派を團結し、一切の人力、財力、智力を發揮して邊區を保衛し、西北を保衛し、中國を保衛し、日本帝國主義を驅逐せんがために戦ふ。
- 二、邊區境外の友黨友軍及び全體人民との團結を堅持し、投降、分裂、敗退的行爲に反對す。
- 三、邊區武裝部隊の戰鬥力を向上し、その物質的供給を保障し、兵役制度及びその他後方勤務の動員制度を改善し、人民との親密なる團結を増進し、同時に抗日自衛軍、少年隊の組織と訓練を強化し、その指導系統を健全ならしめる。
- 四、抗日軍人家族優待の工作を強化し、優待條例の實施を徹底し、努めて八路軍及び一切の友軍の邊區にある家族をして、物質的保障と精神的慰安を得せしめる。
- 五、本黨は各黨各派及び一切の民衆團體が共に選舉を進行せんことを希望し、候補者名簿中に共產黨員は僅かに三分の一を占めることを確定し、以て各黨各派及び無黨無派の人士の均しく邊區民衆機關の活動に参加し、邊區行政の管理に参加し得るに便ならしめる。共產黨員が行政機關の主管人員に選舉せられた時は、同機關の職員の三分の二は黨外の人士を以て充當することを保證すべし。共產黨員はこれらの黨外の人士と民主合作を實行し、一意獨行專斷することを得ず。
- 六、一切の抗日人民（地主、資本家、農民、労働者等）の人權、政權、財權及び言論、出版、集會、結社、信仰、居住、遷移の自由權を保證する。司法系統及び公安機關が法によりその職務を執行する以外は、何人に對しても逮捕、審問或ひは處罰を加ふるを得ず。而して人民は形式の如何を論ぜず、如何なる公務員たりともその非法行爲を控訴する權利を有す。
- 七、司法制度を改進し、體刑を堅く排斥し、證據を重んじ、供述を重んぜず、漢奸分子に對しては、絕對に改悔を願はざる者以外は、その

- 過去の行爲如何を問はず、一律に寛大なる政策を施行し、感化轉向を待ち、政治上及び生活上の出路を與へ、殺害、侮辱、自首強迫又は懺悔書の執筆を強迫するを得ず。一切の邊區破壊を除滅する分子、例へば叛徒分子、反共分子に對しても、その處置辦法はこれに倣ふ。
- 八、 廠深政治を勵行し、公務人員の汚職行爲を嚴罰し、如何なる人員たりとも公に名を藉りて私を利するが如き行爲を禁止し、共産黨員にして法を犯す者は重罪に處す。同時に俸を以て廉を養ふの原則を實行し、一切の公務人員及びその家族の必須の物質生活及び十分なる文化娛樂生活を保障す。
- 九、 農業生産を發展し、春耕秋收の民衆動員を實行す。貧苦農民の耕牛、農具、肥料、種子の困難を解決し、今年は六十萬畝を開拓、食糧生産四十萬担を増加し、外來移民を獎勵す。
- 十、 既に土地を分配せる區域にありては、一切の土地を取得せる農民の私有土地制を保證す。未だ土地の分配せられざる區域(例へば綏遠、麟縣、隴陽の如き)にありては、地主の土地所有權及び債主の債權を保證す。但し小作料及び債務利息を減すべく、小作農は地主に對して一定の小作料を納入し、債務者は債權者に對して一定の利息を納付し、政府は地主及び債務關係に對して合理的調査をなすべし。
- 十一、 工業生産及び商業流通を發展せしめ、私人企業を獎勵し、その私有生産を保證し、外地投資を歡迎す。自由貿易を實行し、獨占統制に反對し、同時に人民の合作事業を發展せしめ、手工業の發展を扶助す。
- 十二、 勞資關係を調整し、十時間労働制を實行し、労働規律を向上せしめ、労働生産率を増強し、労働者生活を適當に改善す。
- 十三、 合理的徵稅制度を實行し、人民のうち極めて貧困にして免稅すべき者の外は、すべて財源等又は所得の多寡によつて程度不同の累進稅制を實施し、大多數の人民を均しく抗日經費を負担せしむ。同時に財政機構を健全にし、金融機構を調整し、法幣を維持し、邊幣を鞏固にし、以て經濟の發展と財政の充足に利せしむ。
- 十四、 文盲消滅政策を繼續推進し、新文字教育を推し廣め、正規學制を健全ならしめ、國民教育を普及し、小學教師の生活を改善し、成年補習教育を實施し、幹部教育を強化し、通俗書籍新聞を推し廣め、自由研究を獎勵し、知識分子を尊重し、科學知識及び文藝運動を提倡し、科學藝術人材を歡迎し、流亡學生及び失學青年を保護し、在學生に民主自治權利を許可し、公務人員の二時間學習制を實施す。

- 十五、 衛生行政を推し廣め、醫藥設備を増進し、醫務人材を歡迎し、以て人民の疾病輕減の目的を達し、同時に外來災民の救済を實行す。
- 十六、 男女平等の原則により、政治經濟文化上に於て婦人の社會的地位を向上せしめ、婦人の經濟的積極性を發揚し、女子、產婦、兒童を保護し、自ら願ふところの一夫一妻制を堅持す。
- 十七、 民族平等の原則により、蒙回民族と漢民族の政治經濟文化上の平等の權利を實行し、蒙回民族の自治區を建設し、蒙回民族の宗教信仰及び風俗習慣を尊重す。
- 十八、 海外華僑の邊區に來つて求學し、抗日工作に参加し、又は實業を興すことを歡迎す。
- 十九、 社會遊民分子に耕作する土地を與へ、職業を獲得し教育に参加する機會を與へ、公務人員及び各業人民の遊民分子に對して岐視する不良の習慣を糾正し、會門組織に對しては、團結を爭取する教育政策を實行す。
- 二十、 敵陣中に捕虜となれる敵軍及び偽軍將兵に對しては、その情況如何を問はず、一律に寛大なる政策を實行す。その抗戰参加を願ふ者は之を收容しつ優待し、願はざる者は之を釋放し、一律に殺害、侮辱、自首強迫、又は懺悔書執筆を強迫するが如き事をなさず。その釋放後又強迫して捕虜となれる者は捕はれし回数に多少を問はず、一律にこれを處理す。國內外の八路军、新四軍及び如何なる抗日部隊に對しても攻撃を行ふ者は、その處理方法はこれに倣ふ。
- 二十一、 中國の主權を尊重し、政府の法令を遵守する原則の下に、如何なる外國人と雖も邊區に來遊し、抗日工作に参加し、又は邊區に於て實業文化及び宗教的活動を進行することを許可す。その革命行動により外國政府に壓迫せられて邊區に來たりたる者は、その本國人民又は植民地人民たるを問はず、邊區政府は法により一律に一切の保護を與ふ。

附録五

晋察冀邊區施政綱領 民國二九・八三〇公布

晋察冀邊區を發展鞏固ならしめ、敵後の抗戦を堅持するため、本党中央の抗日民族統一戦線の方針並に抗日救國十大綱領及び國民政府の抗戦建國綱領と邊區の實際情勢とに根據し、茲に施政綱領を提出する。邊區の各黨各派各界各民族同胞は共同してこれを實行せんことを希望する。

- 一、國共合作を親密にし、團結抗戦を堅持し、邊區を保衛發展せしめ、團結抗戦を破壞し邊區を破壞するが如き特務漢奸トロツキ一派、妥協投降派を一掃す。
- 二、敵の偽政權を摧毁し、日本帝國主義の財産を沒收して對日戦費に充當す。
- 三、邊區人民の子弟兵を擴大し、十分にその給與と經常的人員を保障し、敵偽軍を瓦解せしめ、偽軍の反正を爭取し、敵軍の俘虜を優待す。
- 四、全國の武裝自衛を實行し、廣汎に人民を武裝し、群衆の游擊戰爭を展開し、並に漸次義務兵役を實現す。
- 五、徹底的に民主政治を完成し、健全なる各級民意機關及び政治機關を建設し、民意機關と政治人員中に於て、共產黨員は三分の一を占め、その他の抗日黨派及び無黨無派の人士が三分の二を占めることを争ひ取り、邊區一切の人民は不投降、不反共の前提の下に均しく政府の工作に参加することを得。
- 六、一切の抗日人民は言論、集會、結社、出版、信仰、住居の自由を有し、政府の法令或は法定手續によるにあらざれば如何なる機關、團體或は個人と雖も、均しく他人に對し逮捕、監禁、遊街等を以て人格、名譽を侮辱するが如き行為を得ず、以て人權を保障するを要す。

- 七、一切の抗日人民の財産所有權を保障し、人民は毎年一回統一累進税及び對外貿易時の輸出入税を納付する外、如何なる機關團體と雖も、名目を藉りて勒索或は罰金を課するを得ず。減租、減息法の實施に於ては、小作人は新契約によりて小作料を納め、債務者は新契約によりて利息を納め、一切の契約の締結は須く双方の同意により、契約満期の時は何れの一方も法により解約の權利を有す。
- 八、免稅と最高率の統一累進税の決定、輸出入税の整理或は地租の徵收その他一切租稅の廢止は邊區參議會の通過を必要とす。
- 九、境内の敵寇の偽幣を一掃し、邊區を鞏固ならしめ、法幣を維持し、邊區貨幣流通の平衡を保たしめ、邊區銀行の機構を健全ならしめ、邊區金融を活潑にし、外國爲替を嚴格に統制す。
- 十、農業を發展せしめ積極的に開墾し、新荒地を防止して耕地面積を増加し、耕畜を保護し繁殖せしめ、種子、肥料、農具等の農業生産技術を改良し計画的に開墾、開渠、修渠、土壤改良を行ひ、軍事工業及び公營礦業製造業と手工業とを發展せしめ、合作社と私人工業を獎勵し、工業生産品の自給自足を爭取して日貨を杜絶し、森林牧畜及び家庭副業を發展せしめ、また商業を發展せしめ、境内の正當なる取引の自由を保障し、嚴格に對外貿易を管理し、必要品の移出及び不必要品の移入を禁止し、奸商を取締り投機操縱に反對し、糧食と物價を調節す。
- 十一、専門機關を設置し、切實に救災治水をなし、並に高尚なる民族友愛の互助的精神を發揮し、縣或は村を以て單位となし大衆互助の貯蓄救濟組織を建立し、清潔運動を提倡し公衆衛生を改良して疾病を豫防す。
- 十二、普遍的に減租減息を實行し、小作料は總收穫の千分の三百七十五、利息は月一分を超過するを得ずといふことを保證し、もし貸借滿期となり返済の力無き時はその擔保とせる土地は法によりて整理し、抗戰義務の負擔と組織は合理化を力求す。
- 十三、工作時間を減少し、工業部門の八時間工作制を實行し、工人の實際工資を増加して半物價工資制を實行し、労働條件と工人待遇を改良し、工人労働の積極性と生産能率を引揚げ、失業工人を就職せしめ、雇主は違約解除することを不得す。女工の兼前産後には五週間の休暇を與へ、その工資は平常通りに支給し、青工、女工、童工を使用する時は身體の健康を妨害する労働に従事せしむることを禁じ、かつ同工同酬を保障す。

十四、婦女の社會上、政治上、經濟上及び家庭上に於ける地位の平等を保障し、婦女は法律によつて財産繼承權を有し、男女の婚姻は自主にして買賣婚姻と一夫多妻に反對し、童養媳を蓄ふること、嬰兒を溺死せしむること、青年の發育を危害する早婚の習慣に反對し、淪陷區敵僞の淫風が邊區に侵入することを防止し、優良なる家庭教育を樹立し、兒童の優良なる生活習慣を養成し、婦女兒童の保護を實行す。

十五、敵寇蹂躪區同胞の負擔を軽減し、その生命財産の保護及び政治的權利を力求め、敵寇の綁票、姦淫、勒索、壯丁の強制徵發、奴隸化教育に反對し、敵寇に慘殺されたる同胞の家族を撫恤し、凡そ一時的錯誤により漢奸治罪條例に違反したる分子はその自新を許し、悔悟の情なき漢奸は嚴重なる懲罰に處す。

十六、抗日軍人家族を優待し、抗日烈士の遺孤及び傷兵發着を撫恤す。

十七、汪派、トロツキ、派漢奸を嚴重に鎮壓し、罪大極惡の大漢奸の土地に對しては、行政專員公署以上の各級政府が當該地民衆の必求に應じ、直ちに法によつてこれを沒收す。反共派、頑固派、僞軍將兵の財産に對しては沒收を宣布するを得ず。全家敵區へ逃亡し漢奸の嫌疑ある者の土地財産は均しく政府に於て暫時これを管理し、再び邊區に歸來して抗日に参加する時これを返還す。以上の凡ゆる沒收され或は暫時管理されたる土地は、暫時政府より安價を以て農民に貸付け、或は日寇のため擯棄されたる農民に分配し、或は抗日軍人家族優待に充當す。漢奸の裁判に對しては須く確實なる證據に依るべく、まだ漢奸活動に参加せざる家族に對しては通累を以て論ずべからず。同家族の財産はなほ法律によりて保障し、漢奸犯の初審に服從せざる時は邊區最高司法機關に上訴することを得。

十八、國民の文化水準及び民族覺醒を向上せしむる目標の下に、普及的、義務的、免費的教育を施行し、學校教育を建立健全ならしめ、少くとも各行政村には一小學を設け、各行政區には完全なる小學或は高小を設け、各專區には一中學を設け、高小及び中學には半工半讀生を收容し、大學及び専門教育を建立改進し、自然科學教育を加強し、科學者及び専門學者を優待し、民衆識字運動と文化娛樂工作を展開し、期を定め歩を追ふて文盲を一掃す。

十九、知識青年を保護し、淪陷區の流浪學生を救濟し、一切の抗日知識分子に適當の工作を分配し、小學教員の質を引上げ小學教育の生活改善す。

二十、邊區各民族は互に生活、風俗、宗教、習慣を尊重し、平等の基礎の上に親密に團結抗敵し、民主的な選挙によつて回、蒙、滿、蘇同胞を優待す。その最も貧苦の生活者に對しては特に救濟を與ふ。

附録六

中共年表

一九八

北大教授李大鈞指導下に、同大學生左傾學生に依りマルクス主義研究会成る。

一九一九年

五月四日 親日派曹汝霖等襲撃さる。いはゆる五・四運動なり。

一九二〇年

コミンテルン派遣員ウオイナンスキイ來支して李大鈞、陳獨秀と會見す。中國労働組合書記部成立。○八月中國社會主義青年團創立。○九月中國共産黨成立(創立大會)。

一九二一年

七月 一 全大會。○十月ユウリン來支。○十一月中國社會主義青年團再建。イルクツク極東民族會議に代表派遣。マアリン・孫文會見。

一九二二年

一月十三日 香港海員罷業はじまる。○三月上海に反基督教同盟成立、五日香港海員罷業終る。○五月第一回全國労働大會廣東に開かる。○七月、二全大會。○八月中委西湖會議。李大鈞國民黨入黨。海陸農工民組合成立。機關誌「嚮導」創刊。○十一月コミンテルン書記ストイアノウィツチ來支、孫文にボロディン節制を建議。

一九二三年

一月 ヨツフェ・孫文會見。二十六日共同宣言發表。○二月廖仲愷・ヨツフェ熱海會合。七日京漢鐵道罷業(いはゆる二七事件)○六月三

全大會。○八月蔣介石退露。中社青年團二全大會。○九月駐支大使カラハシ着任。中社青年團機關誌「中國青年」創刊。○十二月ボロディン着任。

一九二四年

一月 國民黨改組、一全大會。レーニン死す。○二月中國鐵路總工會成立。○五月黃埔軍官學校設立。○七月張繼反共案提出。○十一月十三日孫文北上。○十二月三十一日孫文北京に入る。

一九二五年

一月 國民黨海外外衛黨同志會成る。四全大會。○二月中社青年團三全大會で中國共産主義青年團と改稱。○三月八日國民黨同志俱樂部成立。十二日孫文逝去す。○四月青島紡績罷業。○五月戴天仇「孫文主義の哲學的基礎」を發表。二全勞會。中華總工會成る。三十日上海でネスト(五・三〇事件)。○六月香港廣東對英罷業。沙基事件。○七月一日廣東國民政府成立。○八月二十日廖仲愷暗殺。○九月萬縣事件。○十月二十三日西山會黨反共宣言。

一九二六年

一月 國民黨二全大會(廣東)。右派國民黨二全大會(上海)。○二月蔣介石國民革命軍總統就任。○三月長沙等二十縣農民協會成る。十八日北京三・一八事件。二十日中山艦事件。○四月一全大會。○五月三全勞會。二十七日黨務整理案可決。○七月陳獨秀北伐反對。第五回對時局宣言。九日國民革命軍總司令設置。蔣介石總司令に就職。二十七日北伐軍出發。○八月十二日長沙占領。二十一日岳州占領。○九月農民運動決議案。六日漢陽占領。七日漢口占領。二十七日政府及び黨部武漢遷移決議。○十月農案綱領作成。聯席會議宣言。招商局海員罷業。○十二月四日九江占領。七日南昌占領。コミンテルン十二月決議。

一九二七年

一月 漢口英租界事件。○二月武漢政府成立。全國總工會本部漢口遷移。○三月コミンテルン派遣員ロオイ、プロフインテルン派遣員ロソフスキイ渡支。十一日中委全體會議で黨組織改造。農民問題案可決。二十一日上海占領。二十四日南京占領。南京事件。○四月一日汪

附録六 中共年表

一九九

二〇〇
兆銘上海歸府。四日汪兆銘、蔣介石會見。五日汪兆銘、陳獨秀共同宣言。六日汪赴漢、張作霖、北京ロシア大使館手入れ、李大釗、就轉。十二日蔣介石上海クワテター(四・二反動)。十五日李濟漢東にて共産黨彈壓。十七日武漢政府對蔣通牒令。十八日南京政府成立。二十二日土地問題資料發表。二十七日五全大會開幕。○五月六日五全大會(漢口)終る。太平洋労働組合五全大會。十八日夏斗寅叛變。二十一日許克祥叛變(長沙馬夜事件)。三十日コミンテルン五月決議。○六月四全大會。一日武漢政府ポロディン等を解雇。十五日ロオイ、汪兆銘にコミンテルンの共産軍組織密電を内示。二十三日汪、國民革命領導權は國民黨に在りと宣言。○七月九日汪陳延闓國共分離を主張。コミンテルン七日決議。十二日極左派鄧演達宣言。十二日中共對時局宣言。二十七日武漢政府「中共に告ぐ」宣言。ポロディン歸國。三十一日賀龍、葉挺、朱德南昌占領(南昌八・一暴動)。八月一日南昌革命軍成立。五日武漢政府清黨令。六日賀龍朱三軍南昌擄衆。七日九江會議(八・七緊急會議)。二十三日上海の黨中央は江蘇省委に黃色工會打倒を命令。上海諸工場罷業。○九月ソグイエトロ號探報。○十月賀龍軍東江に敗る。○十一月九日中委擴大會議贛平山除名。政治決議。土地黨綱決定。東江農民暴動。宜興無錫農民暴動。十七日海陸豐ソグイエトロ成る。十七日張發奎廣東クワテター。○十二月一日上海電車罷業。三日汕頭農民暴動。十日長沙暴動。十一日廣東コムミュウソ十二日廣東ソグイエトロ成る。十三日張發奎廣東東東回。十五日南京政府對露斷交。

一九二八年
二月十五日 コミンテルン第九回ブレナム支那問題決議。○四月朱毛軍(紅軍第四軍)成る。○五月彭德懷叛變第五軍成る。○七月九日より六全大會。中共青年團五全大會。コミンテルン六全大會。○十月中委擴大大會(吳忠)。

一九二九年
六月 鄧錫勳叛變。第六軍成る。二中全会政治決議等議決案採擇。○十一月五全大會。十五日陳獨秀除名。○十二月中國濟難會大會、中國革命互濟會と改稱。紅軍第七軍成る。十日陳獨秀(全黨同志)に告ぐる書(發表。十五日解消派宣言。

一九三〇年
一月 第七軍百色にソグイエトロ樹立。○二月中國自由運動大同盟組織。○三月黃公略の第三軍成る。東固ソグイエトロ成る。左翼作家聯盟

成立。第七軍龍州占領。龍州ソグイエトロ成る。龍巖ソグイエトロ成る。○四月第十一軍成る。○五月中國童子軍組織。全國ソグイエトロ區域代表大會。○六月社會科學作家聯盟成る。十一日中央政治局「新的革命高漲與一省或幾省的首先勝利」決議。十二日第八軍大治占領。○七月コミンテルン支那問題その他決議。十五日互濟會第一回大會。二十七日第五、八軍長沙占領。長沙ソグイエトロ成る。○八月五日何健軍長沙奪回。○九月三中全会。十二日中ソ一全大會準備會。○十一月十六日コミンテルン指令。二十五日政治局コミ指令接受。李立三辭任。○十二月二十三日中央通告第九十六號。

一九三一年
一月八日 四中全會。李立三コオス清算。羅秋白、向忠發、周恩來、李維漢辭任。○二月二日調和派羅章龍除名。三日王鳳飛等除名。○六月二十一日向忠發逮捕。二十三日統殺。○九月二十日黨中央より赤軍に指令。○十一月七日江西に中華ソグイエトロ共和臨時政府成る。二十七日第一次執行委員會。○十二月一日人民委員會組織通電。

一九三二年
一月 黨中央二省或は數省勝利の必要を決議。○二月二十三日朱德軍福建武平占領。○四月十四日龍巖占領。十九日漳州占領。福建省ソグイエトロ樹立。何應欽江西廣東福建三省剿匪總司令任命。○二十一日同安、漳浦占領。二十四日海澄占領。○五月二十四日蔣介石河南安徽湖北剿匪總司令に任命。○六月十日廬山會議。○二七廬山會議終了。○二二黨中央、國民黨第四次圍剿と我等の任務を決議。○二八蘇浙漢、剿匪總部正式成立。

七月 (五) 蘇浙剿共訓示。(二七) 南雄剿共會議。(二八) 湖北黨政委員會成立。
八月 (一) 黨中央、失業労働者運動決議。
九月 (二) 黨中央、黨勢擴張指令。(二八) 黨中央、中蘇臨時政府の對日宣戰に對する大衆の回答を望むと通電。(一九) 黨中央、ロシア革命十五週年、中蘇臨時政府成立一週年紀念運動に關する決議を採擇。
十月 (一) 中蘇臨時政府リットン報告反對通電。(二五) 解消派首領陳獨秀、彭述之等十名捕縛さる。

十一月 (一)浦邊に全議委員設立。黨中央浦邊移轉。臨時全會。(ハ)蘇聯擁護大同盟大會瑞金に舉行。
十二月 (一)露支復交。

一九三三年

- 一月 (一)全總。日本帝國主義華北進攻反對決議。江蘇省委。熱河戦に關し宣言。(七)黨中央「熱河戦に關し全國民衆に告ぐる書」を發表。黨。團中央。日本帝國主義華北進攻に對する決議。(二五)中蘇政府。抗日宣言を發す(十日附との設あり)。(一九)團中央「リイブクネヒト、ルクセンブルグ記念日宣言」を發す。(二六)黨中央。滿洲省委に對する指令を發す。
- 二月 (一)コミンテルン極東局滿洲赤化指令(日附不明)。(二七)黨中央決議。マルクス逝世五十週紀念に當り民衆に告ぐる書。同。三一八事件七週年紀念宣言。(二八)蔣。「告共黨書」を頒發。
- 三月 (三)蔣。懸賞して匪首を緝拿す。(四)中蘇政府對日宣言。(二八)廖仲愷の子承志共黨嫌疑にて上海に就縛。
- 四月 (五)中蘇政府對日宣言。(二〇)蔣要人千餘名に對し「剿匪は抗日より先にすべし。歴史に徴するに國內安定せずして攘夷に成功せる事例なし。余は匪則各部隊に對し。匪軍を肅清せざれば斷して抗日を云ふべからず。違背者は重罪に處すべき旨嚴令せり。」と演説。(二〇)陳獨秀。彭述之を徒刑十三年。公權褫奪十五年に處せらる。
- 五月 (一)汪兆銘「剛抗抗日是一件事」と演説。(二二)北支魯聯協定成立。
- 六月 (一)國民黨華北出賣反對宣言(黨中央)。北支魯聯協定に對する黨河北省委宣言。(ハ)南昌に五省剿匪會議開かる。(二七)中蘇執委二全大會召集決議。
- 七月 (二五)コミンテルン中共に對し。職權分工合作指令を發す。
- 八月 (一)中國領土保障同盟八一反蔣デー記念及びバルビユッス調査團歡迎宣言を發す。中蘇政府二全大會召集宣言。(五)黨中央「帝國主義の中國分割と國民黨の第五次國則に關する宣言」發表。(三三)中政會議。豫鄂皖贛閩匪治經費百八十萬元。治本費千五百萬元を財政部に支出せしむと決議。寧ろソヴェイト成る。(二六)蔣「昭告民衆書」を發表。

- 九月 (二七)江西省第二回黨代表大會本日より四日間瑞金に開會し。紅軍擴大決議その他を採擇す。(三〇)上海に於て第二次反蔣反ファシスト大會開かる。
- 十月 (一〇)中國軍人反帝同盟成立し。本日附を以て「告全國兵士書」を發す。
- 十一月 (七)中蘇政府成立二週年紀念日。一九三三年度工作報告發表さる。黨中央。治滿十大政綱制定。(二二)中日直接交渉に對し黨中央宣言。(二三)福州人民政府成立。
- 十二月 (一三)黨中央「福建事變宣言」を發す。

一九三四年

- 一月 (三)中宣。「察東。康藏寶漢の芝居」宣言。(一八)六屆五中全會瑞金に開會。(二二)二蘇大會始まる。(二八)團中央「二八宣言」。
- 二月 (一)二蘇大會議事終る。(七)二蘇大會閉會式。宣言發出。(二〇)五中全會經過に關し中央政治局通告。(二七)中央ソヴェイト組織法公布。(三三)中共「對滿洲部」發表指令。
- 三月 (一五)九江民團日報報道。福建人民政府と紅軍との秘密協定説。(三一)河北省委へ指令(黨中央)。
- 四月 (一)南昌剿匪會議。(五)黨中央告全國民衆書發表。(二二)國際十三次全會テーゼに關する決定(黨中央)。
- 五月 (三)中國民族武裝自衛委員會對日作戰宣言及び「中國人民對日作戰基本綱領」發出。(二五)外務省聲明に對する談話(毛澤東)。(二二)「中國民族問題」「關平」に掲載。
- 六月 (九)國民黨軍亦化反對決議(團中央)。(二六)コミンテルン極東代表はデイクロスなる由上海來電。
- 七月 (二五)中央西北革命委員會得チャハル外環境に設立。コミ中委に直隸し。新。陝。甘。寧。青。綏。察。山。西を管轄するもので。主席張國燾。徐向前。張聞天等委員たり。中蘇政府(中國工農紅軍北上抗日宣言)發出。(三三)「紅軍北上抗日擁護宣言」(蔡乾。畢子坤)發出。
- 八月 (一〇)中宣「紅軍北上抗日運動擁護口號」發出。(一四)中央「紅軍北上擁護のため白色黨に與ふる書翰」。(三〇)「紅軍北上抗日先鋒隊報告」(中宣)發出。

九月 (一) 中國民族武裝自衛委員會代表大會(上海)。この頃、同會は密附金募集を開始し、又飭系團體「軍事工作研究會」を創立。工場工作團更決議(黨中央)。

十月 (二七) 上海來電、中國民族武裝自衛委員會は、中共の合法團體にて、蔣打倒を目標とし、宋慶齡を表面に立て、反蔣工作の題目に於いて胡漢民も連名し、ロシアより三十萬元支給と。(二〇) 紅軍全力西遷開始。

十一月 紅軍西遷中。(二二) 何健追剿總司令に任命、在湖南北路軍所屬部隊をも指揮せしむと。漢口電、紅軍五萬、八日郴州、宜章占領後、一縱隊となり、北縱隊は桂陽、藍山を経て十二日廣西灌陽に、南隊は臨武より連山を侵し十二日廣西富川着。

十二月 西遷中(二八) この頃漢口黨員及びロシア情報局員會議(四川貴州に於ける開展は江西時代以上、自今中共とコミンテルンとの聯絡地を漢口とし、四川ソ風を強化、ロシアより軍事技術專家を入川せしむ。)と決議。

一九三五年

一月 ○西遷中(七) コミンテルン中央航空聯絡第一次試飛舉行。

二月 ○西遷中(二〇) 蔣、行營の武漢移轉を通告。

三月 ○西遷中(二二) 蔣重慶に飛ぶ。(二二) 蘇聯相互援助條約締結(當時未發表)。

四月 ○西遷中(二四) 朱德雲南入り宣言を發表。張學良西安に飛ぶ。

五月 ○西遷中(二七) 羅秋白、張亮(項英妻)、周月林(張伯潔妻)就縛。(二〇) 朱、毛軍金沙江を渡る。(二二) 蔣、重慶に飛ぶ。

六月 ○西遷中(二五) 天全に於て朱、毛軍、徐向前軍と合流、勢圖黨功、丹巴、天全、汶川、理番五縣。

七月 ○西遷中(三二) 關錫山陝北赤化の急を演説す。張學良西安に飛ぶ。(二五) 張學良洛陽に飛ぶ。コミンテルン大會開始。

八月 (二八) 一宣言を以て中共抗日救國の宣言發表。(上旬) 朱、毛、徐向前軍松潘西方の毛兒蓋に集中す。(二〇) コミンテルン大會終る。

九月 ○西遷再開(上旬) 朱、毛軍、徐向前軍と分離す。(二二) 張學良西安に飛ぶ。

十月 ○西遷中(二) 蔣、張學良成都會見。(二) 蔣を西北剿匪總司令に、張學良を副司令に任ず。(六) この頃朱德、徐向前軍毛兒蓋に歸着。毛澤東平涼に出づ。(七) 張學良關錫山太原に會見。

十一月 ○紅軍陝北到着、西遷終了。(一) 四川行營重慶に成立。西北剿匪總部西安にて辦事開始。

十二月 (二〇) 中蘇政府より「内憂古人民に告ぐるの書」發表。○紅軍陝北に集結中。

一九三六年

一月 (一) 冀察政務委員會外交委員會成立。(二) 冀察綏遠主任公署成立。(二八) 上海各界救國聯合會成立。

二月 (二七) 紅軍先鋒隊山西侵入開始。(二二) 中蘇政府全國抗日救國代表大會召集通告。

三月 (一) 中蘇文化協會上海分會成立。共匪中陽に據據す。(一〇) 中共中央北方局抗日救國宣言。(二五) 中華民族解放行動委員會對時局第二次宣言。(二二) 黨中央、華北學生及び文化界愛國同胞に與ふる書を發表。(二九) 蘇蒙互助條約發表。

四月 (二六) 北平學生救國聯合會宣言。

五月 (五) 中蘇政府及び革命軍委員會停戰議和一致抗日通告發出。(二二) 西安剿匪會議。(二二) 毛澤東安定、保安一帶に入る。(二七) 西南執行部日本華北増兵反對通告。上海學生救國聯合會成立。(二九) 天津學生示威遊行。(三〇) 中國學生救國聯合會成立。

六月 (一) 全國各界救國聯合會成立。大會宣言及び抗日救國初步政治綱領發表。(三) 蔣介石全國に國民經濟建設運動準備を通告。(六) 北平學生の大宣言。(二二) 黨中央、目前政治情勢決議發表。(三〇) 廣西十九路軍復活。張學良西安に會議を開き、東北軍と俄共との妥協を策す。

七月 (二五) 沈鈞儒、章乃器、陶行知、鄒韜奮「團結禦侮の條件と要求」宣言發表。中蘇政府對哥老會宣言を發表す。

八月 (九) 上海工人救國會成立。(一〇) 毛澤東樹輪。

九月 (三) 北海事件發生。(三三) 上海日本水兵射殺事件。張學良ソヴイエト・ロシアと密的訂立説。

十月 (二) 全救聯、爲團結禦侮告全國同胞書を發表。(二八) 馬營に於いて毛、朱、徐、賀、蕭、徐海東、張國燾會議。(三二) 蔣五十壽辰。



十一月 (二四) 内閣軍編起。徳王軍政府を組織す。(二三) 抗日人民戦線の立役者沈鈞儒、章乃器、鄒韜奮、王造時、李公樸、沙千里、史良逮捕。(二四) 警備司令部に關し全救聯宣言發表。(二五) 日獨防共協定調印。(二八) 上海邦人紛擾罷業終息。○紅軍の全集結甘肅に於て成る。○蘇聯新憲法採擇。

十二月 (一二) 長學良西安に叛變し蔣介石等を監禁す。國民政府は學良の職を褫き、孔祥熙を行政院長代理とし、何應欽程潛等を軍事委員會常委とす。(一六) 張學良討伐令下す。西北救聯會對時局宣言を發表す。(二二) 宋子文宋美齡西安に飛ぶ。(二五) 蔣介石張學良洛陽に至る。(二六) 蔣介石歸京。南京解嚴。張學良南京着。

一九三七年

一月 (四) 國民政府命令を以て張學良を特赦し、軍委員會に交して嚴に看管を加へしむ。(六) 黨中央「平和と内戦停止のための通電」發出。西北剿匪司令部裁撤。(一六) 黨中央「救國會に對する指令」。

二月 (二) 汪兆銘國民政府記念週にて「先安内後攘外」を強調。(三) 西安に於いて孫銘九等叛亂し王以哲害せらる。蔣、莫干山に黃郛の墓を弔す。(四) 張學良、楊虎城部渭北に撤す。(六) 中央軍編遣に至り張學良部三原に入る。(七) 中央軍西安に至る。(九) 蔣介石上海に至る。(一〇) 中共中央「救國民黨三中全会書」發表。(一一) 西安行營組織成立。(一四) 蔣介石南京着。(一五) 國民黨五屆三中全会開幕。河北省委、中央の青年工作新方針に關し發表。(一九) 全會蔣の辭職を附屬す。(二二) 三中全会第六次大會に於いて「根絶赤禍決議」採擇。(二三) 三中全会閉幕。大會宣言中に於いて赤禍に言及。蔣介石は中央通訊社をして個人談話を發表せしむ。(二七) 張冲再び西安に至り國共妥協交渉に當る。(二八) 楊虎城部府庭に入る。

三月 (一五) 黨中央、國共合作方針を放棄。(日附不明) 黨中央「西安事變後の黨活動方針書」發出。

四月 (二) 蔣介石歸郷。中宣「國民黨三中全会後の吾等の任務に關する宣傳大綱」發表。(一五) 黨中央「國內の和平を鞏固にし民主權利を爭取し對日抗戦を實現する闘争のために全黨同志に告ぐる書」指令發出。陳紹禹「中國人民經濟の健全救國時報」に發表さる。(二五) 黨中央「青年義勇團組織條例」發表。

五月 (三) 延安(膚施)に於いてソグワイート區代表大會開かれ、毛澤東政治報告「中國抗日民族統一戰線在目前階段的任務」をなす。(八) 西安校場公署撤消。(二七) 黨中央「救國會中に於ける吾等今後の工作と任務」指令。

六月 (三〇) 乾苗子事件。

七月 (七) 瀋陽橋事件。(八) 中共中央瀋陽橋事件通電。朱、毛、致蔣委員長電、「致朱哲元電」。(九) 中共北方局「日軍宛平進寇事件に對する宣言」發出。(上旬) 華北武裝戰線「擬定案」。(一一) 周恩来は蔣介石の招電に應じ嵐山に赴き國防會議に参加。中共北方局「瀋陽橋事件に對する第二次宣言」發出。(一五) 朱德論文「對日抗戦を實行せよ」發表。(二三) 黨中央抗戰宣言。黨中央「華北事件第二次宣言」。毛澤東論文「日本帝國主義の進攻に反對する方針、辦法並びに前途」發表。

八月 (三) 黨中央「爲華北事件告工人階級書」發出。(二三) 上海戰開始。(二五) 中共中央「抗日救國八大綱領」發表。中共中央宣傳部「中日戰爭目前の形勢と任務」テーゼ發表。(二二) 蘇支不可分割條約締結。(二三) 國民政府は朱德、彭德懷を正式に國民政府革命軍第八路軍總、副指揮に任命。(二三) 陳獨秀釋放。(二五) 朱、彭就職通電。(下旬) 陳紹禹論文「日本帝國主義侵略の新段階と中國國民奮闘の新時代」發表。

九月 (二三) 中共中央「精誠團結一致抗敵宣言」發出。(二四) 蔣介石中共中央宣言に關し談話を發表。

十月 (三〇) 毛澤東、國共兩黨統一戰線成立後に於ける中國革命の切迫せる任務、上海に於いて發表。中華民族革命同盟解散。

十一月 陳紹禹「國共合作協定とソ支兩國民の聯繫」コミンテルン機關誌に掲載さる。

十二月 (一七) 南京入城式。(二五) 黨中央「對時局宣言」發出。(二六) オレルスキー駐支露大使漢口着。

一九三八年

一月 (二) 八路軍山東縱隊第八支隊壽光に成立。(一〇) 河北省阜平縣に晉察冀邊區軍政民大會開かれ代表百四十九名召集。宋劭文等八名を臨時行政委員に選出。邊區政府に成立す。(一一) 中共機關紙「新華日報」漢口に創刊(日附不明)。國民革命軍新編第四軍「通稱新四軍」軍長に葉挺、副軍長に項英任命さる。「新華日報」の陶希聖に依つて製版さる。

二月 (九) 八路軍山東縱隊被敵占領。(一一) 毛澤東延安に於いてU.P記者と會見。抗日戰爭の前途に關し談話をなす。(一四) 中央擴大



記念週に於いて、蔣介石第八路軍賞讃の演説を試む。(一八)游第八路軍に感状を授與す。(一九)陝甘寧邊區政府は「抗敵軍人優待令」を公布。(二七)「新華日報」は「華僑救國運動を展開せよ」と題する社説を掲げ、華僑の物資援助を組織的に動員せよと強調(日附不明)。中共機關紙「解放」發刊。(同)國民黨内に反共小組「藝文社」成立、中心人物は陳立夫。

三月 (二三)中共中央政治局會議、抗戰形勢に關する總結を決議。(二六)山東縱隊招遠占領。(二七)中共は延安に於いて孫文遺世十三週年記念、及び陳毅將士追悼大會を開催。(二六)漢口「大公報」及び「武漢日報」に周佛海、陶希聖、榮霖、高一潤、段錫朋、張西曼、傅汝霖、王卓、林康白等の連名にて「陳獨秀は漢奸に非ず」と云ふ公開狀發表。(二七)「新華日報」は「陳獨秀は漢奸トロッキーストなりや否や」と題する社説を掲載。(二八)「新華日報」再び短評を以て陳獨秀漢奸問題を論ず。(二九)陳獨秀「武漢日報」紙上に於いて「新華日報」を論駁。(二七)新四軍第二支隊張鼎丞部福建龍巖に集結警備。(二九)中國國民黨臨時全國代表大會漢口に開催、會期四日。(日附不明)陝甘寧邊區普選條例公布。

四月 (一)中國國民黨臨全大會閉會、大會宣言發表、中國國民黨抗戰建國綱領發表。中共は偽造宣傳文が最近各方面に撒布され、中共と中國國民黨との離間策がトロッキースト漢奸等に依つて行はれてゐるとして、中共文獻及び黨指導者の言論文章は「解放(延安)」「群衆(漢口)」「前線(山西)」「新華日報(漢口)」に掲載し、書籍、小冊子は延安解放社、漢口中國出版社で發行することとし、それ以外は責任を負はずと聲明。(一〇)新四軍安徽歙縣下巖寺に集中を終る。西安にて中華民族解放先鋒隊臨時全國代表閉會、會期四日。(二二)國民參政會組織條例公布。(二三)中華民族解放先鋒隊臨全大會宣言發表。中國國家社會黨領袖張君勳の中國國民黨に宛てたる書翰發表。(二五)蔣介石張君勳に返翰。山東縱隊黃縣占領。新四軍はその作戰地區に移動を開始。(二七)中共領袖張國燾脫黨。(二八)中共中央張國燾を除名、その理由は「一九三五年公然反黨、反中央國策を進行し、自から偽中央を組織して黨の統一を破壞し、革命紀律を破壞して中國革命に甚大なる損害を與へ、中央が抗日民族統一戰線の總方針を發佈した後に於いても彼は終始不誠、懷疑を表示し、西安事件に際しては内職方針を主張し中央の和平方針に疑ひを懷いた。今日彼は中央の許可を經ずして、まことに工作を放棄して武漢に至り、黨の抗日民族統一戰線の總方針に對して不信任を表示し、中國革命の光明ある前途に對して絶望を表示したのみならず、全國の抗日團結を破壞する各種の活動を進行した」といふに在

り。(二二)中國青年黨代表左舜生國民黨宛書翰發表。(二四)蔣介石左舜生に返翰。(二九)陳紹禹、周恩來、秦邦憲連名の公開狀「新華日報」紙上に發表。國民黨臨全大會及び抗戰建國綱領、並びに張國燾を除名に對する黨の態度を闡明。河北省邢台縣に於いて張蔭梧部下の張錫九部隊、八路軍のために武裝解除、國共軍事衝突の第一事件なり。

五月 (一四)晉察冀邊區省委は「抗戰の新形勢と邊區黨政の重要工作」なる文獻を發生。(一七)山東縱隊龍口占領。(下旬)漢口に於いて中國國民黨協會。白崇禧等三十二人を理事に擧げ、全國民族の抗日戰線參加を決議。(日附不明)毛澤東自傳その他中共系出版物に對する發禁処分はじまる。(二六)毛澤東「論持久戰」を延安抗日戰爭研究會にて講演。

六月 (一)宋時翰、鄧華の率ふる挺進隊南口に現はる。(三)國民黨監察委員會常務會議。毛澤東、朱德、周恩來、葉劍英、陳獨秀、張國燾、郭沫若等の國民黨黨籍を恢復す。(四)宋、鄧挺進隊昌平上占領。(一三)山東縱隊龍巖占領。(一五)陳紹禹、周恩來、秦邦憲署名の「武漢保衛と第三期抗戰問題に對する論文」新華日報に掲載。武漢及び武漢衛戍區に對して探るべき主要辦法、第三期抗戰の軍事問題に對する一般意見我等の第三期抗戰の政治問題に對する意見、我等の第三期抗戰中の經濟政策と社會生活問題に對する意見、全般的問題解決の中心權柄等に亘り具體的辦法を詳述。(一八)宋、鄧挺進隊興隆占領(日附不明)。魯東地區黃縣に北海區行政督察專員公署成立。

七月 (一)「解放」誌上毛澤東の「論持久戰」、朱德の「八路軍抗戰一週年」、陳紹禹の「中共十七週年記念」掲載。(二)毛澤東延安にて世界學生聯合會代表と會見、邊區の意義と作用、目前中共の全支に於ける作用、支那は持久戰の時間を短縮し得るや、抗戰勝利獲得後の中共の主要任務、支那の學生、青年の抗戰任務と世界學生、青年は援支運動の任務等を演説。(三)國民參政會第一期第一次大會武漢に於いて舉行。(七)宋、鄧挺進隊遷安占領。(九)洪深等指導下に冀東民衆暴動起り、昌黎等三縣陥る。(一五)國民參政會第一次大會終る。(一九)「新華日報」社説を以て中共系出版物發禁に抗議(日附不明)。中共領袖徐特立湖南省黨部幹部會議に於いて支那赤化意圖を露説。

八月 (一)葉劍英「新華日報」紙上に「日軍の武漢進撃を論ず」を發表。(二三)蔣介石「公論」國民衆書「發表」。(二〇)武漢に於ける中共の民衆組織進歩を恐れた蔣介石に依つて中共系十六民衆團體解散。(二三)「新華日報」停刊、民衆團體解散を攻撃せるためなり。(二四)「新華日報」復刊。

十月 (七) 周恩来外人記者團に對し、武漢陷落如何に拘らず抗戰繼續及び戦後も國共合作すと聲明。(二二) 國民革命軍陸軍新編第四軍(略稱「新四軍」)司令部成立。(二二) 廣東陷落。(二七) 武漢陷落。(二八) 國民參政會第一期第二次大會重慶に於いて開會。(三二) 蔣介石「告全國民眾書」發表、中共擴大六中全會報告及び決議「毛澤東論新段階」、中共中央「目前の抗戰形勢及び緊急任務に關する決議」、同「七大」大會召集決議」發表。

十一月 (五) 中共六中全會「致蔣委員長電」、「第八路軍及新四軍への通電」、「致日本共產黨電」發出。(六) 中共六中全會「告全國同胞及全體將士全國兩黨同志書」發出。「各級黨委暫行組織機構」、「各級黨部工作規則及紀律」の兩議案通過成立。秦邦憲「抗日民族統一戰線發展の困難及び其の前途を論ずる」を發表。(二七) 南嶽軍事會議。

十二月 (一六) 張發奎事件。(一八) 汪精衛重慶脱出。(二二) 近衛聲明。(二六) 蔣近衛聲明を駁す。(二九) 汪電發出。(日附不明) 修武事件。(同) 新河事件。(同) 東鹿事件。

一九三九年

一月 (一) 汪精衛黨籍解除。(二七) コミンテルン極東局チタ會議。(二二) 重慶國民黨五屆五中全會開かる。(三〇) 五中全會開會(日附不明)。中共中央「致國民黨游擊隊及五中全會書」發出。

二月 (三) 張聞天「共同防共は支那を滅亡せしむ」なる論文を發表。(日附不明) 防制異黨活動辦法制定。(同) 秦晉榮事件。(同) 中共工作者會議開かる。

三月 (七) 周恩來「抗日新段階と日本の新政策」發表。(日附不明) 江蘇某地に開會の新四軍參謀會議に於いて副軍長項英「新四軍の作戰經過と建軍工作」を演説。

四月 (一) 八路軍學生二十七人中縣軍警に抑留さる。(二九) 任縣事件。(日附不明) 中共中央軍教幹部延安秘密會議。新四軍戰線出動。

五月 (五) 回民運事件。(二〇) 彭德懷「堅持河北抗戰與鞏固團結」發表。(二四) 八路軍慶長兵醫院購買員向昌縣保安隊に殺害さる。

六月 (一二) 平江事件。(二二) 北馬莊事件。

七月 (七) 中共中央「國共合作を強化せよ」を發出。(日附不明) 中共支部工作要綱發出。

八月 (一) 平江慘案追悼會延安に開かる。(二八) 純正國民黨六全大會上海に開會。會期三日。(日附不明) 處理異黨問題辦法制定。

九月 (一) 毛澤東「目前の國際情勢と中國の抗戰を」新華日報に發表。(八) 毛澤東等七人「對於過去參政會工作和目前時局的意見」發表。

(九) 國民參政會第一期第四次大會開かる。(一) 毛澤東延安に於いて國共關係を中心として演説。いはゆる「爆彈聲明」なり。(二四) 毛澤東第二次帝國主義戰爭講演提綱發表。(二八) 國民參政會第四次大會終る。(三二) 張繼賀衷寒老舍等と毛澤東高自立陳伯達等との國共座談會延安に開かる。(一九) 新華日報「王寵惠の對米和平論を駁す」を發表。

十月 (一〇) 中共中央「目前の形勢と黨の任務に關する決議」採擇。(二二) 倫敦「デイリー・ Herald」紙上エドガア・スノウの毛澤東會見記掲載。(日附不明) 處理異黨問題實施方案制定。蔣對文陝北掃蕩を豫言。張群中共存在を否認。(一) 重慶要人朱家驊A.P.記者に對して國共關係を演説。(一〇) 第四國際上海支部「告中共黨員書」發出。(二一) 河南竹溝事件。(二二) 重慶國民黨六中全會開會。(二〇) 六中全會閉會。

十二月 (二二) 彭德懷「新華日報」記者雲夫に對し國共關係に關し談話。(二三) 隨東事件に關し蕭勁光より重慶へ電請。(二五) 朱德等隨東事件に關し蔣に電請。(日附不明) 陝甘寧邊區黨二全大會開。共慶慶祝會を舉辦す。

一九四〇年

一月 (上旬) 陝甘寧邊區黨二全大會に於て「八路軍游して學ばず延安に一人の傷兵なきはその證明なり」と演説。(七) 朱德等陳誠に詰問電を發す。

(二五) 陝甘寧邊區第一次參政會開かる(日附不明) 河北民軍武裝解除。山東保安隊武裝解除。山西新軍事件。

二月 (一) 中共中央「目前の時局と黨の任務に關する決定」採擇。延安に於いて擁護討汪大會開かれ毛澤東、日本の支那植民地化政策と支那大ブルジョアジー汪精衛の屈服、時局好轉と悲觀的見透しの排撃、全國民の團結、進歩、鞏化に依る日本帝國主義の擊退、中共十大任務に關し演説。(三) 毛澤東等、國民參政會華北視察團は國民黨内反共分子が視察に名を藉りて反共資料蒐集をなすものなりとて、その北上に反對する電報を發す。(二〇) 延安各界憲政促進會結成。宣言及び國民大會組織法修正案、國民大會選舉法修正案を決議。(二二) 陝甘寧邊區文化協會第一次大會延安に開かる。(日附不明) 周恩來蘇聯誌上に國共關係問題を寄稿。安徽、江蘇に於いて新四軍と國民黨軍衝突。

三月 (二五) 中共主動の上海各界憲政促進會發會。(三〇) 國民政府南京に還都。(日附不明) 軍事委員會天水行營政治部小冊「中共不法行為及破壞抗戰事實紀要」發表、重慶側の公然たる反共文書の嚆矢なり。

四月 (一) 天水行營文書に對抗して八路軍政治部小冊「察察從何而來？」を發表、國民參政會第一期第五次大會重慶に開會、會期十日。

(二〇) 毛澤東の「新民主主義論」中共中央に依り新テーゼとして採擇さる。

五月 (二七) 解放社社説にて天水行營文書を論駁。(二二) 衛立煌等反共通電。

六月 (日附不明) 毛澤東の新民主主義論「中國文化」誌上に發表中共は國共關係調整に關し重慶に提案を發す、いはゆる六月提案なり。

七月 (一) 重慶國民黨七中全會開かる。(二) 國共調整に關し重慶對案を提出す。(七) 中共中央「七七三周年紀念宣言」發表。(八) 七中全會終る。(一六) 重慶對案再提出。(二四) 重慶對案を施行して周恩來延安に飛ぶ。

八月 (日附不明) 中共八月對案提出。

九月 (八) 蘇北國共衝突に關し新四軍通電。(二七) 延安にて中共北方局第四次擴大會議、會期二週間。(日附不明) 周恩來重慶に提議。

十月 (一) 中共北方局第八路軍合同大會開かる。(一九) 何應欽・白崇禧七月提案即ち中共最後決定を朱德に突つ。

〇(月日不明) 新四軍政治部より「對敵政治工作綱要」發出。

十一月 (九) 朱德等何・白に返電。(二五) 新四軍事件に關し中共より重慶宛電通電。(三〇) 日支國交基本條約調印。

十二月 (九) 新四軍移駐令を發す。(一四) 朱德等再び何・白に返電。(二五) 純正國民黨六屆三中全會開かる。(二八) 三中全會終る。

一九四一年

一月 (四) 新四軍皖南部隊は安徽涇縣南方茂林に於て重慶軍第四十師を攻撃す。所謂「皖南事變」發端なり。(二二) 第三聯區司令長官顧祝同新四軍を解散し、軍長葉挺を捕縛。(二五) 毛澤東「新民主主義論」發表。(二七) 重慶軍委會通令を以て新四軍番號を取消し、葉挺を軍法に附し、項英以下に逮捕令を發す。(二八) 「新華日報」紙上に周恩來の國共合作繼續を希望の論文出づ。但し偽作なり。(二〇) 中共軍委會陳毅を新四軍長代理、張雲逸を副軍長に任命。(二七) 蔣介石新四軍事件に關し演説。(下旬) 中共發言人新四軍事件に關し聲明。中共東路委同上。

二月 (二五) 毛澤東等國民參政會秘書處に宛て善後辦法十二箇條を打電。(二八) 延安より新四軍各師軍政負責人を委任命令。

三月 (一一) 國民參政會第二屆第一次大會。(二) 鄧穎超・董必武、國民參政會秘書處に臨時解決辦法十二箇條を提出。「江進日報」紙上に劉少奇「蘇中目前の形勢と任務」發表。(六) 國民參政會大會第六次會議に於いて、蔣介石重慶政府の對新四軍事件態度を演説。國民參政會毛澤東等中共系參政員の出席を促す二決議案を採擇。(二四) 重慶國民黨五屆八中全會開かる。(二五) 國共調整の特種委員會設立。(日附不明) 新四軍小冊子「中國革命と中國共產黨」頒布。

四月 (二三) 日蘇中立條約調印。(二四) 中共は日蘇中立條約成立のため毛澤東、朱德、彭德懷等二十數名の首腦部會議を延安に召集し、(一) 對外宣傳綱領案、(二) 蘇浙皖三省黨政軍組織行政計劃案、(三) 陝甘寧邊區政府組織法、(四) 農工銀行組織法、(五) 陝甘寧邊區建軍問題、(六) 全國宣傳組織方案、(七) 華英對蘇派遺案等を決議したといはれる。(二六) 中共中央は日蘇中立條約の成立に關する聲明を發表。(二九) 「新華日報」社説を以て日蘇中立條約論評、蘇聯の援華政策に變更無しと論ず。(日附不明) 豫鄂邊區軍政聯合第二代表大會開會。

五月 (二) 陝甘寧邊區政府頒領及び「經濟技術工作の參加指令」を中共中央より發出。(五) 中共宣「反日汪工作指示」。(二五) 晉察冀各界抗日救國聯合總會、北嶽區阜平縣方面に開會。(二〇) 重慶大公報は、日本軍の中原作戰に共產軍が國軍と協同せざりしを責難。(二二) 周恩來の「大公報」に致すの書「發表。以後兩黨間に應酬數文。(日附不明) 新四軍「銅鈔課本」配布。新四軍「僑軍工作の展開」に關する指示。

六月 (一) 陳毅、劉少奇より皖南事變後の新四軍狀況報告。(二一) 前方總校では晉察冀邊區の黎城方面に於て抗日軍政大學五週年紀念大會開催。(二五) 「解放日報」紙上に日米關係の微妙なる動きを論評。(二二) 獨蘇戰爭勃發。(二三) 中共中央「反ファシズム國際統一戰線」に關する決議發表、中共の支那に於ける任務として、(イ) 抗日民族統一戰線を堅持し、國共合作を堅持し、ファシズム日本を中國より驅逐し依つて以て蘇聯を援助すべし、(ロ) 大資產階級の反動分子に對しては如何なる反蘇反共の活動も之に反抗すべし、(ハ) 外交上英米及びその他一切の反獨伊日ファシズム國家人士と聯合し、敵人に共同反對すべし。「解放日報」は「獨軍蘇聯進攻の罪惡」なる社説掲載。(二四) 周恩來



は「新華日報」紙上に「人類の公敵暴虐なるファシズムを粉砕すべし」と題する論文を掲載。(二六)「解放日報」社説「反ファシズム國際統一戰線闘争のために訴ふ」。(二九)「解放日報」紙上に「蘇聯必勝獨逸必敗」論現る。

七月 (一) 中共中央、黨性強化に関する決定を發出。所謂「三風整頓運動」の發端なり。(七) 中共七・七四週年宣言。蔣介石「友邦人士に告ぐる書」全國軍民に告ぐる書發表。「解放」に高崗の「抗戰四年來我甘寧邊區建設」發表。(二七) 新四軍「大衆報」紙上に「江南同胞に告ぐる書」發表。(一八) 近衛第三次內閣成立。(一九) 新四軍「敵偽の情勢陰謀を粉砕するため」十不「十要」運動を實行すべし發表。(二七)「解放日報」に「活路と迷宮」掲載。蘇北行委の「抗戰軍人家族優待暫行條例」發布。○ 本月は特に新四軍に依る反瀋陽瀋陽瀋陽著なり。(日附不明) 第二期邊區參議會に於て毛澤東「關門主義に反對す」口演。八月(一) 中共中央「調査研究に関する決定」發出。(二) 周恩來公論文集「論蘇聯戰爭及其他」香港にて出版。(三) 羅瑞卿「對敵闘争の原則問題」を「前線」報に發表。(三〇)「晉察冀邊區施政綱領」公布。

九月 (一) 淮北蘇皖邊區行政公署設置。(日附不明) 淮北蘇皖邊區より「敵偽軍偽組織工作者の投降保護辦法」公布。
十月 (一) 東條内閣成立。(二) 梁興初「敵の糧食政策を粉砕すべし」を「淮海報」に發表。(日附不明) 國共合作に関する指示發表。
十一月 (一) 延安に「第二次陝甘寧邊區參議會」開催。黨内宗派主義彈壓。(二) 七一六國民參政會二屆二次大會。
(日附不明) 無錫縣より「漢奸告發獎勵條例」及び「戰時漢奸懲罰暫行條例」公布。
十二月 中共中央「幹部學校に関する決定」發出。(八) 大東亞戰爭勃發。(九) 中共中央指示「太平洋反日統一戰線」
○(日附不明) 中共北方局書記楊尚昆、黨校に於て「抗日根據地の強化と其の各種基本政策」講義。

一九四二年

一月 (日附不明) 蘇中軍區及び公署より「反正獎勵優待辦法」公布。新四軍淮南蘇皖邊區より「敵偽軍偽組織工作者の投降保護辦法」公布。「匪偽自新暫行條例」公布。薛暮橋「屬議長と共產主義を論ず」執筆。「津浦路東各縣縣防辦事處」改組。「淮南蘇皖邊區行政公署」成立。
二月 (一) 毛澤東延安黨校開學式に「學風、黨風、文風の整頓」を講演。(九) 毛澤東宣傳工作會議に於て「黨八股に反對す」(黨八股の八大罪狀)を演説。(二八) 中共中央「現職幹部教育に関する決定」發出。(日附不明) 豫東區「偽軍反正暫行條例」公布。

三月 (二七) 毛澤東「學習改造に関する報告」を延安に於て行ふ。(日附不明) 中共華中局擴大會議。(下旬より四月上旬)豫鄂邊區第一次人民代表大會開催。

四月 (三) 中共中央宣傳部「延安に於ける中央決議の討論及び毛澤東同志の三風整頓報告に関する決定」。(日附不明) 淮北蘇皖邊區行政公署より「基層政權改造に関する宣傳大綱」發出。蘇中軍政黨委員會擴大會議開催「財政經濟工作に関する方針」等決定。

五月 (一) 淮南蘇皖邊區「過去二年來の政權工作の回顧」を同公署副主任汪道涵「新路東」に掲載。(八) 新四軍第五師より「新日反共派が日寇と結託し、抗戰に違背し害をなしたる罪惡行為に抗議する書」發表。(日附不明) 蘇北行政委員會を改組、蘇中行政公署成立。中共華中局より各級黨部に對し「反主觀主義、宗派主義、及中央の決議討論に関する通知」を密發。(日附不明) 淮北蘇皖邊區「基層政權改造宣傳大綱」發出。

六月 (日附不明) 蘇中區より「偽軍漢奸反正條例」公布。淮海區行政督察專員公署改組「淮海區行政公署」成立。新四軍第五師より「鄂東の反共内戰の停止を提議し、鄂東保安隊全體の兵士に敬告するの書」發表。

七月 (一) 中共成立二十一週年紀念日に朱德は「中共黨員數八十萬あり」と報告。(七) 中共中央「爲抗戰五週年紀念宣言」。(二) 米特使カリー「蔣介石と會見」。(四) 新四軍第五師より「反共派が國に導し民族に與へたる罪惡行為に對し嚴重に抗議する書」其他を發表。(二五) 周恩來除名議言。(日附不明) 蘇中區江高行署改組「蘇中區第一行政督察專員公署」成立。

八月 (一) 重慶「新華日報」周恩來の除名説を否定し、周の功績賞揚。
十月 (一九) 中共高級幹部大會開催。爾來三ヶ月に亘り、邊區黨の歴史的教育問題、當面の任務問題を審議解決。(三三)「晋察冀日報」社説「日本の鐵蹄下より宗教を解放せよ」。

一九四三年

一月 (八) 解放日報社説「各自其の才能を盡すべし」。(九) 解放日報社説「度赤軍の冬季攻勢を論ず」。(一一) 特種廢除に関する米英と重慶との條約締結。陝甘寧邊區參議會駐會委員會第十次會議開催。(二三) 解放日報社説「汪精衛の醜態」。(二四) 解放日報社説「中米、中英新條約」

約。(一五)陝甘寧邊區軍政民關係調整並に革命秩序維持に關する暫行辦法及び陝甘寧邊區連亡及び休戰後未歸隊戰士をして歸隊せしむる暫行辦法を第十八集團軍後方留守處より公布。日本人民解放聯盟成立。豫鄂邊區委「本年度開年方針」發出。(一八)解放日報社「延安縣經濟建設の總括」林伯渠「軍隊擁護熱を昂揚し、軍隊擁護工作を強化すべし」を解放日報に發表。(一九)「新華日報」社説「日本軍重大危機に直面」。(二五)中共中央「中英・中米間不平等條約廢除慶祝に關する決定」。(二九)新華日報に「新四軍第四師彭雪楓部過去一年間戰果」發表。

二月 (一)解放日報社「中國共產黨と不平等條約廢棄」。(五)華北朝鮮革命軍政學校設立。(六)解放日報社「團結の力量」。(七)賀龍「擁護農民運動の展開」を解放日報に發表。(九)鄧發「生産増加と趙占魁運動の展開」を解放日報に發表。(一三)解放日報社「延安南區合作社本年度工作計劃」。(二三)朱德「蘇聯赤軍創設記念日」に赤軍の大勝利を祝すを解放日報に發表。(二四)葉劍英「軍事教育に對する革命の實行」を解放日報に發表。

三月 (八)國際無產階級日に際し中共中央より婦女工作方針指示。(一)朱德「朝鮮人民よ、統一戰線を設定せよ」を解放日報に發表。(四)解放日報社「高級幹部會議と整風運動」。(七)解放日報社「退役軍人の生産参加」。(八)解放日報社「婦女工作の新方向」。(一〇)解放日報社「晉察冀邊區參議會の獲得せる成功」。(一一)蔣介石「中國之命運」發表發賣。解放日報社「決戰準備の敵國議會」。「孫中山先生十八週忌を記念し、國共合作の強化を提唱す」。(一四)日本專管租界を返還。(一五)中共中央「抗日根據地各級婦女委員會組織工作條例」公布。

四月 (二七)高崗「春耕運動に於ける指導不足の克服」を解放日報に發表。(二九)解放日報社「獨蘇決戰の時期迫る」。(三〇)朱德「革命軍隊管理の原則」を解放日報に發表。(二六)解放日報社「ファシストの新陰謀と敵内閣の改造」故劉志丹同志の革命史略。(二八)解放日報社「敵偽の動向」。

五月 (五)解放日報社「現下に於ける中國思想界の中心任務」。(六)解放日報社「對支新政策の真相」半月の軍事狀況。(九)朱德「革命軍事の建設」を解放日報に發表。(一〇)解放日報社「北阿同盟軍の大勝」。(一四)解放日報社「黨の指導一元化と三制政策」。(一五)コミンテルン解放決議。

六月 (一)中共路西地委より「關於吳滿有方向問題」我等對於根據地內富農經濟的政策」發出。(一〇)晉察冀邊區の統一票推選を同政府編「邊區政報」に發表。(二二)解放日報社「合作社事業經營に關する諸問題」。(二八)解放日報社「中國共產黨と中華民族」。(二九)解放日報社「コミンテルン解放を再論す」。

七月 (一)朱德「我等に勝利獲得の方法有り」を解放日報に發表。(二)中共中央「抗戰六週年紀念宣言」發出。羅榮臻「敵後六年の收獲」を解放日報に發表。(三)彭德懷「我等は如何にして華北六年の抗戰を堅持し來つたか」を解放日報に發表。(四)解放日報社「黨二十二年週年及抗戰六週年を記念する毛澤東の演説」陳毅「華中に於ける新四軍」を解放日報に發表。(六)解放日報社「山東は山東人の手に、其の責任は他の轉移するを許されず」高崗「二層の生産擴充を期りて七七抗戰六週年を記念すべし」を解放日報に發表。(七)中共中央「抗戰六週年紀念宣言」朱德より蔣介石等に宛て、團結の強化と内戰の回避を電請。朱德「七七七誌感」發表。(八)蕭勁光より重慶將領へ通電。(九)朱德より胡宗南に密電、延安民衆大會通電。解放日報社「内戰を制止して危機を救ふべし」。(一〇)解放日報社「延安民衆抗戰六週年紀念大會暨して内戰反對示威大會と化す」。「同大會に於ける朱德の演説」。「同賀龍の演説」。「同高崗の演説」。「同邊區副主席李鼎銘の演説」。「同劉少奇の演説」。(一一)解放日報社「全體人民を動員し邊區に進軍し來れる反動派を擊退すべし」。(一二)解放日報社「國民黨を糾彈す」。(一三)賀龍等より蔣介石に密電。葉邦憲「毛澤東の旗の下に中國共產黨防衛の爲に戦へ」を解放日報に發表。「國內のファシズム宣傳を根絶すべし」。(一五)晉察冀邊區文化界通電。林楓「敵後抗戰を堅持しつゝある晉西北根據地」を解放日報に發表。新四軍軍長陳毅等の「新四軍全軍に對する政治動員令」發出。(一六)關中分區民衆の擴兵要請電。王稼祥「中國共產黨と中國民族解放の途」を解放日報に發表。(一八)解放日報社「晉察冀邊區民衆内戰制止大會通電」。「益々内戰危機の消滅に努めよ」。「吳滿有等の戰術準備」。(一九)解放日報社「續抗戰の通電」。(二二)陳伯達「中國之命運批判」を解放日報に發表。(二七)解放日報社「時局を論ず」。



八月 (一)解放日報社「國民黨反動派の抗日根據地破壊の罪行一斑」 范文瀾「誰が革命を行ひ何を革命するか」 「フアンシズム最後の日」 (七) 解放日報社「半月來の軍事情勢」 (八) 解放日報社「周恩來の演説」 (一〇) 解放日報社「那素委員の遺言」 (一一) 呂振羽「國共兩黨と中國の前途」を解放日報に發表 (二五) 艾思奇「中國の前途」は極端なる唯心論的愚民哲學なり」を解放日報に發表 (二六) 解放日報社「國民政府に對し軍紀軍令の肅正を要求す」 (二七) 解放日報社「魯南の反共軍」 (二八) 解放日報社「重慶より伊太利を見よ」 「蔣介石は袁世凱の再版なり」 「半箇月の國際情勢」 (二四) 解放日報社「國共兩黨の抗戰成績の比較並に共產黨の反撃せる全敵軍の概況」 (二七) 解放日報社「共產黨なかりせば中國なし」 (三三) 解放日報社「國民黨は眞に秦檜たらんことを願ふや」 (日附不明) 新四軍より「華中根據地同胞に告ぐるの書」發出

九月 (一) 解放日報社「國民黨の反動新聞政策」 「大後方農村經濟破壞の慘狀」 (二) 解放日報社「大後方文化教育界の窮狀」 (七) 解放日報社「大後方工業界の衰落」 「延安青年代表團の國際青年デー記念大會に際し國民政府及國民黨中央委員會に寄せたる電報」 (九) 伊太利無條件降伏 (一〇) 解放日報社「延安青年團代表の國際青年デー記念大會に際し各國青年に宛てたる電報」

十月 (一) 中共中央「減租 生産 擁政 愛民」 及十大政策宣傳に關する指示」發出 (七) 朱德「蘇聯十月革命記念日を慶祝す」を解放日報に發表 (一九) 解放日報社「北嶽區に於ける『反掃蕩』戰の狀況」 (二〇) 解放日報社「中國は偉大なる孫中山の精神を以て自己の歴史的目標に邁進しつゝある」 (二二) 邢嘯棠「國民黨の任務は何であるかを解放日報に發表」 (二九) 解放日報社「新四軍と蘇南民衆」 (二九) 三〇) モスクワに於て三國外相會議 (日附不明) 中共中央現段階に於ける中國文藝運動に對する基本方針決定 中共華中局より生産運動の展開に關する指示發出

十一月 (一) 解放日報社「革命記念日に於けるソ聯共產黨の標語」 (六) 解放日報社「莫斯科會議の偉大なる成功を祝して」 (七) 解放日報社「十月革命記念會席上に於ける毛澤東の演説」 「黨の文藝政策執行に關する中共中央の決定」 (一〇) 解放日報社「東條首相の意圖」 (一二) 解放日報社「革命記念日に於けるスターリンの命令」 (一五) 解放日報社「大衆的減租運動を展開せよ」 (二二) 二五) カイロ會議に蔣介石出席

一九四四

十二月 (一) テヘラン會議 (二) 中共淮北蘇皖區黨委機關紙「拂曉報」第五百號發行 (九) 廣東省偽主席李漢魂「瓊崖國共は速かに合作して民族統一戰線の強化を圖り、瓊人一致して敵人を驅逐すべし」と警告 (日附不明) 淮北邊區各縣々長聯席會議開催 新四軍第四師、淮北蘇皖邊區軍政政治、淮北蘇皖邊區行政公署連名にて民兵自衛隊の整備命令 (二四) 一四四・一・一〇) 陝甘寧邊區政府第四次委員會開催

一月 (一) 中共中央「致軍民書」發出 解放日報年頭の辭一九四四年はナチス滅亡の年なり」 晉察冀邊區より「擁軍公約」と「擁政愛民公約」發出 (三) 重慶に於て憲政座談會開催 中共より董必武出席 (二五) 延安に「日本人民解放聯盟準備會」成立 (二六) 二四) 晉察冀邊區政府並に同抗聯會の共同主催にて邊區擴大經濟會議開催 (日附不明) 中共中央華中局より「擁政愛民と擁軍運動の展開に關する指示」發出

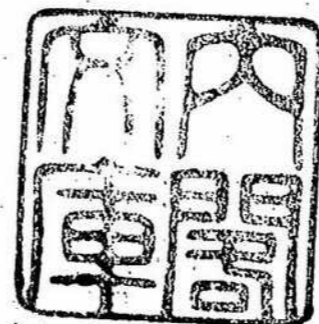
二月 (一) 延安に「日本人民解放聯盟」成立 (二八) 華北朝鮮獨立同盟本部より「三・一記念日」を期して積極的宣傳運動展開を指令 (二) 外人記者團中共地區觀察旅行を蔣介石許可す (二七) 延安新華社電 吳玉章「抗戰建國には眞正の憲政實施が基本條件なり」と發表 林伯渠「憲政實施の明確なる進路を指摘す」 (二九) 三三) 晉察冀邊區英蘇英雄大會開催

三月 (一) 第十八集團軍總政治部宣傳部より「蘇聯の軍事宣傳と我等の軍事宣傳」なる一文發表 (四) 延安新華社電 二二七) 延安に「憲政促進座談會」開催され 吳玉章は憲政政策の撤回、言論出版の自由、地方自治の承認を力説したと (二五) 周恩來「憲政と團結問題」を解放日報に發表 (二九) 解放日報社「最近に於ける憲政運動の概況」

四月 (四) 一三) 中共全國黨務政治聯席會議を延安に開催 (二五) 陝甘寧邊區文化建設者會議延安に開催 (二九) 中共西北局高幹會に「軍隊の政治工作に關する問題」報告 (二〇) 解放日報社「日本の最近に於ける動態」

五月 (一) 大衆報社「膠東軍民の反封鎖闘争の勝利を祝す」 (四) 陝甘寧邊區の「教育英雄運動」開始 解放日報に「日本人民解放聯盟日本軍隊研究會の『正に敗壞しつゝある日本軍隊』を發表」 (七) 延安に衛生會議開催

六月 (九) 外人記者團延安着 (二〇) 米國閣大統領ウオレス重慶着



大東亞資料既刊目録

- 第一號 外蒙古解説
- 第二號 重慶政權の抗戦力
- 第三號 中國の命運(蔣介石原著)
- 第四號 緬甸事情綱要
- 第五號 亞細亞の烽火(エドガア・スノウ原著)
- 第六號 大東亞戦争とアメリカニグロ
- 第七號 支那の食糧問題(長野剛撰)
- 第八號 重慶政權の内情
- 第九號 四海一家(ウイスキー原著)
- 第一〇號 中國年鑑(重慶國際事情研究所編)